

鎌ヶ谷市地域防災計画

【改訂案】

新旧対照表

※ 誤字脱字の修正、表現の変更、書式の変更、時点のみの修正、内容の変更を伴わない軽微な変更及び資料編の修正は新旧対照表への掲載を省略しています。

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

修正前			修正後																												
頁			頁																												
総	1	■鎌ヶ谷市地域防災計画の構成 <table><thead><tr><th>構 成</th><th>内 容</th></tr></thead><tbody><tr><td>第 1 編 総則</td><td>計画の方針、計画の基本的な考え方、防災関係機関の事務又は業務の大綱、市民及び事業所等の責務、防災環境</td></tr><tr><td>第 2 編 地震編</td><td>総則、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画 附編：東海地震に係る周辺地域としての対応計画</td></tr><tr><td>第 3 編 風水害等編</td><td>総則、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画</td></tr><tr><td>第 4 編 大規模事故編</td><td>総則、大規模火災等対策、公共交通等事故対策、放射性物質事故対策</td></tr><tr><td>資料編</td><td>条例、各種資料、様式等</td></tr></tbody></table>	構 成	内 容	第 1 編 総則	計画の方針、計画の基本的な考え方、防災関係機関の事務又は業務の大綱、市民及び事業所等の責務、防災環境	第 2 編 地震編	総則、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画 附編：東海地震に係る周辺地域としての対応計画	第 3 編 風水害等編	総則、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画	第 4 編 大規模事故編	総則、大規模火災等対策、公共交通等事故対策、放射性物質事故対策	資料編	条例、各種資料、様式等	総	1	■鎌ヶ谷市地域防災計画の構成 <table><thead><tr><th>構 成</th><th>内 容</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="4">本編</td><td>第 1 編 総則</td><td>計画の方針、計画の基本的な考え方、防災関係機関の事務又は業務の大綱、市民及び事業所等の責務、防災環境</td></tr><tr><td>第 2 編 地震編</td><td>総則、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画 附編：東海地震に係る周辺地域としての対応計画</td></tr><tr><td>第 3 編 風水害等編</td><td>総則、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画</td></tr><tr><td>第 4 編 大規模事故編</td><td>総則、大規模火災等対策、公共交通等事故対策、放射性物質事故対策</td></tr><tr><td colspan="2">資料編</td><td>条例、各種資料、様式等</td></tr></tbody></table>	構 成	内 容	本編	第 1 編 総則	計画の方針、計画の基本的な考え方、防災関係機関の事務又は業務の大綱、市民及び事業所等の責務、防災環境	第 2 編 地震編	総則、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画 附編：東海地震に係る周辺地域としての対応計画	第 3 編 風水害等編	総則、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画	第 4 編 大規模事故編	総則、大規模火災等対策、公共交通等事故対策、放射性物質事故対策	資料編		条例、各種資料、様式等
構 成	内 容																														
第 1 編 総則	計画の方針、計画の基本的な考え方、防災関係機関の事務又は業務の大綱、市民及び事業所等の責務、防災環境																														
第 2 編 地震編	総則、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画 附編：東海地震に係る周辺地域としての対応計画																														
第 3 編 風水害等編	総則、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画																														
第 4 編 大規模事故編	総則、大規模火災等対策、公共交通等事故対策、放射性物質事故対策																														
資料編	条例、各種資料、様式等																														
構 成	内 容																														
本編	第 1 編 総則	計画の方針、計画の基本的な考え方、防災関係機関の事務又は業務の大綱、市民及び事業所等の責務、防災環境																													
	第 2 編 地震編	総則、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画 附編：東海地震に係る周辺地域としての対応計画																													
	第 3 編 風水害等編	総則、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画																													
	第 4 編 大規模事故編	総則、大規模火災等対策、公共交通等事故対策、放射性物質事故対策																													
資料編		条例、各種資料、様式等																													
総	3	1 要配慮者の視点 高齢者（特に、ひとり暮らし、要介護等の高齢者）、視覚障がい者、聴覚・言語障がい者、肢体不自由者、内臓機能障がいなどの内部障がい者、知的障がい者、発達障がい者、精神障がい者、難病患者等、乳幼児、妊産婦、外国人などの要配慮者は、それぞれの特性により、情報の支障、危険回避行動における支障、移動行動における支障、生活又は適応における支障など、避難行動や避難生活に関して様々な支障をかかえており、災害による被害を多く受ける傾向にある。 （略）	総	4	1 要配慮者の視点 高齢者（特に、ひとり暮らし、要介護等の高齢者）、視覚障がい者、聴覚・言語障がい者、肢体不自由者、内臓機能障がいなどの内部障がい者、知的障がい者、発達障がい者、精神障がい者、難病患者等、乳幼児、妊産婦、外国人などの要配慮者は、それぞれの特性により、情報伝達の支障、危険回避行動における支障、移動行動における支障、生活又は適応における支障など、避難行動や避難生活に関して様々な支障をかかえており、災害による被害を多く受ける傾向にある。 （略）																										
総	8	1 2 東京管区気象台（銚子地方気象台） （1）気象、地象、水象に伴う災害に対する気象資料の提供に関すること （2）気象、地象（地震にあつては、地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の発表・<u>通報に関すること</u> <u>（3）災害発生時における気象観測資料の提供に関すること</u>	総	9	1 2 東京管区気象台（銚子地方気象台） （1）気象、地象、<u>地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。</u> （2）気象、地象（地震にあつては、<u>発生した断層運動による</u>地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の<u>防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。</u> <u>（3）気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。</u> <u>（4）地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。</u> <u>（5）防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</u>																										
総	9	1 東日本<u>電信電話</u>株式会社、株式会社<u>エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u>及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	総	10	1 <u>NTT</u>東日本株式会社、株式会社<u>NTT</u>ドコモ及び<u>NTTドコモビジネス</u>株式会社																										

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

修正前			修正後										
総	22	5 東京電力パワーグリッド株式会社 (1) 略 (2) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること	総	11	5 東京電力パワーグリッド株式会社 (1) 略 (2) 被災電力供給施設の応急対策と災害復旧に関すること								
総	22	7 日本郵便株式会社 (鎌ヶ谷郵便局)	総	11	7 日本郵便株式会社								
総	11	2 京成電鉄株式会社、新京成電鉄株式会社、東武鉄道株式会社及び北総鉄道株式会社 (1) 鉄道施設等の保全に関すること (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること (3) 帰宅困難者対策に関すること	総	12	2 京成電鉄株式会社、東武鉄道株式会社及び北総鉄道株式会社 (1) 鉄道施設等の保全に関すること (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること (3) 帰宅困難者対策に関すること								
総	14	市民は、被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害への備えを行うとともに、災害発生時には、住民自らが隣近所、地域で協力し合い行動できるよう、地域コミュニティの形成に努める。	総	15	市民は、被害の拡大防止や軽減を図るため、「自らの命は自ら守る」という意識を持ち、平常時から災害への備えを行うとともに、災害発生時には、住民自らが隣近所、地域で協力し合い行動できるよう、地域コミュニティの形成に努める。								
総	14	■市民の責務 <table><tr><th>平常時の備え</th><th>災害時の対策</th></tr><tr><td>① 避難の方法及び家族との連絡方法（家庭の避難計画）の確認 ② 飲料水や食料の備蓄（最低3日、推奨1週間分）、救急用品等の非常持出品の準備 ③ 近隣との相互協力関係の形成 ④ 災害危険区域等、地域における災害危険性の把握 ⑤ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術の習得 ⑥ 要配慮者への配慮 ⑦ 自主防災組織の結成 ⑧ 住宅の耐震診断・耐震改修、家具の転倒防止等の対策 ⑨ 気象警報等発表時や避難指示等発令時に取るべき行動の確認 ⑩ 避難場所等及び避難経路等の確認並びに徒歩による帰宅経路の確認 ⑪ 過去の災害から得られた教訓の伝承</td><td>① 地域における被災状況の把握 ② 近隣の負傷者、要配慮者の救助 ③ 初期消火活動等の応急対策 ④ 避難場所での自主的防災活動 ⑤ 防災関係機関の活動への協力 ⑥ 自主防災組織の活動 ⑦ 災害廃棄物の排出時の分別の徹底</td></tr></table>	平常時の備え	災害時の対策	① 避難の方法及び家族との連絡方法（家庭の避難計画）の確認 ② 飲料水や食料の備蓄（最低3日、推奨1週間分）、救急用品等の非常持出品の準備 ③ 近隣との相互協力関係の形成 ④ 災害危険区域等、地域における災害危険性の把握 ⑤ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術の習得 ⑥ 要配慮者への配慮 ⑦ 自主防災組織の結成 ⑧ 住宅の耐震診断・耐震改修、家具の転倒防止等の対策 ⑨ 気象警報等発表時や避難指示等発令時に取るべき行動の確認 ⑩ 避難場所等及び避難経路等の確認並びに徒歩による帰宅経路の確認 ⑪ 過去の災害から得られた教訓の伝承	① 地域における被災状況の把握 ② 近隣の負傷者、要配慮者の救助 ③ 初期消火活動等の応急対策 ④ 避難場所での自主的防災活動 ⑤ 防災関係機関の活動への協力 ⑥ 自主防災組織の活動 ⑦ 災害廃棄物の排出時の分別の徹底	総	15	■市民の責務 <table><tr><th>平常時の備え</th><th>災害時の対策</th></tr><tr><td>① 避難の方法及び家族との連絡方法（家庭の避難計画）の確認 ② 飲料水や食料の備蓄（最低3日、推奨1週間分）、救急用品等の非常持出品の準備 ③ 近隣との相互協力関係の形成 ④ 災害危険区域等、地域における災害危険性の把握 ⑤ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術の習得 ⑥ 要配慮者への配慮 ⑦ 自主防災組織の結成 ⑧ 住宅の耐震診断・耐震改修、家具の転倒防止等の対策 ⑨ 気象警報等発表時や避難指示等発令時に取るべき行動の確認 ⑩ 避難場所等及び避難経路等の確認並びに徒歩による帰宅経路の確認 ⑪ 過去の災害から得られた教訓の伝承</td><td>① 地域における被災状況の把握 ② 近隣の負傷者、要配慮者の救助 ③ 初期消火活動等の応急対策 ④ 自宅が安全であれば在宅避難 ⑤ 避難場所での自主的防災活動 ⑥ 防災関係機関の活動への協力 ⑦ 自主防災組織の活動 ⑧ 災害廃棄物の排出時の分別の徹底</td></tr></table>	平常時の備え	災害時の対策	① 避難の方法及び家族との連絡方法（家庭の避難計画）の確認 ② 飲料水や食料の備蓄（最低3日、推奨1週間分）、救急用品等の非常持出品の準備 ③ 近隣との相互協力関係の形成 ④ 災害危険区域等、地域における災害危険性の把握 ⑤ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術の習得 ⑥ 要配慮者への配慮 ⑦ 自主防災組織の結成 ⑧ 住宅の耐震診断・耐震改修、家具の転倒防止等の対策 ⑨ 気象警報等発表時や避難指示等発令時に取るべき行動の確認 ⑩ 避難場所等及び避難経路等の確認並びに徒歩による帰宅経路の確認 ⑪ 過去の災害から得られた教訓の伝承	① 地域における被災状況の把握 ② 近隣の負傷者、要配慮者の救助 ③ 初期消火活動等の応急対策 ④ 自宅が安全であれば在宅避難 ⑤ 避難場所での自主的防災活動 ⑥ 防災関係機関の活動への協力 ⑦ 自主防災組織の活動 ⑧ 災害廃棄物の排出時の分別の徹底
平常時の備え	災害時の対策												
① 避難の方法及び家族との連絡方法（家庭の避難計画）の確認 ② 飲料水や食料の備蓄（最低3日、推奨1週間分）、救急用品等の非常持出品の準備 ③ 近隣との相互協力関係の形成 ④ 災害危険区域等、地域における災害危険性の把握 ⑤ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術の習得 ⑥ 要配慮者への配慮 ⑦ 自主防災組織の結成 ⑧ 住宅の耐震診断・耐震改修、家具の転倒防止等の対策 ⑨ 気象警報等発表時や避難指示等発令時に取るべき行動の確認 ⑩ 避難場所等及び避難経路等の確認並びに徒歩による帰宅経路の確認 ⑪ 過去の災害から得られた教訓の伝承	① 地域における被災状況の把握 ② 近隣の負傷者、要配慮者の救助 ③ 初期消火活動等の応急対策 ④ 避難場所での自主的防災活動 ⑤ 防災関係機関の活動への協力 ⑥ 自主防災組織の活動 ⑦ 災害廃棄物の排出時の分別の徹底												
平常時の備え	災害時の対策												
① 避難の方法及び家族との連絡方法（家庭の避難計画）の確認 ② 飲料水や食料の備蓄（最低3日、推奨1週間分）、救急用品等の非常持出品の準備 ③ 近隣との相互協力関係の形成 ④ 災害危険区域等、地域における災害危険性の把握 ⑤ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術の習得 ⑥ 要配慮者への配慮 ⑦ 自主防災組織の結成 ⑧ 住宅の耐震診断・耐震改修、家具の転倒防止等の対策 ⑨ 気象警報等発表時や避難指示等発令時に取るべき行動の確認 ⑩ 避難場所等及び避難経路等の確認並びに徒歩による帰宅経路の確認 ⑪ 過去の災害から得られた教訓の伝承	① 地域における被災状況の把握 ② 近隣の負傷者、要配慮者の救助 ③ 初期消火活動等の応急対策 ④ 自宅が安全であれば在宅避難 ⑤ 避難場所での自主的防災活動 ⑥ 防災関係機関の活動への協力 ⑦ 自主防災組織の活動 ⑧ 災害廃棄物の排出時の分別の徹底												

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

修正前			修正後		
頁			頁		
総			総	15	■ <u>非常持出品リスト</u> <u>避難するときに持ち出す最小限の必需品を持出袋にまとめ準備しておく、持出袋が重すぎると避難に支障がでるので必要最低限のものとまとめ、すぐ取り出せるところに保管しておく。</u> <u>【常に準備しておくものの一例】</u> <u>ヘルメット、懐中電灯、携帯ラジオ、予備電池、非常食、水、応急医薬品、普段使用している薬、生活用品（衣類、タオル、簡易トイレなど家族構成にあった生活用品）</u> <u>【非常時に非常持出し品とあわせて持ち出すものの一例】</u> <u>貴重品（預金通帳、マイナンバーカード、免許証、お薬手帳など）</u>
総	16	2 気象 本市の年平均気温は<u>15.4℃</u>（平成<u>11</u>年から令和<u>3</u>年の平均値）である。<u>今までの最高気温は、昭和46年に記録した39.0℃、最低気温は昭和50年、53年に記録した－9.0℃である。</u> 年間降水量は<u>1,241.3mm</u>（平成<u>11</u>年から令和<u>3</u>年の平均値）で、全国的に見ても雨量が少ない方である。特に冬季は乾燥した晴天の日が続く。	総	17	2 気象 本市の年平均気温は<u>15.5℃</u>（平成<u>14</u>年から令和<u>6</u>年の平均値）である。年間降水量は<u>1,232.2mm</u>（平成<u>14</u>年から令和<u>6</u>年の平均値）で、全国的に見ても雨量が少ない方である。特に冬季は乾燥した晴天の日が続く。 <u>【観測場所：鎌ヶ谷消防署】</u>
総	17	1 人口と世帯数 本市の人口と世帯数は、<u>令和4年10月1日現在、109,696人、51,532世帯</u>（住民基本台帳人口）である。 人口は、昭和30年代後半から、都市化に伴い増加を続け、平成8年12月には10万人を越えている。一世帯当たりの人口は約<u>2.1人</u>で、都市化とともに、核家族化も進行している。 年齢別人口構成では、<u>令和4年10月1日現在</u>、15歳未満が約<u>12.1%</u>、15歳以上65歳未満が約<u>59.3%</u>、65歳以上が約<u>28.6%</u>となっている。	総	18	1 人口と世帯数 本市の人口と世帯数は、<u>令和7年10月1日現在、110,034人、53,786世帯</u>（住民基本台帳人口）である。 人口は、昭和30年代後半から、都市化に伴い増加を続け、平成8年12月には10万人を越えている。一世帯当たりの人口は約<u>2.0人</u>で、都市化とともに、核家族化も進行している。 年齢別人口構成では、<u>令和7年10月1日現在</u>、15歳未満が約<u>10.5%</u>、15歳以上65歳未満が約<u>61.2%</u>、65歳以上が約<u>28.3%</u>となっている。
総	17	2 土地利用 台地は畑、谷底は水田といった農業を中心とした土地利用がなされてきたが、都市化の進展により、南部ではほとんどが住宅地となっている。北部でも、旧集落や<u>新京成線</u>、幹線道路に沿った地域に住宅地が形成されている。市全体の土地利用は、<u>令和3年1月1日現在</u>、宅地が約<u>37.3%</u>、畑が約<u>20.1%</u>、山林が約<u>6.2%</u>、田が約<u>1.9%</u>、その他が雑種地等である。	総	18	2 土地利用 台地は畑、谷底は水田といった農業を中心とした土地利用がなされてきたが、都市化の進展により、南部ではほとんどが住宅地となっている。北部でも、旧集落や<u>京成松戸線</u>、幹線道路に沿った地域に住宅地が形成されている。市全体の土地利用は、<u>令和6年4月1日現在</u>、宅地が約<u>37.9%</u>、畑が約<u>19.5%</u>、山林が約<u>6.1%</u>、田が約<u>1.9%</u>、その他が雑種地等である。

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁			修正前	頁			修正後																												
総	17		3 交通 本市の主要な道路は、国道464号、主要地方道船橋我孫子線、主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線等であり、本市と周辺市とを結んでいる。 鉄道は、東武野田線、 <u>新京成線</u> 、北総線、成田スカイアクセス線が通っている。	総	18		3 交通 本市の主要な道路は、国道464号、主要地方道船橋我孫子線、主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線等であり、本市と周辺市とを結んでいる。 鉄道は、東武野田線、 <u>京成松戸線</u> 、北総線、成田スカイアクセス線が通っている。																												
総	17		4 ライフライン 本市の上水道は、昭和46年に県企業局により供用が開始され、給水人口は約 <u>8.4</u> 万人、普及率は約 <u>77.0</u> %（ <u>令和2年3月31日現在</u> ）である。 下水道は、昭和59年より供用を開始し、 <u>令和2年3月31日現在</u> 、処理区域人口は約 <u>7.5</u> 万人、普及率は約 <u>68.0</u> %であり、整備途上にある。 ガスは、京葉瓦斯(株)及び戸別プロパンガス、電力は、東京電力パワーグリッド(株)によって供給されている。	総	18		4 ライフライン 本市の上水道は、昭和46年に県企業局により供用が開始され、給水人口は約 <u>8.4</u> 万人、普及率は約 <u>76.8</u> %（ <u>令和7年3月31日現在</u> ）である。 下水道は、昭和59年より供用を開始し、 <u>令和7年3月31日現在</u> 、処理区域人口は約 <u>7.9</u> 万人、普及率は約 <u>72.4</u> %であり、整備途上にある。 ガスは、京葉瓦斯(株)及び戸別プロパンガス、電力は、東京電力パワーグリッド(株)によって供給されている。																												
地	2-1		◆項目と実施担 <table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>実施担当</th></tr><tr><th>(略)</th><th>(略)</th><th>(略)</th></tr><tr><td rowspan="6">第3 ライフライン施設 等の整備</td><td>1 上水道施設の整備</td><td rowspan="6">責 任 者：都市建設部長、消防長 担 当：下水道課、消防本部 関係機関：県企業局、京葉瓦斯(株) 東京電力パワーグリッド(株)、 東日本<u>電信電話</u>(株)、 (株)<u>エヌ・ティ・ティ</u>・ドコモ</td></tr><tr><td>2 下水道施設の整備</td></tr><tr><td>3 ガス施設の整備</td></tr><tr><td>4 電気施設の整備</td></tr><tr><td>5 電話施設の整備</td></tr><tr><td>6 危険物施設の整備</td></tr></table>	項 目		実施担当	(略)	(略)	(略)	第3 ライフライン施設 等の整備	1 上水道施設の整備	責 任 者：都市建設部長、消防長 担 当：下水道課、消防本部 関係機関：県企業局、京葉瓦斯(株) 東京電力パワーグリッド(株)、 東日本 <u>電信電話</u> (株)、 (株) <u>エヌ・ティ・ティ</u> ・ドコモ	2 下水道施設の整備	3 ガス施設の整備	4 電気施設の整備	5 電話施設の整備	6 危険物施設の整備	地	2-1		◆項目と実施担 <table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>実施担当</th></tr><tr><th>(略)</th><th>(略)</th><th>(略)</th></tr><tr><td rowspan="6">第3 ライフライン施設 等の整備</td><td>1 上水道施設の整備</td><td rowspan="6">責 任 者：都市建設部長、消防長 担 当：下水道課、消防本部 関係機関：県企業局、京葉瓦斯(株) 東京電力パワーグリッド(株)、 <u>N T T</u>東日本(株)、 (株)<u>N T T</u>ドコモ</td></tr><tr><td>2 下水道施設の整備</td></tr><tr><td>3 ガス施設の整備</td></tr><tr><td>4 電気施設の整備</td></tr><tr><td>5 電話施設の整備</td></tr><tr><td>6 危険物施設の整備</td></tr></table>	項 目		実施担当	(略)	(略)	(略)	第3 ライフライン施設 等の整備	1 上水道施設の整備	責 任 者：都市建設部長、消防長 担 当：下水道課、消防本部 関係機関：県企業局、京葉瓦斯(株) 東京電力パワーグリッド(株)、 <u>N T T</u> 東日本(株)、 (株) <u>N T T</u> ドコモ	2 下水道施設の整備	3 ガス施設の整備	4 電気施設の整備	5 電話施設の整備	6 危険物施設の整備
項 目		実施担当																																	
(略)	(略)	(略)																																	
第3 ライフライン施設 等の整備	1 上水道施設の整備	責 任 者：都市建設部長、消防長 担 当：下水道課、消防本部 関係機関：県企業局、京葉瓦斯(株) 東京電力パワーグリッド(株)、 東日本 <u>電信電話</u> (株)、 (株) <u>エヌ・ティ・ティ</u> ・ドコモ																																	
	2 下水道施設の整備																																		
	3 ガス施設の整備																																		
	4 電気施設の整備																																		
	5 電話施設の整備																																		
	6 危険物施設の整備																																		
項 目		実施担当																																	
(略)	(略)	(略)																																	
第3 ライフライン施設 等の整備	1 上水道施設の整備	責 任 者：都市建設部長、消防長 担 当：下水道課、消防本部 関係機関：県企業局、京葉瓦斯(株) 東京電力パワーグリッド(株)、 <u>N T T</u> 東日本(株)、 (株) <u>N T T</u> ドコモ																																	
	2 下水道施設の整備																																		
	3 ガス施設の整備																																		
	4 電気施設の整備																																		
	5 電話施設の整備																																		
	6 危険物施設の整備																																		
地	2-1		1 市街地の整備 住みよい市街地の形成及び機能的な都市活動の確保を目指すとともに、災害を最小限にくい止めるために、市街地開発事業等を基本として、地区計画制度や建築協定など地域の特性や実状に応じた都市づくりを推進する。 特に、新鎌ヶ谷駅周辺地区は、土地の高度利用に配慮しながら、市街地の無秩序な開発を防ぎ、避難路や延焼遮断帯となる道路、都市公園を整備するなど防災に配慮したまちづくりを推進 <u>する</u> 。 <u>また</u> 、初富駅周辺地区は、 <u>新京成線連続立体交差事業にあわせ</u> 必要な公共施設の整備を行う。	地	2-1		1 市街地の整備 住みよい市街地の形成及び機能的な都市活動の確保を目指すとともに、災害を最小限にくい止めるために、市街地開発事業等を基本として、地区計画制度や建築協定など地域の特性や実状に応じた都市づくりを推進する。 特に、新鎌ヶ谷駅周辺地区は、土地の高度利用に配慮しながら、市街地の無秩序な開発を防ぎ、避難路や延焼遮断帯となる道路、都市公園を整備するなど防災に配慮したまちづくりを推進 <u>し</u> 、初富駅周辺地区は、必要な公共施設の整備を行う。																												

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

修正前			修正後		
頁			頁		
地	2-6	6 危険物施設の整備 (3) 液化石油ガス施設 県の指導のもと、安全器具の普及促進等により消費設備の事故防止と震災時の二次災害を防ぎ、消費者の安全確保を図る。 また、大地震に際しては、被災地区において販売施設、充填所等の被害によりガスの円滑な供給が不能となる事態が予想されるので、他地域からの供給経路、応援態勢を（社）千葉県エルピーガス協会の組織を通じて整備し、供給の円滑と保安の確保を図る。	地	2-6	6 危険物施設の整備 (3) 液化石油ガス施設 県の指導のもと、安全器具の普及促進等により消費設備の事故防止と震災時の二次災害を防ぎ、消費者の安全確保を図る。 また、大地震に際しては、被災地区において販売施設、充填所等の被害によりガスの円滑な供給が不能となる事態が予想されるので、他地域からの供給経路、応援態勢を（公社）千葉県LP協会の組織を通じて整備し、供給の円滑と保安の確保を図る。
地	2-9	◆項目と実施担当 第1 <u>土砂災害危険箇所の調査把握</u> <u>1 土砂災害危険箇所の調査把握</u> <u>2 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定</u> <u>3 住民への公表</u>	地	2-9	◆項目と実施担当 第1 <u>土砂災害警戒区域等の指定と把握</u> <u>1 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定と把握</u> <u>2 住民への公表</u>
第1 <u>土砂災害危険箇所の調査把握</u>			第1 <u>土砂災害警戒区域等の指定と把握</u>		
地	2-9	<u>1 土砂災害危険箇所※の調査把握</u> 市は、関係機関と協力し、土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や地質、土地利用の状況などを調査し、実態の把握に努める。 ※土砂災害危険箇所 土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所の3つの危険箇所を総称して土砂災害危険箇所という。	地	2-9	<u>(削除)</u>
地	2-10	<u>2 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域※の指定</u> 県は、<u>土砂災害危険箇所のうち</u>、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」として指定する。 指定区域内の要配慮者利用施設で利用者の円滑な避難を要する施設の所有者又は管理者に対して避難計画の作成・提出・避難訓練の実施が義務化されたことから、市は当該施設の所有者又は管理者に対して当該計画の作成・提出・避難訓練の実施を推進する。 本市では、令和4年4月現在、土砂災害警戒区域は7箇所（うち土砂災害特別警戒区域6箇所）指定されている。	地	2-9	<u>1 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域※の指定と把握</u> 県は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」として指定する。 市は、土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や、土地利用の状況など実態の把握に努め、指定区域内の要配慮者利用施設で利用者の円滑な避難を要する施設の所有者又は管理者に対して避難確保計画の作成・提出・避難訓練の実施を推進する。 本市では、令和8年3月現在、土砂災害警戒区域は42箇所（うち土砂災害特別警戒区域37箇所）指定されている。

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

修正前			修正後		
地	頁		地	頁	
地	2-10	<u>3</u> 住民への公表 <u>土砂災害危険箇所</u>、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域を次の方法により公表する。 ■住民への公表の方法 ① 地域防災計画への掲載 ② <u>防災マップ</u>の作成、配布 ③ <u>広報紙への掲載</u> ④ 市ホームページ ⑤ <u>その他</u>	地	2-10	<u>2</u> 住民への公表 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域を次の方法により公表する。 ■住民への公表の方法 ① 地域防災計画への掲載 ② <u>ハザードマップ</u>の作成、配布 ③ 市ホームページ など
地	2-10	1 急傾斜地崩壊危険区域に関する管理 (略) ■急傾斜地崩壊危険区域の指定 県は、<u>土砂災害危険箇所のうち</u>急傾斜地崩壊危険区域指定基準に該当する急傾斜地を、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(急傾斜地法)第3条に基づき、急傾斜地崩壊危険区域に指定することができる。	地	2-10	1 急傾斜地崩壊危険区域に関する管理 (略) ■急傾斜地崩壊危険区域の指定 県は、急傾斜地崩壊危険区域指定基準に該当する急傾斜地を、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(急傾斜地法)第3条に基づき、急傾斜地崩壊危険区域に指定することができる。
地	2-11	3 危険箇所の点検 <u>台風期及び豪雨時等</u>、土砂災害の発生が予想されるときは、<u>土砂災害危険箇所</u>をパトロールし、土砂災害発生の前兆現象等の把握に努める。	地	2-11	3 危険箇所の点検 <u>地震発生時</u>、土砂災害の発生が予想されるときは、<u>土砂災害警戒区域等</u>をパトロールし、<u>土砂災害発生状況を早期に把握するとともに、地震発生後の豪雨等が予想されるときは、さらにパトロールを強化し</u>土砂災害発生の前兆現象等の把握に努める。
地	2-12	3 住宅の液状化対策の推進 (1) 防災マップの広報・周知 県では、平成23年度に揺れ(震度)によって液状化しやすい地域を示した「液状化しやすさマップ」や「揺れやすさマップ」(平成26・27年度改訂)を作成し、県ホームページ(千葉県ポータルサイト)で公開している。また、市<u>においても、今後、</u>防災カルテを<u>作成し</u>、想定地震における液状化危険度について示すとともに、これらの結果について、市民に広報、周知を図り、液状化対策を推進する。	地	2-12	3 住宅の液状化対策の推進 (1) 防災マップの広報・周知 県では、平成23年度に揺れ(震度)によって液状化しやすい地域を示した「液状化しやすさマップ」や「揺れやすさマップ」(平成26・27年度改訂)を作成し、県ホームページ(千葉県ポータルサイト)で公開している。また、市が<u>作成した</u>防災カルテ <u>において</u>、想定地震における液状化危険度について示すとともに、これらの結果について、市民に広報、周知を図り、液状化対策を推進する。

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

修正前			修正後		
地	頁		地	頁	
地	2-16	(3) 災害時優先電話 各部、出先施設、避難所等において、災害時優先電話が確保できるよう、災害時優先電話の指定拡充を検討し、必要に応じ東日本<u>電信電話</u>株式会社に指定の依頼をする。 ■災害時優先電話の指定 既設の電話番号を所轄の東日本<u>電信電話</u>株式会社千葉西支店へ「災害時優先電話」として登録を行い、支店長の承認を受ける。	地	2-16	(3) 災害時優先電話 各部、出先施設、避難所等において、災害時優先電話が確保できるよう、災害時優先電話の指定拡充を検討し、必要に応じ<u>N T T</u>東日本株式会社に指定の依頼をする。 ■災害時優先電話の指定 既設の電話番号を所轄の<u>N T T</u>東日本株式会社千葉西支店へ「災害時優先電話」として登録を行い、支店長の承認を受ける。
地	2-16	(4) 災害時における他機関の通信設備利用 災害対策基本法<u>第55～57条</u>の規定に基づき、災害時の通信設備が利用できるよう必要に応じ、以下の機関の通信設備について事前の使用協定等の検討を行う。 また、タクシー協会やトラック協会とも無線設備の利用について協定の検討を行う。	地	2-16	(4) 災害時における他機関の通信設備利用 災害対策基本法<u>第56条及び57条</u>の規定に基づき、災害時の通信設備が利用できるよう必要に応じ、以下の機関の通信設備について事前の使用協定等の検討を行う。 また、タクシー協会やトラック協会とも無線設備の利用について協定の検討を行う。
地	2-16	3 千葉県の情報連絡施設 (1) 県防災行政無線の活用 市は、災害時における県、県の出先機関、他の市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等との通信連絡にあたっては、千葉県防災行政無線（<u>防災情報ターミナルちば整備事業</u>により整備）を最大限活用するものとする。 <u>防災情報ターミナルちば整備事業は、防災情報のより安全で効率的な通信手段の確保と防災情報の収集・伝達機能の強化を図るため平成16年度から平成20年度にかけて整備したものである。従来の千葉県防災行政無線については当該事業の中で再整備が行われ、本市に設置されている千葉県防災行政無線設備は、平成19年度から運用を開始している。</u>	地	2-16	3 千葉県の情報連絡施設 (1) 県防災行政無線の活用 市は、災害時における県、県の出先機関、他の市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等との通信連絡にあたっては、千葉県防災行政無線（<u>県防災行政無線再整備事業</u>により整備）を最大限活用するものとする。 <u>県防災行政無線再整備事業は、防災情報により安全で効率的な通信手段の確保と防災情報収集・伝達機能の強化を図るため平成16年度から平成20年度にかけて整備したものが機器の老朽化により、故障等の通信障害が増加し、安定した稼働が難しくなったことから、防災対策に必要な信頼性や安定性を確保し、通信機能の向上を図るため令和4年度から令和7年度にかけて整備したものである。</u> <u>現行の千葉県防災行政無線については当該事業の中で再整備が行われ、本市に設置されている千葉県防災行政無線設備は、令和7年度から運用を開始している。</u>

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁		修正前		頁		修正後																	
地	2-16	(2) 防災情報システムの活用 市は、災害時における被害情報、措置情報等の報告にあつては、「千葉県防災情報システム」（以下「情報システム」という。）を最大限活用するものとする。 情報システムでは、災害時における県庁と県出先機関、市町村等の間での被害情報、措置情報の収集、処理の迅速化・共有化を図るとともに、気象情報等の防災情報に関する各種情報を的確な防災対策に資するため関係機関に提供し、また、収集した情報を、インターネットを使い、市民に利用してもらえるよう公開している。 情報システムは、<u>県庁に様々な処理を行うサーバ群を設置するとともに</u>、県、市町村等の防災関係129機関に情報の入力・検索・表示機能を備えた情報端末を設置し、電気通信事業者専用線網を利用しオンライン化されている。 このシステムは、県が<u>平成16年度から平成18年度にかけて</u>整備したもので、<u>平成19年</u>4月から全面運用している。市は、平時から訓練等を実施し、防災情報システムの操作方法の習熟を徹底する。		地	2-17	(2) 防災情報システムの活用 市は、災害時における被害情報、措置情報等の報告にあつては、「千葉県防災情報システム」（以下「情報システム」という。）を最大限活用するものとする。 情報システムでは、災害時における県庁と県出先機関、市町村等の間での被害情報、措置情報の収集、処理の迅速化・共有化を図るとともに、気象情報等の防災情報に関する各種情報を的確な防災対策に資するため関係機関に提供し、また、収集した情報を、インターネットを使い、市民に利用してもらえるよう公開している。 情報システムは、<u>クラウドサービスを利用し</u>、県、市町村等の防災関係129機関に情報の入力・検索・表示機能を備えた情報端末を設置し、電気通信事業者専用線網を利用しオンライン化されている。 このシステムは、県が<u>平成29年度に整備</u>したもので、<u>平成30年</u>4月から全面運用している。市は、平時から訓練等を実施し、防災情報システムの操作方法の習熟を徹底する。																	
地	2-18	◆項目と実施担当 <table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>実施担当</th></tr><tr><td rowspan="3">第1 組織の整備</td><td>1 防災組織の整備</td><td rowspan="3">責 任 者：市民生活部長、消防長、 総務企画部長 担 当：安全対策課、消防本部、 商工振興課、総務課</td></tr><tr><td>2 自主防災組織の育成</td></tr><tr><td>3 事業所防災組織の強化</td></tr></table>		項 目		実施担当	第1 組織の整備	1 防災組織の整備	責 任 者：市民生活部長、消防長、 総務企画部長 担 当：安全対策課、消防本部、 商工振興課、総務課	2 自主防災組織の育成	3 事業所防災組織の強化	地	2-18	◆項目と実施担当 <table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>実施担当</th></tr><tr><td rowspan="3">第1 組織の整備</td><td>1 防災組織の整備</td><td rowspan="3">責 任 者：市民生活部長、消防長、 総務企画部長 担 当：安全対策課、消防本部、 商工振興課、総務課</td></tr><tr><td>2 自主防災組織の育成</td></tr><tr><td>3 事業所防災組織の強化</td></tr></table>		項 目		実施担当	第1 組織の整備	1 防災組織の整備	責 任 者：市民生活部長、消防長、 総務企画部長 担 当：安全対策課、消防本部、 商工振興課、総務課	2 自主防災組織の育成	3 事業所防災組織の強化
項 目		実施担当																					
第1 組織の整備	1 防災組織の整備	責 任 者：市民生活部長、消防長、 総務企画部長 担 当：安全対策課、消防本部、 商工振興課、総務課																					
	2 自主防災組織の育成																						
	3 事業所防災組織の強化																						
項 目		実施担当																					
第1 組織の整備	1 防災組織の整備	責 任 者：市民生活部長、消防長、 総務企画部長 担 当：安全対策課、消防本部、 商工振興課、総務課																					
	2 自主防災組織の育成																						
	3 事業所防災組織の強化																						
地	2-18	1 防災組織の整備 (1)～(4) (略) <u>(5) 受援計画の策定</u> <u>市は、国、県、自衛隊、消防機関、他市町村及び民間ボランティアや企業等の応援等を効果的に受けるため、被災状況や災害ニーズの把握、情報提供、各種コーディネートなど、市が中心となることが適当な事務について、受援計画の作成に努める。</u> <u>(6) 災害時の応援協定の締結の推進</u> (略)		地	2-19	1 防災組織の整備 (1)～(4) (略) <u>(5) 災害時の応援協定の締結の推進</u> (略)																	

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

修正前			修正後		
地	頁		地	頁	
地	2-20	■自主防災組織の活動 平常時 ① 略 ② 地震による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） ③～⑦ 略	地	2-20	■自主防災組織の活動 平常時 ① 略 ② 地震による災害危険度の把握（土砂災害警戒区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） ③～⑦ 略
地	2-20	3 事業所防災組織の強化 (1) 防火管理体制の強化 学校、病院、大型店舗等多数の人が出入りする施設管理者は、消防法第8条の規定により、防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備等を行うことが義務付けられていることから消防部は、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。 また、複数の用途が存在し、管理権原が分かれている雑居ビル等の防災体制については、共同防火管理体制が確立されるよう指導する。 （以下省略）	地	2-20	3 事業所防災組織の強化 (1) 防火管理体制の強化 学校、病院、大型店舗等多数の人が出入りする施設管理者は、消防法第8条の規定により、防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備等を行うことが義務付けられていることから消防部は、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。 また、複数の用途が存在し、管理権原が分かれている雑居ビル等の防災体制については、統括防火管理体制が確立されるよう指導する。 （以下省略）
地	2-21	3 自主防災組織の訓練 市は、自主防災組織単位に初期消火訓練、避難誘導訓練、応急救護訓練、避難所運営訓練等自主防災組織の訓練を指導し、助言をする。 また、災害時はすべての人があらゆる技能を身に付けたり、お互いにふれあっておく必要があるため、男女で役割を固定しない訓練、多様な人が参加できる訓練を工夫・実践するよう助言する。	地	2-21	3 自主防災組織の訓練 市は、自主防災組織に対して初期消火訓練、避難誘導訓練、応急救護訓練、避難所運営訓練等の訓練を指導し、助言をする。 また、災害時は全ての人があらゆる技能を身に付けたり、お互いに交流しておく必要があるため、男女で役割を固定しない訓練、多様な人が参加できる訓練、近隣の自主防災組織との合同の訓練を工夫・実践するよう助言する。
地	2-23	■防災広報の内容 【自らの身を守るための知識】 ①、②（略） ③ 出火の防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器の設置 ④～⑬（略） 【地域防災力を向上させるための知識】 ① 救助・救護の方法 ②～④（略） 【その他一般的な知識】 （略）	地	2-23	■防災広報の内容 【自らの身を守るための知識】 ①、②（略） ③ 出火の防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置 ④～⑬（略） 【地域防災力を向上させるための知識】 ① 救出・救護の方法 ②～④（略） 【その他一般的な知識】 （略）

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁			修正前	頁			修正後										
地	2-24	◆項目と実施担当	5	地	2-24	◆項目と実施担当											
		<table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>実施担当</th></tr><tr><td rowspan="3">第1 火災の予防</td><td>1 出火防止措置</td><td rowspan="3">責 任 者：消防長 担 当：消防本部</td></tr><tr><td>2 初期消火の指導</td></tr><tr><td>3 防火クラブの啓発・教育</td></tr></table>				項 目		実施担当	第1 火災の予防	1 出火防止措置	責 任 者：消防長 担 当：消防本部	2 初期消火の指導	3 防火クラブの啓発・教育	<table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>実施担当</th></tr><tr><td rowspan="3">第1 火災の予防</td><td>1 出火防止措置</td><td rowspan="3">責 任 者：消防長 担 当：消防本部 <u>予防課</u></td></tr><tr><td>2 初期消火の指導</td></tr><tr><td>3 防火クラブの啓発・教育</td></tr></table>	項 目		実施担当
項 目		実施担当															
第1 火災の予防	1 出火防止措置	責 任 者：消防長 担 当：消防本部															
	2 初期消火の指導																
	3 防火クラブの啓発・教育																
項 目		実施担当															
第1 火災の予防	1 出火防止措置	責 任 者：消防長 担 当：消防本部 <u>予防課</u>															
	2 初期消火の指導																
	3 防火クラブの啓発・教育																
地	2-24	1 出火防止措置 (1) 一般家庭に対する指導 (略) ■家庭に対する指導・普及事項 ①～③ (略) ④ 復電時における通電火災等を防止するため、関係機関と連携し、 <u>出火防止対策を推進する。</u> (2) (略) (3) 火災予防査察 消防法第4条の規定により、防火対象物の <u>立入り検査</u> を行い、関係者に対して、火災予防上必要な対策や資料の提出を求め、火災予防の徹底を図る。 ■予防査察の着眼点 ① <u>消防設備</u> が消防法令で定める技術基準に従って設置されているか。 ②～⑤ (略) ⑥ <u>火遊び</u> 、たき火又は火粉の始末等の屋外における行為の禁止若しくは制限又は火災警報発令下における火の使用の制限が遵守されているか。 (4)～(5) (略)	5	地	2-24	1 出火防止措置 (1) 一般家庭に対する指導 (略) ■家庭に対する指導・普及事項 ①～③ (略) ④ 復電時における通電火災等を防止するため、関係機関と連携し、 <u>感震ブレーカーの設置について、普及促進に努める。</u> (2) (略) (3) 火災予防査察 消防法第4条の規定により、防火対象物の <u>立入り検査</u> を行い、関係者に対して、火災予防上必要な対策や資料の提出を求め、火災予防の徹底を図る。 ■予防査察の着眼点 ① <u>消防用設備等</u> が消防法令で定める技術基準に従って設置されているか。 ②～⑤ (略) ⑥ <u>火あそび</u> 、たき火又は火粉の始末等の屋外における行為の禁止若しくは制限又は火災警報発令下における火の使用の制限が遵守されているか。 (4)～(5) (略)											
		3 防火クラブの啓発・教育 幼年消防クラブ、少年消防クラブ、 <u>婦人</u> 防火クラブなどの防火普及団体に対して育成指導を行い、防火意識の普及や初期消火力の向上を図る。				3 防火クラブの啓発・教育 幼年消防クラブ、少年消防クラブ、 <u>女性</u> 防火クラブなどの防火普及団体に対して育成指導を行い、防火意識の普及や初期消火力の向上を図る。											
地	2-26	5 消防団員の確保 消防団員確保のため留意すべき事項。 (1) 消防団に関する住民意識の高揚 (2) 処遇の改善 (3) 消防団の施設・設備の改善	5	地	2-27	5 消防団員の確保 消防団員確保のため留意すべき事項。 (1) 消防団に関する住民意識の高揚 (2) 処遇の改善 (3) 消防団の施設・設備の改善 <u>(4) 市ホームページ、SNSを活用</u>											

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

修正前			修正後		
地	頁		地	頁	
地	2-28	1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定・解除 人口の増加や市街地の拡大、避難場所周辺の防災的環境の変化に応じて、<u>県が策定した「大地震に対する市町村避難対策計画推進要領」により</u>、適切な施設に対して指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を行う。（以下略）	地	2-28	1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定・解除 人口の増加や市街地の拡大、避難場所周辺の防災的環境の変化に応じて、適切な施設に対して指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を行う。（以下略）
地	2-28	2 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備 (1) 指定避難所の設備の整備 指定避難所に指定した建物については、県が策定した「<u>大地震に対する市町村避難対策計画推進要領</u>」及び「<u>災害時における避難所運営の手引き</u>」により、次のような設備の整備及び物資等を備蓄する。 ■指定避難所の設備 ① 指定避難所に指定した建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備を図る。 ② 避難生活の長期化、季節、<u>要配慮者や女性等に対応するための、さまざまな生活施設設備の整備</u>やケア策の整備を図る。 ③ 避難者の安全を確保するため、施設の耐震化や出来る限りの液状化対策を実施する。 ④ <u>指定避難所における</u>救護所、通信機器等施設・設備の整備を図る。 ⑤ <u>指定避難所</u>に備蓄倉庫の整備を図るとともに、次の物品の備蓄を進める。 ア 食料 イ 飲料水 ウ 非常用電源 エ 常備薬 オ 炊き出し用具 カ 毛布 キ 仮設・マンホールトイレ等 また、灯油、<u>エルピーガス</u>などの非常用燃料の確保に努める。 ⑥～⑧（略）	地	2-29	2 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備 (1) 指定避難所の設備の整備 指定避難所に指定した建物については、<u>内閣府が策定した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」</u>、県が策定した「<u>災害時における避難所運営等の手引き</u>」により、次のような設備の整備及び物資等を備蓄する。 ■指定避難所の設備 ① 避難所に指定した建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備を整備するとともに、<u>施設のバリアフリー化</u>を図る。 ② 避難生活の長期化、季節、<u>高齢者・乳幼児・女性等のニーズの違いへの配慮、ペット対策等について対応するための設備</u>やケア策の整備を図る。 ③ 避難者の安全を確保するため、施設の耐震性、耐火性の確保に加え、<u>天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに</u>、出来る限りの液状化対策を実施する。 ④ 救護所、通信機器等施設・設備の整備を図る。<u>また、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備の整備を図る。</u> ⑤ 備蓄倉庫の整備を図るとともに、次の物品の備蓄を進める。 ア 食料 <u>（アレルギー対応食品等を含む。）</u> イ 飲料水 ウ 非常用電源 エ <u>救急箱</u> オ 炊き出し用具 カ 毛布 キ 仮設・マンホールトイレ等 また、灯油、<u>L P</u>ガスなどの非常用燃料の確保に努める。 ⑥～⑧（略）

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

修正前			修正後		
地	頁		地	頁	
地	2-29	(追加)	地	2-29	<u>1 避難の基本的な考え方</u> 地震発生後、自宅の倒壊や延焼の危険を感じた場合は、自治会や自主防災組織などで自主的に定めた最寄りの公園などの「一時避難場所」へ避難し、災害の拡大状況等の様子を見ながら、大規模な火災等に拡大するおそれがある場合には、学校などの「指定緊急避難場所」に避難する。指定緊急避難場所に延焼火災などの危険が迫った場合には「広域避難場所」へ移動する。火災の拡大など危険がなくなり、自宅に倒壊などの危険がなければ自宅にもどり、状況によっては「在宅避難」をし、自宅が倒壊・焼失する等により、自宅での生活が困難になった場合には、「指定避難所」などで避難生活を送る。
地	2-30	1 市の状況判断基準の確立 (略) 2 避難計画 国の作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び県の作成した「<u>震災時における避難所運営の手引き</u>」を活用し、特に要配慮者に配慮した避難誘導体制を図る。 市は、避難行動要支援者について、名簿情報を基に避難支援等を実施するための計画（個別支援プラン）の作成に努める。 避難誘導は、移動又は歩行困難な者を優先して行うものとし、優先順位は、おおむね次のとおりとする。 3 施設の避難誘導 (略) 4 住民の避難誘導 (略)	地	2-30	<u>2</u> 市の状況判断基準の確立 (略) <u>3</u> 避難計画 国の作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び県の作成した「<u>災害時における避難所運営等の手引き</u>」を活用し、特に要配慮者に配慮した避難誘導体制を図る。 市は、避難行動要支援者について、名簿情報を基に避難支援等を実施するための計画（個別支援プラン）の作成に努める。 避難誘導は、移動又は歩行困難な者を優先して行うものとし、優先順位は、おおむね次のとおりとする。 <u>4</u> 施設の避難誘導 (略) <u>5</u> 住民の避難誘導 (略)
地	2-30	2 避難所運営マニュアルの作成及び改訂 県が作成した「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、鎌ヶ谷市避難所運営マニュアルを作成し、必要に応じて適宜改訂する。また、市が作成した避難所運営マニュアルを手引きとして、指定避難所ごとに構成した避難所運営体制において避難所運営について話し合い、地域における生活者の多様な視点を取り入れたマニュアルの作成について検討する。 (以下略)	地	2-31	2 避難所運営マニュアルの作成及び改訂 県が作成した「災害時における避難所運営<u>等</u>の手引き」を参考に、鎌ヶ谷市避難所運営マニュアルを作成し、必要に応じて適宜改訂する。また、市が作成した避難所運営マニュアルを手引きとして、指定避難所ごとに構成した避難所運営体制において避難所運営について話し合い、地域における生活者の多様な視点を取り入れたマニュアルの作成について検討する。 (以下略)

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁			修正前	頁			修正後
地	2-31		3 ペット対策 指定避難所におけるペットの取扱いについては、衛生面、鳴き声、臭い、アレルギー等の問題があり、ペットの存在は、飼主以外の者にとっては、多大なストレスとなるケースがある。一方で、飼主にとっては癒しの存在であり、他の避難者にとっても同様に癒しとなる可能性を十分に含んでいる。 そのため、県の「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、避難者とペット双方にとって望ましい対応方法を検討し、避難所運営マニュアルに位置づける。	地	2-31		3 ペット対策 指定避難所におけるペットの取扱いについては、衛生面、鳴き声、臭い、アレルギー等の問題があり、ペットの存在は、飼主以外の者にとっては、多大なストレスとなるケースがある。一方で、飼主にとっては癒しの存在であり、他の避難者にとっても同様に癒しとなる可能性を十分に含んでいる。 そのため、県の「災害時における避難所運営等^等の手引き」を参考に、避難者とペット双方にとって望ましい対応方法を検討し、避難所運営マニュアルに位置づける。
地	2-32		◆項目と実施担当 第1 救助・医療体制の整備	地	2-32		◆項目と実施担当 第1 救助・<u>救急</u>・医療体制の整備
地	2-33		2 医療体制の整備 (1)～(2) (略) (3) 医薬品・医療用資機材の準備 応急医療活動に必要な医薬品・<u>医療資機材</u>の調達に関し、習志野保健所（習志野健康福祉センター）や<u>医薬品業者等</u>と連携して、迅速な調達ができるようにする。	地	2-33		2 医療体制の整備 (1)～(2) (略) (3) 医薬品・医療用資機材の準備 応急医療活動に必要な医薬品<u>等</u>の調達に関し、習志野保健所（習志野健康福祉センター）や<u>鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会</u>や<u>医療機関</u>と連携して、迅速な調達ができるようにする。
地	2-33		【資料編】 - 資料-3-9 医療機関等一覧 - 資料-2-67 災害時における歯科用品及び医薬品等の供給協力に関する協定（大東京歯科用品商協同組合） - 資料-2-71 災害時<u>用</u>医薬品等<u>の管理及び供給</u>に関する協定（<u>医療法人社団 東邦鎌谷病院</u>）	地	2-33		【資料編】 - 資料-3-9 医療機関等一覧 - 資料-2-67 災害時における歯科用品及び医薬品等の供給協力に関する協定（大東京歯科用品商協同組合） - 資料-2-71 災害時<u>における備蓄</u>医薬品等に関する協定（<u>一般社団法人鎌ヶ谷市医師会</u>）
地	2-33		4 燃料の確保 ガソリン、重油、軽油等の燃料供給に関し、関係団体との協力体制の構築を進める等、優先的確保に努める。	地	2-34		4 燃料の確保 ガソリン、重油、軽油等の燃料供給に関し、<u>燃料販売</u>関係団体との協力体制の構築を進める等、優先的確保に努める。

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

修正前			修正後		
地	頁		地	頁	
地	2-34	1 水の確保 (1)~(2) (略) <u>(3) 民間井戸の活用</u> (略) <u>(4) 家庭における備蓄の促進</u> (略)	地	2-34	1 水の確保 (1)~(2) (略) <u>(3) 受水槽給水栓の整備</u> <u>災害時に水道施設が被災し断水した場合に備え、飲料水等を確保できるように指定避難所等の受水槽に給水栓の設置を図る。</u> <u>(4) 民間井戸の活用</u> (略) <u>(5) 家庭における備蓄の促進</u> (略)
地	2-35	1 備蓄の推進 市は災害に備えて、県が策定した「震災時における避難所運営の手引き」を参考に、災害発生時の必要物資の優先度に配慮しながら、備蓄の整備を行う。 特別な支援が必要な乳幼児、要介護者、病気の人などの栄養支援の必要性についても関係者で共有し、専門機関とも連携して支援体制を検討する。 授乳支援については、専門知識も必要であるため、保健所、助産師会、母乳育児支援団体などと連携し、あらかじめ支援体制について検討しておく。内閣府の「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」の授乳アセスメントシートも参考にする。併せて、乳幼児健診などを通して、子育て世帯への災害時の備えの必要性についてしっかりと周知する。	地	2-35	1 備蓄の推進 市は災害に備えて、県が策定した「<u>災害時における避難所運営等の手引き</u>」を参考に、災害発生時の必要物資の優先度に配慮しながら、備蓄の整備を行う。 特別な支援が必要な乳幼児、要介護者、病気の人などの栄養支援の必要性についても関係者で共有し、専門機関とも連携して支援体制を検討する。 授乳支援については、専門知識も必要であるため、保健所、助産師会、母乳育児支援団体などと連携し、あらかじめ支援体制について検討しておく。内閣府の「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」の授乳アセスメントシートも参考にする。併せて、乳幼児健診などを通して、子育て世帯への災害時の備えの必要性についてしっかりと周知する。
地	2-36	(3) <u>千葉県防災情報システム</u>の活用 県は、市町村の備品を補完し、災害応急活動を円滑に実施するため、県下13箇所（<u>令和2年6月</u>現在）の備蓄拠点に分散備蓄しているところである。 本市においては、<u>防災情報システム</u>により、県、他の市町村、防災関係機関間において備蓄情報の共有化を図り、これを活用する。	地	2-36	(3) <u>新物資システム（B-PLo）</u>の活用 県は、市町村の備品を補完し、災害応急活動を円滑に実施するため、県下13箇所（<u>令和6年9月</u>現在）の備蓄拠点に分散備蓄しているところである。 本市においては、<u>新物資システム（B-PLo）</u>により、県、他の市町村、防災関係機関間において備蓄情報の共有化を図り、これを活用する。
地	2-36	■県の備蓄物資 非常用食料、毛布、<u>救急医療セット、担架、簡易トイレ、防水シート、テント、ろ水機、給水槽</u>、発電機、投光器、<u>炊飯装置、キャンドルセット</u>等	地	2-36	■県の備蓄物資 非常用食料、毛布、<u>医療品</u>、簡易トイレ、<u>ブルーシート</u>、発電機、投光器等

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁			修正前	頁			修正後
地	2-38		2 防災教育の充実 各学校では、防災教育を新たに位置付けた「学校教育指導の指針」等に基づき、各学校において、児童・生徒の発達段階に応じて、防災資料の配布、防災用のビデオの貸出や学校教育活動の中で災害に関する知識等の普及を図る。 特に幼少期からの防災教育が有効であることから、児童生徒等が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断のもとに適切に対応し避難する力を養うため、教育機関は家庭や地域等と連携し、防災に関する教育の充実に努める。	地	2-38		2 防災教育の充実 各学校では、防災教育の充実に位置付けた「学校教育指導の指針」等に基づき、各学校において、児童・生徒の発達段階に応じて、防災資料の配布、防災用のビデオの貸出や学校教育活動の中で災害に関する知識等の普及を図る。 特に幼少期からの防災教育が有効であることから、児童生徒等が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断のもとに適切に対応し避難する力を養うため、教育機関は家庭や地域等と連携し、防災に関する教育の充実に努める。
地	2-45		2 指定避難所等における対応 指定避難所等において外国人に対する情報の提供を行うため、通訳等に関して、市内の通訳者及び派遣ボランティア等の確保、県への語学ボランティアの派遣要請等を行える体制づくりを行う。 また、県の作成した「災害時における避難所運営の手引き」及び「避難所運営マニュアル（鎌ヶ谷市）」に基づき、指定避難所等の整備に努める。	地	2-45		2 指定避難所等における対応 指定避難所等において外国人に対する情報の提供を行うため、通訳等に関して、市内の通訳者及び派遣ボランティア等の確保、県への語学ボランティアの派遣要請等を行える体制づくりを行う。 また、県の作成した「災害時における避難所運営等^等の手引き」及び「避難所運営マニュアル（鎌ヶ谷市）」に基づき、指定避難所等の整備に努める。
地	2-46		1 ボランティア意識の啓発 社会福祉協議会等の関連団体と連携して、住民に対し、ボランティア意識の啓発に努める。 特に、1月17日の「防災とボランティアの日」、1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に活動を行う。 また、防災の日等に行う防災訓練にボランティア等の参加を求める。	地	2-46		1 ボランティア意識の啓発 社会福祉協議会等の関連団体と連携して、住民に対し、ボランティア意識の啓発に努める。 また、防災の日等に行う防災訓練にボランティア等の参加を求める。
地	2-47		※専門職・専門技能を持つボランティアとしては、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士、臨床心理士、栄養士、斜面判定士、建築士、土木・建築技術者、大型重機運転資格者、弁護士、司法書士、外国語通訳者、手話通訳者などが挙げられる。	地	2-47		※専門職・専門技能を持つボランティアとしては、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士、臨床心理士、^{管理}栄養士、斜面判定士、建築士、土木・建築技術者、大型重機運転資格者、弁護士、司法書士、外国語通訳者、手話通訳者などが挙げられる。

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁			修正前	頁			修正後																		
地	2-49	◆項目と実施担当	<table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>実施担当</th></tr><tr><td>第1 帰宅困難者の定義と発生予想数</td><td>1 帰宅困難者の定義 2 帰宅困難者の発生予想数</td><td>責 任 者：市民生活部長 担 当：安全対策課</td></tr><tr><td>第2 一斉帰宅の抑制</td><td>1 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底 2 安否確認手段の普及・啓発 3 企業・学校等への要請</td><td>責 任 者：市民生活部長、生涯学習部長 担 当：安全対策課、学校教育課、 商工振興課</td></tr></table>	項 目		実施担当	第1 帰宅困難者の定義と発生予想数	1 帰宅困難者の定義 2 帰宅困難者の発生予想数	責 任 者：市民生活部長 担 当：安全対策課	第2 一斉帰宅の抑制	1 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底 2 安否確認手段の普及・啓発 3 企業・学校等への要請	責 任 者：市民生活部長、生涯学習部長 担 当：安全対策課、学校教育課、 商工振興課	地	2-49	◆項目と実施担当	<table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>実施担当</th></tr><tr><td>第1 帰宅困難者の定義と発生予想数</td><td>1 帰宅困難者の定義 2 帰宅困難者の発生予想数</td><td>責 任 者：市民生活部長 担 当：安全対策課</td></tr><tr><td>第2 一斉帰宅の抑制</td><td>1 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底 2 安否確認手段の普及・啓発 3 企業・学校等への要請</td><td>責 任 者：市民生活部長、生涯学習部長 担 当：安全対策課、学校教育課、 商工観光課</td></tr></table>	項 目		実施担当	第1 帰宅困難者の定義と発生予想数	1 帰宅困難者の定義 2 帰宅困難者の発生予想数	責 任 者：市民生活部長 担 当：安全対策課	第2 一斉帰宅の抑制	1 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底 2 安否確認手段の普及・啓発 3 企業・学校等への要請	責 任 者：市民生活部長、生涯学習部長 担 当：安全対策課、学校教育課、 商工観光課
			項 目		実施担当																				
第1 帰宅困難者の定義と発生予想数	1 帰宅困難者の定義 2 帰宅困難者の発生予想数	責 任 者：市民生活部長 担 当：安全対策課																							
第2 一斉帰宅の抑制	1 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底 2 安否確認手段の普及・啓発 3 企業・学校等への要請	責 任 者：市民生活部長、生涯学習部長 担 当：安全対策課、学校教育課、 商工振興課																							
項 目		実施担当																							
第1 帰宅困難者の定義と発生予想数	1 帰宅困難者の定義 2 帰宅困難者の発生予想数	責 任 者：市民生活部長 担 当：安全対策課																							
第2 一斉帰宅の抑制	1 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底 2 安否確認手段の普及・啓発 3 企業・学校等への要請	責 任 者：市民生活部長、生涯学習部長 担 当：安全対策課、学校教育課、 商工観光課																							
地	2-50	2 安否確認手段の普及・啓発 (略) ■通話に頼らない安否確認手段 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言版、 <u>災害用ブロードバンド伝言版</u> (web171)、SNS	地	2-50	2 安否確認手段の普及・啓発 (略) ■通話に頼らない安否確認手段 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言版 (web171)、SNS																				
地	2-50	1 駅周辺帰宅困難者等対策協議会の設立 多くの帰宅困難者等の発生が予想される駅周辺の帰宅困難者等対策に取り組むため、市が事務局となり、県、警察、鉄道事業者、駅周辺企業等と連携し、駅周辺帰宅困難者等対策協議会の設立を検討する。協議会では、次のテーマを中心に対策を検討・実施していく。	地	2-50	1 駅周辺帰宅困難者等対策協議会の設立 多くの帰宅困難者等の発生が予想される駅周辺の帰宅困難者等対策に取り組むため、市が事務局となり、県、警察、鉄道事業者、駅周辺企業等と連携し、駅周辺帰宅困難者等対策協議会の設立を検討する。協議会では、次のテーマを中心に対策を検討・実施していく。 <u>(新鎌ヶ谷駅周辺帰宅困難者等対策協議会は平成28年度に設立済み)</u>																				
地	3-1	◆実施担当	<table><tr><td>第1 災害警戒本部</td><td>責 任 者：市民生活部長、各部長 担 当：安全対策課、各課</td></tr><tr><td>第2 災害対策本部</td><td>責 任 者：各部長 担 当：各班</td></tr><tr><td>第3 災害対策本部事務分掌</td><td>責 任 者：各部長 担 当：各班</td></tr><tr><td>第4 自主防災組織への要請</td><td>責 任 者：市民生活部長 担 当：安全対策課</td></tr></table>	第1 災害警戒本部	責 任 者：市民生活部長、各部長 担 当：安全対策課、各課	第2 災害対策本部	責 任 者：各部長 担 当：各班	第3 災害対策本部事務分掌	責 任 者：各部長 担 当：各班	第4 自主防災組織への要請	責 任 者：市民生活部長 担 当：安全対策課	地	3-1	◆実施担当	<table><tr><td>第1 災害警戒本部</td><td>責 任 者：市民生活部長、各部長 担 当：安全対策課、各課</td></tr><tr><td>第2 災害対策本部</td><td>責 任 者：各部長 担 当：各班</td></tr><tr><td>第3 災害対策本部事務分掌</td><td>責 任 者：各部長 担 当：各班</td></tr><tr><td>第4 自主防災組織への要請</td><td>責 任 者：市民生活部長 担 当：事務局</td></tr></table>	第1 災害警戒本部	責 任 者：市民生活部長、各部長 担 当：安全対策課、各課	第2 災害対策本部	責 任 者：各部長 担 当：各班	第3 災害対策本部事務分掌	責 任 者：各部長 担 当：各班	第4 自主防災組織への要請	責 任 者：市民生活部長 担 当：事務局		
			第1 災害警戒本部	責 任 者：市民生活部長、各部長 担 当：安全対策課、各課																					
第2 災害対策本部	責 任 者：各部長 担 当：各班																								
第3 災害対策本部事務分掌	責 任 者：各部長 担 当：各班																								
第4 自主防災組織への要請	責 任 者：市民生活部長 担 当：安全対策課																								
第1 災害警戒本部	責 任 者：市民生活部長、各部長 担 当：安全対策課、各課																								
第2 災害対策本部	責 任 者：各部長 担 当：各班																								
第3 災害対策本部事務分掌	責 任 者：各部長 担 当：各班																								
第4 自主防災組織への要請	責 任 者：市民生活部長 担 当：事務局																								

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁		修正前		頁		修正後																			
地	3-2	1 災害警戒本部の設置 (略) ■災害警戒本部の配備基準	<table><tr><th>配備体制</th><th>配 備 基 準</th><th>配 備 要 員</th></tr><tr><td>注意配備</td><td>① 市域に震度4の地震が発生したとき【自動配備】 ② その他の状況により災害警戒本部長が必要と認めたとき</td><td>・本部事務局（安全対策課員） ・消防部（通常勤務者）</td></tr><tr><td>警戒配備</td><td>① 市域に震度5弱の地震が発生したとき【自動配備】 ② 東海地震注意情報を受理したとき【自動配備】 ③ 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震注意）が発表されたとき【自動配備】 ④ その他の状況により災害警戒本部長が必要と認めたとき</td><td>・本部員（災害対策本部組織図1に係る本部員） ・本部事務局（災害対策本部組織図1に係る本部事務局員） ・秘書広報課、総務課人事室・情報推進室、市民活動推進課、環境課、クリーン推進課、社会福祉課、道路河川管理課、道路河川整備課、建築住宅課、下水道課、教育総務課、学校教育課（各5名程度、詳細は各課で定める） ・消防部（部長（消防長）の指示した者及び通常勤務者）</td></tr></table>	配備体制	配 備 基 準	配 備 要 員	注意配備	① 市域に震度4の地震が発生したとき【自動配備】 ② その他の状況により災害警戒本部長が必要と認めたとき	・本部事務局（安全対策課員） ・消防部（通常勤務者）	警戒配備	① 市域に震度5弱の地震が発生したとき【自動配備】 ② 東海地震注意情報を受理したとき【自動配備】 ③ 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震注意）が発表されたとき【自動配備】 ④ その他の状況により災害警戒本部長が必要と認めたとき	・本部員（災害対策本部組織図1に係る本部員） ・本部事務局（災害対策本部組織図1に係る本部事務局員） ・秘書広報課、総務課人事室・情報推進室、市民活動推進課、環境課、クリーン推進課、社会福祉課、道路河川管理課、道路河川整備課、建築住宅課、下水道課、教育総務課、学校教育課（各5名程度、詳細は各課で定める） ・消防部（部長（消防長）の指示した者及び通常勤務者）	地	3-2	1 災害警戒本部の設置 (略) ■災害警戒本部の配備基準	<table><tr><th>配備体制</th><th>配 備 基 準</th><th>配 備 要 員</th></tr><tr><td>注意配備</td><td>① 市域に震度4の地震が発生したとき【自動配備】 ② 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震注意）が発表されたとき【自動配備】 ③ その他の状況により災害警戒本部長が必要と認めたとき</td><td>・本部事務局（安全対策課員の内、本部長の指示した者） ・消防部（通常勤務者）</td></tr><tr><td>警戒配備</td><td>① 市域に震度5弱の地震が発生したとき【自動配備】 ② 東海地震注意情報を受理したとき【自動配備】 ③ その他の状況により災害警戒本部長が必要と認めたとき</td><td>・本部員（災害対策本部組織図1に係る本部員） ・本部事務局（災害対策本部組織図1に係る本部事務局員） ・秘書広報課、総務課人事室、企画財政課DX推進室、市民活動推進課、環境課、クリーン推進課、社会福祉課、道路河川管理課、道路河川整備課、建築住宅課、下水道課、教育総務課、学校教育課（各5名程度、詳細は各課で定める） ・消防部（（部長（消防長）の指示した者及び通常勤務者）</td></tr></table>	配備体制	配 備 基 準	配 備 要 員	注意配備	① 市域に震度4の地震が発生したとき【自動配備】 ② 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震注意）が発表されたとき【自動配備】 ③ その他の状況により災害警戒本部長が必要と認めたとき	・本部事務局（安全対策課員の内、本部長の指示した者） ・消防部（通常勤務者）	警戒配備	① 市域に震度5弱の地震が発生したとき【自動配備】 ② 東海地震注意情報を受理したとき【自動配備】 ③ その他の状況により災害警戒本部長が必要と認めたとき	・本部員（災害対策本部組織図1に係る本部員） ・本部事務局（災害対策本部組織図1に係る本部事務局員） ・秘書広報課、総務課人事室、企画財政課DX推進室、市民活動推進課、環境課、クリーン推進課、社会福祉課、道路河川管理課、道路河川整備課、建築住宅課、下水道課、教育総務課、学校教育課（各5名程度、詳細は各課で定める） ・消防部（（部長（消防長）の指示した者及び通常勤務者）
		配備体制	配 備 基 準	配 備 要 員																					
注意配備	① 市域に震度4の地震が発生したとき【自動配備】 ② その他の状況により災害警戒本部長が必要と認めたとき	・本部事務局（安全対策課員） ・消防部（通常勤務者）																							
警戒配備	① 市域に震度5弱の地震が発生したとき【自動配備】 ② 東海地震注意情報を受理したとき【自動配備】 ③ 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震注意）が発表されたとき【自動配備】 ④ その他の状況により災害警戒本部長が必要と認めたとき	・本部員（災害対策本部組織図1に係る本部員） ・本部事務局（災害対策本部組織図1に係る本部事務局員） ・秘書広報課、総務課人事室・情報推進室、市民活動推進課、環境課、クリーン推進課、社会福祉課、道路河川管理課、道路河川整備課、建築住宅課、下水道課、教育総務課、学校教育課（各5名程度、詳細は各課で定める） ・消防部（部長（消防長）の指示した者及び通常勤務者）																							
配備体制	配 備 基 準	配 備 要 員																							
注意配備	① 市域に震度4の地震が発生したとき【自動配備】 ② 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震注意）が発表されたとき【自動配備】 ③ その他の状況により災害警戒本部長が必要と認めたとき	・本部事務局（安全対策課員の内、本部長の指示した者） ・消防部（通常勤務者）																							
警戒配備	① 市域に震度5弱の地震が発生したとき【自動配備】 ② 東海地震注意情報を受理したとき【自動配備】 ③ その他の状況により災害警戒本部長が必要と認めたとき	・本部員（災害対策本部組織図1に係る本部員） ・本部事務局（災害対策本部組織図1に係る本部事務局員） ・秘書広報課、総務課人事室、企画財政課DX推進室、市民活動推進課、環境課、クリーン推進課、社会福祉課、道路河川管理課、道路河川整備課、建築住宅課、下水道課、教育総務課、学校教育課（各5名程度、詳細は各課で定める） ・消防部（（部長（消防長）の指示した者及び通常勤務者）																							
地	3-3	1 災害対策本部の設置 (1) 設置・配備基準 市長は、市域に震度5強以上の地震が発生したとき、東海地震予知情報（警戒宣言）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは、害対策本部を設置し、本部長となる。 なお、本部員等に事故あるとき、又はやむを得ない事情により本部に参集できない場合は、本部長が指名した者をその代理者とする。現地災害対策本部において、女性が一定数参画できるよう講じる。		地	3-3	1 災害対策本部の設置 (1) 設置・配備基準 市長は、市域に震度5強以上の地震が発生したとき、東海地震予知情報（警戒宣言）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは、災害対策本部を設置し、本部長となる。 なお、本部員等に事故あるとき、又はやむを得ない事情により本部に参集できない場合は、本部長が指名した者をその代理者とする。現地災害対策本部において、女性が一定数参画できるよう講ずる。																			

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁		修正前		頁		修正後																							
地	3-3	■災害対策本部の配備基準		地	3-3	■災害対策本部の配備基準																							
		<table><tr><td>配備体制</td><td>配 備 基 準</td><td>配 備 要 員</td></tr><tr><td rowspan="5">第 1 配備</td><td>① 市域に震度 5 強の地震が発生したとき【自動配備】</td><td rowspan="5">・本部員、本部事務局 ・全班（要員は各班で定める）</td></tr><tr><td>② 地震により局地的に被害が発生したとき</td></tr><tr><td>③ 東海地震予知情報（警戒宣言）が発表されたとき【自動配備】</td></tr><tr><td>④ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき【自動配備】</td></tr><tr><td>⑤ その他の状況により本部長が必要と認めたとき</td></tr><tr><td rowspan="2">第 2 配備</td><td>① 市域に震度 6 弱以上の地震が発生したとき【自動配備】</td><td rowspan="2">全員</td></tr><tr><td>② その他の状況により本部長が必要と認めたとき</td></tr></table>	配備体制			配 備 基 準	配 備 要 員	第 1 配備	① 市域に震度 5 強の地震が発生したとき【自動配備】	・本部員、本部事務局 ・全班（要員は各班で定める）	② 地震により局地的に被害が発生したとき	③ 東海地震予知情報（警戒宣言）が発表されたとき【自動配備】	④ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき【自動配備】	⑤ その他の状況により本部長が必要と認めたとき	第 2 配備	① 市域に震度 6 弱以上の地震が発生したとき【自動配備】	全員	② その他の状況により本部長が必要と認めたとき	<table><tr><td>配備体制</td><td>配 備 基 準</td><td>配 備 要 員</td></tr><tr><td rowspan="5">第 1 配備</td><td>① 市域に震度 5 強の地震が発生したとき【自動配備】</td><td rowspan="5">・本部員、本部事務局 ・全班（要員は各班で定める） ・<u>避難所非常参集職員（指定された避難所へ参集）基準①の時のみ</u></td></tr><tr><td>② 地震により局地的に被害が発生したとき</td></tr><tr><td>③ 東海地震予知情報（警戒宣言）が発表されたとき【自動配備】</td></tr><tr><td>④ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき【自動配備】</td></tr><tr><td>⑤ その他の状況により本部長が必要と認めたとき</td></tr><tr><td rowspan="2">第 2 配備</td><td>① 市域に震度 6 弱以上の地震が発生したとき【自動配備】</td><td rowspan="2">全員 <u>（避難所非常参集職員含む）</u></td></tr><tr><td>② その他の状況により本部長が必要と認めたとき</td></tr></table>	配備体制	配 備 基 準	配 備 要 員	第 1 配備	① 市域に震度 5 強の地震が発生したとき【自動配備】	・本部員、本部事務局 ・全班（要員は各班で定める） ・ <u>避難所非常参集職員（指定された避難所へ参集）基準①の時のみ</u>	② 地震により局地的に被害が発生したとき	③ 東海地震予知情報（警戒宣言）が発表されたとき【自動配備】	④ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき【自動配備】	⑤ その他の状況により本部長が必要と認めたとき
配備体制	配 備 基 準	配 備 要 員																											
第 1 配備	① 市域に震度 5 強の地震が発生したとき【自動配備】	・本部員、本部事務局 ・全班（要員は各班で定める）																											
	② 地震により局地的に被害が発生したとき																												
	③ 東海地震予知情報（警戒宣言）が発表されたとき【自動配備】																												
	④ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき【自動配備】																												
	⑤ その他の状況により本部長が必要と認めたとき																												
第 2 配備	① 市域に震度 6 弱以上の地震が発生したとき【自動配備】	全員																											
	② その他の状況により本部長が必要と認めたとき																												
配備体制	配 備 基 準	配 備 要 員																											
第 1 配備	① 市域に震度 5 強の地震が発生したとき【自動配備】	・本部員、本部事務局 ・全班（要員は各班で定める） ・ <u>避難所非常参集職員（指定された避難所へ参集）基準①の時のみ</u>																											
	② 地震により局地的に被害が発生したとき																												
	③ 東海地震予知情報（警戒宣言）が発表されたとき【自動配備】																												
	④ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき【自動配備】																												
	⑤ その他の状況により本部長が必要と認めたとき																												
第 2 配備	① 市域に震度 6 弱以上の地震が発生したとき【自動配備】	全員 <u>（避難所非常参集職員含む）</u>																											
	② その他の状況により本部長が必要と認めたとき																												
地	3-6	1 初動期事務分掌 初動期事務分掌は、災害対策本部の部を 1 つの単位とし、部内で協力して地震発生直後に優先して行うべき業務を実施する。各部の指揮は、参集者の中で最上位者とする。 危険な被災建築物や被災宅地が発生し、危険度判定を要すると判断されたとき、被災建築物応急危険度判定及び <u>被災宅地応急危険度判定</u> の資格を有する住宅班以外の職員は、防災拠点施設等の危険度判定が終了するまでの間、住宅班に編入し危険度判定を行う。		地	3-6	1 初動期事務分掌 初動期事務分掌は、災害対策本部の部を 1 つの単位とし、部内で協力して地震発生直後に優先して行うべき業務を実施する。各部の指揮は、参集者の中で最上位者とする。 危険な被災建築物や被災宅地が発生し、危険度判定を要すると判断されたとき、被災建築物応急危険度判定及び <u>被災宅地危険度判定</u> の資格を有する住宅班以外の職員は、防災拠点施設等の危険度判定が終了するまでの間、住宅班に編入し危険度判定を行う。 <u>また、避難所非常参集職員に指名されたものは、避難所班の担当職員が避難所に参集するまでの間、避難所班に編入し避難所の開設準備と情報収集を行う。</u>																							
		第 1・第 2 配備体制				第 1・第 2 配備体制																							
地	3-7	<table><tr><td>市民生活部</td><td>市民生活 1 班（市民課） 市民生活 2 班（保険年金課） 清 掃 班（クリーン推進課） 動物保護班（環境課） 経 済 1 班（農業振興課） 経 済 2 班（商工振興課） 市民生活 3 班（市民活動推進課）</td></tr></table>		市民生活部	市民生活 1 班（市民課） 市民生活 2 班（保険年金課） 清 掃 班（クリーン推進課） 動物保護班（環境課） 経 済 1 班（農業振興課） 経 済 2 班（商工振興課） 市民生活 3 班（市民活動推進課）	地	3-7	<table><tr><td>市民生活部</td><td>市民生活 1 班（市民課） 市民生活 2 班（保険年金課） 清 掃 班（クリーン推進課） 動物保護班（環境課） 経 済 1 班（農業振興課） 経 済 2 班（商工観光課） 市民生活 3 班（市民活動推進課）</td></tr></table>		市民生活部	市民生活 1 班（市民課） 市民生活 2 班（保険年金課） 清 掃 班（クリーン推進課） 動物保護班（環境課） 経 済 1 班（農業振興課） 経 済 2 班（商工観光課） 市民生活 3 班（市民活動推進課）																		
		市民生活部	市民生活 1 班（市民課） 市民生活 2 班（保険年金課） 清 掃 班（クリーン推進課） 動物保護班（環境課） 経 済 1 班（農業振興課） 経 済 2 班（商工振興課） 市民生活 3 班（市民活動推進課）																										
市民生活部	市民生活 1 班（市民課） 市民生活 2 班（保険年金課） 清 掃 班（クリーン推進課） 動物保護班（環境課） 経 済 1 班（農業振興課） 経 済 2 班（商工観光課） 市民生活 3 班（市民活動推進課）																												

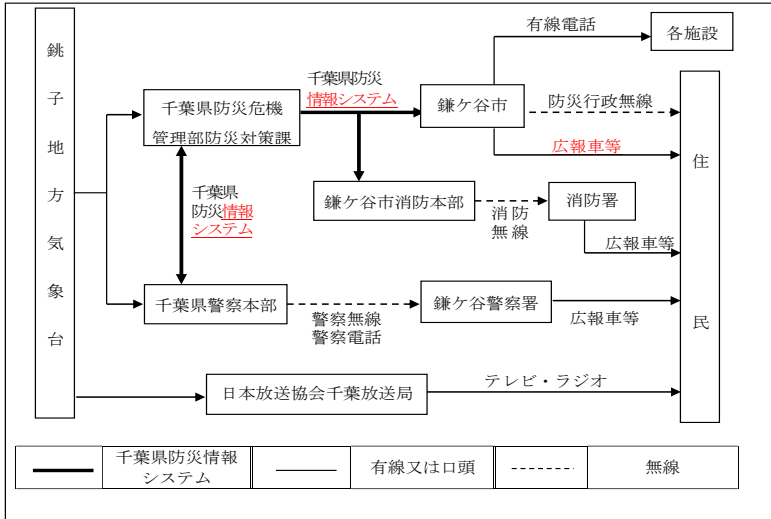
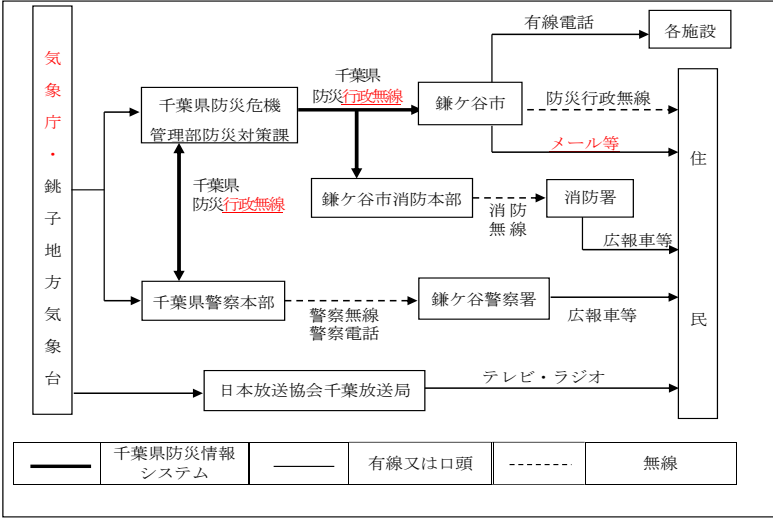
鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁			修正前		頁			修正後																											
地	3-9	<table><tr><td>部（部長）</td><td>班（班長）</td><td>初動期 事務分掌</td><td>災害対策本部事務分掌</td></tr><tr><td rowspan="6">総務企画部 （総務企画部長）</td><td>総務企画 1 班 （総務課長）</td><td rowspan="3">（略）</td><td rowspan="3">（略）</td></tr><tr><td>総務企画 2 班 （企画財政課長）</td></tr><tr><td>秘書広報班 （秘書広報課長）</td></tr><tr><td>総務企画 3 班 （契約管財課長）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>調査 1 班 （課税課長）</td><td rowspan="2">1 被害状況の調査・把握に関すること 2 被災住家の調査及びとりまとめに関すること 3 被災証明の発行に関すること 4 その他部内外の応援に関すること</td></tr><tr><td>調査 2 班 （収税課長）</td></tr></table>	部（部長）	班（班長）	初動期 事務分掌	災害対策本部事務分掌	総務企画部 （総務企画部長）	総務企画 1 班 （総務課長）	（略）	（略）	総務企画 2 班 （企画財政課長）	秘書広報班 （秘書広報課長）	総務企画 3 班 （契約管財課長）	（略）	調査 1 班 （課税課長）	1 被害状況の調査・把握に関すること 2 被災住家の調査及びとりまとめに関すること 3 被災証明の発行に関すること 4 その他部内外の応援に関すること	調査 2 班 （収税課長）	地	3-9	<table><tr><td>部（部長）</td><td>班（班長）</td><td>初動期 事務分掌</td><td>災害対策本部事務分掌</td></tr><tr><td rowspan="6">総務企画部 （総務企画部長）</td><td>総務企画 1 班 （総務課長）</td><td rowspan="3">（略）</td><td rowspan="3">（略）</td></tr><tr><td>総務企画 2 班 （企画財政課長）</td></tr><tr><td>秘書広報班 （秘書広報課長）</td></tr><tr><td>総務企画 3 班 （契約管財課長）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>調査 1 班 （課税課長）</td><td rowspan="2">1 被害状況の調査・把握に関すること 2 被災住家の調査及びとりまとめに関すること 3 被災証明等の発行に関すること 4 その他部内外の応援に関すること</td></tr><tr><td>調査 2 班 （収税課長）</td></tr></table>	部（部長）	班（班長）	初動期 事務分掌	災害対策本部事務分掌	総務企画部 （総務企画部長）	総務企画 1 班 （総務課長）	（略）	（略）	総務企画 2 班 （企画財政課長）	秘書広報班 （秘書広報課長）	総務企画 3 班 （契約管財課長）	（略）	調査 1 班 （課税課長）	1 被害状況の調査・把握に関すること 2 被災住家の調査及びとりまとめに関すること 3 被災証明等の発行に関すること 4 その他部内外の応援に関すること	調査 2 班 （収税課長）
		部（部長）	班（班長）	初動期 事務分掌	災害対策本部事務分掌																														
総務企画部 （総務企画部長）	総務企画 1 班 （総務課長）	（略）	（略）																																
	総務企画 2 班 （企画財政課長）																																		
	秘書広報班 （秘書広報課長）																																		
	総務企画 3 班 （契約管財課長）	（略）																																	
	調査 1 班 （課税課長）	1 被害状況の調査・把握に関すること 2 被災住家の調査及びとりまとめに関すること 3 被災証明の発行に関すること 4 その他部内外の応援に関すること																																	
	調査 2 班 （収税課長）																																		
部（部長）	班（班長）	初動期 事務分掌	災害対策本部事務分掌																																
総務企画部 （総務企画部長）	総務企画 1 班 （総務課長）	（略）	（略）																																
	総務企画 2 班 （企画財政課長）																																		
	秘書広報班 （秘書広報課長）																																		
	総務企画 3 班 （契約管財課長）	（略）																																	
	調査 1 班 （課税課長）	1 被害状況の調査・把握に関すること 2 被災住家の調査及びとりまとめに関すること 3 被災証明等の発行に関すること 4 その他部内外の応援に関すること																																	
	調査 2 班 （収税課長）																																		
地	3-9	<table><tr><td rowspan="2">市民生活部 （市民生活部長）</td><td>経済 1 班 （農業振興課長）</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">（略） 1 救援物資の受け入れ、管理の支援に関すること 2 災害対策における商工関係者への協力要請等、連絡、調整に関すること 3 商工業関係の被害状況調査及び保全管理に関すること 4 被災商工業者に対する災害資金の貸付けに関すること 5 その他部内外の応援に関すること</td></tr><tr><td>経済 2 班 （商工振興課長）</td></tr></table>	市民生活部 （市民生活部長）	経済 1 班 （農業振興課長）		（略） 1 救援物資の受け入れ、管理の支援に関すること 2 災害対策における商工関係者への協力要請等、連絡、調整に関すること 3 商工業関係の被害状況調査及び保全管理に関すること 4 被災商工業者に対する災害資金の貸付けに関すること 5 その他部内外の応援に関すること	経済 2 班 （商工振興課長）	地	3-10	<table><tr><td rowspan="2">市民生活部 （市民生活部長）</td><td>経済 1 班 （農業振興課長）</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">（略） 1 救援物資の受入れ、管理の支援に関すること 2 災害対策における商工・観光関係者への協力要請等、連絡、調整に関すること 3 商工業・観光業関係の被害状況調査及び保全管理に関すること 4 被災商工業・観光業者に対する災害資金の貸付けに関すること 5 その他部内外の応援に関すること</td></tr><tr><td>経済 2 班 （商工観光課長）</td></tr></table>	市民生活部 （市民生活部長）	経済 1 班 （農業振興課長）		（略） 1 救援物資の受入れ、管理の支援に関すること 2 災害対策における商工・観光関係者への協力要請等、連絡、調整に関すること 3 商工業・観光業関係の被害状況調査及び保全管理に関すること 4 被災商工業・観光業者に対する災害資金の貸付けに関すること 5 その他部内外の応援に関すること	経済 2 班 （商工観光課長）																				
		市民生活部 （市民生活部長）		経済 1 班 （農業振興課長）						（略） 1 救援物資の受け入れ、管理の支援に関すること 2 災害対策における商工関係者への協力要請等、連絡、調整に関すること 3 商工業関係の被害状況調査及び保全管理に関すること 4 被災商工業者に対する災害資金の貸付けに関すること 5 その他部内外の応援に関すること																									
経済 2 班 （商工振興課長）																																			
市民生活部 （市民生活部長）	経済 1 班 （農業振興課長）		（略） 1 救援物資の受入れ、管理の支援に関すること 2 災害対策における商工・観光関係者への協力要請等、連絡、調整に関すること 3 商工業・観光業関係の被害状況調査及び保全管理に関すること 4 被災商工業・観光業者に対する災害資金の貸付けに関すること 5 その他部内外の応援に関すること																																
	経済 2 班 （商工観光課長）																																		
地	3-14	1 地震情報等の発表 <u>銚子地方気象台等</u> から発表される地震に関する情報の種類、内容は、次のとおりである。 なお、千葉県震度情報ネットワークと気象庁とがオンライン化により、気象庁設置の震度計の震度に加え、市町村で観測された震度（震度 1 以上）が気象庁から発表される。	地	3-15	1 地震情報等の発表 <u>気象庁</u> から発表される地震に関する情報の種類、内容は、次のとおりである。 なお、千葉県震度情報ネットワークと気象庁とがオンライン化により、気象庁設置の震度計の震度に加え、市町村で観測された震度（震度 1 以上）が気象庁から発表される。																														

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁		修正前		頁		修正後																															
地	3-10	■地震情報の種類		地	3-16	■地震情報の種類																															
		<table><tr><th>種 類</th><th>内 容</th></tr><tr><td>震 度 速 報</td><td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報する。 千葉県の地域名は、北西部、北東部、南部で発表する。</td></tr><tr><td>震源に関する情報</td><td>震度3以上で発表する。（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない。）地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。 「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加する。</td></tr><tr><td>震源・震度に関する情報</td><td><u>以下のいずれかを満たした場合に発表する。</u> ・震度3以上。 ・津波警報または注意報発表時。 ・若干の海面変動が予想される場合。 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合。 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表する。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。</td></tr><tr><td>各地の震度に関する情報</td><td>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。 ※ 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表する。</td></tr><tr><td>その他の情報</td><td>地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表する。</td></tr></table>	種 類			内 容	震 度 速 報	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報する。 千葉県の地域名は、北西部、北東部、南部で発表する。	震源に関する情報	震度3以上で発表する。（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない。）地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。 「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加する。	震源・震度に関する情報	<u>以下のいずれかを満たした場合に発表する。</u> ・震度3以上。 ・津波警報または注意報発表時。 ・若干の海面変動が予想される場合。 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合。 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表する。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。	各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。 ※ 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表する。	その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表する。	<table><tr><th>種 類</th><th>発表基準</th><th>内 容</th></tr><tr><td>震 度 速 報</td><td>・震度3以上</td><td>地震発生から約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（<u>全国を188地域に区分</u>）と地震の揺れの検知時刻を速報する。 千葉県の地域名は、北西部、北東部、南部で発表。</td></tr><tr><td>震源に関する情報</td><td>・震度3以上（津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）</td><td>「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</td></tr><tr><td>震源・震度情報</td><td>・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時</td><td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。</td></tr><tr><td>長周期地震動に関する観測情報</td><td>・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合</td><td>地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。 (地震発生から10分後程度で1回発表)</td></tr><tr><td>遠地震に関する情報</td><td>・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 (国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。)</td><td>国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生から概ね30分以内に発表※1。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※1 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表</td></tr><tr><td>その他の情報</td><td>・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など</td><td>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。</td></tr><tr><td>推計震度分布図</td><td>・震度5弱以上</td><td>観測した各地の震度データをもとに、250m四方の格子毎に推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。</td></tr></table>	種 類	発表基準	内 容	震 度 速 報	・震度3以上	地震発生から約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（ <u>全国を188地域に区分</u> ）と地震の揺れの検知時刻を速報する。 千葉県の地域名は、北西部、北東部、南部で発表。	震源に関する情報	・震度3以上（津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。	震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。	長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。 (地震発生から10分後程度で1回発表)	遠地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 (国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。)	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生から概ね30分以内に発表※1。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※1 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など
種 類	内 容																																				
震 度 速 報	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報する。 千葉県の地域名は、北西部、北東部、南部で発表する。																																				
震源に関する情報	震度3以上で発表する。（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない。）地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。 「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加する。																																				
震源・震度に関する情報	<u>以下のいずれかを満たした場合に発表する。</u> ・震度3以上。 ・津波警報または注意報発表時。 ・若干の海面変動が予想される場合。 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合。 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表する。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。																																				
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。 ※ 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表する。																																				
その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表する。																																				
種 類	発表基準	内 容																																			
震 度 速 報	・震度3以上	地震発生から約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（ <u>全国を188地域に区分</u> ）と地震の揺れの検知時刻を速報する。 千葉県の地域名は、北西部、北東部、南部で発表。																																			
震源に関する情報	・震度3以上（津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。																																			
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。																																			
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。 (地震発生から10分後程度で1回発表)																																			
遠地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 (国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。)	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生から概ね30分以内に発表※1。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※1 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表																																			
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。																																			
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方の格子毎に推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。																																			

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁		修正前		頁		修正後											
地	3-16	地	2 地震情報等の収集・伝達 (1) 通信系統及び方法 (略)	地	3-17	地	2 地震情報等の収集・伝達 (1) 通信系統及び方法 (略)										
																	
地	3-16	地	1 災害情報等の収集・整理 (1)～(3) (略) (4) 関係機関への通報 (略) ■災害情報等の通報先・方法	地	3-18	地	1 災害情報等の収集・整理 (1)～(3) (略) (4) 関係機関への通報 (略) ■災害情報等の通報先・方法										
			<table><tr><td>千葉県</td><td>千葉県防災情報システム、防災電話・FAX、一般加入電話・FAX</td></tr><tr><td>東葛飾地域振興事務所</td><td>千葉県防災情報システム、防災電話・FAX、一般加入電話・FAX</td></tr><tr><td>東葛飾土木事務所</td><td>千葉県防災情報システム、防災電話・FAX、一般加入電話・FAX</td></tr><tr><td>鎌ヶ谷警察署</td><td>市防災行政無線地域系、一般加入電話・FAX、使送</td></tr></table>				千葉県	千葉県防災情報システム、防災電話・FAX、一般加入電話・FAX	東葛飾地域振興事務所	千葉県防災情報システム、防災電話・FAX、一般加入電話・FAX	東葛飾土木事務所	千葉県防災情報システム、防災電話・FAX、一般加入電話・FAX	鎌ヶ谷警察署	市防災行政無線地域系、一般加入電話・FAX、使送	<table><tr><td>千葉県</td><td>千葉県防災情報システム、防災電話・FAX、一般加入電話・FAX</td></tr><tr><td>東葛飾地域振興事務所</td><td>千葉県防災情報システム、防災電話・FAX、一般加入電話・FAX</td></tr><tr><td>東葛飾土木事務所</td><td>千葉県防災情報システム、防災電話・FAX、一般加入電話・FAX</td></tr><tr><td>鎌ヶ谷警察署</td><td>IP無線、一般加入電話・FAX、使送</td></tr></table>	千葉県	千葉県防災情報システム、防災電話・FAX、一般加入電話・FAX
千葉県	千葉県防災情報システム、防災電話・FAX、一般加入電話・FAX																
東葛飾地域振興事務所	千葉県防災情報システム、防災電話・FAX、一般加入電話・FAX																
東葛飾土木事務所	千葉県防災情報システム、防災電話・FAX、一般加入電話・FAX																
鎌ヶ谷警察署	市防災行政無線地域系、一般加入電話・FAX、使送																
千葉県	千葉県防災情報システム、防災電話・FAX、一般加入電話・FAX																
東葛飾地域振興事務所	千葉県防災情報システム、防災電話・FAX、一般加入電話・FAX																
東葛飾土木事務所	千葉県防災情報システム、防災電話・FAX、一般加入電話・FAX																
鎌ヶ谷警察署	IP無線、一般加入電話・FAX、使送																

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁			修正前		頁			修正後																																																													
地	3-20		① 千葉県庁連絡先		地	3-21		① 千葉県庁連絡先																																																													
			<table><tr><td rowspan="4">勤務時間内</td><td colspan="3">防災危機管理部防災対策課災害対策室</td></tr><tr><td>TEL</td><td colspan="2">043-223-2175、043-223-2150</td></tr><tr><td>FAX</td><td colspan="2">043-222-1127</td></tr><tr><td>防災行政無線</td><td>TEL</td><td>500-7320（地上系）、012-500-7320（衛星系）</td></tr><tr><td>防災行政無線</td><td>FAX</td><td colspan="2">500-7298（地上系）、012-500-7298（衛星系）</td></tr><tr><td rowspan="4">勤務時間外</td><td colspan="3">防災危機管理部防災対策課情報通信管理室宿直担当者</td></tr><tr><td>TEL</td><td colspan="2">090-5751-3278</td></tr><tr><td>FAX</td><td colspan="2">043-222-5219</td></tr><tr><td>防災行政無線</td><td>TEL</td><td>500-7225（地上系）、012-500-7225（衛星系）</td></tr><tr><td>防災行政無線</td><td>FAX</td><td colspan="2">500-7110（地上系）、012-500-7110（衛星系）</td></tr></table>	勤務時間内				防災危機管理部防災対策課災害対策室			TEL	043-223-2175、043-223-2150		FAX	043-222-1127		防災行政無線	TEL	500-7320（地上系）、012-500-7320（衛星系）	防災行政無線	FAX	500-7298（地上系）、012-500-7298（衛星系）		勤務時間外	防災危機管理部防災対策課情報通信管理室宿直担当者			TEL	090-5751-3278		FAX	043-222-5219		防災行政無線	TEL	500-7225（地上系）、012-500-7225（衛星系）	防災行政無線	FAX	500-7110（地上系）、012-500-7110（衛星系）		<table><tr><td rowspan="4">勤務時間内</td><td colspan="3">防災危機管理部防災対策課災害対策室</td></tr><tr><td>TEL</td><td colspan="2">043-223-2175、043-223-2150</td></tr><tr><td>FAX</td><td colspan="2">043-222-1127</td></tr><tr><td>防災行政無線</td><td>TEL</td><td>500-7320（地上系）、012-500-7320（衛星系）</td></tr><tr><td>防災行政無線</td><td>FAX</td><td colspan="2">500-7298（地上系）、012-500-7298（衛星系）</td></tr><tr><td rowspan="4">勤務時間外</td><td colspan="3">防災危機管理部防災対策課情報通信管理室宿直担当者</td></tr><tr><td>TEL</td><td colspan="2">043-223-2178</td></tr><tr><td>FAX</td><td colspan="2">043-222-5219</td></tr><tr><td>防災行政無線</td><td>TEL</td><td>500-7225（地上系）、012-500-7225（衛星系）</td></tr><tr><td>防災行政無線</td><td>FAX</td><td colspan="2">500-7110（地上系）、012-500-7110（衛星系）</td></tr></table>	勤務時間内	防災危機管理部防災対策課災害対策室			TEL	043-223-2175、043-223-2150		FAX	043-222-1127		防災行政無線	TEL	500-7320（地上系）、012-500-7320（衛星系）	防災行政無線	FAX	500-7298（地上系）、012-500-7298（衛星系）		勤務時間外	防災危機管理部防災対策課情報通信管理室宿直担当者			TEL	043-223-2178		FAX	043-222-5219		防災行政無線
勤務時間内	防災危機管理部防災対策課災害対策室																																																																				
	TEL	043-223-2175、043-223-2150																																																																			
	FAX	043-222-1127																																																																			
	防災行政無線	TEL	500-7320（地上系）、012-500-7320（衛星系）																																																																		
防災行政無線	FAX	500-7298（地上系）、012-500-7298（衛星系）																																																																			
勤務時間外	防災危機管理部防災対策課情報通信管理室宿直担当者																																																																				
	TEL	090-5751-3278																																																																			
	FAX	043-222-5219																																																																			
	防災行政無線	TEL	500-7225（地上系）、012-500-7225（衛星系）																																																																		
防災行政無線	FAX	500-7110（地上系）、012-500-7110（衛星系）																																																																			
勤務時間内	防災危機管理部防災対策課災害対策室																																																																				
	TEL	043-223-2175、043-223-2150																																																																			
	FAX	043-222-1127																																																																			
	防災行政無線	TEL	500-7320（地上系）、012-500-7320（衛星系）																																																																		
防災行政無線	FAX	500-7298（地上系）、012-500-7298（衛星系）																																																																			
勤務時間外	防災危機管理部防災対策課情報通信管理室宿直担当者																																																																				
	TEL	043-223-2178																																																																			
	FAX	043-222-5219																																																																			
	防災行政無線	TEL	500-7225（地上系）、012-500-7225（衛星系）																																																																		
防災行政無線	FAX	500-7110（地上系）、012-500-7110（衛星系）																																																																			
地	3-20		② 総務省消防庁連絡先		地	3-21		② 総務省消防庁連絡先																																																													
			<table><tr><td colspan="2">消防庁連絡先</td><td>NTT電話</td><td>消防防災無線（県防災行政無線を使用）</td></tr><tr><td rowspan="2">勤務時間内</td><td rowspan="2">震災等応急室</td><td>TEL 03(5253)7527</td><td>TEL 120-90-49013（地上系）</td></tr><tr><td>FAX 03(5253)7537</td><td>FAX 120-90-49033（地上系）</td></tr><tr><td rowspan="2">勤務時間外</td><td rowspan="2">宿直室</td><td>TEL 03(5253)7777</td><td>TEL 120-90-49102（地上系）</td></tr><tr><td>FAX 03(5253)7553</td><td>FAX 120-90-49036（地上系）</td></tr></table>	消防庁連絡先				NTT電話	消防防災無線（県防災行政無線を使用）	勤務時間内	震災等応急室	TEL 03(5253)7527	TEL 120-90-49013（地上系）	FAX 03(5253)7537	FAX 120-90-49033（地上系）	勤務時間外	宿直室	TEL 03(5253)7777	TEL 120-90-49102（地上系）	FAX 03(5253)7553	FAX 120-90-49036（地上系）	<table><tr><td colspan="2">消防庁連絡先</td><td>NTT電話</td><td>消防防災無線（県防災行政無線を使用）</td></tr><tr><td rowspan="2">勤務時間内</td><td rowspan="2">応急対策室</td><td>TEL 03(5253)7527</td><td>TEL 048-500-90-49013（衛星系）</td></tr><tr><td>FAX 03(5253)7537</td><td>FAX 048-500-90-49033（衛星系）</td></tr><tr><td rowspan="2">勤務時間外</td><td rowspan="2">宿直室</td><td>TEL 03(5253)7777</td><td>TEL 048-500-90-49102（衛星系）</td></tr><tr><td>FAX 03(5253)7553</td><td>FAX 048-500-90-49036（衛星系）</td></tr></table>	消防庁連絡先		NTT電話	消防防災無線（県防災行政無線を使用）	勤務時間内	応急対策室	TEL 03(5253)7527	TEL 048-500-90-49013（衛星系）	FAX 03(5253)7537	FAX 048-500-90-49033（衛星系）	勤務時間外	宿直室	TEL 03(5253)7777	TEL 048-500-90-49102（衛星系）	FAX 03(5253)7553	FAX 048-500-90-49036（衛星系）																															
消防庁連絡先		NTT電話	消防防災無線（県防災行政無線を使用）																																																																		
勤務時間内	震災等応急室	TEL 03(5253)7527	TEL 120-90-49013（地上系）																																																																		
		FAX 03(5253)7537	FAX 120-90-49033（地上系）																																																																		
勤務時間外	宿直室	TEL 03(5253)7777	TEL 120-90-49102（地上系）																																																																		
		FAX 03(5253)7553	FAX 120-90-49036（地上系）																																																																		
消防庁連絡先		NTT電話	消防防災無線（県防災行政無線を使用）																																																																		
勤務時間内	応急対策室	TEL 03(5253)7527	TEL 048-500-90-49013（衛星系）																																																																		
		FAX 03(5253)7537	FAX 048-500-90-49033（衛星系）																																																																		
勤務時間外	宿直室	TEL 03(5253)7777	TEL 048-500-90-49102（衛星系）																																																																		
		FAX 03(5253)7553	FAX 048-500-90-49036（衛星系）																																																																		
地	3-20		③ 地域振興事務所連絡先		地	3-21		③ 地域振興事務所連絡先																																																													
			<table><tr><td rowspan="4">東葛飾地域振興事務所</td><td colspan="3">地域防災課</td></tr><tr><td>TEL</td><td colspan="2">047(361)2111</td></tr><tr><td>FAX</td><td colspan="2">047(367)4348</td></tr><tr><td>防災行政無線</td><td>TEL</td><td>502-721・723</td></tr><tr><td>防災行政無線</td><td>FAX</td><td colspan="2">502-722</td></tr></table>	東葛飾地域振興事務所				地域防災課			TEL	047(361)2111		FAX	047(367)4348		防災行政無線	TEL	502-721・723	防災行政無線	FAX	502-722		<table><tr><td rowspan="4">東葛飾地域振興事務所</td><td colspan="3">地域防災課</td></tr><tr><td>TEL</td><td colspan="2">047(361)2111</td></tr><tr><td>FAX</td><td colspan="2">047(367)4348</td></tr><tr><td>防災行政無線</td><td>TEL</td><td>502-721</td></tr><tr><td>防災行政無線</td><td>FAX</td><td colspan="2">502-722</td></tr></table>	東葛飾地域振興事務所	地域防災課			TEL	047(361)2111		FAX	047(367)4348		防災行政無線	TEL	502-721	防災行政無線	FAX	502-722																													
東葛飾地域振興事務所	地域防災課																																																																				
	TEL	047(361)2111																																																																			
	FAX	047(367)4348																																																																			
	防災行政無線	TEL	502-721・723																																																																		
防災行政無線	FAX	502-722																																																																			
東葛飾地域振興事務所	地域防災課																																																																				
	TEL	047(361)2111																																																																			
	FAX	047(367)4348																																																																			
	防災行政無線	TEL	502-721																																																																		
防災行政無線	FAX	502-722																																																																			
地	3-21		■関東地方非常通信協議会構成機関（※印は市内機関）		地	3-22		■関東地方非常通信協議会構成機関（※印は市内機関）																																																													
			①～④（略）	①～④（略）																																																																	
地	3-21		⑤ 東日本電信電話(株)千葉支店通信施設		地	3-22		⑤ NTT東日本(株)千葉支店通信施設																																																													
			⑥ 東京電力パワーグリッド(株)千葉通信ネットワークセンター通信施設	⑥ 東京電力パワーグリッド(株)通信施設																																																																	
地	3-21		⑦～⑧（略）		地	3-22		⑦～⑧（略）																																																													

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁			修正前	頁			修正後																																																								
地	3-24	1 記者発表 (略) ■報道機関一覧	<table><tr><th>報道機関名</th><th>担当部署</th><th>電話(NTT) FAX(NTT)</th><th>e-mail</th></tr><tr><td>日本放送協会 千葉放送局</td><td>放送部ニュース</td><td>電話 043-203-0593 FAX 043-203-0396</td><td>m10801-saigai@li.nhk.or.jp</td></tr><tr><td>千葉テレビ放送(株)</td><td>報道局報道部</td><td>電話 043-233-6681 FAX 043-231-4999</td><td>press@chiba-tv.com</td></tr><tr><td>(株)ジェイコム千葉</td><td colspan="3">※協定書に基づく。</td></tr><tr><td>市川記者クラブ**</td><td>市川市役所内</td><td>電話 047-334-0555 FAX 047-336-8032</td><td>-----</td></tr><tr><td>船橋記者クラブ*◆</td><td>船橋市役所内</td><td>電話 047-436-2017 FAX 047-436-2759</td><td>-----</td></tr><tr><td>松戸記者クラブ*</td><td>松戸市役所内</td><td>電話 047-362-4622 4345 FAX 047-362-6162</td><td>-----</td></tr></table>	報道機関名	担当部署	電話(NTT) FAX(NTT)	e-mail	日本放送協会 千葉放送局	放送部ニュース	電話 043-203-0593 FAX 043-203-0396	m10801-saigai@li.nhk.or.jp	千葉テレビ放送(株)	報道局報道部	電話 043-233-6681 FAX 043-231-4999	press@chiba-tv.com	(株)ジェイコム千葉	※協定書に基づく。			市川記者クラブ**	市川市役所内	電話 047-334-0555 FAX 047-336-8032	-----	船橋記者クラブ*◆	船橋市役所内	電話 047-436-2017 FAX 047-436-2759	-----	松戸記者クラブ*	松戸市役所内	電話 047-362-4622 4345 FAX 047-362-6162	-----	地	3-25	1 記者発表 (略) ■報道機関一覧	<table><tr><th>報道機関名</th><th>担当部署</th><th>電話(NTT) FAX(NTT)</th><th>e-mail</th></tr><tr><td>日本放送協会 千葉放送局</td><td>放送部ニュース</td><td>電話 043-203-0593 FAX 043-203-0396</td><td>m10801-saigai@li.nhk.or.jp</td></tr><tr><td>千葉テレビ放送(株)</td><td>報道局報道部</td><td>電話 043-233-6681 FAX 043-231-4999</td><td>press@chiba-tv.com</td></tr><tr><td>(株)ジェイコム千葉</td><td colspan="3">※協定書に基づく。</td></tr><tr><td>市川記者クラブ**</td><td>市川市役所内</td><td>電話 047-336-1000 FAX 047-712-8797</td><td>-----</td></tr><tr><td>船橋記者クラブ*◆</td><td>船橋市役所内</td><td>電話 047-436-2017 FAX 047-436-2759</td><td>-----</td></tr><tr><td>松戸記者クラブ*</td><td>松戸市役所内</td><td>電話 047-362-4622 4345 FAX 047-362-6162</td><td>-----</td></tr></table>	報道機関名	担当部署	電話(NTT) FAX(NTT)	e-mail	日本放送協会 千葉放送局	放送部ニュース	電話 043-203-0593 FAX 043-203-0396	m10801-saigai@li.nhk.or.jp	千葉テレビ放送(株)	報道局報道部	電話 043-233-6681 FAX 043-231-4999	press@chiba-tv.com	(株)ジェイコム千葉	※協定書に基づく。			市川記者クラブ**	市川市役所内	電話 047-336-1000 FAX 047-712-8797	-----	船橋記者クラブ*◆	船橋市役所内	電話 047-436-2017 FAX 047-436-2759	-----	松戸記者クラブ*	松戸市役所内	電話 047-362-4622 4345 FAX 047-362-6162	-----
		報道機関名	担当部署	電話(NTT) FAX(NTT)	e-mail																																																										
日本放送協会 千葉放送局	放送部ニュース	電話 043-203-0593 FAX 043-203-0396	m10801-saigai@li.nhk.or.jp																																																												
千葉テレビ放送(株)	報道局報道部	電話 043-233-6681 FAX 043-231-4999	press@chiba-tv.com																																																												
(株)ジェイコム千葉	※協定書に基づく。																																																														
市川記者クラブ**	市川市役所内	電話 047-334-0555 FAX 047-336-8032	-----																																																												
船橋記者クラブ*◆	船橋市役所内	電話 047-436-2017 FAX 047-436-2759	-----																																																												
松戸記者クラブ*	松戸市役所内	電話 047-362-4622 4345 FAX 047-362-6162	-----																																																												
報道機関名	担当部署	電話(NTT) FAX(NTT)	e-mail																																																												
日本放送協会 千葉放送局	放送部ニュース	電話 043-203-0593 FAX 043-203-0396	m10801-saigai@li.nhk.or.jp																																																												
千葉テレビ放送(株)	報道局報道部	電話 043-233-6681 FAX 043-231-4999	press@chiba-tv.com																																																												
(株)ジェイコム千葉	※協定書に基づく。																																																														
市川記者クラブ**	市川市役所内	電話 047-336-1000 FAX 047-712-8797	-----																																																												
船橋記者クラブ*◆	船橋市役所内	電話 047-436-2017 FAX 047-436-2759	-----																																																												
松戸記者クラブ*	松戸市役所内	電話 047-362-4622 4345 FAX 047-362-6162	-----																																																												
地	3-25	2 被災者相談・広聴活動 (略) ■相談窓口の内容	<table><tr><th>設置場所</th><th>庁舎1階ロビー</th></tr><tr><td rowspan="13">災害相談窓口 で扱う事項</td><td>① 搜索依頼の受付</td></tr><tr><td>② 食料、飲料水、日用品等の支給に関する情報</td></tr><tr><td>③ 被災証明書の発行</td></tr><tr><td>④ 埋火葬許可書の発行</td></tr><tr><td>⑤ 各種証明書の発行</td></tr><tr><td>⑥ 仮設住宅の申し込み</td></tr><tr><td>⑦ 住宅の応急修理の申し込み</td></tr><tr><td>⑧ 災害見舞金、義援金の申し込み</td></tr><tr><td>⑨ 生活資金等の相談等</td></tr><tr><td>⑩ 健康に関する相談等</td></tr><tr><td>⑪ 中小企業・農業関係相談</td></tr><tr><td>⑫ 要配慮者相談窓口</td></tr><tr><td>⑬ 女性のための相談窓口</td></tr></table>	設置場所	庁舎1階ロビー	災害相談窓口 で扱う事項	① 搜索依頼の受付	② 食料、飲料水、日用品等の支給に関する情報	③ 被災証明書の発行	④ 埋火葬許可書の発行	⑤ 各種証明書の発行	⑥ 仮設住宅の申し込み	⑦ 住宅の応急修理の申し込み	⑧ 災害見舞金、義援金の申し込み	⑨ 生活資金等の相談等	⑩ 健康に関する相談等	⑪ 中小企業・農業関係相談	⑫ 要配慮者相談窓口	⑬ 女性のための相談窓口	地	3-26	2 被災者相談・広聴活動 (略) ■相談窓口の内容	<table><tr><th>設置場所</th><th>庁舎1階ロビー</th></tr><tr><td rowspan="14">災害相談窓口 で扱う事項</td><td>① 搜索依頼の受付</td></tr><tr><td>② 食料、飲料水、日用品等の支給に関する情報</td></tr><tr><td>③ 罹災証明書等の発行</td></tr><tr><td>④ 埋火葬許可書の発行</td></tr><tr><td>⑤ 各種証明書の発行</td></tr><tr><td>⑥ 仮設住宅の申し込み</td></tr><tr><td>⑦ 住宅の応急修理の申し込み</td></tr><tr><td>⑧ 災害見舞金、義援金の申し込み</td></tr><tr><td>⑨ 生活資金等の相談等</td></tr><tr><td>⑩ 健康に関する相談等</td></tr><tr><td>⑪ 中小企業・農業関係相談</td></tr><tr><td>⑫ 要配慮者相談窓口</td></tr><tr><td>⑬ 女性のための相談窓口</td></tr><tr><td>⑭ 各種相談窓口の案内</td></tr></table>	設置場所	庁舎1階ロビー	災害相談窓口 で扱う事項	① 搜索依頼の受付	② 食料、飲料水、日用品等の支給に関する情報	③ 罹災証明書等の発行	④ 埋火葬許可書の発行	⑤ 各種証明書の発行	⑥ 仮設住宅の申し込み	⑦ 住宅の応急修理の申し込み	⑧ 災害見舞金、義援金の申し込み	⑨ 生活資金等の相談等	⑩ 健康に関する相談等	⑪ 中小企業・農業関係相談	⑫ 要配慮者相談窓口	⑬ 女性のための相談窓口	⑭ 各種相談窓口の案内																							
		設置場所	庁舎1階ロビー																																																												
災害相談窓口 で扱う事項	① 搜索依頼の受付																																																														
	② 食料、飲料水、日用品等の支給に関する情報																																																														
	③ 被災証明書の発行																																																														
	④ 埋火葬許可書の発行																																																														
	⑤ 各種証明書の発行																																																														
	⑥ 仮設住宅の申し込み																																																														
	⑦ 住宅の応急修理の申し込み																																																														
	⑧ 災害見舞金、義援金の申し込み																																																														
	⑨ 生活資金等の相談等																																																														
	⑩ 健康に関する相談等																																																														
	⑪ 中小企業・農業関係相談																																																														
	⑫ 要配慮者相談窓口																																																														
	⑬ 女性のための相談窓口																																																														
設置場所	庁舎1階ロビー																																																														
災害相談窓口 で扱う事項	① 搜索依頼の受付																																																														
	② 食料、飲料水、日用品等の支給に関する情報																																																														
	③ 罹災証明書等の発行																																																														
	④ 埋火葬許可書の発行																																																														
	⑤ 各種証明書の発行																																																														
	⑥ 仮設住宅の申し込み																																																														
	⑦ 住宅の応急修理の申し込み																																																														
	⑧ 災害見舞金、義援金の申し込み																																																														
	⑨ 生活資金等の相談等																																																														
	⑩ 健康に関する相談等																																																														
	⑪ 中小企業・農業関係相談																																																														
	⑫ 要配慮者相談窓口																																																														
	⑬ 女性のための相談窓口																																																														
	⑭ 各種相談窓口の案内																																																														

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁			修正前		頁			修正後																																																
地	3-27	1 災害派遣要請依頼 (1) 派遣要請依頼の手続き 本部長は、自衛隊の災害派遣の必要があると認められるときは、知事に対して次の事項を明らかにした文書をもって依頼する。ただし、緊急を要する場合は、電話、無線で直接依頼し、後日文書を送付する。 災害派遣の要請は、原則として陸上自衛隊は千葉県災害隊区長である第1空挺団長を、海上自衛隊は横須賀地方総監を、航空自衛隊は <u>第1補給処長</u> を、それぞれ窓口として実施する。ただし、緊急避難、人命救助が急迫し、知事に依頼するいとまがないと認められるとき又は通信の途絶等で知事に依頼できないときは、直接最寄りの自衛隊の駐屯地司令等の職にある部隊の長に通報し、事後、所定の <u>手続き</u> を行う。 事務局は、これらの災害派遣要請依頼の <u>手続き</u> を行う。	地	3-27	1 災害派遣要請依頼 (1) 派遣要請依頼の手続き 本部長は、自衛隊の災害派遣の必要があると認められるときは、知事に対して次の事項を明らかにした文書をもって依頼する。ただし、緊急を要する場合は、電話、無線で直接依頼し、後日文書を送付する。 災害派遣の要請は、原則として陸上自衛隊は千葉県災害隊区長である第1空挺団長を、海上自衛隊は横須賀地方総監を、航空自衛隊は <u>中部航空方面隊司令官</u> を、それぞれ窓口として実施する。ただし、緊急避難、人命救助が急迫し、知事に依頼するいとまがないと認められるとき又は通信の途絶等で知事に依頼できないときは、直接最寄りの自衛隊の駐屯地司令等の職にある部隊の長に通報し、事後、所定の <u>手続</u> を行う。 事務局は、これらの災害派遣要請依頼の <u>手続</u> を行う。																																																			
地	3-27	■緊急の場合の自衛隊連絡先	地	3-28	■緊急の場合の自衛隊連絡先																																																			
		<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2" rowspan="2">部 隊 名 (駐屯地等名)</th><th colspan="2">連絡責任者</th><th rowspan="2">電 話 番 号 () は時間外</th><th rowspan="2">県 防 災 行政無線</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th>時間内 (8:30～ 17:00)</th><th>時間外</th></tr><tr><td rowspan="5">県内</td><td rowspan="2">陸上自衛隊</td><td>第1空挺団 (習志野)</td><td><u>第3科 防衛班長</u></td><td><u>駐屯地 当直司令</u></td><td>習志野 047-466-2141 内 線 218</td><td>632-721</td><td>窓口</td></tr><tr><td>需品学校 (松戸)</td><td><u>企画副団長 (防衛幹部気付)</u></td><td><u>駐屯地 当直司令</u></td><td>松戸 047-387-2171 内 線 202～204, 231</td><td>636-721 636-723当</td><td>最寄</td></tr><tr><td rowspan="2">海上自衛隊</td><td>教育航空集団司令部 (下総)</td><td><u>運用主任幕僚</u></td><td><u>団 当直幕僚</u></td><td>柏 04-7191-2321 内 線 2420(2424)</td><td>635-723</td><td>最寄</td></tr><tr><td>下総教育航空群 (下総)</td><td><u>司令部 運用幕僚</u></td><td><u>群 当直士官</u></td><td>柏 04-7191-2321 内 線 2213(2222)</td><td>635-721</td><td>最寄</td></tr><tr><td>航空自衛隊</td><td>第1補給処 (木更津)</td><td><u>企画課 運用班長</u></td><td><u>基地 当直幹部</u></td><td>木更津 0438-41-1111 内 線 303</td><td>638-721 638-724当</td><td>窓口 最寄</td></tr><tr><td>県外</td><td>海自衛上隊</td><td>横須賀地方総監部 (横須賀)</td><td><u>防衛部 第3幕僚室 防災担当</u></td><td><u>作戦室 当直幕僚</u></td><td>0468-22-3500 内 線 2543</td><td>637-721 637-723</td><td>窓口</td></tr></table>	区分	部 隊 名 (駐屯地等名)		連絡責任者		電 話 番 号 () は時間外	県 防 災 行政無線	備考	時間内 (8:30～ 17:00)	時間外	県内	陸上自衛隊	第1空挺団 (習志野)	<u>第3科 防衛班長</u>	<u>駐屯地 当直司令</u>	習志野 047-466-2141 内 線 218	632-721	窓口	需品学校 (松戸)	<u>企画副団長 (防衛幹部気付)</u>	<u>駐屯地 当直司令</u>	松戸 047-387-2171 内 線 202～204, 231	636-721 636-723当	最寄	海上自衛隊	教育航空集団司令部 (下総)	<u>運用主任幕僚</u>	<u>団 当直幕僚</u>	柏 04-7191-2321 内 線 2420(2424)	635-723	最寄	下総教育航空群 (下総)	<u>司令部 運用幕僚</u>	<u>群 当直士官</u>	柏 04-7191-2321 内 線 2213(2222)	635-721	最寄	航空自衛隊	第1補給処 (木更津)	<u>企画課 運用班長</u>	<u>基地 当直幹部</u>	木更津 0438-41-1111 内 線 303	638-721 638-724当	窓口 最寄	県外	海自衛上隊	横須賀地方総監部 (横須賀)	<u>防衛部 第3幕僚室 防災担当</u>	<u>作戦室 当直幕僚</u>	0468-22-3500 内 線 2543	637-721 637-723	窓口		
区分	部 隊 名 (駐屯地等名)					連絡責任者					電 話 番 号 () は時間外	県 防 災 行政無線			備考																																									
			時間内 (8:30～ 17:00)	時間外																																																				
県内	陸上自衛隊	第1空挺団 (習志野)	<u>第3科 防衛班長</u>	<u>駐屯地 当直司令</u>	習志野 047-466-2141 内 線 218	632-721	窓口																																																	
		需品学校 (松戸)	<u>企画副団長 (防衛幹部気付)</u>	<u>駐屯地 当直司令</u>	松戸 047-387-2171 内 線 202～204, 231	636-721 636-723当	最寄																																																	
	海上自衛隊	教育航空集団司令部 (下総)	<u>運用主任幕僚</u>	<u>団 当直幕僚</u>	柏 04-7191-2321 内 線 2420(2424)	635-723	最寄																																																	
		下総教育航空群 (下総)	<u>司令部 運用幕僚</u>	<u>群 当直士官</u>	柏 04-7191-2321 内 線 2213(2222)	635-721	最寄																																																	
	航空自衛隊	第1補給処 (木更津)	<u>企画課 運用班長</u>	<u>基地 当直幹部</u>	木更津 0438-41-1111 内 線 303	638-721 638-724当	窓口 最寄																																																	
県外	海自衛上隊	横須賀地方総監部 (横須賀)	<u>防衛部 第3幕僚室 防災担当</u>	<u>作戦室 当直幕僚</u>	0468-22-3500 内 線 2543	637-721 637-723	窓口																																																	
		<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2" rowspan="2">部 隊 名 (駐屯地等名)</th><th rowspan="2">連絡窓口</th><th rowspan="2">電 話 番 号 () は時間外</th><th rowspan="2">県 防 災 行政無線 (防災電話)</th></tr><tr></tr><tr><td rowspan="4">県内</td><td rowspan="2">陸上自衛隊</td><td><u>後方支援学校需品科部 (松戸)</u></td><td><u>後方支援学校 需品科部長 (企画室)</u></td><td>047-387-2171 内 線 <u>471 (当直302)</u></td><td>636-721 636-723当</td></tr><tr><td>第1空挺団 (習志野)</td><td><u>第1空挺団長 (第3科) 【千葉県災害隊区長】</u></td><td>047-466-2141 内 線 <u>236 (当直301)</u></td><td>632-721 <u>632-725当</u></td></tr><tr><td rowspan="2">海上自衛隊</td><td>教育航空集団司令部 (下総)</td><td><u>教育航空集団司令官 (運用幕僚部)</u></td><td>04-7191-2321 内 線 2424</td><td>635-723</td></tr><tr><td>下総教育航空群 (下総)</td><td><u>下総教育航空群司令 (司令部)</u></td><td>04-7191-2321 内 線 2213(<u>当直2220</u>)</td><td>635-721</td></tr><tr><td rowspan="2">県外</td><td>航空自衛隊</td><td><u>中部航空方面隊司令部 (入間)</u></td><td><u>中部航空方面隊司令官 (防衛部)</u></td><td><u>04-2953-6131 内 線 2233 (当直2204)</u></td><td>638-721 638-723当</td></tr><tr><td>海上自衛隊</td><td>横須賀地方総監部 (横須賀)</td><td><u>横須賀地方総監 (第3幕僚室)</u></td><td>046-822-3500 内 線 2543 (<u>当直 2222</u>)</td><td>637-721 637-723</td></tr></table>	区分	部 隊 名 (駐屯地等名)		連絡窓口	電 話 番 号 () は時間外	県 防 災 行政無線 (防災電話)	県内	陸上自衛隊	<u>後方支援学校需品科部 (松戸)</u>	<u>後方支援学校 需品科部長 (企画室)</u>	047-387-2171 内 線 <u>471 (当直302)</u>	636-721 636-723当	第1空挺団 (習志野)	<u>第1空挺団長 (第3科) 【千葉県災害隊区長】</u>	047-466-2141 内 線 <u>236 (当直301)</u>	632-721 <u>632-725当</u>	海上自衛隊	教育航空集団司令部 (下総)	<u>教育航空集団司令官 (運用幕僚部)</u>	04-7191-2321 内 線 2424	635-723	下総教育航空群 (下総)	<u>下総教育航空群司令 (司令部)</u>	04-7191-2321 内 線 2213(<u>当直2220</u>)	635-721	県外	航空自衛隊	<u>中部航空方面隊司令部 (入間)</u>	<u>中部航空方面隊司令官 (防衛部)</u>	<u>04-2953-6131 内 線 2233 (当直2204)</u>	638-721 638-723当	海上自衛隊	横須賀地方総監部 (横須賀)	<u>横須賀地方総監 (第3幕僚室)</u>	046-822-3500 内 線 2543 (<u>当直 2222</u>)	637-721 637-723																		
区分	部 隊 名 (駐屯地等名)										連絡窓口	電 話 番 号 () は時間外	県 防 災 行政無線 (防災電話)																																											
県内	陸上自衛隊	<u>後方支援学校需品科部 (松戸)</u>	<u>後方支援学校 需品科部長 (企画室)</u>	047-387-2171 内 線 <u>471 (当直302)</u>	636-721 636-723当																																																			
		第1空挺団 (習志野)	<u>第1空挺団長 (第3科) 【千葉県災害隊区長】</u>	047-466-2141 内 線 <u>236 (当直301)</u>	632-721 <u>632-725当</u>																																																			
	海上自衛隊	教育航空集団司令部 (下総)	<u>教育航空集団司令官 (運用幕僚部)</u>	04-7191-2321 内 線 2424	635-723																																																			
		下総教育航空群 (下総)	<u>下総教育航空群司令 (司令部)</u>	04-7191-2321 内 線 2213(<u>当直2220</u>)	635-721																																																			
県外	航空自衛隊	<u>中部航空方面隊司令部 (入間)</u>	<u>中部航空方面隊司令官 (防衛部)</u>	<u>04-2953-6131 内 線 2233 (当直2204)</u>	638-721 638-723当																																																			
	海上自衛隊	横須賀地方総監部 (横須賀)	<u>横須賀地方総監 (第3幕僚室)</u>	046-822-3500 内 線 2543 (<u>当直 2222</u>)	637-721 637-723																																																			

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁			修正前	頁			修正後																																																		
地	2-27		■連絡先メールアドレス（通常及び災害時における連絡用）	地	3-27		(削除)																																																		
			<table><tr><td>区 分</td><td>メールアドレス</td></tr><tr><td>陸上自衛隊 需品学校</td><td>plans-qmsh@inet.gsdf.mod.go.jp</td></tr><tr><td>海上自衛隊</td><td>下総教育航空群</td></tr><tr><td></td><td>04-7191-2321内線2213(運用幕僚)又は（群当直士官）</td></tr><tr><td></td><td>に必要な都度メールアドレスを確認</td></tr></table>				区 分	メールアドレス	陸上自衛隊 需品学校	plans-qmsh@inet.gsdf.mod.go.jp	海上自衛隊	下総教育航空群		04-7191-2321内線2213(運用幕僚)又は（群当直士官）		に必要な都度メールアドレスを確認																																									
区 分	メールアドレス																																																								
陸上自衛隊 需品学校	plans-qmsh@inet.gsdf.mod.go.jp																																																								
海上自衛隊	下総教育航空群																																																								
	04-7191-2321内線2213(運用幕僚)又は（群当直士官）																																																								
	に必要な都度メールアドレスを確認																																																								
地	3-30		■ヘリコプター発着場の必要地積	地	3-30		■ヘリコプター発着場の必要地積																																																		
			<table><tr><td colspan="2">機 種</td><td>搭乗可能 人数</td><td>必要地積 (最小)</td></tr><tr><td>OH-6D</td><td>観測ヘリコプター</td><td>3人</td><td>約 30m×30m</td></tr><tr><td>UH-1J</td><td>多用途ヘリコプター</td><td>7人</td><td>約 36m×36m</td></tr><tr><td>UH-60JA</td><td>多用途ヘリコプター</td><td>11人</td><td>約 50m×50m</td></tr><tr><td>CH-47J</td><td>輸送ヘリコプター</td><td>35人</td><td>約100m×100m</td></tr></table>				機 種		搭乗可能 人数	必要地積 (最小)	OH-6D	観測ヘリコプター	3人	約 30m×30m	UH-1J	多用途ヘリコプター	7人	約 36m×36m	UH-60JA	多用途ヘリコプター	11人	約 50m×50m	CH-47J	輸送ヘリコプター	35人	約100m×100m	<table><tr><td colspan="2">機 種</td><td>搭乗可能 人数</td><td>必要地積</td></tr><tr><td>TH-480</td><td>練習ヘリコプター</td><td>2人</td><td>約 30m×30m</td></tr><tr><td>OH-1</td><td>観測ヘリコプター</td><td>0人</td><td>約 35m×35m</td></tr><tr><td>UH-1J・2</td><td>多用途ヘリコプター</td><td>11人</td><td>約 36m×36m</td></tr><tr><td>AH-1S</td><td>戦闘ヘリコプター</td><td>0人</td><td>約 36m×36m</td></tr><tr><td>UH-60JA</td><td>多用途ヘリコプター</td><td>11人</td><td>約 50m×50m</td></tr><tr><td>AH-64D</td><td>戦闘ヘリコプター</td><td>0人</td><td>約 50m×50m</td></tr><tr><td>CH-47 (V-22)</td><td>輸送ヘリコプター</td><td>55人 (24人)</td><td>約100m×100m</td></tr><tr><td>EC-225</td><td>要人輸送ヘリコプター</td><td>20人</td><td>約 48m×48m</td></tr></table>	機 種		搭乗可能 人数	必要地積	TH-480	練習ヘリコプター	2人	約 30m×30m	OH-1	観測ヘリコプター	0人	約 35m×35m	UH-1J・2	多用途ヘリコプター	11人	約 36m×36m	AH-1S	戦闘ヘリコプター	0人	約 36m×36m	UH-60JA	多用途ヘリコプター	11人	約 50m×50m	AH-64D	戦闘ヘリコプター	0人	約 50m×50m	CH-47 (V-22)	輸送ヘリコプター
機 種		搭乗可能 人数	必要地積 (最小)																																																						
OH-6D	観測ヘリコプター	3人	約 30m×30m																																																						
UH-1J	多用途ヘリコプター	7人	約 36m×36m																																																						
UH-60JA	多用途ヘリコプター	11人	約 50m×50m																																																						
CH-47J	輸送ヘリコプター	35人	約100m×100m																																																						
機 種		搭乗可能 人数	必要地積																																																						
TH-480	練習ヘリコプター	2人	約 30m×30m																																																						
OH-1	観測ヘリコプター	0人	約 35m×35m																																																						
UH-1J・2	多用途ヘリコプター	11人	約 36m×36m																																																						
AH-1S	戦闘ヘリコプター	0人	約 36m×36m																																																						
UH-60JA	多用途ヘリコプター	11人	約 50m×50m																																																						
AH-64D	戦闘ヘリコプター	0人	約 50m×50m																																																						
CH-47 (V-22)	輸送ヘリコプター	55人 (24人)	約100m×100m																																																						
EC-225	要人輸送ヘリコプター	20人	約 48m×48m																																																						

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁			修正前	頁			修正後
地	3-30		(2) 県に対する要請 (略)	地	3-31		(2) 県に対する要請 (略) <u>(3) 受援体制</u> <u>ア 行政機能チェックリストの報告</u> <u>震度 6 弱以上の地震を観測した場合、原則として発災後 1 2 時間以内に、千葉県総務部市町村班に対し、千葉県防災情報システムを通じて、トップマネジメントが機能しているかなどについて、市町村行政機能チェックリストにより、報告することとなっている。</u> <u>なお、千葉県防災情報システムが使用できない場合には、防災 F A X、防災電話等により報告する。また、報告した内容に異動が生じた場合には、千葉県総務部市町村班に速やかに報告する。</u> <u>イ 応援要請</u> <u>本部長は、千葉県に応援要請をする際は、受援担当等（総務企画 1 班及び 2 班）を設置し、各対象業務の担当部署から報告される受援ニーズを把握し、取りまとめ、千葉県受援計画様式 7 により応援を要請する。</u> <u>なお、文書にて要請するいとまがない場合は、電話等により要請することができる。</u> <u>県が想定する対象業務は、以下のとおりであり応急対策期（おおむね 3 ケ月）における人的応援とされている。</u> <u>【対象業務】</u> <u>A 市町村災害対策本部運営（担当部署：事務局）</u> <u>B 避難所運営（担当部署：避難所 1 班～ 4 班）</u> <u>C 物資仕分け・荷卸し（担当部署：物資管理班）</u> <u>D 住家被害認定調査・罹災証明書交付（担当部署：調査 1 班及び 2 班）</u>

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

修正前			修正後		
頁			頁		
地	3-30	<u>また、</u>県は、市町村が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、市町村からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づき、食料及び燃料等の生活必需物資を確保し、迅速な供給に努めることを原則とするが、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下したと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行うため、市は円滑な受け入れを行う。 ■県への応援要請手続き (表略)	地	3-32	■県への応援要請手続き (表略) <u>ウ 本市の行政機能が低下した場合</u> 県は、市町村が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、市町村からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づき、食料及び燃料等の生活必需物資を確保し、迅速な供給に努めることを原則とするが、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下したと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行うため、市は円滑な受け入れを行う。 <u>また、県では、大規模な災害が発生し、広域防災拠点を開設する必要性が生じた場合には、施設管理者と協議、調整を行い、当該施設を広域防災拠点として利用することとなる。</u> <u>本市の属する東葛・葛南ゾーンの広域防災拠点は次のとおりとなる。なお、県災害対策本部は、広域防災拠点を開設するときは、施設管理者に対して口頭または電話でその旨を伝達の上、メール、FAX、文書等により要請があるため、速やかに「千葉県広域防災拠点開設要請書」を返送する。</u>

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

修正前			修正後																																
地	3-30		地	3-32	※千葉県受援計画P18 表4 広域防災拠点一覧（救援部隊） <table><tr><td>千葉県カルテNo.</td><td>施設名称</td><td>所在地</td><td>施設管理者</td><td>活動部隊</td></tr><tr><td>自-1</td><td>陸上自衛隊松戸駐屯地</td><td>松戸市五香六実17</td><td>陸上自衛隊</td><td>自衛隊</td></tr><tr><td>自-2</td><td>海上自衛隊下総航空基地</td><td>柏市藤ヶ谷1614-1</td><td>陸上自衛隊</td><td>自衛隊</td></tr><tr><td>広-1</td><td>鎌ヶ谷市営陸上競技場</td><td>鎌ヶ谷市初富924-283</td><td>鎌ヶ谷市</td><td>消防・警察</td></tr><tr><td>広-2</td><td>太津川防災レクリエーション公園</td><td>柏市篠籠田57</td><td>柏市</td><td>消防</td></tr><tr><td>広-3</td><td>県立柏の葉公園</td><td>柏市柏の葉4-1</td><td>千葉県</td><td>警察</td></tr></table>	千葉県カルテNo.	施設名称	所在地	施設管理者	活動部隊	自-1	陸上自衛隊松戸駐屯地	松戸市五香六実17	陸上自衛隊	自衛隊	自-2	海上自衛隊下総航空基地	柏市藤ヶ谷1614-1	陸上自衛隊	自衛隊	広-1	鎌ヶ谷市営陸上競技場	鎌ヶ谷市初富924-283	鎌ヶ谷市	消防・警察	広-2	太津川防災レクリエーション公園	柏市篠籠田57	柏市	消防	広-3	県立柏の葉公園	柏市柏の葉4-1	千葉県	警察
千葉県カルテNo.	施設名称	所在地	施設管理者	活動部隊																															
自-1	陸上自衛隊松戸駐屯地	松戸市五香六実17	陸上自衛隊	自衛隊																															
自-2	海上自衛隊下総航空基地	柏市藤ヶ谷1614-1	陸上自衛隊	自衛隊																															
広-1	鎌ヶ谷市営陸上競技場	鎌ヶ谷市初富924-283	鎌ヶ谷市	消防・警察																															
広-2	太津川防災レクリエーション公園	柏市篠籠田57	柏市	消防																															
広-3	県立柏の葉公園	柏市柏の葉4-1	千葉県	警察																															
地	3-30	（追加）	地	3-33	また、広域防災拠点の利用機関等は次のとおりとなる。 ※千葉県受援計画P6 表1 広域防災拠点一覧（救援部隊） 表1 広域防災拠点と利用機関 <table><tr><th colspan="2">広域防災拠点の利用機関</th><th>広域防災拠点の機能</th></tr><tr><td rowspan="4">救援部隊</td><td>自衛隊</td><td rowspan="4">・ 後方支援機能 ・ ベースキャンプ機能</td></tr><tr><td>消 防</td></tr><tr><td>警 察</td></tr><tr><td>【警察災害派遣隊】</td></tr><tr><td colspan="2">医療救護【DMAT】</td><td>・ 後方支援機能 ・ ドクターヘリ活動支援機能</td></tr><tr><td colspan="2">救援物資</td><td>・ 県物資集積拠点 （一次物資拠点）</td></tr><tr><td colspan="2">ボランティア</td><td>・ 広域災害ボランティアセンター （市町村災害ボランティアセンターの機能代替及び支援）</td></tr></table> ※ 救援部隊及びボランティアの広域防災拠点については、同一の施設に開設する場合がある。	広域防災拠点の利用機関		広域防災拠点の機能	救援部隊	自衛隊	・ 後方支援機能 ・ ベースキャンプ機能	消 防	警 察	【警察災害派遣隊】	医療救護【DMAT】		・ 後方支援機能 ・ ドクターヘリ活動支援機能	救援物資		・ 県物資集積拠点 （一次物資拠点）	ボランティア		・ 広域災害ボランティアセンター （市町村災害ボランティアセンターの機能代替及び支援）												
広域防災拠点の利用機関		広域防災拠点の機能																																	
救援部隊	自衛隊	・ 後方支援機能 ・ ベースキャンプ機能																																	
	消 防																																		
	警 察																																		
	【警察災害派遣隊】																																		
医療救護【DMAT】		・ 後方支援機能 ・ ドクターヘリ活動支援機能																																	
救援物資		・ 県物資集積拠点 （一次物資拠点）																																	
ボランティア		・ 広域災害ボランティアセンター （市町村災害ボランティアセンターの機能代替及び支援）																																	

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

修正前			修正後																																															
頁			頁																																															
		(追加)			また、県のタイムラインは次のとおりとなるため、受援体制を整備する。 ※千葉県受援計画P5 図2 全体タイムライン																																													
地	3-30		地	3-33	<table><tr><th></th><th>救援部隊 (自衛隊・消防・警察)</th><th>医療救護</th><th>救援物資</th><th>ボランティア</th></tr><tr><td>1日目</td><td>災害派遣要請 応援要請※ 被害情報の収集 拠点の選定・ルート確認 拠点の開設</td><td>DMAT派遣要請 DMAT受入 航空搬送 拠点の開設</td><td>倉庫被害状況確認 専門家派遣要請 (倉庫協会・トラック協会) 拠点の選定 輸送ネットワーク構築</td><td></td></tr><tr><td>12h</td><td>応援部隊受入 施設利用に係る調整</td><td>施設利用に係る調整</td><td></td><td></td></tr><tr><td>24h</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2日目</td><td></td><td>医療救護班派遣要請 医療救護班受入</td><td>物資供給要請</td><td>県災害VC設置</td></tr><tr><td>3日目</td><td>応援部隊交代再受入 拠点施設再選定 (消防・警察)</td><td></td><td>拠点への入庫指示</td><td>拠点の開設</td></tr><tr><td>6日目</td><td>応援部隊交代再受入 拠点施設再選定 (消防・警察)</td><td></td><td>被災市町村への出庫指示</td><td>県広域災害VC設置</td></tr><tr><td>7日目</td><td>応援部隊交代再受入 (自衛隊)</td><td></td><td>在庫管理</td><td></td></tr><tr><td>30日目</td><td></td><td></td><td></td><td>施設利用に係る調整</td></tr></table> ※警察の災害派遣隊の援助の要求は県公安委員会から実施される。		救援部隊 (自衛隊・消防・警察)	医療救護	救援物資	ボランティア	1日目	災害派遣要請 応援要請※ 被害情報の収集 拠点の選定・ルート確認 拠点の開設	DMAT派遣要請 DMAT受入 航空搬送 拠点の開設	倉庫被害状況確認 専門家派遣要請 (倉庫協会・トラック協会) 拠点の選定 輸送ネットワーク構築		12h	応援部隊受入 施設利用に係る調整	施設利用に係る調整			24h					2日目		医療救護班派遣要請 医療救護班受入	物資供給要請	県災害VC設置	3日目	応援部隊交代再受入 拠点施設再選定 (消防・警察)		拠点への入庫指示	拠点の開設	6日目	応援部隊交代再受入 拠点施設再選定 (消防・警察)		被災市町村への出庫指示	県広域災害VC設置	7日目	応援部隊交代再受入 (自衛隊)		在庫管理		30日目				施設利用に係る調整
	救援部隊 (自衛隊・消防・警察)	医療救護	救援物資	ボランティア																																														
1日目	災害派遣要請 応援要請※ 被害情報の収集 拠点の選定・ルート確認 拠点の開設	DMAT派遣要請 DMAT受入 航空搬送 拠点の開設	倉庫被害状況確認 専門家派遣要請 (倉庫協会・トラック協会) 拠点の選定 輸送ネットワーク構築																																															
12h	応援部隊受入 施設利用に係る調整	施設利用に係る調整																																																
24h																																																		
2日目		医療救護班派遣要請 医療救護班受入	物資供給要請	県災害VC設置																																														
3日目	応援部隊交代再受入 拠点施設再選定 (消防・警察)		拠点への入庫指示	拠点の開設																																														
6日目	応援部隊交代再受入 拠点施設再選定 (消防・警察)		被災市町村への出庫指示	県広域災害VC設置																																														
7日目	応援部隊交代再受入 (自衛隊)		在庫管理																																															
30日目				施設利用に係る調整																																														
第5節 救出・救急・消防			第5節 消防・救助・救急																																															

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁		修正前			頁		修正後																																																																												
地	3-35	◆項目と活動時期			地	3-38	◆項目と活動時期																																																																												
		<table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>初動期 (当日まで)</th><th>応急期 (当日～復旧 前まで)</th><th>復旧期 (応急活動が終 息した日以降)</th></tr><tr><td rowspan="3">第1 救出・救急活動</td><td>1 救出情報の収集</td><td></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>2 救出活動</td><td></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>3 救急活動</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">第2 消防活動</td><td>1 情報の収集</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2 消火活動</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>3 通電火災等への警戒</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第3 水防活動</td><td>1 危険箇所の巡視</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第4 惨事ストレス対策</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr></table>	項 目				初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)	第1 救出・救急活動	1 救出情報の収集				2 救出活動				3 救急活動				第2 消防活動	1 情報の収集				2 消火活動				3 通電火災等への警戒				第3 水防活動	1 危険箇所の巡視				第4 惨事ストレス対策					<table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>初動期 (当日まで)</th><th>応急期 (当日～復旧 前まで)</th><th>復旧期 (応急活動が終 息した日以降)</th></tr><tr><td rowspan="3">第1 消防活動</td><td>1 情報の収集</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2 消火活動</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>3 通電火災等への警戒</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">第2 救助・救急活動</td><td>1 救助情報の収集</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2 救助活動</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>3 救急活動</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第3 水防活動</td><td>1 危険箇所の巡視</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第4 惨事ストレス対策</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)	第1 消防活動	1 情報の収集				2 消火活動				3 通電火災等への警戒				第2 救助・救急活動	1 救助情報の収集				2 救助活動				3 救急活動				第3 水防活動	1 危険箇所の巡視				第4 惨事ストレス対策
項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)																																																																															
第1 救出・救急活動	1 救出情報の収集																																																																																		
	2 救出活動																																																																																		
	3 救急活動																																																																																		
第2 消防活動	1 情報の収集																																																																																		
	2 消火活動																																																																																		
	3 通電火災等への警戒																																																																																		
第3 水防活動	1 危険箇所の巡視																																																																																		
第4 惨事ストレス対策																																																																																			
項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)																																																																															
第1 消防活動	1 情報の収集																																																																																		
	2 消火活動																																																																																		
	3 通電火災等への警戒																																																																																		
第2 救助・救急活動	1 救助情報の収集																																																																																		
	2 救助活動																																																																																		
	3 救急活動																																																																																		
第3 水防活動	1 危険箇所の巡視																																																																																		
第4 惨事ストレス対策																																																																																			
地	3-35	◆実施担当			地	3-38	◆実施担当																																																																												
		<table><tr><td>第1 救出・救急活動</td><td>責 任 者：消防長、都市建設部長、市民生活部次長 担 当：消防班、都市建設1班～4班、事務局 関係機関：消防団、住民、自主防災組織、事業所</td></tr><tr><td>第2 消防活動</td><td>責 任 者：消防長 担 当：消防班 関係機関：消防団、住民、自主防災組織、事業所</td></tr><tr><td>第3 水防活動</td><td>責 任 者：都市建設部長 担 当：都市建設3班</td></tr><tr><td>第4 惨事ストレス対策</td><td>責 任 者：総務企画部長 担 当：総務企画1班 関係機関：消防庁等</td></tr></table>	第1 救出・救急活動	責 任 者：消防長、都市建設部長、市民生活部次長 担 当：消防班、都市建設1班～4班、事務局 関係機関：消防団、住民、自主防災組織、事業所			第2 消防活動	責 任 者：消防長 担 当：消防班 関係機関：消防団、住民、自主防災組織、事業所	第3 水防活動	責 任 者：都市建設部長 担 当：都市建設3班	第4 惨事ストレス対策	責 任 者：総務企画部長 担 当：総務企画1班 関係機関：消防庁等	<table><tr><td>第1 消防活動</td><td>責 任 者：消防長 担 当：消防班 関係機関：消防団、住民、自主防災組織、事業所</td></tr><tr><td>第2 救助・救急活動</td><td>責 任 者：消防長、都市建設部長、市民生活部次長 担 当：消防班、都市建設1班～4班、事務局 関係機関：消防団、住民、自主防災組織、事業所</td></tr><tr><td>第3 水防活動</td><td>責 任 者：都市建設部長 担 当：都市建設3班</td></tr><tr><td>第4 惨事ストレス対策</td><td>責 任 者：総務企画部長 担 当：総務企画1班 関係機関：消防庁等</td></tr></table>	第1 消防活動	責 任 者：消防長 担 当：消防班 関係機関：消防団、住民、自主防災組織、事業所	第2 救助・救急活動	責 任 者：消防長、都市建設部長、市民生活部次長 担 当：消防班、都市建設1班～4班、事務局 関係機関：消防団、住民、自主防災組織、事業所	第3 水防活動	責 任 者：都市建設部長 担 当：都市建設3班	第4 惨事ストレス対策	責 任 者：総務企画部長 担 当：総務企画1班 関係機関：消防庁等																																																														
第1 救出・救急活動	責 任 者：消防長、都市建設部長、市民生活部次長 担 当：消防班、都市建設1班～4班、事務局 関係機関：消防団、住民、自主防災組織、事業所																																																																																		
第2 消防活動	責 任 者：消防長 担 当：消防班 関係機関：消防団、住民、自主防災組織、事業所																																																																																		
第3 水防活動	責 任 者：都市建設部長 担 当：都市建設3班																																																																																		
第4 惨事ストレス対策	責 任 者：総務企画部長 担 当：総務企画1班 関係機関：消防庁等																																																																																		
第1 消防活動	責 任 者：消防長 担 当：消防班 関係機関：消防団、住民、自主防災組織、事業所																																																																																		
第2 救助・救急活動	責 任 者：消防長、都市建設部長、市民生活部次長 担 当：消防班、都市建設1班～4班、事務局 関係機関：消防団、住民、自主防災組織、事業所																																																																																		
第3 水防活動	責 任 者：都市建設部長 担 当：都市建設3班																																																																																		
第4 惨事ストレス対策	責 任 者：総務企画部長 担 当：総務企画1班 関係機関：消防庁等																																																																																		
第1 救出・救急活動					第2 救助・救急活動																																																																														

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁			修正前			頁			修正後		
	地	3-35	1 <u>救出</u> 情報の収集 (1) 発見者の通報 要 <u>救出</u> 者を発見した者は、鎌ヶ谷市災害対策本部、消防本部又は鎌ヶ谷警察署等へ通報する。 (2) 要 <u>救出</u> 情報の収集 (略) 2 <u>救出</u> 活動 (1) <u>救出</u> 活動 消防班は、消防班、消防団、都市建設1班～4班から <u>救出</u> チームを編成し、 <u>救出</u> 情報を基に <u>救出</u> チームの出動等を指揮する。 ■ <u>救出</u> 活動の原則 ① 延焼火災が多発し、多数の <u>救出</u> ・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。 ② 延焼火災は少ないが、多数の <u>救出</u> ・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。 ③ 同時に小規模な <u>救出</u> ・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。 ④ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。 (2) 応援要請 (略) (3) 住民・自主防災組織・事業所の <u>救助</u> 活動 住民・自主防災組織・事業所等は、二次災害の発生に十分注意しながら連携して、地域及び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。 また、崩壊土砂や建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して <u>救助</u> を行う。	地	3-40	1 <u>救助</u> 情報の収集 (1) 発見者の通報 要 <u>救助</u> 者を発見した者は、鎌ヶ谷市災害対策本部、消防本部又は鎌ヶ谷警察署等へ通報する。 (2) 要 <u>救助</u> 情報の収集 (略) 2 <u>救助</u> 活動 (1) <u>救助</u> 活動 消防班は、消防班、消防団、都市建設1班～4班から <u>救助</u> チームを編成し、 <u>救助</u> 情報を基に <u>救助</u> チームの出動等を指揮する。 ■ <u>救助</u> 活動の原則 ① 延焼火災が多発し、多数の <u>救助</u> ・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。 ② 延焼火災は少ないが、多数の <u>救助</u> ・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。 ③ 同時に小規模な <u>救助</u> ・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。 ④ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。 (2) 応援要請 (略) (3) 住民・自主防災組織・事業所の <u>救出</u> 活動 住民・自主防災組織・事業所等は、二次災害の発生に十分注意しながら連携して、地域及び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。 また、崩壊土砂や建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して <u>救出</u> を行う。					
			第2 消防活動			第1 消防活動					

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁			修正前	頁			修正後								
	地	3 - 3 8	2 消火活動 (1)～(4) (略) (5) 事業所の活動 事業所は、火災が発生した場合、出火防止措置及び初期消火活動を行う。 また、火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、次の措置をとる。 ■事業所の消火活動等 ① 警察、消防署等最寄りの防災機関への通報 ② 自衛消防隊等による初期消火、延焼防止活動 ③ <u>必要に応じて</u>従業員、顧客等の避難 ④ 周辺地域の住民等に対する必要な情報の伝達 ⑤ <u>立入り禁止</u>措置等の実施		地	3-40	2 消火活動 (1)～(4) (略) (5) 事業所の活動 事業所は、火災が発生した場合、出火防止措置及び初期消火活動を行う。 また、火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、次の措置をとる。 ■事業所の消火活動等 ① 警察、消防署等最寄りの防災機関への通報 ② 自衛消防隊等による初期消火、延焼防止活動 ③ 従業員、顧客等の避難 ④ 周辺地域の住民等に対する必要な情報の伝達 ⑤ <u>立入禁止</u>措置等の実施								
	地	3-40	◆実施担当 <table><tr><td>第 1 応急医療活動</td><td>責 任 者：健康福祉部長 担 当：衛生医療班 関係機関：鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、 千葉県柔道整復師会船橋鎌ヶ谷支部、習志野保健所（習志野健康福祉センター）、<u>鎌ヶ谷総合病院</u></td></tr><tr><td>第 2 被災者等への医療</td><td>責 任 者：健康福祉部長 担 当：衛生医療班 関係機関：鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、 千葉県柔道整復師会船橋鎌ヶ谷支部、<u>鎌ヶ谷総合病院</u></td></tr></table>	第 1 応急医療活動	責 任 者：健康福祉部長 担 当：衛生医療班 関係機関：鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、 千葉県柔道整復師会船橋鎌ヶ谷支部、習志野保健所（習志野健康福祉センター）、 <u>鎌ヶ谷総合病院</u>	第 2 被災者等への医療	責 任 者：健康福祉部長 担 当：衛生医療班 関係機関：鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、 千葉県柔道整復師会船橋鎌ヶ谷支部、 <u>鎌ヶ谷総合病院</u>		地	3-43	◆実施担当 <table><tr><td>第 1 応急医療活動</td><td>責 任 者：健康福祉部長 担 当：衛生医療班 関係機関：鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、 千葉県柔道整復師会船橋鎌ヶ谷支部、習志野保健所（習志野健康福祉センター）</td></tr><tr><td>第 2 被災者等への医療</td><td>責 任 者：健康福祉部長 担 当：衛生医療班 関係機関：鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、 千葉県柔道整復師会船橋鎌ヶ谷支部</td></tr></table>	第 1 応急医療活動	責 任 者：健康福祉部長 担 当：衛生医療班 関係機関：鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、 千葉県柔道整復師会船橋鎌ヶ谷支部、習志野保健所（習志野健康福祉センター）	第 2 被災者等への医療	責 任 者：健康福祉部長 担 当：衛生医療班 関係機関：鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、 千葉県柔道整復師会船橋鎌ヶ谷支部
第 1 応急医療活動	責 任 者：健康福祉部長 担 当：衛生医療班 関係機関：鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、 千葉県柔道整復師会船橋鎌ヶ谷支部、習志野保健所（習志野健康福祉センター）、 <u>鎌ヶ谷総合病院</u>														
第 2 被災者等への医療	責 任 者：健康福祉部長 担 当：衛生医療班 関係機関：鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、 千葉県柔道整復師会船橋鎌ヶ谷支部、 <u>鎌ヶ谷総合病院</u>														
第 1 応急医療活動	責 任 者：健康福祉部長 担 当：衛生医療班 関係機関：鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、 千葉県柔道整復師会船橋鎌ヶ谷支部、習志野保健所（習志野健康福祉センター）														
第 2 被災者等への医療	責 任 者：健康福祉部長 担 当：衛生医療班 関係機関：鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、 千葉県柔道整復師会船橋鎌ヶ谷支部														
	地	3-40	1 救護所の設置 (1) 救護所の決定 (略) (2) 救護所の設置 衛生医療班は、救護所となる施設に<u>医療用資機材、電源等</u>、応急<u>医療</u>に必要な<u>資機材</u>を搬送し設置する。停電のときは、東京電力パワーグリッド株式会社に早期復旧を要請する。断水しているときは、総務企画 1 班・2 班に給水を要請する。		地	3-43	1 救護所の設置 (1) 救護所の決定 (略) (2) 救護所の設置 衛生医療班は、救護所となる施設に応急<u>救護</u>に必要な<u>物資</u>を搬送し、<u>救護所</u>を設置する。停電のときは、<u>災害対策本部を通じ</u>、東京電力パワーグリッド株式会社に早期復旧を要請する。断水しているときは、総務企画 1 班・2 班に給水を要請する。								

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁			修正前		頁			修正後														
	地	3-41	■<u>救護所の設置候補場所</u> <table><tr><td><u>東 部 地 区</u></td><td><u>東部小学校、道野辺小学校、第二中学校</u></td></tr><tr><td><u>南 部 地 区</u></td><td><u>南部小学校、第四中学校</u></td></tr><tr><td><u>西 部 地 区</u></td><td><u>西部小学校</u></td></tr><tr><td><u>北 部 地 区</u></td><td><u>北部小学校、第三中学校</u></td></tr><tr><td><u>中央東地区</u></td><td><u>初富小学校、五本松小学校、第五中学校</u></td></tr><tr><td><u>中 央 地 区</u></td><td><u>中部小学校、鎌ヶ谷小学校、鎌ヶ谷中学校</u></td></tr></table>		<u>東 部 地 区</u>	<u>東部小学校、道野辺小学校、第二中学校</u>	<u>南 部 地 区</u>	<u>南部小学校、第四中学校</u>	<u>西 部 地 区</u>	<u>西部小学校</u>	<u>北 部 地 区</u>	<u>北部小学校、第三中学校</u>	<u>中央東地区</u>	<u>初富小学校、五本松小学校、第五中学校</u>	<u>中 央 地 区</u>	<u>中部小学校、鎌ヶ谷小学校、鎌ヶ谷中学校</u>		地	3-44	(表削除)		
<u>東 部 地 区</u>	<u>東部小学校、道野辺小学校、第二中学校</u>																					
<u>南 部 地 区</u>	<u>南部小学校、第四中学校</u>																					
<u>西 部 地 区</u>	<u>西部小学校</u>																					
<u>北 部 地 区</u>	<u>北部小学校、第三中学校</u>																					
<u>中央東地区</u>	<u>初富小学校、五本松小学校、第五中学校</u>																					
<u>中 央 地 区</u>	<u>中部小学校、鎌ヶ谷小学校、鎌ヶ谷中学校</u>																					
	地	3 - 4 1	4 医薬品・医療資機材等の確保 (1) 医薬品・医療資機材等の確保 衛生医療班は、 <u>薬品業者等から医薬品、医療資機材等</u> を確保する。不足する場合は、鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、 <u>鎌ヶ谷総合病院</u> が保有する医薬品、医療用資機材を使用する。 入手が困難なときは、千葉県災害医療本部、習志野保健所（習志野健康福祉センター）、他医療機関等に要請する。 (2) 血液製剤等の確保 (略)			地	3-44	4 医薬品・医療資機材等の確保 (1) 医薬品・医療資機材等の確保 衛生医療班は、 <u>災害時における備蓄医薬品等に関する協定に基づき、鎌ヶ谷市医師会が選定した医療機関から</u> 医薬品を確保する。不足する場合は、鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、 <u>船橋薬剤師会</u> が保有する医薬品・医療資器材を使用する。 入手が困難な場合は、千葉県災害医療本部、習志野保健所（習志野健康福祉センター）、他医療機関等に要請する。 (2) 血液製剤等の確保 (略)														
	地	3 - 4 2	5 後方医療体制の確立 (1) 医療情報の収集 衛生医療班は、鎌ヶ谷市医師会等との連携のもとに、後方医療施設について、次の医療情報を収集する。			地	3-44	5 後方医療体制の確立 (1) 医療情報の収集 衛生医療班は、鎌ヶ谷市医師会等との連携のもとに、後方医療施設について、次の医療情報を収集する。 <u>また、必要に応じて、医療情報の広域災害救急医療情報システム（EMIS）への代行入力を行う。</u>														
	地	3-42	■<u>後方医療施設</u> <table><tr><td colspan="2"><u>市 内 病 院</u></td><td colspan="2"><u>初富保健病院、東邦鎌谷病院、秋元病院、第2北総病院</u> <u>鎌ヶ谷総合病院</u></td></tr><tr><td rowspan="3"><u>災害拠点病院</u></td><td colspan="2"><u>基幹災害医療センター</u></td><td><u>日本医科大学千葉北総病院</u></td></tr><tr><td rowspan="2"><u>地域災害医療センター</u></td><td><u>東葛南部</u></td><td><u>船橋市立医療センター、東京歯科大学市川総合病院</u> <u>順天堂大学医学部附属浦安病院、</u> <u>東京女子医科大学付属八千代医療センター</u> <u>東京ベイ・浦安市川医療センター、</u> <u>千葉県済生会習志野病院</u></td></tr><tr><td><u>東葛北部</u></td><td><u>松戸市立総合医療センター、</u> <u>東京慈恵会医科大学附属柏病院、千葉西総合病院</u></td></tr></table>		<u>市 内 病 院</u>		<u>初富保健病院、東邦鎌谷病院、秋元病院、第2北総病院</u> <u>鎌ヶ谷総合病院</u>		<u>災害拠点病院</u>	<u>基幹災害医療センター</u>		<u>日本医科大学千葉北総病院</u>	<u>地域災害医療センター</u>	<u>東葛南部</u>	<u>船橋市立医療センター、東京歯科大学市川総合病院</u> <u>順天堂大学医学部附属浦安病院、</u> <u>東京女子医科大学付属八千代医療センター</u> <u>東京ベイ・浦安市川医療センター、</u> <u>千葉県済生会習志野病院</u>	<u>東葛北部</u>	<u>松戸市立総合医療センター、</u> <u>東京慈恵会医科大学附属柏病院、千葉西総合病院</u>		地	3-45	<u>(資料編へ移動)</u>	
<u>市 内 病 院</u>		<u>初富保健病院、東邦鎌谷病院、秋元病院、第2北総病院</u> <u>鎌ヶ谷総合病院</u>																				
<u>災害拠点病院</u>	<u>基幹災害医療センター</u>		<u>日本医科大学千葉北総病院</u>																			
	<u>地域災害医療センター</u>	<u>東葛南部</u>	<u>船橋市立医療センター、東京歯科大学市川総合病院</u> <u>順天堂大学医学部附属浦安病院、</u> <u>東京女子医科大学付属八千代医療センター</u> <u>東京ベイ・浦安市川医療センター、</u> <u>千葉県済生会習志野病院</u>																			
		<u>東葛北部</u>	<u>松戸市立総合医療センター、</u> <u>東京慈恵会医科大学附属柏病院、千葉西総合病院</u>																			

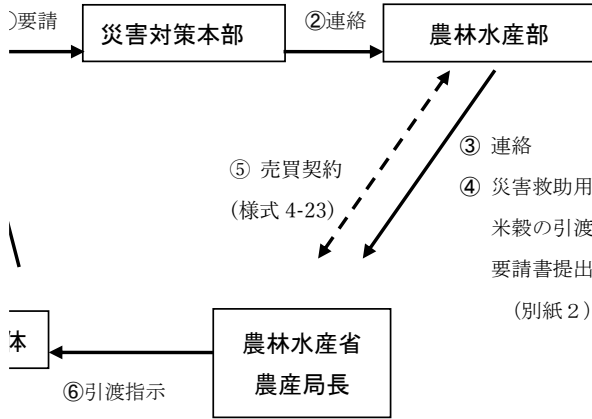
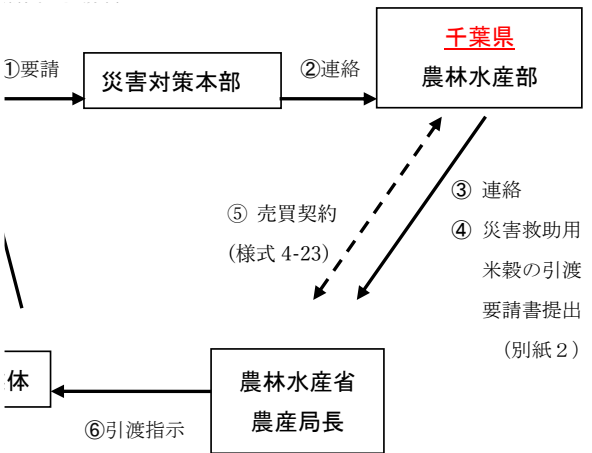
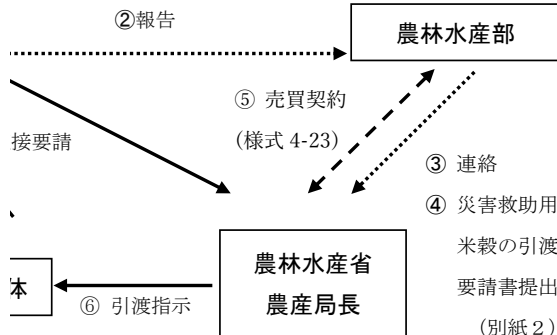
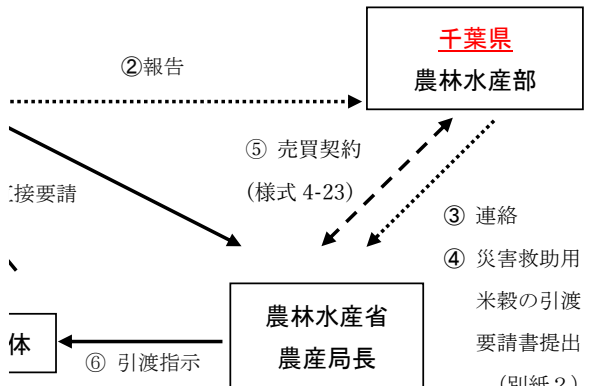
鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

修正前			修正後		
地	頁		地	頁	
	3-43	【資料編】 ・資料-3-9 医療機関等一覧		3-45	【資料編】 ・資料-3-9 医療機関・ <u>後方医療施設</u> 等一覧
地	3-43	1 医療救護活動の実施 衛生医療班は、被災者の健康状態や保健医療福祉のニーズを把握し、必要に応じて、鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、千葉県 <u>接骨師</u> 会船橋鎌ヶ谷支部等に活動の要請を行い、応急救護所等において、医療救護活動を行う。	地	3-45	1 医療救護活動の実施 衛生医療班は、被災者の健康状態や保健医療福祉のニーズを把握し、必要に応じて、鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、千葉県 <u>柔道整復師</u> 会船橋鎌ヶ谷支部等に活動の要請を行い、応急救護所等において、医療救護活動を行う。
地	3-47	1 避難所の開設 (1) 避難所の開設 事務局は、災害の状況に応じて開設する避難所を決定する。 勤務時間内に災害が発生した場合は、施設の管理者が <u>開設する</u> 。勤務時間外の場合には、避難所1班～4班が、開設する避難所に職員を派遣し開設する。 <u>なお、災害の状況により、直接、避難所へ職員を派遣することができる。</u>	地	3-51	1 避難所の開設 (1) 避難所の開設 <u>原則として本部長が</u> 災害の状況に応じて開設する避難所を決定する。 <u>ただし、本部長が判断できない場合で、住民の安全確保のため、緊急を要する場合は、施設管理者等が開設することができる。</u> 勤務時間内に災害が発生した場合は、施設の管理者が、勤務時間外の場合には、避難所1班～4班が、開設する避難所に職員を派遣し <u>施設の安全性を確認したうえで</u> 開設する。 なお、 <u>震度5強以上の地震が発生した場合には、下記避難所には「避難所非常参集職員」が自動参集して開設準備と情報収集を行う。</u> <u>■震度5強以上で避難所非常参集職員が参集する避難所</u> <u>市内各中学校（鎌ヶ谷中学校、第二中学校、第三中学校、第四中学校、第五中学校）</u>
地	3-51	■中・長期化への対応 ①～⑤ （略） ⑥ 食の栄養指導による避難者の健康管理及びアレルギーや糖尿病、高血圧等食事制限のある方への指導や支援の実施（栄養士の避難所巡回により実施） ⑦ （略）	地	3-54	■中・長期化への対応 ①～⑤ （略） ⑥ 食の栄養指導による避難者の健康管理及びアレルギーや糖尿病、高血圧等食事制限のある方への指導や支援の実施（ <u>管理栄養士等</u> の避難所巡回により実施） ⑦ （略）
地	3-52	■避難所でのペット対策（要配慮者が必要とする補助犬は除外する。） ①～③ （略） ④ 大型動物や <u>危険動物</u> の避難所への同伴は断る。 ⑤～⑥ （略）	地	3-55	■避難所でのペット対策（要配慮者が必要とする補助犬は除外する。） ①～③ （略） ④ 大型動物や <u>特定動物</u> の避難所への同伴は断る。 ⑤～⑥ （略）

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁			修正前	頁			修正後																																																																																																																		
地	3-52		1 避難所外にいる市内避難者、車中泊避難者への対応 自宅近くに避難でき、プライバシーも保てる等の利点により、指定避難所以外の自動車やビニールハウス、テント等へ避難する避難者の発生が予想される。そのため、自主防災組織等の協力を得て避難所外にいる避難者（安否、場所、人数、支援の要否・内容等）の把握に努め、必要な支援を行う。特に、避難所外避難者のうち、自力で食料等を受け取りに行けない人、専門支援が必要な人などの把握・支援方法について、関係部署、自治会・自主防災組織、福祉事業所、ボランティア団体などと連携し協議して必要な支援を行う。	地	3-55		1 避難所外にいる市内避難者、車中泊避難者への対応 自宅近くに避難でき、プライバシーも保てる等の利点により、指定避難所以外の自動車やビニールハウス、テント等へ避難する避難者の発生が予想される。そのため、自主防災組織等の協力を得て、 <u>自主防災組織が自主運営する避難所外避難者への支援拠点を中心に</u> 避難所外にいる避難者（安否、場所、人数、支援の要否・内容等）の把握に努め、必要な支援を行う。特に、避難所外避難者のうち、自力で食料等を受け取りに行けない人、専門支援が必要な人などの把握・支援方法について、関係部署、自治会・自主防災組織、福祉事業所、ボランティア団体などと連携し協議して必要な支援を行う。																																																																																																																		
地	3-53		◆項目と活動時期 <table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>初動期 (当日まで)</th><th>応急期 (当日～復旧 前まで)</th><th>復旧期 (応急活動が終 息した日以降)</th></tr><tr><td rowspan="2">第1 給水活動</td><td>1 優先給水</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2 給水活動</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="5">第2 食料の供給</td><td>1 備蓄食料の供給</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2 食料の確保</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>3 食料の供給</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>4 炊き出し</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>5 <u>食の栄養指導</u></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">第3 物資の供給</td><td>1 備蓄品の供給</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2 物資の確保</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>3 物資の供給</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">第4 救援物資の供給</td><td>1 物資拠点の設置</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2 物資の受け入れ・管理・供給</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)	第1 給水活動	1 優先給水				2 給水活動				第2 食料の供給	1 備蓄食料の供給				2 食料の確保				3 食料の供給				4 炊き出し				5 <u>食の栄養指導</u>				第3 物資の供給	1 備蓄品の供給				2 物資の確保				3 物資の供給				第4 救援物資の供給	1 物資拠点の設置				2 物資の受け入れ・管理・供給				地	3-57		◆項目と活動時期 <table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>初動期 (当日まで)</th><th>応急期 (当日～復旧 前まで)</th><th>復旧期 (応急活動が終 息した日以降)</th></tr><tr><td rowspan="2">第1 給水活動</td><td>1 優先給水</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2 給水活動</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="5">第2 食料の供給</td><td>1 備蓄食料の供給</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2 食料の確保</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>3 食料の供給</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>4 炊き出し</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>5 <u>栄養・食生活の支援</u></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">第3 物資の供給</td><td>1 備蓄品の供給</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2 物資の確保</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>3 物資の供給</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">第4 救援物資の供給</td><td>1 物資拠点の設置</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2 物資の受け入れ・管理・供給</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)	第1 給水活動	1 優先給水				2 給水活動				第2 食料の供給	1 備蓄食料の供給				2 食料の確保				3 食料の供給				4 炊き出し				5 <u>栄養・食生活の支援</u>				第3 物資の供給	1 備蓄品の供給				2 物資の確保				3 物資の供給				第4 救援物資の供給	1 物資拠点の設置				2 物資の受け入れ・管理・供給			
項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)																																																																																																																					
第1 給水活動	1 優先給水																																																																																																																								
	2 給水活動																																																																																																																								
第2 食料の供給	1 備蓄食料の供給																																																																																																																								
	2 食料の確保																																																																																																																								
	3 食料の供給																																																																																																																								
	4 炊き出し																																																																																																																								
	5 <u>食の栄養指導</u>																																																																																																																								
第3 物資の供給	1 備蓄品の供給																																																																																																																								
	2 物資の確保																																																																																																																								
	3 物資の供給																																																																																																																								
第4 救援物資の供給	1 物資拠点の設置																																																																																																																								
	2 物資の受け入れ・管理・供給																																																																																																																								
項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)																																																																																																																					
第1 給水活動	1 優先給水																																																																																																																								
	2 給水活動																																																																																																																								
第2 食料の供給	1 備蓄食料の供給																																																																																																																								
	2 食料の確保																																																																																																																								
	3 食料の供給																																																																																																																								
	4 炊き出し																																																																																																																								
	5 <u>栄養・食生活の支援</u>																																																																																																																								
第3 物資の供給	1 備蓄品の供給																																																																																																																								
	2 物資の確保																																																																																																																								
	3 物資の供給																																																																																																																								
第4 救援物資の供給	1 物資拠点の設置																																																																																																																								
	2 物資の受け入れ・管理・供給																																																																																																																								
地	3-55		2 食料の確保 (1) 食料供給の対象者 ■食料供給の対象者 ①～⑤（略） ⑥ 災害応急活動従事者※ <u>※これらの者は</u> 、災害救助法の実費弁償の対象外である。	地	3-59		2 食料の確保 (1) 食料供給の対象者 ■食料供給の対象者 ①～⑤（略） ⑥ 災害応急活動従事者※ <u>※基本的には</u> 災害救助法の実費弁償の対象外である。																																																																																																																		

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正後
地 3-5 6	(4) 政府所有米穀の調達 (略) 1 市町村からの要請を受け、県が要請する場合  【図一部抜粋】	地 3-60	(4) 政府所有米穀の調達 (略) 1 市町村からの要請を受け、県が要請する場合  【図一部抜粋】
地 3-5 6	2 市町村が直接要請する場合 (略)  【図一部抜粋】	地 3-60	2 市町村が直接要請する場合 (略)  【図一部抜粋】
地 3-5 6	3 食料の供給 (1) 食料の輸送 総務企画1班・2班は、食料の輸送を、<u>食料調達業者</u>に依頼する。<u>食料調達業者</u>が輸送困難なときは、輸送業者に要請する。	地 3-61	3 食料の供給 (1) 食料の輸送 総務企画1班・2班は、食料の輸送を、<u>食料を発注した業者</u>に依頼する。<u>食料を発注した業者</u>が輸送困難なときは、輸送業者に要請する。

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁			修正前	頁			修正後
	地	3-57	5 <u>食の栄養指導</u> 衛生医療班は、炊き出し現場に栄養士を巡回させ、炊き出し<u>内容等の調整、食事内容及び給食管理上必要な指導を行う。</u>		地	3-61	5 <u>栄養・食生活の支援</u> 衛生医療班は、炊き出し、<u>弁当、支援物資からの適切な栄養量の確保支援、避難者の食の自立に向けた支援（自助による栄養量の確保）、避難所の食事の衛生管理状況の把握と衛生助言を行う。また、必要に応じて、千葉県栄養士会へ「日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）」の派遣を要請し、緊急栄養補給物資の支援など、状況に応じた栄養・食生活支援活動を展開する。</u>
	地	3-58	【資料編】 ・資料-2-14 （略） ・資料-2-15 （略） ・資料-2-16 （略） ・資料-2-19 （略） ・資料-5-4 （略）		地	3-62	【資料編】 ・資料-2-14 （略） ・資料-2-15 （略） ・資料-2-16 （略） ・資料-2-19 （略） ・<u>資料-2-67 災害時における歯科用品及び医薬品等の供給協力に関する協定（大東京歯科用品商協同組合）</u> ・資料-5-4 （略）
	地	3-62	3 緊急通行車両等の確認		地	3-66	3 緊急通行車両等の確認 <u>災害対策基本法第76条の規定により、公安委員会において災害緊急通行を行う車両以外の車両の通行禁止又は規制が行われる場合には、総務企画3班は、災害応急対策を実施するために必要な車両について標章及び確認証明書の交付を受ける。</u>

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁		修正前	頁		修正後
地	3-62	(1) 緊急通行車両標章及び証明書の交付 ① 車両の使用者は、<u>災害対策基本法施行令第33条に基づき、知事又は公安委員会に対し、当該車両が災害対策基本法施行令第32条の2第2号に該当する緊急通行車両であることの確認を求める。</u> ② <u>前項の確認をしたときは、</u>知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、標章及び確認証明書を交付する。 ③ <u>交付された標章は、運転者席の反対側（助手席）の内側ウインドガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は、当該車両に備えつける。</u> ④ <u>この届け出に関する事務手続きは、知事においては、県防災危機管理部防災対策課長又は東葛飾地域振興事務所地域防災課長に、また、公安委員会においては、交通部交通規制課長、交通部高速道路交通警察隊長又は警察署長に行う。</u>	地	3-66	(1) 緊急通行車両標章及び証明書の交付 ① 車両の使用者は、<u>知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）であることの確認を求めることができる。</u> ② 知事又は公安委員会は、<u>前記①により確認したときは、</u>当該車両の使用者に対し、<u>災害対策基本法施行規則第6条に定める</u>標章及び確認証明書を交付する。 ③ <u>車両の使用者は、前記②により交付を受けた標章は、当該車両内の見やすい箇所に掲出する。また、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。</u>
地	3-62	(2) 緊急通行車両等の<u>事前届出</u>について ① <u>事前届出の申請者は、緊急通行（輸送）業務の実施について責任を有する者（指定行政機関等の長）とする。申請先は、当該車両の本拠地を管轄する警察署長を経由し、公安委員会に申請する。</u> ② <u>審査の結果、緊急通行車両として認められる車両については、緊急通行車両等事前届出済証が申請者に交付される。</u> ③ <u>災害発生時に、事前届出済証の交付を受けた車両の確認は、県警本部、警察署、高速道路交通警察隊及び交通検問所において行われ、届出済証の交付を受けてない緊急通行車両に優先して確認が行われる。その際、直ちに標章及び確認証明書が交付される。</u> <u>総務企画3班は、届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出し、確認審査を省略して標章及び確認証明書の交付を受ける。</u>	地	3-66	(2) 緊急通行車両等の<u>災害発生前の確認申出</u>について ① <u>公安委員会は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。</u> ② <u>公安委員会は、前記①により 緊急通行車両に該当すると認められるものについては、標章及び確認証明書を交付する。</u> ③ <u>標章の交付を受けた車両については、交通検問所で緊急交通路の通行を求めるときは、標章及び確認証明書を提示し、現に災害応急対策を実施するための運転中の車両であることの確認を受ける。</u> ④ <u>事前届出に関する事務手続きは、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署長又は交通規制課長を経由し、公安委員会に申請する。</u>

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁			修正前			頁			修正後													
地	3-62	4 緊急輸送路の確保 (1) 緊急輸送路の確保 (略) (2) 県の緊急輸送に関する交通規制対象道路 県は、災害発生時の被害者の救援、緊急物資の輸送への対処を目的として、県内道路を緊急輸送道路 1 次路線と 2 次路線とに分類し、交通規制の対象とする緊急輸送ネットワークを構築している。 なお、市内の該当する緊急輸送ネットワークは、次のとおりである。 ■県の緊急輸送ネットワーク	地	3-66	4 緊急輸送路の確保 (1) 緊急輸送路の確保 (略) (2) 県の緊急輸送に関する交通規制対象道路 県は、災害発生時の被害者の救援、緊急物資の輸送への対処を目的として、県内道路を緊急輸送道路 1 次路線、 2 次路線、3 次路線に分類し、交通規制の対象とする緊急輸送ネットワークを構築している。 なお、市内の該当する緊急輸送ネットワークは、次のとおりである。 ■県の緊急輸送ネットワーク																	
		<table><tr><th>路線区分</th><th>目 的</th><th>市内の路線</th></tr><tr><td>1 次路線</td><td>隣接都県との連携強化、広域的な緊急輸送等に資する高速道路、一般国道、主要県道、空港・港湾等に通じる主要市町村道</td><td>国道464号、主要地方道孫子線、主要地方道千松戸線（初富以北）</td></tr><tr><td>2 次路線</td><td>1 次路線を補完し、市町村役場等を相互連絡する県道等</td><td>主要地方道千葉鎌ヶ谷（初富以南）</td></tr></table>			路線区分	目 的	市内の路線	1 次路線	隣接都県との連携強化、広域的な緊急輸送等に資する高速道路、一般国道、主要県道、空港・港湾等に通じる主要市町村道	国道464号、主要地方道孫子線、主要地方道千松戸線（初富以北）	2 次路線	1 次路線を補完し、市町村役場等を相互連絡する県道等	主要地方道千葉鎌ヶ谷（初富以南）	<table><tr><th>路線区分</th><th>目 的</th><th>市内の路線</th></tr><tr><td>1 次路線</td><td>隣接都県との連携強化、広域的な緊急輸送等に資する高速道路、一般国道、主要県道、空港・港湾等に通じる主要市町村道</td><td>国道464号、主要地方道孫子線、主要地方道千松戸線（初富以北）</td></tr><tr><td>2 次路線</td><td>1 次路線を補完し、市町村役場等を相互連絡する県道等</td><td>主要地方道千葉鎌ヶ谷（初富以南）ほか2路線</td></tr><tr><td>3 次路線</td><td>その他の防災や輸送のための拠点との連絡する道路</td><td>該当なし</td></tr></table>	路線区分	目 的	市内の路線	1 次路線	隣接都県との連携強化、広域的な緊急輸送等に資する高速道路、一般国道、主要県道、空港・港湾等に通じる主要市町村道	国道464号、主要地方道孫子線、主要地方道千松戸線（初富以北）	2 次路線	1 次路線を補完し、市町村役場等を相互連絡する県道等
路線区分	目 的	市内の路線																				
1 次路線	隣接都県との連携強化、広域的な緊急輸送等に資する高速道路、一般国道、主要県道、空港・港湾等に通じる主要市町村道	国道464号、主要地方道孫子線、主要地方道千松戸線（初富以北）																				
2 次路線	1 次路線を補完し、市町村役場等を相互連絡する県道等	主要地方道千葉鎌ヶ谷（初富以南）																				
路線区分	目 的	市内の路線																				
1 次路線	隣接都県との連携強化、広域的な緊急輸送等に資する高速道路、一般国道、主要県道、空港・港湾等に通じる主要市町村道	国道464号、主要地方道孫子線、主要地方道千松戸線（初富以北）																				
2 次路線	1 次路線を補完し、市町村役場等を相互連絡する県道等	主要地方道千葉鎌ヶ谷（初富以南）ほか2路線																				
3 次路線	その他の防災や輸送のための拠点との連絡する道路	該当なし																				
地	3-63	(2) 陸上輸送の確保 総務企画 1 班・2 班は、トラック、バス等による輸送が必要な場合は、輸送業者に応援を要請する。 総務企画 1 班・2 班は、鉄道輸送が必要な場合は、東武鉄道株式会社、新京成電鉄株式会社及び北総鉄道株式会社各駅長に要請する。	地	3-67	(2) 陸上輸送の確保 総務企画 1 班・2 班は、トラック、バス等による輸送が必要な場合は、輸送業者に応援を要請する。 総務企画 1 班・2 班は、鉄道輸送が必要な場合は、東武鉄道株式会社、京成電鉄株式会社及び北総鉄道株式会社各駅長に要請する。																	

鎌ケ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁			修正前	頁			修正後
地	3-68		(2) 警備体制 警察は、地震に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。 ① 鎌ケ谷警察署災害警備本部 大規模地震が発生した場合、<u>東海地震予知情報が発表された場合等</u> ② 鎌ケ谷警察署災害警備対策室 <u>地震に伴う被害程度が小規模の場合、東海地震注意情報が発表された場合等</u> ③ 鎌ケ谷警察署災害警備連絡室 震度4 <u>以上</u>の地震が発生した場合、<u>東海地震に関連する調査情報が発表された場合等</u>	地	3-69		(2) 警備体制 警察は、地震に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。 ① 鎌ケ谷警察署災害警備本部 大規模地震が発生した場合、<u>又は県警本部が災害警備本部を設置した場合</u> ② 鎌ケ谷警察署災害警備対策室 <u>震度5弱の地震が発生した場合等</u> ③ 鎌ケ谷警察署災害警備連絡室 震度4の地震が発生した場合等
地	3-66		2 災害警備活動要領 ①～⑧ (略) <u>⑨ 報道発表</u> <u>⑩ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護</u> <u>⑪ 死傷者の身元確認、遺体の収容</u> <u>⑫ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）</u> <u>⑬ 地域安全対策（犯罪の予防、取締り、相談活動）</u> <u>⑭ 協定に基づく関係機関への協力要請</u> <u>⑮ その他必要な応急措置</u>	地	3-70		2 災害警備活動要領 ①～⑧ (略) <u>⑨ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護</u> <u>⑩ 死傷者の身元確認、遺体の収容</u> <u>⑪ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）</u> <u>⑫ 地域安全対策（犯罪の予防、取締り、相談活動）</u> <u>⑬ 協定に基づく関係機関への協力要請</u> <u>⑭ その他必要な応急措置</u>
地	3-68		2 被災建築物応急危険度判定の実施 住宅班は主として外観目視により建築物の応急危険度判定を行う。なお、応急危険度判定は、被災建築物応急危険度判定優先リストにより行う。 <u>耐震改修済みの避難所については、気象状況などにより、緊急的かつ、速やかな判定が要求される場合には、一般職員が簡易判断表により行うことができる。</u>	地	3-72		2 被災建築物応急危険度判定の実施 住宅班は主として外観目視により建築物の応急危険度判定を行う。なお、応急危険度判定は、被災建築物応急危険度判定優先リストにより行う。

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁			修正前			頁			修正後																																										
地	3-73	◆項目と活動時期			地	3-76	◆項目と活動時期																																												
		<table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>初動期 (当日まで)</th><th>応急期 (当日～復旧 前まで)</th><th>復旧期 (応急活動が終 息した日以降)</th></tr><tr><td rowspan="5">第1 防疫活動</td><td>1 防疫活動</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2 検病調査・健康診断</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>3 避難所における衛生 管理</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>4 保健活動</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>5 飲料水の安全確保</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		項 目			初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)	第1 防疫活動	1 防疫活動				2 検病調査・健康診断				3 避難所における衛生 管理				4 保健活動				5 飲料水の安全確保				<table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>初動期 (当日まで)</th><th>応急期 (当日～復旧 前まで)</th><th>復旧期 (応急活動が終 息した日以降)</th></tr><tr><td rowspan="3">第1 防疫活動</td><td>1 防疫活動</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2 避難所における衛生 管理</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>3 保健活動</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)	第1 防疫活動	1 防疫活動				2 避難所における衛生 管理				3 保健活動				
		項 目		初動期 (当日まで)			応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)																																											
		第1 防疫活動	1 防疫活動																																																
			2 検病調査・健康診断																																																
3 避難所における衛生 管理																																																			
4 保健活動																																																			
5 飲料水の安全確保																																																			
項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)																																															
第1 防疫活動	1 防疫活動																																																		
	2 避難所における衛生 管理																																																		
	3 保健活動																																																		
地	3-73	◆実施担当			地	3-76	◆実施担当																																												
		<table><tr><td rowspan="2">第5 動物対策</td><td>責 任 者：市民生活部長 担 当：動物保護班、清掃班 関係機関：習志野保健所（習志野健康福祉センター）、動物愛護センター、 （公社）千葉県獣医師会</td></tr></table>		第5 動物対策			責 任 者：市民生活部長 担 当：動物保護班、清掃班 関係機関：習志野保健所（習志野健康福祉センター）、動物愛護センター、 （公社）千葉県獣医師会	<table><tr><td rowspan="2">第5 動物対策</td><td>責 任 者：市民生活部長 担 当：動物保護班、清掃班 関係機関：習志野保健所（習志野健康福祉センター）、動物愛護センター <u>東葛飾支所</u>、（公社）千葉県獣医師会</td></tr></table>		第5 動物対策	責 任 者：市民生活部長 担 当：動物保護班、清掃班 関係機関：習志野保健所（習志野健康福祉センター）、動物愛護センター <u>東葛飾支所</u> 、（公社）千葉県獣医師会																																								
		第5 動物対策	責 任 者：市民生活部長 担 当：動物保護班、清掃班 関係機関：習志野保健所（習志野健康福祉センター）、動物愛護センター、 （公社）千葉県獣医師会																																																
			第5 動物対策	責 任 者：市民生活部長 担 当：動物保護班、清掃班 関係機関：習志野保健所（習志野健康福祉センター）、動物愛護センター <u>東葛飾支所</u> 、（公社）千葉県獣医師会																																															
地	3-75	<u>4 飲料水の安全確保</u> 衛生医療班は、地震の影響等により飲料水の汚染等のおそれがある場合、 <u>習志野保健所（習志野健康福祉センター）、県企業局船橋水道事務所等と協力し、被災者へ供給する飲料水の水質検査を実施し、必要がある場合は消毒を実施し、安全を確保する。</u> <u>また、被災者に対して適切な広報及び指導を行う。</u>			地	3-77	<u>(削除)</u>																																												
地	3-75	2 し尿の処理 清掃班は、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合と連携して、災害廃棄物処理計画に基づき、廃棄物業者等に協力を要請する。し尿収集・処理が困難な場合は、県循環型社会推進課に連絡し、他市町村あるいは <u>県、民間業者等の応援を要請する。</u>			地	3-78	2 し尿の処理 清掃班は、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合と連携して、災害廃棄物処理計画に基づき、廃棄物業者等に協力を要請する。し尿収集・処理が困難な場合は、県循環型社会推進課に連絡し、他市町村あるいは <u>「災害時における一般廃棄物の収集運搬に関する協定」に基づき、県を通じて民間業者の協力を求める。</u>																																												

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

修正前			修正後		
地	頁		地	頁	
地	3-76	2 災害廃棄物の処理 清掃班は、災害により生じたがれき等の災害廃棄物を、一時的に一般廃棄物最終処分場等仮置き場に運搬し、県の処理方針及び災害廃棄物処理計画によって適切な方法で処理する。	地	3-79	2 災害廃棄物の処理 清掃班は、災害により生じたがれき等の災害廃棄物を、一時的に一般廃棄物最終処分場等仮置き場に運搬し、県の処理方針及び災害廃棄物処理計画によって適切な方法で処理する。 <u>また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建築物の解体撤去等に関する協定」に基づき、県を通じて民間事業者の協力を求める。</u> <u>市が甚大な被害を受けた場合で自ら災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合や、県が一括して処理を行ったほうが円滑かつ迅速に災害廃棄物の処理が行えると判断される場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定に基づき、市が県に災害廃棄物の処理に関する事務の全部または一部を委託し、県が被災市町村に代わって災害廃棄物の処理を行う。</u> <u>環境大臣が本市の地域を廃棄物処理特例地域として指定した場合、本部長（市長）は災害廃棄物の処理の代行を国に要請することができる。</u>
地	3-77	1 死亡獣畜の処理 清掃班は動物保護班と連携し、死亡した家畜、野鳥等を焼却処分する。処理ができない場合は、習志野保健所（習志野健康福祉センター）又は<u>中央</u>家畜保健衛生所の指導により適切な措置をとる。	地	3-80	1 死亡獣畜の処理 清掃班は動物保護班、<u>柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合</u>と連携し、死亡した家畜、野鳥等を焼却処分する。処理ができない場合は、習志野保健所（習志野健康福祉センター）又は<u>西部</u>家畜保健衛生所の指導により適切な措置をとる。
地	3-77	2 逸走動物への対応 動物保護班は、習志野保健所（習志野健康福祉センター）、動物愛護センター、（公社）千葉県獣医師会等と連携して、飼い主の被災により遺棄又は逃げ出したペット等を保護する。<u>危険動物</u>が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等との連携により必要な措置を講ずる。 県では、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、関係団体と協同で千葉県動物本部及び動物救護センターを設置して動物救護活動を実施する。	地	3-80	2 逸走動物への対応 動物保護班は、習志野保健所（習志野健康福祉センター）、動物愛護センター<u>東葛飾支所</u>、（公社）千葉県獣医師会等と連携して、飼い主の被災により遺棄又は逃げ出したペット等を保護する。<u>特定動物</u>が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等との連携により必要な措置を講ずる。 県では、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、関係団体と協同で千葉県動物本部及び動物救護センターを設置して動物救護活動を実施する。

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁			修正前	頁			修正後								
地	3-82		◆実施担当 <table><tr><td>第1 ライフライン施設等</td><td>責 任 者：都市建設部長 担 当：下水道班 関係機関：県企業局、東京電力パワーグリッド株式会社、 京葉瓦斯株式会社、東日本電信電話株式会社、鎌ヶ谷郵便局</td></tr><tr><td>第2 交通施設等</td><td>責 任 者：都市建設部長 担 当：都市建設2班～4班、各施設管理者 関係機関：東武鉄道株式会社、新京成電鉄株式会社、北総鉄道株式会社、 東葛飾地域整備センター</td></tr></table>	第1 ライフライン施設等	責 任 者：都市建設部長 担 当：下水道班 関係機関：県企業局、東京電力パワーグリッド株式会社、 京葉瓦斯株式会社、東日本電信電話株式会社、鎌ヶ谷郵便局	第2 交通施設等	責 任 者：都市建設部長 担 当：都市建設2班～4班、各施設管理者 関係機関：東武鉄道株式会社、新京成電鉄株式会社、北総鉄道株式会社、 東葛飾地域整備センター	地	3-85		◆実施担当 <table><tr><td>第1 ライフライン施設等</td><td>責 任 者：都市建設部長 担 当：下水道班 関係機関：県企業局、東京電力パワーグリッド株式会社、 京葉瓦斯株式会社、NTT東日本株式会社、日本郵便株式会社</td></tr><tr><td>第2 交通施設等</td><td>責 任 者：都市建設部長 担 当：都市建設2班～4班、各施設管理者 関係機関：東武鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、北総鉄道株式会社、 東葛飾地域整備センター</td></tr></table>	第1 ライフライン施設等	責 任 者：都市建設部長 担 当：下水道班 関係機関：県企業局、東京電力パワーグリッド株式会社、 京葉瓦斯株式会社、NTT東日本株式会社、日本郵便株式会社	第2 交通施設等	責 任 者：都市建設部長 担 当：都市建設2班～4班、各施設管理者 関係機関：東武鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、北総鉄道株式会社、 東葛飾地域整備センター
第1 ライフライン施設等	責 任 者：都市建設部長 担 当：下水道班 関係機関：県企業局、東京電力パワーグリッド株式会社、 京葉瓦斯株式会社、東日本電信電話株式会社、鎌ヶ谷郵便局														
第2 交通施設等	責 任 者：都市建設部長 担 当：都市建設2班～4班、各施設管理者 関係機関：東武鉄道株式会社、新京成電鉄株式会社、北総鉄道株式会社、 東葛飾地域整備センター														
第1 ライフライン施設等	責 任 者：都市建設部長 担 当：下水道班 関係機関：県企業局、東京電力パワーグリッド株式会社、 京葉瓦斯株式会社、NTT東日本株式会社、日本郵便株式会社														
第2 交通施設等	責 任 者：都市建設部長 担 当：都市建設2班～4班、各施設管理者 関係機関：東武鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、北総鉄道株式会社、 東葛飾地域整備センター														
地	3-84		3 電気施設 (2) 震災時の応急措置 ① 資機材の調達 <u>第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により速やかな確保に努める。</u> <u>ア 第一線機関等相互の流用</u> <u>イ 現地調達</u> <u>ウ 非常災害対策本部に対する応急資機材の請求</u> ② 人員の動員、連絡の徹底 <u>災害時における動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。</u> ③ 震災時における危険予防措置 災害発生時、原則として送電を維持するが、浸水、建物倒壊により送電が危険であり、事故を誘発するおそれがあると判断した場合は、送電を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じる <u>ことがある。</u>	地	3-87		3 電気施設 (2) 震災時の応急措置 ① 資機材の調達 予備品、貯蔵品を常に把握し、<u>必要な資機材</u>の確保に努める。 ② 人員の動員、連絡の徹底 ③ 震災時における危険予防措置 災害発生時、原則として送電を維持するが、浸水、建物倒壊により送電が危険であり、事故を誘発するおそれがあると判断した場合は、送電を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じる。								

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁		修正前		頁		修正後												
地	3-84	(3) 応急復旧対策 ① 被害状況の早期把握 迅速な応急措置を行うため、被害状況の早期把握に努める。 <u>② 感電事故、漏電による出火を防止するため、広報車等により広報を行うほか、「鎌ヶ谷市防災行政無線の使用に関する協定書」に基づき、停電広報を依頼する。</u> <u>③ 電力施設の被害状況、復旧状況、復旧予定についての的確な広報を行う。</u> <u>■各設備の復旧順位</u> <table><tr><th>設 備</th><th>復旧順位</th></tr><tr><td>送電設備</td><td><u>① 全回線送電不能の主要線路</u> <u>② 全回線送電不能のその他の線路</u> <u>③ 1回線送電不能の重要線路</u> <u>④ 1回線送電不能のその他の線路</u></td></tr><tr><td>変電設備</td><td><u>① 主要幹線の復旧に関する送電用変電所</u> <u>② 都心部に送電する系統の送電用変電所</u> <u>③ 重要施設に供給する配電用変電所</u></td></tr><tr><td>通信設備</td><td><u>① 給電指令用回線並びに制御、保護及び監視回線</u> <u>② 保守用回線</u> <u>③ 業務用回線</u></td></tr><tr><td>配電設備</td><td><u>① 病院、交通、通信、報道関係、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線を優先的に送電する。</u></td></tr></table> <u>④ 感電事故及び漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて需要家に対し、次の諸点を十分PRするほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。</u>		設 備	復旧順位	送電設備	<u>① 全回線送電不能の主要線路</u> <u>② 全回線送電不能のその他の線路</u> <u>③ 1回線送電不能の重要線路</u> <u>④ 1回線送電不能のその他の線路</u>	変電設備	<u>① 主要幹線の復旧に関する送電用変電所</u> <u>② 都心部に送電する系統の送電用変電所</u> <u>③ 重要施設に供給する配電用変電所</u>	通信設備	<u>① 給電指令用回線並びに制御、保護及び監視回線</u> <u>② 保守用回線</u> <u>③ 業務用回線</u>	配電設備	<u>① 病院、交通、通信、報道関係、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線を優先的に送電する。</u>	地		3-87	(3) 応急復旧対策 ① 被害状況の早期把握 迅速な応急措置を行うため、被害状況の早期把握に努める。 <u>(4) 災害時の広報</u> <u>感電事故、漏電による出火防止に向け、住民に対して次の諸点を十分PRするため、広報車等により広報を行うほか、「鎌ヶ谷市防災行政無線の使用に関する協定書」に基づき、市へ停電広報を依頼する。</u>	
		設 備	復旧順位															
送電設備	<u>① 全回線送電不能の主要線路</u> <u>② 全回線送電不能のその他の線路</u> <u>③ 1回線送電不能の重要線路</u> <u>④ 1回線送電不能のその他の線路</u>																	
変電設備	<u>① 主要幹線の復旧に関する送電用変電所</u> <u>② 都心部に送電する系統の送電用変電所</u> <u>③ 重要施設に供給する配電用変電所</u>																	
通信設備	<u>① 給電指令用回線並びに制御、保護及び監視回線</u> <u>② 保守用回線</u> <u>③ 業務用回線</u>																	
配電設備	<u>① 病院、交通、通信、報道関係、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線を優先的に送電する。</u>																	

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

修正前			修正後		
地	頁		地	頁	
地	3-85	■<u>需要家</u>への<u>周知事項</u> ① 切れた電線や、<u>たれ</u>下がった電線には絶対に触らないこと。 ② 使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと。 ③ 外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。 ④ 電柱の倒壊、折損、電線の断線・垂下等を発見した場合は、速やかに<u>カスタマー</u>センターへ連絡すること。 ⑤ 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。 使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること。	地	3-87	■<u>住民等</u>への<u>広報</u> ① 切れた電線や、<u>垂れ</u>下がった電線には絶対に触らないこと。 ② 使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと。 ③ 外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。 ④ 電柱の倒壊、折損、電線の断線・垂下等を発見した場合は、速やかに<u>コンタクト</u>センターへ連絡すること。 ⑤ 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。 使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること。 <u>⑥浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気機器等は、危険なため使用しないこと。</u> <u>使用する場合は絶縁検査を受けた上で使用すること。</u>
地	3-85	災害時における住民の不安を鎮静させるため、電力施設の被害状況、復旧予定についての的確な広報を行うものとする。 <u>需要家</u>からの<u>再点検申込み</u>等を迅速適切に処理するため、効率的な受付処理体制を確立しておくものとする。	地	3-87	災害時における住民の不安を鎮静させるため、電力施設の被害状況、復旧予定についての的確な広報を行うものとする。 <u>住民</u>からの<u>絶縁検査</u>等を迅速適切に処理するため、効率的な受付処理体制を確立しておくものとする。
地	3-87	5 通信施設 (1) 東日本<u>電信電話</u>株式会社 東日本<u>電信電話</u>株式会社は、地震災害が発生した場合は、その状況により、各支店をはじめ各営業支店に災害対策本部を設置し、通信施設の応急対策が実施できる体制をとる。	地	3-89	5 通信施設 (1) <u>NTT</u>東日本株式会社 <u>NTT</u>東日本株式会社は、地震災害が発生した場合は、その状況により、各支店をはじめ各営業支店に災害対策本部を設置し、通信施設の応急対策が実施できる体制をとる。
地	3-88	■東日本<u>電信電話</u>株式会社の広報 ①～④（略）	地	3-90	■<u>NTT</u>東日本株式会社の広報 ①～④（略）
地	3-88	(2) 株式会社<u>エヌ・ティ・ティ・</u>ドコモ （略） ■株式会社<u>エヌ・ティ・ティ・</u>ドコモの応急措置 ①～⑤（略）	地	3-90	(2) 株式会社<u>NTT</u>ドコモ （略） ■株式会社<u>NTT</u>ドコモの応急措置 ①～⑤（略）
地	3-89	■株式会社<u>エヌ・ティ・ティ・</u>ドコモの広報 ①～③（略）	地	3-90	■株式会社<u>NTT</u>ドコモの広報 ①～③（略）

鎌ケ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

修正前			修正後		
地	頁		地	頁	
地	3-89	6 日本郵便株式会社 郵便局における応急復旧対策及び被災者への援護対策は、「災害時における鎌ケ谷郵便局、特定郵便局鎌ケ谷部会、鎌ケ谷市間の協力に関する覚書」に基づいて行われる。	地	3-91	6 日本郵便株式会社 郵便局における応急復旧対策及び被災者への援護対策は、 <u>「鎌ケ谷市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書」及び「災害発生時における鎌ケ谷市と鎌ケ谷市内郵便局の協力に関する覚書」</u> に基づいて行われる。
	3-89	【資料編】 ・資料-2-75 鎌ケ谷市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書（日本郵便株式会社）	地	3-91	【資料編】 ・資料-2-75 鎌ケ谷市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書（日本郵便株式会社） <u>・資料-2-77 災害発生時における鎌ケ谷市と鎌ケ谷市内郵便局の協力に関する覚書（日本郵便株式会社）</u>
地	3-91	4 鉄道施設 地震災害が発生した場合、東武鉄道株式会社、 <u>新京成電鉄株式会社</u> 及び北総鉄道株式会社は、旅客の安全確保と迅速な運行再開を目指して、応急復旧対策を行う。	地	3-93	4 鉄道施設 地震災害が発生した場合、東武鉄道株式会社、 <u>京成電鉄株式会社</u> 及び北総鉄道株式会社は、旅客の安全確保と迅速な運行再開を目指して、応急復旧対策を行う。
地	3-99	(6)要配慮者の特性を踏まえた支援の実施 要配慮者は、年齢、性別、障がいや病気の程度によって配慮すべき点異なる。集団で生活を営むことが困難な要配慮者に対しては空き教室を利用する等の対応をとり、新生児・乳児・妊産婦へは保健師の巡回によるきめ細やかな支援を行う等、それぞれの特徴を踏まえた対応及び支援を行う。 また、 <u>廃用性症候群の予防など、避難所生活における要配慮者の身体機能の低下を防ぐための対応及び支援についても配慮する。</u>	地	3-102	(6)要配慮者の特性を踏まえた支援の実施 要配慮者は、年齢、性別、障がいや病気の程度によって配慮すべき点異なる。集団で生活を営むことが困難な要配慮者に対しては空き教室を利用する等の対応をとり、新生児・乳児・妊産婦へは保健師の巡回によるきめ細やかな支援を行う等、それぞれの特徴を踏まえた対応及び支援を行う。 また、 <u>必要に応じて、千葉県災害リハビリテーション支援関連団体協議会へ「日本災害リハビリテーション支援協会（J R A T）」の派遣を要請し、被災者・要配慮者等の生活不活発病や災害関連死を防ぐため避難所や施設でのリハビリテーション支援活動を展開する。</u>
地	3-103	■災害時のボランティア活動の例 （表略） ※専門職・専門技能を持つボランティアとしては、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士、臨床心理士、栄養士、斜面判定士、建築士、土木・建築技術者、大型重機運転資格者、弁護士、司法書士、外国語通訳者、手話通訳者などが挙げられる。	地	3-105	■災害時のボランティア活動の例 （表略） ※専門職・専門技能を持つボランティアとしては、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士、臨床心理士、 <u>管理</u> 栄養士、斜面判定士、建築士、土木・建築技術者、大型重機運転資格者、弁護士、司法書士、外国語通訳者、手話通訳者などが挙げられる。

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁			修正前	頁			修正後																																
地	3-110		1 災害救助法の適用要請 市域の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を県知事（県本部事務局）に報告する。その場合には、次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて要請する。 <u>また、中間報告・完了報告は、習志野保健所（習志野健康福祉センター）を経由して報告する。</u>	地	3-112		1 災害救助法の適用要請 市域の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を県知事（県本部事務局）に報告する。その場合には、次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて要請する。																																
地	4 - 1		◆項目と実施担当 <table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>実施担当</th></tr><tr><td rowspan="7">第1 被災者への支援</td><td>1 災害弔慰金等の支給</td><td rowspan="7">責 任 者：健康福祉部長、消防長、 都市建設部長、総務企画部長、 市民生活部長 担 当：社会福祉課、消防本部、 建築住宅課、課税課、収税課、 農業振興課、商工振興課 関係機関：鎌ヶ谷市社会福祉協議会、 住宅金融支援機構、 千葉公共職業安定所 千葉県共同募金会</td></tr><tr><td>2 災害援護資金等の貸付け</td></tr><tr><td>3 住宅復興資金の融資</td></tr><tr><td>4 被災証明書の発行</td></tr><tr><td>5 災害公営住宅の建設等</td></tr><tr><td>6 租税の減免等</td></tr><tr><td>7 職業の斡旋</td></tr><tr><td rowspan="2">第2 地域経済の復旧 支援</td><td>1 農林業者への支援</td><td rowspan="2">責 任 者：市民生活部長 担 当：農業振興課、商工振興課</td></tr><tr><td>2 中小企業者への融資</td></tr></table>	項 目		実施担当	第1 被災者への支援	1 災害弔慰金等の支給	責 任 者：健康福祉部長、消防長、 都市建設部長、総務企画部長、 市民生活部長 担 当：社会福祉課、消防本部、 建築住宅課、課税課、収税課、 農業振興課、商工振興課 関係機関：鎌ヶ谷市社会福祉協議会、 住宅金融支援機構、 千葉公共職業安定所 千葉県共同募金会	2 災害援護資金等の貸付け	3 住宅復興資金の融資	4 被災証明書の発行	5 災害公営住宅の建設等	6 租税の減免等	7 職業の斡旋	第2 地域経済の復旧 支援	1 農林業者への支援	責 任 者：市民生活部長 担 当：農業振興課、商工振興課	2 中小企業者への融資	地	4-1		◆項目と実施担当 <table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>実施担当</th></tr><tr><td rowspan="7">第1 被災者への支援</td><td>1 災害弔慰金等の支給</td><td rowspan="7">責 任 者：健康福祉部長、消防長、 都市建設部長、総務企画部長、 市民生活部長 担 当：社会福祉課、消防本部予防課、 建築住宅課、課税課、収税課、 農業振興課、商工観光課 関係機関：鎌ヶ谷市社会福祉協議会、 住宅金融支援機構、 千葉公共職業安定所 千葉県共同募金会</td></tr><tr><td>2 災害援護資金等の貸付け</td></tr><tr><td>3 住宅復興資金の融資</td></tr><tr><td>4 被災証明書等の発行</td></tr><tr><td>5 災害公営住宅の建設等</td></tr><tr><td>6 租税の減免等</td></tr><tr><td>7 職業の斡旋</td></tr><tr><td rowspan="2">第2 地域経済の復旧 支援</td><td>1 農林業者への支援</td><td rowspan="2">責 任 者：市民生活部長 担 当：農業振興課、商工観光課</td></tr><tr><td>2 中小企業者への融資</td></tr></table>	項 目		実施担当	第1 被災者への支援	1 災害弔慰金等の支給	責 任 者：健康福祉部長、消防長、 都市建設部長、総務企画部長、 市民生活部長 担 当：社会福祉課、消防本部予防課、 建築住宅課、課税課、収税課、 農業振興課、商工観光課 関係機関：鎌ヶ谷市社会福祉協議会、 住宅金融支援機構、 千葉公共職業安定所 千葉県共同募金会	2 災害援護資金等の貸付け	3 住宅復興資金の融資	4 被災証明書等の発行	5 災害公営住宅の建設等	6 租税の減免等	7 職業の斡旋	第2 地域経済の復旧 支援	1 農林業者への支援	責 任 者：市民生活部長 担 当：農業振興課、商工観光課	2 中小企業者への融資
項 目		実施担当																																					
第1 被災者への支援	1 災害弔慰金等の支給	責 任 者：健康福祉部長、消防長、 都市建設部長、総務企画部長、 市民生活部長 担 当：社会福祉課、消防本部、 建築住宅課、課税課、収税課、 農業振興課、商工振興課 関係機関：鎌ヶ谷市社会福祉協議会、 住宅金融支援機構、 千葉公共職業安定所 千葉県共同募金会																																					
	2 災害援護資金等の貸付け																																						
	3 住宅復興資金の融資																																						
	4 被災証明書の発行																																						
	5 災害公営住宅の建設等																																						
	6 租税の減免等																																						
	7 職業の斡旋																																						
第2 地域経済の復旧 支援	1 農林業者への支援	責 任 者：市民生活部長 担 当：農業振興課、商工振興課																																					
	2 中小企業者への融資																																						
項 目		実施担当																																					
第1 被災者への支援	1 災害弔慰金等の支給	責 任 者：健康福祉部長、消防長、 都市建設部長、総務企画部長、 市民生活部長 担 当：社会福祉課、消防本部予防課、 建築住宅課、課税課、収税課、 農業振興課、商工観光課 関係機関：鎌ヶ谷市社会福祉協議会、 住宅金融支援機構、 千葉公共職業安定所 千葉県共同募金会																																					
	2 災害援護資金等の貸付け																																						
	3 住宅復興資金の融資																																						
	4 被災証明書等の発行																																						
	5 災害公営住宅の建設等																																						
	6 租税の減免等																																						
	7 職業の斡旋																																						
第2 地域経済の復旧 支援	1 農林業者への支援	責 任 者：市民生活部長 担 当：農業振興課、商工観光課																																					
	2 中小企業者への融資																																						
地	4 - 2		(5)千葉県被災者生活再建支援金 社会福祉課は、同一の災害による住宅の全壊被害が10世帯に満たないなど、国の被災者生活再建支援制度の対象とならない場合で、<u>原則として、連</u> <u>たんだした市町村の区域内の被害が合計10世帯において</u>、被災した市民に対し支給する支援金の申請受付を行い、県に報告する。 支援金の内容は、（4）被災者生活再建支援金に準ずる。	地	4-2		(5)千葉県被災者生活再建支援金 社会福祉課は、同一の災害による住宅の全壊被害が10世帯に満たないなど、国の被災者生活再建支援制度の対象とならない場合で、<u>一定の要件に該</u> <u>当する被害が発生した際は</u>、被災した市民に対し支給する支援金の申請受付を行い、県に報告する。 支援金の内容は、（4）被災者生活再建支援金に準ずる。																																

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁			修正前	頁			修正後																
	地	4 - 5	4 <u>被災</u>証明書の発行 課税課、収税課、商工<u>振興</u>課、消防本部は、家屋の被害調査の結果から「被災台帳」を作成し、被災者の「<u>被災証明書</u>」発行申請に対し、被災台帳で確認のうえ、発行する。 なお、被災台帳で確認できないときでも、申請者の立証資料をもとに客観的に判断できるときは「<u>被災証明書</u>」を発行する。 証明する範囲は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。 ■<u>被災</u>証明の担当及び証明の範囲 <table><tr><th>担 当</th><th>証明の範囲</th></tr><tr><td>課税課、収税課</td><td>家屋の全壊、<u>流失</u>、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、床上浸水、床下浸水、<u>一部損壊</u></td></tr><tr><td>商工<u>振興</u>課</td><td>事業所の全壊、<u>流失</u>、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、床上浸水、床下浸水、<u>一部損壊</u></td></tr><tr><td>消 防 本 部</td><td>火災による焼損等</td></tr></table>	担 当	証明の範囲	課税課、収税課	家屋の全壊、 <u>流失</u> 、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、床上浸水、床下浸水、 <u>一部損壊</u>	商工 <u>振興</u> 課	事業所の全壊、 <u>流失</u> 、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、床上浸水、床下浸水、 <u>一部損壊</u>	消 防 本 部	火災による焼損等		地	4-5	4 <u>罹災</u>証明書<u>等</u>の発行 課税課、収税課、商工<u>観光</u>課、消防本部は、家屋の被害調査の結果から「被災台帳」を作成し、被災者の<u>罹災証明書等</u>の発行申請に対し、被災台帳で確認のうえ、発行する。 なお、被災台帳で確認できないときでも、申請者の立証資料をもとに客観的に判断できるときは<u>罹災証明書等</u>を発行する。 証明する範囲は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。 ■<u>罹災</u>証明<u>等</u>の担当及び証明の範囲 <table><tr><th>担 当</th><th>証明の範囲</th></tr><tr><td>課税課、収税課</td><td>家屋の全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、<u>準半壊に至らない（一部損壊）</u>、床上浸水、床浸水、<u>浸水</u></td></tr><tr><td>商工<u>観光</u>課</td><td>家屋の全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、<u>準半壊に至らない（一部損壊）</u>、床上浸水、床浸水、<u>浸水</u></td></tr><tr><td>消防本部<u>予防課</u></td><td>火災による焼損等</td></tr></table>	担 当	証明の範囲	課税課、収税課	家屋の全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、 <u>準半壊に至らない（一部損壊）</u> 、床上浸水、床浸水、 <u>浸水</u>	商工 <u>観光</u> 課	家屋の全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、 <u>準半壊に至らない（一部損壊）</u> 、床上浸水、床浸水、 <u>浸水</u>	消防本部 <u>予防課</u>	火災による焼損等
担 当	証明の範囲																						
課税課、収税課	家屋の全壊、 <u>流失</u> 、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、床上浸水、床下浸水、 <u>一部損壊</u>																						
商工 <u>振興</u> 課	事業所の全壊、 <u>流失</u> 、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、床上浸水、床下浸水、 <u>一部損壊</u>																						
消 防 本 部	火災による焼損等																						
担 当	証明の範囲																						
課税課、収税課	家屋の全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、 <u>準半壊に至らない（一部損壊）</u> 、床上浸水、床浸水、 <u>浸水</u>																						
商工 <u>観光</u> 課	家屋の全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、 <u>準半壊に至らない（一部損壊）</u> 、床上浸水、床浸水、 <u>浸水</u>																						
消防本部 <u>予防課</u>	火災による焼損等																						
	地	4 - 6	7 職業の斡旋 千葉公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職の斡旋を行う。 商工<u>振興</u>課は、市民にこれらの情報を提供する。		地	4-6	7 職業の斡旋 千葉公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職の斡旋を行う。 商工<u>観光</u>課は、市民にこれらの情報を提供する。																
	地	4 - 7	・資料-10-<u>6</u> <u>被災</u>証明書・<u>事実証明書</u>関係様式		地	4-7	・資料-10-<u>8</u> <u>鎌ヶ谷市罹災</u>証明書等<u>交付要綱</u>・関係様式																

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁			修正前	頁			修正後
地	4-7		2 中小企業者への融資 商工<u>振興</u>課は、災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定を図るため、市制度融資の活用を促進するとともに、復旧に必要な資金及び事業用融資の周知・啓発を図る。 ■中小企業への融資制度 ① 一般金融機関、政府系金融機関の融資 ② 災害復旧高度化資金等の<u>貸付</u> ③ 信用保証協会による融資の保証 ④ 災害対策緊急融資資金 ⑤ 市中小企業資金融資制度	地	4-7		2 中小企業者への融資 商工<u>観光</u>課は、災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定を図るため、市制度融資の活用を促進するとともに、復旧に必要な資金及び事業用融資の周知・啓発を図る。 ■中小企業への融資制度 ① 一般金融機関、政府系金融機関の融資 ② 災害復旧高度化資金等の<u>貸付け</u> ③ 信用保証協会による融資の保証 ④ 災害対策緊急融資資金 ⑤ 市中小企業資金融資制度
東	2-3		(3) 県は次のように高圧ガス施設（高圧ガス取締法第5条第1項の許可に係る事務所）に対し指導を行う。（不活性ガス又は圧縮空気の製造に係る事業所を除く。） ① 警戒宣言発令時等においてとるべき事項を危害予防規程等の中に定めるよう指導する。 ② <u>（社）千葉県エルピーガス協会</u>、（社）千葉県高圧ガス保安協会及び千葉県冷凍設備保安協会等の関係保安団体との連携を密にし、危害予防思想の徹底を図る。	東	2-3		(3) 県は次のように高圧ガス施設（高圧ガス取締法第5条第1項の許可に係る事務所）に対し指導を行う。（不活性ガス又は圧縮空気の製造に係る事業所を除く。） ① 警戒宣言発令時等においてとるべき事項を危害予防規程等の中に定めるよう指導する。 ② <u>（公社）千葉県LPガス協会</u>、<u>（一社）</u>千葉県高圧ガス保安協会及び千葉県冷凍設備保安協会等の関係保安団体との連携を密にし、危害予防思想の徹底を図る。
東	2-4		2 生活関連事業所に対する指導、要請 (1) 食料、生活物資等を扱う事業所への指導、要請 市は、県と協力して食料、生活物資を扱う事業所に対して以下のような指導、要請を行う。 ① （略） ② 食料及び生活必需品を取扱うスーパーマーケット、小売店、市内卸売業者等に対し、売り惜しみの防止、営業継続等、物資確保についての指導を商工<u>振興</u>課、鎌ヶ谷市商工会を通じて要請する。また、熱源の確保として、緊急時における液化石油ガスの供給について、<u>（社）千葉県エルピーガス協会</u>に要請する。 ③～⑤ （略）	東	2-4		2 生活関連事業所に対する指導、要請 (1) 食料、生活物資等を扱う事業所への指導、要請 市は、県と協力して食料、生活物資を扱う事業所に対して以下のような指導、要請を行う。 ① （略） ② 食料及び生活必需品を取扱うスーパーマーケット、小売店、市内卸売業者等に対し、売り惜しみの防止、営業継続等、物資確保についての指導を商工<u>観光</u>課、鎌ヶ谷市商工会を通じて要請する。また、熱源の確保として、緊急時における液化石油ガスの供給について、<u>（公社）千葉県LPガス協会</u>に要請する。 ③～⑤ （略）

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

		頁		修正前		修正後	
	東	3-1	1 伝達系統及び伝達手段 (略)		東	3-1	1 伝達系統及び伝達手段 (略)
	東	4 - 4	1 東武鉄道(株)、 <u>新京成電鉄(株)</u> 、北総鉄道(株)の措置		東	4-4	1 東武鉄道(株)、 <u>京成電鉄(株)</u> 、北総鉄道(株)の措置

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁			修正前	頁			修正後																												
	東	4-7	2 電気 東京電力パワーグリッド株式会社は、原則として電力の供給は継続し、次の措置をとる。 ① 人員・資機材の点検確保 ② 施設の予防措置 ア 巡視及び点検等 イ 連絡手段の確保 ③ 広報 感電事故、漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオや広報車等を通じ広報を行うほか、鎌ヶ谷市に対して「大規模停電時における鎌ヶ谷市防災行政無線の活用に関する協定書」に基づき、当該地域に対し停電広報を依頼する。		東	4-7	2 電気 東京電力パワーグリッド株式会社は、原則として電力の供給は継続し、次の措置をとる。 ① 人員の確保・資機材等の点検確保 ② 施設の予防措置 ア 巡視及び点検等 イ 連絡手段の確保 ③ 広報 ア 広報車出動準備 イ 鎌ヶ谷市に対して「大規模停電時における鎌ヶ谷市防災行政無線の活用に関する協定書」に基づく、事前確認・依頼																												
	東	4-7	5 通信対策 東日本電信電話株式会社は、警戒宣言の発令にあたっては、防災関係機関としての機能を確保するため、電話等の輻輳を防止し、防災関係機関等の重要通信を優先することを応急対策の基本としている。その中で、施設等が被災した場合は、速やかに復旧対策を実施し、住民に大きな支障をきたさないよう努めることとしている。		東	4-7	5 通信対策 NTT東日本株式会社は、警戒宣言の発令にあたっては、防災関係機関としての機能を確保するため、電話等の輻輳を防止し、防災関係機関等の重要通信を優先することを応急対策の基本としている。その中で、施設等が被災した場合は、速やかに復旧対策を実施し、住民に大きな支障をきたさないよう努めることとしている。																												
	風	1-1	【資料編】 ・資料-7-3 急傾斜地崩壊危険区域・危険箇所一覧 ・資料-7-4 鎌ヶ谷市洪水ハザードマップ		風	1-1	【資料編】 ・資料-7-3急傾斜地崩壊危険区域・危険箇所一覧																												
	風	2-1	◆項目と実施担当 <table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>実施担当</th></tr><tr><th>(略)</th><th>(略)</th><th>(略)</th></tr><tr><td rowspan="6">第3 ライフライン 施設等の整備</td><td>1 上水道施設の整備</td><td rowspan="6">責 任 者：都市建設部長、消防長 担 当：下水道課、消防本部 関係機関：県企業局、京葉瓦斯(株) 東京電力パワーグリッド(株)、 東日本電信電話(株)、 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ</td></tr><tr><td>2 下水道施設の整備</td></tr><tr><td>3 ガス施設の整備</td></tr><tr><td>4 電気施設の整備</td></tr><tr><td>5 電話施設の整備</td></tr><tr><td>6 危険物施設の整備</td></tr></table>	項 目		実施担当	(略)	(略)	(略)	第3 ライフライン 施設等の整備	1 上水道施設の整備	責 任 者：都市建設部長、消防長 担 当：下水道課、消防本部 関係機関：県企業局、京葉瓦斯(株) 東京電力パワーグリッド(株)、 東日本電信電話(株)、 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ	2 下水道施設の整備	3 ガス施設の整備	4 電気施設の整備	5 電話施設の整備	6 危険物施設の整備		風	2-1	◆項目と実施担当 <table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>実施担当</th></tr><tr><th>(略)</th><th>(略)</th><th>(略)</th></tr><tr><td rowspan="6">第3 ライフライン 施設等の整備</td><td>1 上水道施設の整備</td><td rowspan="6">責 任 者：都市建設部長、消防長 担 当：下水道課、消防本部 関係機関：県企業局、京葉瓦斯(株) 東京電力パワーグリッド(株)、 NTT東日本(株)、 (株)NTTドコモ</td></tr><tr><td>2 下水道施設の整備</td></tr><tr><td>3 ガス施設の整備</td></tr><tr><td>4 電気施設の整備</td></tr><tr><td>5 電話施設の整備</td></tr><tr><td>6 危険物施設の整備</td></tr></table>	項 目		実施担当	(略)	(略)	(略)	第3 ライフライン 施設等の整備	1 上水道施設の整備	責 任 者：都市建設部長、消防長 担 当：下水道課、消防本部 関係機関：県企業局、京葉瓦斯(株) 東京電力パワーグリッド(株)、 NTT東日本(株)、 (株)NTTドコモ	2 下水道施設の整備	3 ガス施設の整備	4 電気施設の整備	5 電話施設の整備	6 危険物施設の整備
項 目		実施担当																																	
(略)	(略)	(略)																																	
第3 ライフライン 施設等の整備	1 上水道施設の整備	責 任 者：都市建設部長、消防長 担 当：下水道課、消防本部 関係機関：県企業局、京葉瓦斯(株) 東京電力パワーグリッド(株)、 東日本電信電話(株)、 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ																																	
	2 下水道施設の整備																																		
	3 ガス施設の整備																																		
	4 電気施設の整備																																		
	5 電話施設の整備																																		
	6 危険物施設の整備																																		
項 目		実施担当																																	
(略)	(略)	(略)																																	
第3 ライフライン 施設等の整備	1 上水道施設の整備	責 任 者：都市建設部長、消防長 担 当：下水道課、消防本部 関係機関：県企業局、京葉瓦斯(株) 東京電力パワーグリッド(株)、 NTT東日本(株)、 (株)NTTドコモ																																	
	2 下水道施設の整備																																		
	3 ガス施設の整備																																		
	4 電気施設の整備																																		
	5 電話施設の整備																																		
	6 危険物施設の整備																																		

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

修正前			修正後										
風	2-1	1 市街地の整備 住みよい市街地の形成及び機能的な都市活動の確保を目指すとともに、災害を最小限にくい止めるために、市街地開発事業等を基本として、地区計画制度や建築協定など地域の特性や実状に応じた都市づくりを推進する。 特に、新鎌ヶ谷駅周辺地区は、土地の高度利用に配慮しながら、市街地の無秩序な開発を防ぎ、避難路や延焼遮断帯となる道路、都市公園を整備するなど防災に配慮したまちづくりを推進する。 また、初富駅周辺地区は、<u>新京成線連続立体交差事業にあわせ</u>必要な公共施設の整備を行う。	風	2-1	1 市街地の整備 住みよい市街地の形成及び機能的な都市活動の確保を目指すとともに、災害を最小限にくい止めるために、市街地開発事業等を基本として、地区計画制度や建築協定など地域の特性や実状に応じた都市づくりを推進する。 特に、新鎌ヶ谷駅周辺地区は、土地の高度利用に配慮しながら、市街地の無秩序な開発を防ぎ、避難路や延焼遮断帯となる道路、都市公園を整備するなど防災に配慮したまちづくりを推進し、初富駅周辺地区は、必要な公共施設の整備を行う。								
風	2-4	■電力施設の安全対策 <table><tr><td>設備の種類</td><td>災害予防計画目標</td></tr><tr><td>送電設備</td><td> 支持物及び電線の強度は、<u>風速40m/S（地上15m）を基準にし、風速の上空増を考慮した風圧に耐え得るよう設計している。</u> 倒木等による事故を防止するため、平常時から<u>風害発生のおそれのある</u>樹木の伐採に努める。 電線路に接近して倒壊し易い工作物（例えばテレビアンテナ等）を設置しないよう、平常時からPRして一般の協力を求めるが、やむを得ない場合は、倒壊する事がないように施設の強化を依頼する。 </td></tr></table>	設備の種類	災害予防計画目標	送電設備	支持物及び電線の強度は、<u>風速40m/S（地上15m）を基準にし、風速の上空増を考慮した風圧に耐え得るよう設計している。</u> 倒木等による事故を防止するため、平常時から<u>風害発生のおそれのある</u>樹木の伐採に努める。 電線路に接近して倒壊し易い工作物（例えばテレビアンテナ等）を設置しないよう、平常時からPRして一般の協力を求めるが、やむを得ない場合は、倒壊する事がないように施設の強化を依頼する。	風	2-4	■電力施設の安全対策 <table><tr><td>設備の種類</td><td>災害予防計画目標</td></tr><tr><td>送電設備</td><td> <u>計画設計時に電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は、補強等により対処する。</u> <u>災害時における</u>倒木等による事故、<u>停電被害を未然に</u>防止するため、<u>市と連携し</u>平常時から<u>計画的な</u>樹木の伐採に努める。 電線路に接近して倒壊し<u>やすい</u>工作物（例えばテレビアンテナ等）を設置しないよう、平常時からPRして一般の協力を求めるが、やむを得ない場合は、倒壊する<u>こと</u>がないように施設の強化を依頼する。 </td></tr></table>	設備の種類	災害予防計画目標	送電設備	<u>計画設計時に電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は、補強等により対処する。</u> <u>災害時における</u>倒木等による事故、<u>停電被害を未然に</u>防止するため、<u>市と連携し</u>平常時から<u>計画的な</u>樹木の伐採に努める。 電線路に接近して倒壊し<u>やすい</u>工作物（例えばテレビアンテナ等）を設置しないよう、平常時からPRして一般の協力を求めるが、やむを得ない場合は、倒壊する<u>こと</u>がないように施設の強化を依頼する。
設備の種類	災害予防計画目標												
送電設備	支持物及び電線の強度は、<u>風速40m/S（地上15m）を基準にし、風速の上空増を考慮した風圧に耐え得るよう設計している。</u> 倒木等による事故を防止するため、平常時から<u>風害発生のおそれのある</u>樹木の伐採に努める。 電線路に接近して倒壊し易い工作物（例えばテレビアンテナ等）を設置しないよう、平常時からPRして一般の協力を求めるが、やむを得ない場合は、倒壊する事がないように施設の強化を依頼する。												
設備の種類	災害予防計画目標												
送電設備	<u>計画設計時に電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は、補強等により対処する。</u> <u>災害時における</u>倒木等による事故、<u>停電被害を未然に</u>防止するため、<u>市と連携し</u>平常時から<u>計画的な</u>樹木の伐採に努める。 電線路に接近して倒壊し<u>やすい</u>工作物（例えばテレビアンテナ等）を設置しないよう、平常時からPRして一般の協力を求めるが、やむを得ない場合は、倒壊する<u>こと</u>がないように施設の強化を依頼する。												
風	2-5	6 危険物施設の整備 (3) 液化石油ガス施設 県の指導のもと、安全器具の普及促進等により消費設備の事故防止と災害による二次災害を防ぎ、消費者の安全確保を図る。 また、災害状況により、円滑な供給が不能となる事態が予想されるので、他地域からの供給経路、応援態勢を<u>（社）千葉県エルピーガス協会</u>の組織を通じて整備し、供給の円滑と保安の確保を図る。	風	2-5	6 危険物施設の整備 (3) 液化石油ガス施設 県の指導のもと、安全器具の普及促進等により消費設備の事故防止と災害による二次災害を防ぎ、消費者の安全確保を図る。 また、災害状況により、円滑な供給が不能となる事態が予想されるので、他地域からの供給経路、応援態勢を<u>（公社）千葉県LPガス協会</u>の組織を通じて整備し、供給の円滑と保安の確保を図る。								

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁		修正前		頁		修正後																												
風	2-8	<table><tr><th colspan="2">項 目</th><th colspan="2">実施担当</th></tr><tr><td>第 1 <u>土砂災害危険箇所</u> <u>の調査把握</u></td><td><u>1 土砂災害危険箇所の調査把握</u> <u>2 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定</u> <u>3 住民への公表</u></td><td rowspan="3">責 任 者：都市建設部長、市民生活部長、消防長、総務企画部長 担 当：道路河川整備課、道路河川管理課、 建築住宅課、安全対策課、 消防本部、秘書広報課</td></tr><tr><td>第 2 急傾斜地対策</td><td>1 急傾斜地崩壊危険区域に関する管理 2 防止工事の実施</td><td rowspan="2">責 任 者：市民生活部長、都市建設部長 担 当：安全対策課、道路河川整備課、 道路河川管理課、建築住宅課</td></tr><tr><td>第 3 警戒避難体制の整備</td><td><u>1 土砂災害警戒情報</u>の周知 2 防災知識の普及・啓発 3 警戒避難体制の確立 4 危険箇所の点検</td><td rowspan="2">責 任 者：市民生活部長、都市建設部長 担 当：安全対策課、道路河川整備課、 道路河川管理課、建築住宅課</td></tr></table>	項 目		実施担当		第 1 <u>土砂災害危険箇所</u> <u>の調査把握</u>	<u>1 土砂災害危険箇所の調査把握</u> <u>2 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定</u> <u>3 住民への公表</u>	責 任 者：都市建設部長、市民生活部長、消防長、総務企画部長 担 当：道路河川整備課、道路河川管理課、 建築住宅課、安全対策課、 消防本部、秘書広報課	第 2 急傾斜地対策	1 急傾斜地崩壊危険区域に関する管理 2 防止工事の実施	責 任 者：市民生活部長、都市建設部長 担 当：安全対策課、道路河川整備課、 道路河川管理課、建築住宅課	第 3 警戒避難体制の整備	<u>1 土砂災害警戒情報</u> の周知 2 防災知識の普及・啓発 3 警戒避難体制の確立 4 危険箇所の点検	責 任 者：市民生活部長、都市建設部長 担 当：安全対策課、道路河川整備課、 道路河川管理課、建築住宅課	風	2-8	<table><tr><th colspan="2">項 目</th><th colspan="2">実施担当</th></tr><tr><td>第 1 <u>土砂災害警戒区域等</u> <u>の指定と把握</u></td><td><u>1 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定と把握</u> <u>2 住民への公表</u></td><td rowspan="3">責 任 者：都市建設部長、市民生活部長、消防長、総務企画部長 担 当：道路河川整備課、道路河川管理課、 建築住宅課、安全対策課、 消防本部、秘書広報課</td></tr><tr><td>第 2 急傾斜地対策</td><td>1 急傾斜地崩壊危険区域に関する管理</td><td rowspan="2">責 任 者：市民生活部長、都市建設部長 担 当：安全対策課、道路河川整備課、 道路河川管理課、建築住宅課</td></tr><tr><td>第 3 警戒避難体制の整備</td><td>2 防止工事の実施 <u>1 レベル4土砂災害危険警戒報</u>の周知</td><td rowspan="2">責 任 者：市民生活部長、都市建設部長 担 当：安全対策課、道路河川整備課、 道路河川管理課、建築住宅課</td></tr><tr><td>第 3 警戒避難体制の整備</td><td>2 防災知識の普及・啓発 3 警戒避難体制の確立 4 危険箇所の点検</td><td rowspan="2">責 任 者：市民生活部長、都市建設部長 担 当：安全対策課、道路河川整備課、 道路河川管理課、建築住宅課</td></tr></table>	項 目		実施担当		第 1 <u>土砂災害警戒区域等</u> <u>の指定と把握</u>	<u>1 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定と把握</u> <u>2 住民への公表</u>	責 任 者：都市建設部長、市民生活部長、消防長、総務企画部長 担 当：道路河川整備課、道路河川管理課、 建築住宅課、安全対策課、 消防本部、秘書広報課	第 2 急傾斜地対策	1 急傾斜地崩壊危険区域に関する管理	責 任 者：市民生活部長、都市建設部長 担 当：安全対策課、道路河川整備課、 道路河川管理課、建築住宅課	第 3 警戒避難体制の整備	2 防止工事の実施 <u>1 レベル4土砂災害危険警戒報</u> の周知	責 任 者：市民生活部長、都市建設部長 担 当：安全対策課、道路河川整備課、 道路河川管理課、建築住宅課	第 3 警戒避難体制の整備	2 防災知識の普及・啓発 3 警戒避難体制の確立 4 危険箇所の点検	責 任 者：市民生活部長、都市建設部長 担 当：安全対策課、道路河川整備課、 道路河川管理課、建築住宅課
		項 目		実施担当																														
第 1 <u>土砂災害危険箇所</u> <u>の調査把握</u>	<u>1 土砂災害危険箇所の調査把握</u> <u>2 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定</u> <u>3 住民への公表</u>	責 任 者：都市建設部長、市民生活部長、消防長、総務企画部長 担 当：道路河川整備課、道路河川管理課、 建築住宅課、安全対策課、 消防本部、秘書広報課																																
第 2 急傾斜地対策	1 急傾斜地崩壊危険区域に関する管理 2 防止工事の実施		責 任 者：市民生活部長、都市建設部長 担 当：安全対策課、道路河川整備課、 道路河川管理課、建築住宅課																															
第 3 警戒避難体制の整備	<u>1 土砂災害警戒情報</u> の周知 2 防災知識の普及・啓発 3 警戒避難体制の確立 4 危険箇所の点検			責 任 者：市民生活部長、都市建設部長 担 当：安全対策課、道路河川整備課、 道路河川管理課、建築住宅課																														
項 目		実施担当																																
第 1 <u>土砂災害警戒区域等</u> <u>の指定と把握</u>	<u>1 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定と把握</u> <u>2 住民への公表</u>	責 任 者：都市建設部長、市民生活部長、消防長、総務企画部長 担 当：道路河川整備課、道路河川管理課、 建築住宅課、安全対策課、 消防本部、秘書広報課																																
第 2 急傾斜地対策	1 急傾斜地崩壊危険区域に関する管理		責 任 者：市民生活部長、都市建設部長 担 当：安全対策課、道路河川整備課、 道路河川管理課、建築住宅課																															
第 3 警戒避難体制の整備	2 防止工事の実施 <u>1 レベル4土砂災害危険警戒報</u> の周知			責 任 者：市民生活部長、都市建設部長 担 当：安全対策課、道路河川整備課、 道路河川管理課、建築住宅課																														
第 3 警戒避難体制の整備	2 防災知識の普及・啓発 3 警戒避難体制の確立 4 危険箇所の点検	責 任 者：市民生活部長、都市建設部長 担 当：安全対策課、道路河川整備課、 道路河川管理課、建築住宅課																																
第 1 <u>土砂災害危険箇所の調査把握</u>				第 1 <u>土砂災害警戒区域等の指定と把握</u>																														
風	2-8	<u>1 土砂災害危険箇所※の調査把握</u> 市は、 <u>関係機関と協力し、土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や地質、土地利用の状況などを調査し、実態の把握に努める。</u> <u>※土砂災害危険箇所急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所の3つの危険箇所を総称して土砂災害危険箇所という。</u>		風	2-8	(削除)																												
風	2-8	<u>2 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域※の指定</u> 県は、 <u>土砂災害危険箇所のうち</u> 、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」として指定する。 指定区域内の要配慮者利用施設で利用者の円滑な避難を要する施設の所有者又は管理者に対して避難計画の作成・提出・避難訓練の実施が義務化されたことから、市は当該施設の所有者又は管理者に対して当該計画の作成・提出・避難訓練の実施を推進する。 本市では、令和3年4月現在、土砂災害警戒区域は7箇所（うち土砂災害特別警戒区域6箇所）指定されている。		風	2-8	<u>1 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域※の指定と把握</u> 県は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」として指定する。 <u>市は、土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や、土地利用の状況など実態の把握に努め、</u> 指定区域内の要配慮者利用施設で利用者の円滑な避難を要する施設の所有者又は管理者に対して避難確保計画の作成・提出・避難訓練の実施を推進する。 本市では、令和8年3月現在、土砂災害警戒区域は42箇所（うち土砂災害特別警戒区域37箇所）指定されている。																												

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

修正前			修正後		
風	2-9	<u>3</u> 住民への公表 <u>土砂災害危険箇所</u>、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域を次の方法により公表する。 ■住民への公表の方法 ① 地域防災計画への掲載 <u>防災マップ</u>の作成、配布 <u>広報紙への掲載</u> 市ホームページ <u>その他</u>	風	2-9	<u>2</u> 住民への公表 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域を次の方法により公表する。 ■住民への公表の方法 ① 地域防災計画への掲載 <u>②ハザードマップ</u>の作成、配布 <u>③市ホームページ など</u>
風	2-9	1 急傾斜地崩壊危険区域に関する管理（略） ■急傾斜地崩壊危険区域の指定 県は、<u>土砂災害危険箇所のうち</u>急傾斜地崩壊危険区域指定基準に該当する急傾斜地を、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（急傾斜地法）第3条に基づき、急傾斜地崩壊危険区域に指定することができる。	風	2-9	1 急傾斜地崩壊危険区域に関する管理（略） ■急傾斜地崩壊危険区域の指定 県は、急傾斜地崩壊危険区域指定基準に該当する急傾斜地を、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（急傾斜地法）第3条に基づき、急傾斜地崩壊危険区域に指定することができる。
風	2-10	1 <u>土砂災害警戒情報</u>の周知 (1) <u>土砂災害警戒情報</u> <u>土砂災害警戒情報</u>は、<u>大雨警報が発表され</u>、土砂災害発生の危険性が高まったときに、<u>県と鉾子地方気象台が共同で</u>発表する。 市は、<u>土砂災害警戒情報</u>が発表されたときは、避難指示等を発令する。 (2) <u>土砂災害警戒情報</u>の伝達経路 <u>土砂災害警戒情報</u>の伝達経路は、警報・注意報等と同様に気象情報等の伝達経路で伝達する。	風	2-10	1 <u>レベル4土砂災害危険警報</u>の周知 (1) <u>レベル4土砂災害危険警報</u> <u>レベル4土砂災害危険警報</u>は、土砂災害発生の危険性が高まったときに、鉾子地方気象台が発表する。 市は、<u>レベル4土砂災害危険警報</u>が発表されたときは、避難指示等を発令する。 (2) <u>レベル4土砂災害危険警報</u>の伝達経路 <u>レベル4土砂災害危険警報</u>の伝達経路は、<u>他の</u>警報・注意報等と同様に気象情報等の伝達経路で伝達する。
風	2-10	4 危険箇所の点検 台風期及び豪雨時等、土砂災害の発生が予想されるときは、<u>土砂災害危険箇所</u>をパトロールし、土砂災害発生の前兆現象等の把握に努める。	風	2-10	4 危険箇所の点検 台風期及び豪雨時等、土砂災害の発生が予想されるときは、<u>土砂災害警戒区域等</u>をパトロールし、土砂災害発生の前兆現象等の把握に努める。
風	2-13	5 道路交通の危険防止対策（略） <u>【資料編】</u> <u>・資料-7-4 鎌ヶ谷市洪水ハザードマップ</u>	風	2-13	5 道路交通の危険防止対策（略）

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

修正前			修正後		
風	2-14		風	2-14	
		(1) 気象情報 気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報については、平時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛ける。 なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、<u>銚子地方気象台から発表される。</u>			(1) 気象情報 気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報については、平時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛ける。 なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼び掛ける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、<u>「予告的な気象情報」と「雷注意報」は銚子地方気象台、「竜巻注意情報」は気象庁から発表される。</u>
風	2-19	1 市の通信施設・設備の整備 (2) インターネットを利用した情報伝達の整備 (略) ■インターネットを利用した情報伝達手段 ① 市ホームページ (https://www.city.kamagaya.chiba.jp) かがや安心eメール 緊急速報エリアメール・緊急速報メール SNS	風	2-19	1 市の通信施設・設備の整備 (2) インターネットを利用した情報伝達の整備 (略) ■インターネットを利用した情報伝達手段 ① 市ホームページ (https://www.city.kamagaya.chiba.jp) ② かがや安心eメール ③ 緊急速報エリアメール・緊急速報メール ④ SNS
風	2-20	(3) 災害時優先電話 各部、出先施設、避難所等において、災害時優先電話が確保できるよう、災害時優先電話の指定拡充を検討し、必要に応じ東日本<u>電信電話</u>株式会社に指定の依頼をする。 ■災害時優先電話の指定 既設の電話番号を所轄の東日本<u>電信電話</u>株式会社千葉支店へ「災害時優先電話」として登録を行い、支店長の承認を受ける。	風	2-20	(3) 災害時優先電話 各部、出先施設、避難所等において、災害時優先電話が確保できるよう、災害時優先電話の指定拡充を検討し、必要に応じ<u>NTT</u>東日本株式会社に指定の依頼をする。 ■災害時優先電話の指定 既設の電話番号を所轄の<u>NTT</u>東日本株式会社千葉支店へ「災害時優先電話」として登録を行い、支店長の承認を受ける。
風	2-20	(4) 災害時における他機関の通信設備利用 災害対策基本法<u>第55～57条</u>の規定に基づき、災害時の通信設備が利用できるよう必要に応じ、以下の機関の通信設備について事前の使用協定等の検討を行う。 また、タクシー協会やトラック協会とも無線設備の利用について協定の検討を行う。	風	2-20	(4) 災害時における他機関の通信設備利用 災害対策基本法<u>第56条及び57条</u>の規定に基づき、災害時の通信設備が利用できるよう必要に応じ、以下の機関の通信設備について事前の使用協定等の検討を行う。 また、タクシー協会やトラック協会とも無線設備の利用について協定の検討を行う。

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

修正前			修正後		
風	頁		風	頁	
風	2-20	3 千葉県の情報連絡施設 (1) 県防災行政無線の活用 市は、災害時における県、県の出先機関、他の市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等との通信連絡にあたっては、千葉県防災行政無線（<u>防災情報ターミナルちば整備事業</u>により整備）を最大限活用するものとする。 <u>防災情報ターミナルちば整備事業は、防災情報のより安全で効率的な通信手段の確保と防災情報の収集・伝達機能の強化を図るため平成16年度から平成20年度にかけて整備したものである。従来の千葉県防災行政無線については当該事業の中で再整備が行われ、本市に設置されている千葉県防災行政無線設備は、平成19年度から運用を開始している。</u>	風	2-20	3 千葉県の情報連絡施設 (1) 県防災行政無線の活用 市は、災害時における県、県の出先機関、他の市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等との通信連絡にあたっては、千葉県防災行政無線（<u>県防災行政無線再整備事業</u>により整備）を最大限活用するものとする。 <u>県防災行政無線再整備事業は、防災情報により安全で効率的な通信手段の確保と防災情報収集・伝達機能の強化を図るため平成16年度から平成20年度にかけて整備したものが機器の老朽化により、故障等の通信障害が増加し、安定した稼働が難しくなったことから、防災対策に必要な信頼性や安定性を確保し、通信機能の向上を図るため令和4年度から令和7年度にかけて整備したものである。</u> <u>現行の千葉県防災行政無線については当該事業の中で再整備が行われ、本市に設置されている千葉県防災行政無線設備は、令和7年度から運用を開始している。</u>
風	2-21	(2) 防災情報システムの活用 市は、災害時における被害情報、措置情報等の報告にあっては、「千葉県防災情報システム」（以下「情報システム」という。）を最大限活用するものとする。 情報システムでは、災害時における県庁と県出先機関、市町村等の中での被害情報、措置情報の収集、処理の迅速化・共有化を図るとともに、気象情報等の防災情報に関する各種情報を的確な防災対策に資するため関係機関に提供し、また、収集した情報を、インターネットを使い、市民に利用してもらえるよう公開している。 情報システムは、<u>県庁に様々な処理を行うサーバ群を設置するとともに、</u>県、市町村等の防災関係<u>130機関</u>に情報の入力・検索・表示機能を備えた情報端末を設置し、電気通信事業者専用線網を利用しオンライン化されている。 このシステムは、県が平成<u>16年度から平成18年度</u>にかけて整備したもので、平成<u>19年</u>4月から全面運用している。市は、平時から訓練等を実施し、防災情報システムの操作方法の習熟を徹底する。	風	2-21	(2) 防災情報システムの活用 市は、災害時における被害情報、措置情報等の報告にあっては、「千葉県防災情報システム」（以下「情報システム」という。）を最大限活用するものとする。 情報システムでは、災害時における県庁と県出先機関、市町村等の中での被害情報、措置情報の収集、処理の迅速化・共有化を図るとともに、気象情報等の防災情報に関する各種情報を的確な防災対策に資するため関係機関に提供し、また、収集した情報を、インターネットを使い、市民に利用してもらえるよう公開している。 情報システムは、<u>クラウドサービスを利用し</u>、県、市町村等の防災関係<u>129機関</u>に情報の入力・検索・表示機能を備えた情報端末を設置し、電気通信事業者専用線網を利用しオンライン化されている。 このシステムは、県が<u>平成29年度</u>に整備したもので、<u>平成30年</u>4月から全面運用している。市は、平時から訓練等を実施し、防災情報システムの操作方法の習熟を徹底する。

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁			修正前		頁			修正後																					
風	2-22	◆項目と実施担当	<table><thead><tr><th colspan="2">項 目</th><th colspan="2">実施担当</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">第1 組織の整備</td><td>1 防災組織の整備</td><td colspan="2" rowspan="3">責 任 者：市民生活部長、消防長、 総務企画部長 担 当：安全対策課、消防本部、 商工振興課、総務課</td></tr><tr><td>2 自主防災組織の育成</td></tr><tr><td>3 事業所防災組織の強化</td></tr></tbody></table>		項 目		実施担当		第1 組織の整備	1 防災組織の整備	責 任 者：市民生活部長、消防長、 総務企画部長 担 当：安全対策課、消防本部、 商工振興課、総務課		2 自主防災組織の育成	3 事業所防災組織の強化	風	2-22	◆項目と実施担当	<table><thead><tr><th colspan="2">項 目</th><th colspan="2">実施担当</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">第1 組織の整備</td><td>1 防災組織の整備</td><td colspan="2" rowspan="3">責 任 者：市民生活部長、消防長、 総務企画部長 担 当：安全対策課、消防本部、 商工観光課、総務課</td></tr><tr><td>2 自主防災組織の育成</td></tr><tr><td>3 事業所防災組織の強化</td></tr></tbody></table>		項 目		実施担当		第1 組織の整備	1 防災組織の整備	責 任 者：市民生活部長、消防長、 総務企画部長 担 当：安全対策課、消防本部、 商工観光課、総務課		2 自主防災組織の育成	3 事業所防災組織の強化
項 目		実施担当																											
第1 組織の整備	1 防災組織の整備	責 任 者：市民生活部長、消防長、 総務企画部長 担 当：安全対策課、消防本部、 商工振興課、総務課																											
	2 自主防災組織の育成																												
	3 事業所防災組織の強化																												
項 目		実施担当																											
第1 組織の整備	1 防災組織の整備	責 任 者：市民生活部長、消防長、 総務企画部長 担 当：安全対策課、消防本部、 商工観光課、総務課																											
	2 自主防災組織の育成																												
	3 事業所防災組織の強化																												
風	2-23	1 防災組織の整備 （1）～（3）（略） (4) 市業務継続計画（BCP）の発動及び改訂 市は、 <u>大規模地震等</u> が発生した場合においても、市民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図るとともに、行政サービスの提供を維持するため、市業務継続計画（BCP）を発動基準に則り発動する。 また、組織の改編や事務分掌の変更等により必要があるときは、市業務継続計画（BCP）の見直しや改訂を行う。	風	2-23	1 防災組織の整備 （1）～（3）（略） (4) 市業務継続計画（BCP）の発動及び改訂 市は、 <u>大規模災害</u> が発生した場合においても、市民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図るとともに、行政サービスの提供を維持するため、市業務継続計画（BCP）を発動基準に則り発動する。 また、組織の改編や事務分掌の変更等により必要があるときは、市業務継続計画（BCP）の見直しや改訂を行う。																								
風	2-22	<u>（5）受援計画の策定</u> <u>市は、国、県、自衛隊、消防機関、他市町村及び民間ボランティアや企業等の応援等を効果的に受けるため、被災状況や災害ニーズの把握、情報提供、各種コーディネートなど、市が中心となることが適当な事務について、受援計画の作成に努める。</u> <u>（6）</u> 災害時の応援協定の締結の推進 （略）	風	2-23	<u>（5）</u> 災害時の応援協定の締結の推進 （略）																								
風	2-24	■自主防災組織の活動 平常時 ① 略 ② 地震による災害危険度の把握（土砂災害 <u>危険</u> 区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） ③～⑦ 略	風	2-24	■自主防災組織の活動 平常時 ① 略 ② 地震による災害危険度の把握（土砂災害 <u>警戒</u> 区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） ③～⑦ 略																								

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁			修正前	頁			修正後																
風	2-24		3 事業所防災組織の強化 (1) 防火管理体制の強化 学校、病院、大型店舗等多数の人が出入りする施設管理者は、消防法第8条の規定により、防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備等を行うことが義務付けられていることから消防部は、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。 また、複数の用途が存在し、管理権原が分かれている雑居ビル等の防災体制については、 <u>共同</u> 防火管理体制が確立されるよう指導する。 (以下略)	風	2-24		3 事業所防災組織の強化 (1) 防火管理体制の強化 学校、病院、大型店舗等多数の人が出入りする施設管理者は、消防法第8条の規定により、防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備等を行うことが義務付けられていることから消防部は、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。 また、複数の用途が存在し、管理権原が分かれている雑居ビル等の防災体制については、 <u>統括</u> 防火管理体制が確立されるよう指導する。 (以下略)																
風	2-27		■防災広報の内容 【自らの身を守るための知識】 (略) 【地域防災力を向上させるための知識】 ① <u>救助</u> ・救護の方法 ② ～④ (略) 【その他一般的な知識】 (略)	風	2-27		■防災広報の内容 【自らの身を守るための知識】 (略) 【地域防災力を向上させるための知識】 ① <u>救出</u> ・救護の方法 ② ～④ (略) 【その他一般的な知識】 (略)																
風	2-29		◆項目と実施担当 <table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>実施担当</th></tr><tr><td rowspan="3">第1 火災の予防</td><td>1 出火防止措置</td><td rowspan="3">責 任 者：消防長 担 当：消防本部</td></tr><tr><td>2 初期消火の指導</td></tr><tr><td>3 防火クラブの啓発・教育</td></tr></table>	項 目		実施担当	第1 火災の予防	1 出火防止措置	責 任 者：消防長 担 当：消防本部	2 初期消火の指導	3 防火クラブの啓発・教育	6 風	2-28		◆項目と実施担当 <table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>実施担当</th></tr><tr><td rowspan="3">第1 火災の予防</td><td>1 出火防止措置</td><td rowspan="3">責 任 者：消防長 担 当：消防本部 <u>予防課</u></td></tr><tr><td>2 初期消火の指導</td></tr><tr><td>3 防火クラブの啓発・教育</td></tr></table>	項 目		実施担当	第1 火災の予防	1 出火防止措置	責 任 者：消防長 担 当：消防本部 <u>予防課</u>	2 初期消火の指導	3 防火クラブの啓発・教育
項 目		実施担当																					
第1 火災の予防	1 出火防止措置	責 任 者：消防長 担 当：消防本部																					
	2 初期消火の指導																						
	3 防火クラブの啓発・教育																						
項 目		実施担当																					
第1 火災の予防	1 出火防止措置	責 任 者：消防長 担 当：消防本部 <u>予防課</u>																					
	2 初期消火の指導																						
	3 防火クラブの啓発・教育																						

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

修正前			修正後		
風	2-29	1 出火防止措置 (1) 一般家庭に対する指導 (略) ■家庭に対する指導・普及事項 ①～③ (略) <u>④ 復電時における通電火災等を防止するため、関係機関と連携し、出火防止対策を推進する。</u> (2) (略) (3) 火災予防査察 消防法第4条の規定により、防火対象物の <u>立入り検査</u> を行い、関係者に対して、火災予防上必要な対策や資料の提出を求め、火災予防の徹底を図る。 ■予防査察の着眼点 ① <u>消防用設備</u> が消防法令で定める技術基準に従って設置されているか。 ②～⑤ (略) ⑥ <u>火遊び</u> 、たき火又は火粉の始末等の屋外における行為の禁止若しくは制限又は火災警報発令下における火の使用の制限が遵守されているか。 (4)～(5) (略)	風	2-28	1 出火防止措置 (1) 一般家庭に対する指導 (略) ■家庭に対する指導・普及事項 ①～③ (略) (2) (略) (3) 火災予防査察 消防法第4条の規定により、防火対象物の <u>立入り検査</u> を行い、関係者に対して、火災予防上必要な対策や資料の提出を求め、火災予防の徹底を図る。 ■予防査察の着眼点 ① <u>消防用設備等</u> が消防法令で定める技術基準に従って設置されているか。 ②～⑤ (略) ⑥ <u>火あそび</u> 、たき火又は火粉の始末等の屋外における行為の禁止若しくは制限又は火災警報発令下における火の使用の制限が遵守されているか。 (4)～(5) (略)
風	2-31	3 防火クラブの啓発・教育 幼年消防クラブ、少年消防クラブ、 <u>婦人</u> 防火クラブなどの防火普及団体に対して育成指導を行い、防火意識の普及や初期消火力の向上を図る。	風	2-30	3 防火クラブの啓発・教育 幼年消防クラブ、少年消防クラブ、 <u>女性</u> 防火クラブなどの防火普及団体に対して育成指導を行い、防火意識の普及や初期消火力の向上を図る。
風	2-31	4 消防団員の確保 消防団員確保のため留意すべき事項。 (1) 消防団に関する住民意識の高揚 (2) 処遇の改善 (3) 消防団の施設・設備の改善	風	2-30	4 消防団員の確保 消防団員確保のため留意すべき事項。 (1) 消防団に関する住民意識の高揚 (2) 処遇の改善 (3) 消防団の施設・設備の改善 <u>(4) 市ホームページ、SNSを活用</u>
風	2-32	1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定・解除 人口の増加や市街地の拡大、避難場所周辺の防災的環境の変化に応じて、 <u>県が策定した「大地震に対する市町村避難対策計画推進要領」により</u> 、適切な施設に対して指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を行う。(以下略)	風	2-31	1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定・解除 人口の増加や市街地の拡大、避難場所周辺の防災的環境の変化に応じて、適切な施設に対して指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を行う。(以下略)

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁		修正前	頁		修正後
風	2-33	2 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備 (1) 指定避難所の設備の整備 指定避難所に指定した建物については、県が策定した「<u>大地震に対する市町村避難対策計画推進要領</u>」及び「<u>災害時における避難所運営の手引き</u>」により、次のような設備の整備及び物資等を備蓄する。 ■指定避難所の設備 ① 指定避難所に指定した建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備を図る。 ② 避難生活の長期化、季節、<u>要配慮者や女性等に対応するための、さまざまな生活施設設備の整備</u>やケア策の整備を図る。 ③ 避難者の安全を確保するため、施設の耐震<u>化</u>や出来る限りの液状化対策を実施する。 ④ <u>指定避難所における</u>救護所、通信機器等施設・設備の整備を図る。 ⑤ <u>指定避難所</u>に備蓄倉庫の整備を図るとともに、次の物品の備蓄を進める。 ア 食料 イ 飲料水 ウ 非常用電源 エ 常備薬 オ 炊き出し用具 カ 毛布 キ 仮設・マンホールトイレ等 また、灯油、<u>エルピーガス</u>などの非常用燃料の確保に努める。 ⑥ ～⑧ (略)	風	2-32	2 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備 (1) 指定避難所の設備の整備 指定避難所に指定した建物については、<u>内閣府が策定した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」、県が策定した「災害時における避難所運営等の手引き」</u>により、次のような設備の整備及び物資等を備蓄する。 ■指定避難所の設備 ① 避難所に指定した建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備<u>を整備するとともに、施設のバリアフリー化</u>を図る。 ② 避難生活の長期化、季節、<u>高齢者・乳幼児・女性等のニーズの違いへの配慮、ペット対策等について対応するための設備</u>やケア策の整備を図る。 ③ 避難者の安全を確保するため、施設の耐震<u>性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、</u>出来る限りの液状化対策を実施する。 ④ 救護所、通信機器等施設・設備の整備を図る。<u>また、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備の整備を図る。</u> ⑤ 備蓄倉庫の整備を図るとともに、次の物品の備蓄を進める。 ア 食料 (<u>アレルギー対応食品等を含む。</u>) イ 飲料水 ウ 非常用電源 エ <u>救急箱</u> オ 炊き出し用具 カ 毛布 キ 仮設・マンホールトイレ等 また、灯油、<u>LPガス</u>などの非常用燃料の確保に努める。 ⑥ ～⑧ (略)

鎌ケ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

修正前			修正後		
風	頁		風	頁	
風	2-34	2 避難計画 国の作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び県の作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し、特に要配慮者に配慮した避難誘導體制を図る。 市は、避難行動要支援者について、名簿情報を基に避難支援等を実施するための計画（個別支援プラン）の作成に努める。 避難誘導は、移動又は歩行困難な者を優先して行うものとし、優先順位は、おおむね次のとおりとする。	風	2-33	2 避難計画 国の作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び県の作成した「災害時における避難所運営等^等の手引き」を活用し、特に要配慮者に配慮した避難誘導體制を図る。 市は、避難行動要支援者について、名簿情報を基に避難支援等を実施するための計画（個別支援プラン）の作成に努める。 避難誘導は、移動又は歩行困難な者を優先して行うものとし、優先順位は、おおむね次のとおりとする。
風	2-35	2 避難所運営マニュアルの作成及び改訂 県が作成した「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、鎌ケ谷市避難所運営マニュアルを作成し、必要に応じて適宜改訂する。また、市が作成した避難所運営マニュアルを手引きとして、指定避難所ごとに構成した避難所運営体制において避難所運営について話し合い、地域における生活者の多様な視点を取り入れたマニュアルの作成について検討する。	風	2-34	2 避難所運営マニュアルの作成及び改訂 県が作成した「災害時における避難所運営等^等の手引き」を参考に、鎌ケ谷市避難所運営マニュアルを作成し、必要に応じて適宜改訂する。また、市が作成した避難所運営マニュアルを手引きとして、指定避難所ごとに構成した避難所運営体制において避難所運営について話し合い、地域における生活者の多様な視点を取り入れたマニュアルの作成について検討する。
風	2-35	3 ペット対策 指定避難所におけるペットの取扱いについては、衛生面、鳴き声、臭い、アレルギー等の問題があり、ペットの存在は、飼主以外の者にとっては、多大なストレスとなるケースがある。一方で、飼主にとっては癒しの存在であり、他の避難者にとっても同様に癒しとなる可能性を十分に含んでいる。 そのため、県の「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、避難者とペット双方にとって望ましい対応方法を検討し、避難所運営マニュアルに位置づける。	風	2-34	3 ペット対策 指定避難所におけるペットの取扱いについては、衛生面、鳴き声、臭い、アレルギー等の問題があり、ペットの存在は、飼主以外の者にとっては、多大なストレスとなるケースがある。一方で、飼主にとっては癒しの存在であり、他の避難者にとっても同様に癒しとなる可能性を十分に含んでいる。 そのため、県の「災害時における避難所運営等^等の手引き」を参考に、避難者とペット双方にとって望ましい対応方法を検討し、避難所運営マニュアルに位置づける。
風	2-31	◆項目と実施担当 第1 救助・医療体制の整備	風	2-35	◆項目と実施担当 第1 救助・<u>救急</u>・医療体制の整備
第1 救助・医療体制の整備			第1 救助・ <u>救急</u> ・医療体制の整備		

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

修正前			修正後		
風	2-37		風	2-36	
2 医療体制の整備 (1)~(2) (略) (3) 医薬品・医療用資機材の準備 応急医療活動に必要な医薬品・ <u>医療資機材</u> の調達に関し、習志野保健所（習志野健康福祉センター）や <u>医薬品業者等</u> と連携して、迅速な調達ができるようにする。			2 医療体制の整備 (1)~(2) (略) (3) 医薬品・医療用資機材の準備 応急医療活動に必要な医薬品 <u>等</u> の調達に関し、習志野保健所（習志野健康福祉センター）や <u>鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会</u> や <u>医療機関</u> と連携して、迅速な調達ができるようにする。		
【資料編】 ・資料-3-9 医療機関等一覧 ・資料-2-67 災害時における歯科用品及び医薬品等の供給協力に関する協定（大東京歯科用品商協同組合） ・資料-2-71 災害時 <u>用</u> 医薬品等 <u>の管理及び供給</u> に関する協定（ <u>医療法人社団 東邦鎌谷病院</u> ）			【資料編】 ・資料-3-9 医療機関等一覧 ・資料-2-67 災害時における歯科用品及び医薬品等の供給協力に関する協定（大東京歯科用品商協同組合） ・資料-2-71 災害時 <u>における備蓄</u> 医薬品等に関する協定（ <u>一般社団法人鎌ヶ谷市医師会</u> ）		
4 燃料の確保 ガソリン、重油、軽油等の燃料供給に関し、関係団体との協力体制の構築を進める等、優先的確保に努める。			4 燃料の確保 ガソリン、重油、軽油等の燃料供給に関し、 <u>燃料販売</u> 関係団体との協力体制の構築を進める等、優先的確保に努める。		
1 水の確保 (1)~(2) <u>(3) 民間井戸の活用</u> (略) <u>(4) 家庭における備蓄の促進</u> (略)			1 水の確保 (1)~(2) (略) <u>(3) 受水槽給水栓の整備</u> <u>災害時に水道施設が被災し断水した場合に備え、飲料水等を確保できるように指定避難所等の受水槽に給水栓の設置を図る。</u> <u>(4) 民間井戸の活用</u> (略) <u>(5) 家庭における備蓄の促進</u> (略)		

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

修正前			修正後		
風	頁		風	頁	
風	2-39	1 備蓄の推進 市は災害に備えて、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、災害発生時の必要物資の優先度に配慮しながら、備蓄の整備を行う。 特別な支援が必要な、乳幼児、要介護者、病気の人などの栄養支援の必要性についても関係者で共有し、専門機関とも連携して支援体制を検討する。 (以下略)	風	2-38	1 備蓄の推進 市は災害に備えて、県が策定した「災害時における避難所運営等^等の手引き」を参考に、災害発生時の必要物資の優先度に配慮しながら、備蓄の整備を行う。 特別な支援が必要な、乳幼児、要介護者、病気の人などの栄養支援の必要性についても関係者で共有し、専門機関とも連携して支援体制を検討する。 (以下略)
風	2-40	(3) <u>千葉県防災情報システム</u>の活用 県は、市町村の備品を補完し、災害応急活動を円滑に実施するため、県下13箇所（<u>令和2年6月</u>現在）の備蓄拠点に分散備蓄しているところである。 本市においては、<u>防災情報システム</u>により、県、他の市町村、防災関係機関間において備蓄情報の共有化を図り、これを活用する。	風	2-39	(3) <u>新物資システム（B-PLo）</u>の活用 県は、市町村の備品を補完し、災害応急活動を円滑に実施するため、県下13箇所（<u>令和6年9月</u>現在）の備蓄拠点に分散備蓄しているところである。 本市においては、<u>新物資システム（B-PLo）</u>により、県、他の市町村、防災関係機関間において備蓄情報の共有化を図り、これを活用する。
風	2-40	■県の備蓄物資 非常用食料、毛布、<u>救急医療セット、担架、簡易トイレ、防水シート、テント、ろ水機、給水槽、</u>発電機、投光器、<u>炊飯装置、キャンドルセット</u>等	風	2-39	■県の備蓄物資 非常用食料、毛布、<u>医療品、</u>簡易トイレ、<u>ブルーシート、</u>発電機、投光器等
風	2-41	1 被災宅地危険度判定体制の確立 被災宅地の風水害等による二次災害を防止するため県が中心となって被災宅地危険度判定士制度を整備し、判定士の認定・登録を実施している。 そこで、被災宅地危険度判定体制の確立について連絡調整を図るため、千葉県被災宅地地域連絡協議会を通じて活動の充実・民間団体との連携を強化する。 市は、建築・土木等の技術者に対し、被災宅地危険度判定士養成講習会等への参加を働きかけ、<u>応急危険度判定士</u>の養成に努めるとともに、被災宅地危険度判定士の登録名簿を整理する。 また、市は、県と協力し判定に必要な資機材等の整備を行う。	風	2-40	1 被災宅地危険度判定体制の確立 被災宅地の風水害等による二次災害を防止するため県が中心となって被災宅地危険度判定士制度を整備し、判定士の認定・登録を実施している。 そこで、被災宅地危険度判定体制の確立について連絡調整を図るため、千葉県被災宅地地域連絡協議会を通じて活動の充実・民間団体との連携を強化する。 市は、建築・土木等の技術者に対し、被災宅地危険度判定士養成講習会等への参加を働きかけ、<u>被災宅地危険度判定士</u>の養成に努めるとともに、被災宅地危険度判定士の登録名簿を整理する。 また、市は、県と協力し判定に必要な資機材等の整備を行う。

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁			修正前	頁			修正後													
風	2-4	2	2 防災教育の充実 各学校では、防災教育を新たに位置付けた「学校教育指導の指針」等に基づき、各学校において、児童・生徒の発達段階に応じて、防災資料の配布、防災用のビデオの貸出や学校教育活動の中で災害に関する知識等の普及を図る。 特に幼少期からの防災教育が有効であることから、児童生徒等が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断のもとに適切に対応し避難する力を養うため、教育機関は家庭や地域等と連携し、防災に関する教育の充実に努める。	風	2-41	2 防災教育の充実 各学校では、防災教育の充実を位置付けた「学校教育指導の指針」等に基づき、各学校において、児童・生徒の発達段階に応じて、防災資料の配布、防災用のビデオの貸出や学校教育活動の中で災害に関する知識等の普及を図る。 特に幼少期からの防災教育が有効であることから、児童生徒等が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断のもとに適切に対応し避難する力を養うため、教育機関は家庭や地域等と連携し、防災に関する教育の充実に努める。														
風	2-49		2 指定避難所等における対応 指定避難所等において外国人に対する情報の提供を行うため、通訳等に関して、市内の通訳者及び派遣ボランティア等の確保、県への語学ボランティアの派遣要請等を行える体制づくりを行う。 また、県の作成した「災害時における避難所運営の手引き」及び「避難所運営マニュアル（鎌ヶ谷市）」に基づき、指定避難所等の整備に努める。	風	2-48	2 指定避難所等における対応 指定避難所等において外国人に対する情報の提供を行うため、通訳等に関して、市内の通訳者及び派遣ボランティア等の確保、県への語学ボランティアの派遣要請等を行える体制づくりを行う。 また、県の作成した「災害時における避難所運営等の手引き」及び「避難所運営マニュアル（鎌ヶ谷市）」に基づき、指定避難所等の整備に努める。														
風	2-50		1 ボランティア意識の啓発 社会福祉協議会等の関連団体と連携して、住民に対し、ボランティア意識の啓発に努める。 特に、1月17日の「防災とボランティアの日」、1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に活動を行う。 また、防災の日等に行う防災訓練にボランティア等の参加を求める。	風	2-49	1 ボランティア意識の啓発 社会福祉協議会等の関連団体と連携して、住民に対し、ボランティア意識の啓発に努める。 また、防災の日等に行う防災訓練にボランティア等の参加を求める。														
風	2-51		■災害時のボランティア活動の例 （表略） ※専門職・専門技能を持つボランティアとしては、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士、臨床心理士、栄養士、斜面判定士、建築士、土木・建築技術者、大型重機運転資格者、弁護士、司法書士、外国語通訳者、手話通訳者などが挙げられる。	風	2-50	■災害時のボランティア活動の例 （表略） ※専門職・専門技能を持つボランティアとしては、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士、臨床心理士、管理栄養士、斜面判定士、建築士、土木・建築技術者、大型重機運転資格者、弁護士、司法書士、外国語通訳者、手話通訳者などが挙げられる。														
風	2-53		◆項目と実施担当 <table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>実施担当</th></tr><tr><td rowspan="2">第1 一斉帰宅の抑制</td><td>1 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底</td><td rowspan="2">責 任 者：市民生活部長、生涯学習部長 担 当：安全対策課、学校教育課、 商工振興課</td></tr><tr><td>2 企業・学校等への要請</td></tr></table>	項 目		実施担当	第1 一斉帰宅の抑制	1 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底	責 任 者：市民生活部長、生涯学習部長 担 当：安全対策課、学校教育課、 商工振興課	2 企業・学校等への要請	風	2-52	◆項目と実施担当 <table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>実施担当</th></tr><tr><td rowspan="2">第1 一斉帰宅の抑制</td><td>1 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底</td><td rowspan="2">責 任 者：市民生活部長、生涯学習部長 担 当：安全対策課、学校教育課、 商工観光課</td></tr><tr><td>2 企業・学校等への要請</td></tr></table>	項 目		実施担当	第1 一斉帰宅の抑制	1 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底	責 任 者：市民生活部長、生涯学習部長 担 当：安全対策課、学校教育課、 商工観光課	2 企業・学校等への要請
項 目		実施担当																		
第1 一斉帰宅の抑制	1 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底	責 任 者：市民生活部長、生涯学習部長 担 当：安全対策課、学校教育課、 商工振興課																		
	2 企業・学校等への要請																			
項 目		実施担当																		
第1 一斉帰宅の抑制	1 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底	責 任 者：市民生活部長、生涯学習部長 担 当：安全対策課、学校教育課、 商工観光課																		
	2 企業・学校等への要請																			

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁			修正前	頁			修正後																		
風	2-54		1 駅周辺帰宅困難者等対策協議会の設立 多くの帰宅困難者等の発生が予想される駅周辺の帰宅困難者等対策に取り組むため、市が事務局となり、県、警察、鉄道事業者、駅周辺企業等と連携し、駅周辺帰宅困難者等対策協議会の設立を検討する。協議会では、次のテーマを中心に対策を検討・実施していく。	風	2-53		1 駅周辺帰宅困難者等対策協議会の設立 多くの帰宅困難者等の発生が予想される駅周辺の帰宅困難者等対策に取り組むため、市が事務局となり、県、警察、鉄道事業者、駅周辺企業等と連携し、駅周辺帰宅困難者等対策協議会の設立を検討する。協議会では、次のテーマを中心に対策を検討・実施していく。 <u>(新鎌ヶ谷駅周辺帰宅困難者等対策協議会は平成28年度に設立済み)</u>																		
風	2-54		◆実施担当 <table><tr><td>第1 災害警戒本部</td><td>責 任 者：市民生活部長、各部長 担 当：安全対策課、各課</td></tr><tr><td>第2 災害対策本部</td><td>責 任 者：各部長 担 当：各班</td></tr><tr><td>第3 災害対策本部事務分掌</td><td>責 任 者：各部長 担 当：各班</td></tr><tr><td>第4 自主防災組織への要請</td><td>責 任 者：市民生活部長 担 当：<u>安全対策課</u></td></tr></table>	第1 災害警戒本部	責 任 者：市民生活部長、各部長 担 当：安全対策課、各課	第2 災害対策本部	責 任 者：各部長 担 当：各班	第3 災害対策本部事務分掌	責 任 者：各部長 担 当：各班	第4 自主防災組織への要請	責 任 者：市民生活部長 担 当： <u>安全対策課</u>	風	3-1		◆実施担当 <table><tr><td>第1 災害警戒本部</td><td>責 任 者：市民生活部長、各部長 担 当：安全対策課、各課</td></tr><tr><td>第2 災害対策本部</td><td>責 任 者：各部長 担 当：各班</td></tr><tr><td>第3 災害対策本部事務分掌</td><td>責 任 者：各部長 担 当：各班</td></tr><tr><td>第4 自主防災組織への要請</td><td>責 任 者：市民生活部長 担 当：<u>事務局</u></td></tr></table>	第1 災害警戒本部	責 任 者：市民生活部長、各部長 担 当：安全対策課、各課	第2 災害対策本部	責 任 者：各部長 担 当：各班	第3 災害対策本部事務分掌	責 任 者：各部長 担 当：各班	第4 自主防災組織への要請	責 任 者：市民生活部長 担 当： <u>事務局</u>		
第1 災害警戒本部	責 任 者：市民生活部長、各部長 担 当：安全対策課、各課																								
第2 災害対策本部	責 任 者：各部長 担 当：各班																								
第3 災害対策本部事務分掌	責 任 者：各部長 担 当：各班																								
第4 自主防災組織への要請	責 任 者：市民生活部長 担 当： <u>安全対策課</u>																								
第1 災害警戒本部	責 任 者：市民生活部長、各部長 担 当：安全対策課、各課																								
第2 災害対策本部	責 任 者：各部長 担 当：各班																								
第3 災害対策本部事務分掌	責 任 者：各部長 担 当：各班																								
第4 自主防災組織への要請	責 任 者：市民生活部長 担 当： <u>事務局</u>																								
風	2-54		■災害警戒本部の配備基準 <table><tr><td>配備体制</td><td>配 備 基 準</td><td>配 備 要 員</td></tr><tr><td>注意配備</td><td>① 市に大雨、大雪、<u>洪水</u>等の注意報、警報が発表され、災害警戒本部長が必要と認めたとき ② (略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>警戒配備</td><td>① 市に大雨、大雪、<u>洪水</u>等の警報が発表され、災害警戒本部長が必要と認めたとき ② (略)</td><td>(略)</td></tr></table>	配備体制	配 備 基 準	配 備 要 員	注意配備	① 市に大雨、大雪、 <u>洪水</u> 等の注意報、警報が発表され、災害警戒本部長が必要と認めたとき ② (略)	(略)	警戒配備	① 市に大雨、大雪、 <u>洪水</u> 等の警報が発表され、災害警戒本部長が必要と認めたとき ② (略)	(略)	風	3-2		■災害警戒本部の配備基準 <table><tr><td>配備体制</td><td>配 備 基 準</td><td>配 備 要 員</td></tr><tr><td>注意配備</td><td>① 市に大雨、大雪、<u>土砂</u>等の注意報、警報が発表され、災害警戒本部長が必要と認めたとき ② (略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>警戒配備</td><td>① 市に大雨、大雪、<u>土砂</u>等の警報が発表され、災害警戒本部長が必要と認めたとき ② (略)</td><td>(略)</td></tr></table>	配備体制	配 備 基 準	配 備 要 員	注意配備	① 市に大雨、大雪、 <u>土砂</u> 等の注意報、警報が発表され、災害警戒本部長が必要と認めたとき ② (略)	(略)	警戒配備	① 市に大雨、大雪、 <u>土砂</u> 等の警報が発表され、災害警戒本部長が必要と認めたとき ② (略)	(略)
配備体制	配 備 基 準	配 備 要 員																							
注意配備	① 市に大雨、大雪、 <u>洪水</u> 等の注意報、警報が発表され、災害警戒本部長が必要と認めたとき ② (略)	(略)																							
警戒配備	① 市に大雨、大雪、 <u>洪水</u> 等の警報が発表され、災害警戒本部長が必要と認めたとき ② (略)	(略)																							
配備体制	配 備 基 準	配 備 要 員																							
注意配備	① 市に大雨、大雪、 <u>土砂</u> 等の注意報、警報が発表され、災害警戒本部長が必要と認めたとき ② (略)	(略)																							
警戒配備	① 市に大雨、大雪、 <u>土砂</u> 等の警報が発表され、災害警戒本部長が必要と認めたとき ② (略)	(略)																							
風	3-5		各班単位に定められた事務分掌に基づいて、災害対策を実施する。 なお、災害の状況によっては、各部各班の間で人員配置等を調整し協力する。 危険な被災宅地が発生し、危険度判定を要すると判断されたとき、 <u>被災宅地応急危険度判定</u> の資格を有する住宅班以外の職員は、防災拠点施設等の危険度判定が終了するまでの間、住宅班に編入し危険度判定を行う。	風	3-5		各班単位に定められた事務分掌に基づいて、災害対策を実施する。 なお、災害の状況によっては、各部各班の間で人員配置等を調整し協力する。 危険な被災宅地が発生し、危険度判定を要すると判断されたとき、 <u>被災宅地危険度判定</u> の資格を有する住宅班以外の職員は、防災拠点施設等の危険度判定が終了するまでの間、住宅班に編入し危険度判定を行う。																		
災害対策本部組織図 <u>1</u>				災害対策本部 <u>(第1・第2 配備体制)</u> 組織図																					

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁		修正前		頁		修正後													
		第 1 ・ 第 2 配備体制				(削除)													
風	3-6	<table><tr><td rowspan="3">本 部 会 議</td><td>本 部 長</td><td>市 長</td></tr><tr><td>副 本 部 長</td><td>副 市 長 教 育 長</td></tr><tr><td>本 部 員</td><td>会 計 管 理 者 市 民 生 活 部 長 各 現 地 対 策 部 長 都 市 建 設 部 長 生 涯 学 習 部 長 議 会 事 務 局 長 消 防 長 本部長の指名する者</td></tr></table>		本 部 会 議	本 部 長	市 長	副 本 部 長	副 市 長 教 育 長	本 部 員	会 計 管 理 者 市 民 生 活 部 長 各 現 地 対 策 部 長 都 市 建 設 部 長 生 涯 学 習 部 長 議 会 事 務 局 長 消 防 長 本部長の指名する者	<table><tr><td>第一現地対策部 (西部地区)</td><td>健康福祉部 会計課、生涯学習部 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局</td></tr><tr><td>第二現地対策部 (東部地区)</td><td>総務企画部 市民生活部、議会事務局</td></tr><tr><td>都市建設部</td><td></td></tr><tr><td>消防部</td><td></td></tr></table>	第一現地対策部 (西部地区)	健康福祉部 会計課、生涯学習部 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局	第二現地対策部 (東部地区)	総務企画部 市民生活部、議会事務局	都市建設部		消防部	
		本 部 会 議	本 部 長		市 長														
副 本 部 長	副 市 長 教 育 長																		
本 部 員	会 計 管 理 者 市 民 生 活 部 長 各 現 地 対 策 部 長 都 市 建 設 部 長 生 涯 学 習 部 長 議 会 事 務 局 長 消 防 長 本部長の指名する者																		
第一現地対策部 (西部地区)	健康福祉部 会計課、生涯学習部 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局																		
第二現地対策部 (東部地区)	総務企画部 市民生活部、議会事務局																		
都市建設部																			
消防部																			
風	3-6	<table><tr><td rowspan="3">本 部 会 議</td><td>本 部 長</td><td>市 長</td></tr><tr><td>副 本 部 長</td><td>副 市 長 教 育 長</td></tr><tr><td>本 部 員</td><td>会 計 管 理 者 市 民 生 活 部 長 各 現 地 対 策 部 長 都 市 建 設 部 長 生 涯 学 習 部 長 議 会 事 務 局 長 消 防 長 本部長の指名する者</td></tr></table>		本 部 会 議	本 部 長	市 長	副 本 部 長	副 市 長 教 育 長	本 部 員	会 計 管 理 者 市 民 生 活 部 長 各 現 地 対 策 部 長 都 市 建 設 部 長 生 涯 学 習 部 長 議 会 事 務 局 長 消 防 長 本部長の指名する者	<table><tr><td>第一現地対策部 (西部地区)</td><td>健康福祉部、会計課 生涯学習部 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局</td></tr><tr><td>第二現地対策部 (東部地区)</td><td>総務企画部 市民生活部 議会事務局</td></tr><tr><td>都市建設部</td><td></td></tr><tr><td>消防部</td><td></td></tr></table>	第一現地対策部 (西部地区)	健康福祉部、会計課 生涯学習部 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局	第二現地対策部 (東部地区)	総務企画部 市民生活部 議会事務局	都市建設部		消防部	
本 部 会 議	本 部 長	市 長																	
	副 本 部 長	副 市 長 教 育 長																	
	本 部 員	会 計 管 理 者 市 民 生 活 部 長 各 現 地 対 策 部 長 都 市 建 設 部 長 生 涯 学 習 部 長 議 会 事 務 局 長 消 防 長 本部長の指名する者																	
第一現地対策部 (西部地区)	健康福祉部、会計課 生涯学習部 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局																		
第二現地対策部 (東部地区)	総務企画部 市民生活部 議会事務局																		
都市建設部																			
消防部																			
災害対策本部事務分掌				災害対策本部 (第 1 ・ 第 2 配備体制) 事務分掌															
		第 1 ・ 第 2 配備体制				(削除)													

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁		修正前		頁		修正後																																			
風	3-9	■ 本部事務局の構成		風	3-9	■ 本部事務局の構成																																			
		<table><tr><th>担 当</th><th>事 務 分 掌</th></tr><tr><td rowspan="8"><u>庶 務 担 当</u></td><td><u>1 命令の伝達及び情報の連絡に関すること</u></td></tr><tr><td><u>2 気象情報の収集に関すること</u></td></tr><tr><td><u>3 鎌ヶ谷市建設業協会等への委託に関すること</u></td></tr><tr><td><u>4 千葉県、鎌ヶ谷警察署他防災関係機関との連絡調整に関すること</u></td></tr><tr><td><u>5 避難所の開設に関すること</u></td></tr><tr><td><u>6 被災証明書の発行に関すること</u></td></tr><tr><td><u>7 各部・各現地対策部との調整に関すること</u></td></tr><tr><td><u>8 その他庶務に関すること</u></td></tr><tr><td><u>情報処理担当</u></td><td><u>1 電話応対に関すること</u> <u>2 情報整理に関すること</u> <u>3 被害の取りまとめに関すること</u></td></tr><tr><td>救 護 担 当</td><td>1 <u>避難者及び水害応急対策部員</u>の救護に関すること</td></tr><tr><td>廃棄物処理担当</td><td>1 廃棄物処理に関すること 2 し尿処理に関すること</td></tr><tr><td>調 達 担 当</td><td>1 避難者の応急食料、飲料水、寝具、日用品及び生活必需品の調達及び配給に関すること 2 <u>水害応急対策部員</u>の応急給食の調達に関すること</td></tr><tr><td>記 録 担 当</td><td><u>1 水害</u>記録写真の撮影及び収集に関すること</td></tr><tr><td><u>無 線 担 当</u></td><td><u>1 鎌ヶ谷市防災行政無線の運用統制に関すること</u></td></tr></table>				担 当	事 務 分 掌	<u>庶 務 担 当</u>	<u>1 命令の伝達及び情報の連絡に関すること</u>	<u>2 気象情報の収集に関すること</u>	<u>3 鎌ヶ谷市建設業協会等への委託に関すること</u>	<u>4 千葉県、鎌ヶ谷警察署他防災関係機関との連絡調整に関すること</u>	<u>5 避難所の開設に関すること</u>	<u>6 被災証明書の発行に関すること</u>	<u>7 各部・各現地対策部との調整に関すること</u>	<u>8 その他庶務に関すること</u>	<u>情報処理担当</u>	<u>1 電話応対に関すること</u> <u>2 情報整理に関すること</u> <u>3 被害の取りまとめに関すること</u>	救 護 担 当	1 <u>避難者及び水害応急対策部員</u> の救護に関すること	廃棄物処理担当	1 廃棄物処理に関すること 2 し尿処理に関すること	調 達 担 当	1 避難者の応急食料、飲料水、寝具、日用品及び生活必需品の調達及び配給に関すること 2 <u>水害応急対策部員</u> の応急給食の調達に関すること	記 録 担 当	<u>1 水害</u> 記録写真の撮影及び収集に関すること	<u>無 線 担 当</u>	<u>1 鎌ヶ谷市防災行政無線の運用統制に関すること</u>	<u>本部の運営を迅速かつ適切に行うため、本部事務局を置く。本部事務局員は安全対策課員、総務課行政室員のほかに、元安全対策課職員や関係各部、各課から本部事務局員を指名して充てる。</u> <table><tr><th>担 当</th><th>事 務 分 掌</th></tr><tr><td rowspan="3"><u>情報統括・分析担当</u></td><td><u>1 情報の収集に関すること</u> <u>2 情報整理、被害の取りまとめに関すること</u> <u>3 情報の分析に関すること</u></td></tr><tr><td><u>1 電話応対に関すること</u> <u>2 命令の伝達及び情報の連絡に関すること</u> <u>3 各部・各現地対策部との調整に関すること</u> <u>4 防災関係機関との連絡調整に関すること</u> <u>5 避難所の開設に関すること</u> <u>6 罹災証明書等の発行に関すること</u> <u>7 その他庶務に関すること</u></td></tr><tr><td><u>施設・車両調整担当</u></td><td><u>1 庁舎等の施設使用に関すること</u> <u>2 車両の確保に関すること</u></td></tr><tr><td>救護<u>調整</u>担当</td><td>1 救護に関すること</td></tr><tr><td>廃棄物処理<u>調整</u>担当</td><td>1 廃棄物処理に関すること 2 し尿処理に関すること</td></tr><tr><td>調達<u>調整</u>担当</td><td>1 避難者の応急食料、飲料水、寝具、日用品及び生活必需品の調達及び配給に関すること 2 <u>職員</u>の応急給食の調達に関すること</td></tr><tr><td>広報記録<u>調整</u>担当</td><td>1 広報活動に関すること <u>2 記録写真の撮影及び収集に関すること</u></td></tr></table> <u>本部事務局員は、事務局の事務分掌を遂行するとともに、体制構築までの間に迅速な対応が必要と思われる要請に対して本部事務局長の指示により可能な範囲で対応するものとする。</u>		担 当	事 務 分 掌	<u>情報統括・分析担当</u>	<u>1 情報の収集に関すること</u> <u>2 情報整理、被害の取りまとめに関すること</u> <u>3 情報の分析に関すること</u>	<u>1 電話応対に関すること</u> <u>2 命令の伝達及び情報の連絡に関すること</u> <u>3 各部・各現地対策部との調整に関すること</u> <u>4 防災関係機関との連絡調整に関すること</u> <u>5 避難所の開設に関すること</u> <u>6 罹災証明書等の発行に関すること</u> <u>7 その他庶務に関すること</u>	<u>施設・車両調整担当</u>	<u>1 庁舎等の施設使用に関すること</u> <u>2 車両の確保に関すること</u>	救護 <u>調整</u> 担当	1 救護に関すること	廃棄物処理 <u>調整</u> 担当	1 廃棄物処理に関すること 2 し尿処理に関すること
担 当	事 務 分 掌																																								
<u>庶 務 担 当</u>	<u>1 命令の伝達及び情報の連絡に関すること</u>																																								
	<u>2 気象情報の収集に関すること</u>																																								
	<u>3 鎌ヶ谷市建設業協会等への委託に関すること</u>																																								
	<u>4 千葉県、鎌ヶ谷警察署他防災関係機関との連絡調整に関すること</u>																																								
	<u>5 避難所の開設に関すること</u>																																								
	<u>6 被災証明書の発行に関すること</u>																																								
	<u>7 各部・各現地対策部との調整に関すること</u>																																								
	<u>8 その他庶務に関すること</u>																																								
<u>情報処理担当</u>	<u>1 電話応対に関すること</u> <u>2 情報整理に関すること</u> <u>3 被害の取りまとめに関すること</u>																																								
救 護 担 当	1 <u>避難者及び水害応急対策部員</u> の救護に関すること																																								
廃棄物処理担当	1 廃棄物処理に関すること 2 し尿処理に関すること																																								
調 達 担 当	1 避難者の応急食料、飲料水、寝具、日用品及び生活必需品の調達及び配給に関すること 2 <u>水害応急対策部員</u> の応急給食の調達に関すること																																								
記 録 担 当	<u>1 水害</u> 記録写真の撮影及び収集に関すること																																								
<u>無 線 担 当</u>	<u>1 鎌ヶ谷市防災行政無線の運用統制に関すること</u>																																								
担 当	事 務 分 掌																																								
<u>情報統括・分析担当</u>	<u>1 情報の収集に関すること</u> <u>2 情報整理、被害の取りまとめに関すること</u> <u>3 情報の分析に関すること</u>																																								
	<u>1 電話応対に関すること</u> <u>2 命令の伝達及び情報の連絡に関すること</u> <u>3 各部・各現地対策部との調整に関すること</u> <u>4 防災関係機関との連絡調整に関すること</u> <u>5 避難所の開設に関すること</u> <u>6 罹災証明書等の発行に関すること</u> <u>7 その他庶務に関すること</u>																																								
	<u>施設・車両調整担当</u>	<u>1 庁舎等の施設使用に関すること</u> <u>2 車両の確保に関すること</u>																																							
救護 <u>調整</u> 担当	1 救護に関すること																																								
廃棄物処理 <u>調整</u> 担当	1 廃棄物処理に関すること 2 し尿処理に関すること																																								
調達 <u>調整</u> 担当	1 避難者の応急食料、飲料水、寝具、日用品及び生活必需品の調達及び配給に関すること 2 <u>職員</u> の応急給食の調達に関すること																																								
広報記録 <u>調整</u> 担当	1 広報活動に関すること <u>2 記録写真の撮影及び収集に関すること</u>																																								

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

	頁	修正前		頁	修正後																				
風	3-9		風	3-10	■事務局の情報伝達系統 <pre>graph TD; Residents[住民] -- 要請 --> Tel[Tel対応・情報処理担当]; Staff[職員・避難所など] -- 緊急情報 --> Tel; Staff -- 通常報告 --> Liaison[本部連絡員]; Tel --> Info[情報総括・分析担当]; Tel --> Base[庶務担当]; Info -- 判断情報提供 --> HQ[災害対策本部会議 本部長、副本部長、本部長]; Base -- 対応指示 --> Liaison; Liaison -- 対応報告 --> Div[各部]; HQ -- 指示命令 --> Liaison;</pre>																				
風	3-9	■部の構成 <table><tr><th>部</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td>本部連絡員</td><td>(略)</td></tr><tr><td>各現地対策部</td><td>(略)</td></tr><tr><td>都市建設部</td><td>(略)</td></tr><tr><td>消 防 部</td><td>1 雨量等の観測及び報告 2 広報活動 3 危険防止等応急処理 4 活動報告 5 その他応急対策上必要な事項</td></tr></table>	部	事務分掌	本部連絡員	(略)	各現地対策部	(略)	都市建設部	(略)	消 防 部	1 雨量等の観測及び報告 2 広報活動 3 危険防止等応急処理 4 活動報告 5 その他応急対策上必要な事項	風	3-11	■部の構成 <table><tr><th>部</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td>本部連絡員</td><td>(略)</td></tr><tr><td>各現地対策部</td><td>(略)</td></tr><tr><td>都市建設部</td><td>(略)</td></tr><tr><td>消 防 部</td><td>1 雨量等の観測及び報告 2 広報活動 3 危険防止等応急処理 4 他部の応援 5 活動報告 6 その他応急対策上必要な事項</td></tr></table>	部	事務分掌	本部連絡員	(略)	各現地対策部	(略)	都市建設部	(略)	消 防 部	1 雨量等の観測及び報告 2 広報活動 3 危険防止等応急処理 4 他部の応援 5 活動報告 6 その他応急対策上必要な事項
部	事務分掌																								
本部連絡員	(略)																								
各現地対策部	(略)																								
都市建設部	(略)																								
消 防 部	1 雨量等の観測及び報告 2 広報活動 3 危険防止等応急処理 4 活動報告 5 その他応急対策上必要な事項																								
部	事務分掌																								
本部連絡員	(略)																								
各現地対策部	(略)																								
都市建設部	(略)																								
消 防 部	1 雨量等の観測及び報告 2 広報活動 3 危険防止等応急処理 4 他部の応援 5 活動報告 6 その他応急対策上必要な事項																								
災害対策本部組織図 2			災害対策本部 (第3配備体制) 組織図																						
第3配備体制			(削除)																						
風	3-11	第1・第2配備体制	風	3-12	第1・第2配備体制																				
		<table><tr><td>市民生活部</td><td>市民生活1班 (市民課) 市民生活2班 (保険年金課) 清 掃 班 (クリーン推進課) 動物保護班 (環境課) 経 済 1 班 (農業振興課) 経 済 2 班 (商工振興課) 市民生活3班 (市民活動推進課)</td></tr></table>	市民生活部	市民生活1班 (市民課) 市民生活2班 (保険年金課) 清 掃 班 (クリーン推進課) 動物保護班 (環境課) 経 済 1 班 (農業振興課) 経 済 2 班 (商工振興課) 市民生活3班 (市民活動推進課)			<table><tr><td>市民生活部</td><td>市民生活1班 (市民課) 市民生活2班 (保険年金課) 清 掃 班 (クリーン推進課) 動物保護班 (環境課) 経 済 1 班 (農業振興課) 経 済 2 班 (商工観光課) 市民生活3班 (市民活動推進課)</td></tr></table>	市民生活部	市民生活1班 (市民課) 市民生活2班 (保険年金課) 清 掃 班 (クリーン推進課) 動物保護班 (環境課) 経 済 1 班 (農業振興課) 経 済 2 班 (商工観光課) 市民生活3班 (市民活動推進課)																
市民生活部	市民生活1班 (市民課) 市民生活2班 (保険年金課) 清 掃 班 (クリーン推進課) 動物保護班 (環境課) 経 済 1 班 (農業振興課) 経 済 2 班 (商工振興課) 市民生活3班 (市民活動推進課)																								
市民生活部	市民生活1班 (市民課) 市民生活2班 (保険年金課) 清 掃 班 (クリーン推進課) 動物保護班 (環境課) 経 済 1 班 (農業振興課) 経 済 2 班 (商工観光課) 市民生活3班 (市民活動推進課)																								

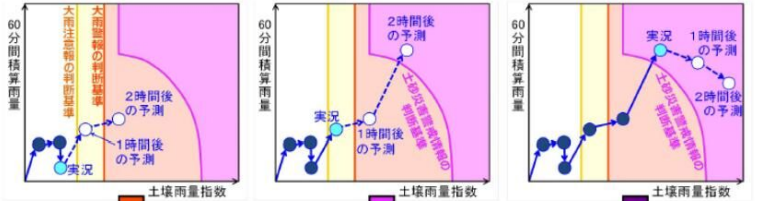
鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁		修正前		頁		修正後																													
災害対策本部事務分掌				災害対策本部 <u>(第3 配備体制)</u> 事務分掌																															
<u>第3 配備体制</u>				(削除)																															
風	3-13	<table><tr><th>部 (部長)</th><th>班 (班長)</th><th>事 務 分 掌</th></tr><tr><td rowspan="6">総務企画部 (総務企画部長)</td><td>総務企画 1 班 (総務課長)</td><td rowspan="2">(略)</td></tr><tr><td>総務企画 2 班 (企画財政課長)</td></tr><tr><td>秘書広報班 (秘書広報課長)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>総務企画 3 班 (契約管財課長)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>調査 1 班 (課税課長)</td><td>1 被害状況の調査・把握に関すること 2 被災住家の調査及びとりまとめに関すること 3 <u>被災</u>証明の発行に関すること 4 その他部内外の応援に関すること</td></tr><tr><td>調査 2 班 (収税課長)</td><td></td></tr></table>	部 (部長)	班 (班長)	事 務 分 掌	総務企画部 (総務企画部長)	総務企画 1 班 (総務課長)	(略)	総務企画 2 班 (企画財政課長)	秘書広報班 (秘書広報課長)	(略)	総務企画 3 班 (契約管財課長)	(略)	調査 1 班 (課税課長)	1 被害状況の調査・把握に関すること 2 被災住家の調査及びとりまとめに関すること 3 <u>被災</u> 証明の発行に関すること 4 その他部内外の応援に関すること	調査 2 班 (収税課長)		風	3-14	<table><tr><th>部 (部長)</th><th>班 (班長)</th><th>事 務 分 掌</th></tr><tr><td rowspan="7">総務企画部 (総務企画部長)</td><td>総務企画 1 班 (総務課長)</td><td rowspan="2">(略)</td></tr><tr><td>総務企画 2 班 (企画財政課長)</td></tr><tr><td>秘書広報班 (秘書広報課長)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>総務企画 3 班 (契約管財課長)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>調査 1 班 (課税課長)</td><td>1 被害状況の調査・把握に関すること 2 被災住家の調査及びとりまとめに関すること 3 <u>罹災証明書等</u>の発行に関すること 4 その他部内外の応援に関すること</td></tr><tr><td>調査 2 班 (収税課長)</td><td></td></tr></table>	部 (部長)	班 (班長)	事 務 分 掌	総務企画部 (総務企画部長)	総務企画 1 班 (総務課長)	(略)	総務企画 2 班 (企画財政課長)	秘書広報班 (秘書広報課長)	(略)	総務企画 3 班 (契約管財課長)	(略)	調査 1 班 (課税課長)	1 被害状況の調査・把握に関すること 2 被災住家の調査及びとりまとめに関すること 3 <u>罹災証明書等</u> の発行に関すること 4 その他部内外の応援に関すること	調査 2 班 (収税課長)	
		部 (部長)	班 (班長)	事 務 分 掌																															
総務企画部 (総務企画部長)	総務企画 1 班 (総務課長)	(略)																																	
	総務企画 2 班 (企画財政課長)																																		
	秘書広報班 (秘書広報課長)	(略)																																	
	総務企画 3 班 (契約管財課長)	(略)																																	
	調査 1 班 (課税課長)	1 被害状況の調査・把握に関すること 2 被災住家の調査及びとりまとめに関すること 3 <u>被災</u> 証明の発行に関すること 4 その他部内外の応援に関すること																																	
	調査 2 班 (収税課長)																																		
部 (部長)	班 (班長)	事 務 分 掌																																	
総務企画部 (総務企画部長)	総務企画 1 班 (総務課長)	(略)																																	
	総務企画 2 班 (企画財政課長)																																		
	秘書広報班 (秘書広報課長)	(略)																																	
	総務企画 3 班 (契約管財課長)	(略)																																	
	調査 1 班 (課税課長)	1 被害状況の調査・把握に関すること 2 被災住家の調査及びとりまとめに関すること 3 <u>罹災証明書等</u> の発行に関すること 4 その他部内外の応援に関すること																																	
	調査 2 班 (収税課長)																																		
	風	3-14	<table><tr><th>部 (部長)</th><th>班 (班長)</th><th>事 務 分 掌</th></tr><tr><td rowspan="2">市民生活部 (市民生活部長)</td><td>経済 1 班 (農業振興課長)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>経済 2 班 (商工<u>振興</u>課長)</td><td>1 救援物資の受け入れ、管理の支援に関すること 2 災害対策における商工関係者への協力要請等、連絡、調整に関すること 3 商工業関係の被害状況調査及び保全管理に関すること 4 被災商工業者に対する災害資金の貸付けに関すること 5 その他部内外の応援に関すること</td></tr></table>	部 (部長)	班 (班長)	事 務 分 掌	市民生活部 (市民生活部長)	経済 1 班 (農業振興課長)	(略)	経済 2 班 (商工 <u>振興</u> 課長)	1 救援物資の受け入れ、管理の支援に関すること 2 災害対策における商工関係者への協力要請等、連絡、調整に関すること 3 商工業関係の被害状況調査及び保全管理に関すること 4 被災商工業者に対する災害資金の貸付けに関すること 5 その他部内外の応援に関すること	風	3-15	<table><tr><th>部 (部長)</th><th>班 (班長)</th><th>事 務 分 掌</th></tr><tr><td rowspan="2">市民生活部 (市民生活部長)</td><td>経済 1 班 (農業振興課長)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>経済 2 班 (商工<u>観光</u>課長)</td><td>1 救援物資の受け入れ、管理の支援に関すること 2 災害対策における商工・<u>観光</u>関係者への協力要請等、連絡、調整に関すること 3 商工・<u>観光</u>業関係の被害状況調査及び保全管理に関すること 4 被災商工業・<u>観光業</u>者に対する災害資金の貸付けに関すること 5 その他部内外の応援に関すること</td></tr></table>	部 (部長)	班 (班長)	事 務 分 掌	市民生活部 (市民生活部長)	経済 1 班 (農業振興課長)	(略)	経済 2 班 (商工 <u>観光</u> 課長)	1 救援物資の受け入れ、管理の支援に関すること 2 災害対策における商工・ <u>観光</u> 関係者への協力要請等、連絡、調整に関すること 3 商工・ <u>観光</u> 業関係の被害状況調査及び保全管理に関すること 4 被災商工業・ <u>観光業</u> 者に対する災害資金の貸付けに関すること 5 その他部内外の応援に関すること													
部 (部長)			班 (班長)	事 務 分 掌																															
市民生活部 (市民生活部長)	経済 1 班 (農業振興課長)	(略)																																	
	経済 2 班 (商工 <u>振興</u> 課長)	1 救援物資の受け入れ、管理の支援に関すること 2 災害対策における商工関係者への協力要請等、連絡、調整に関すること 3 商工業関係の被害状況調査及び保全管理に関すること 4 被災商工業者に対する災害資金の貸付けに関すること 5 その他部内外の応援に関すること																																	
部 (部長)	班 (班長)	事 務 分 掌																																	
市民生活部 (市民生活部長)	経済 1 班 (農業振興課長)	(略)																																	
	経済 2 班 (商工 <u>観光</u> 課長)	1 救援物資の受け入れ、管理の支援に関すること 2 災害対策における商工・ <u>観光</u> 関係者への協力要請等、連絡、調整に関すること 3 商工・ <u>観光</u> 業関係の被害状況調査及び保全管理に関すること 4 被災商工業・ <u>観光業</u> 者に対する災害資金の貸付けに関すること 5 その他部内外の応援に関すること																																	
風	3-18	気象注意報・警報 銚子地方気象台は、気象注意報・警報・特別警報を発表する	風	3-19	気象注意報・警報 銚子地方気象台は、気象注意報・警報・ <u>危険警報</u> ・特別警報を発表する																														
		<table><tr><th>注意報</th><th>警報</th><th>危険警報</th><th>特別警報</th></tr><tr><td><u>レベル 2 大雨</u>注意報</td><td><u>レベル 3 大雨</u>警報</td><td><u>レベル 4 大雨</u>危険警報</td><td><u>レベル 5 大雨</u>特別警報</td></tr><tr><td><u>レベル 2 土砂災害</u>注意報</td><td><u>レベル 3 土砂災害</u>警報</td><td><u>レベル 4 土砂災害</u>危険警報</td><td><u>レベル 5 土砂災害</u>特別警報</td></tr><tr><td><u>レベル 2 氾濫</u>注意報</td><td><u>レベル 3 氾濫</u>警報</td><td><u>レベル 4 氾濫</u>危険警報</td><td><u>レベル 5 氾濫</u>特別警報</td></tr><tr><td><u>レベル 2 高潮</u>注意報</td><td><u>レベル 3 高潮</u>警報</td><td><u>レベル 4 高潮</u>危険警報</td><td><u>レベル 5 高潮</u>特別警報</td></tr></table>			注意報	警報	危険警報	特別警報	<u>レベル 2 大雨</u> 注意報	<u>レベル 3 大雨</u> 警報	<u>レベル 4 大雨</u> 危険警報	<u>レベル 5 大雨</u> 特別警報	<u>レベル 2 土砂災害</u> 注意報	<u>レベル 3 土砂災害</u> 警報	<u>レベル 4 土砂災害</u> 危険警報	<u>レベル 5 土砂災害</u> 特別警報	<u>レベル 2 氾濫</u> 注意報	<u>レベル 3 氾濫</u> 警報	<u>レベル 4 氾濫</u> 危険警報	<u>レベル 5 氾濫</u> 特別警報	<u>レベル 2 高潮</u> 注意報	<u>レベル 3 高潮</u> 警報	<u>レベル 4 高潮</u> 危険警報	<u>レベル 5 高潮</u> 特別警報											
注意報	警報	危険警報	特別警報																																
<u>レベル 2 大雨</u> 注意報	<u>レベル 3 大雨</u> 警報	<u>レベル 4 大雨</u> 危険警報	<u>レベル 5 大雨</u> 特別警報																																
<u>レベル 2 土砂災害</u> 注意報	<u>レベル 3 土砂災害</u> 警報	<u>レベル 4 土砂災害</u> 危険警報	<u>レベル 5 土砂災害</u> 特別警報																																
<u>レベル 2 氾濫</u> 注意報	<u>レベル 3 氾濫</u> 警報	<u>レベル 4 氾濫</u> 危険警報	<u>レベル 5 氾濫</u> 特別警報																																
<u>レベル 2 高潮</u> 注意報	<u>レベル 3 高潮</u> 警報	<u>レベル 4 高潮</u> 危険警報	<u>レベル 5 高潮</u> 特別警報																																

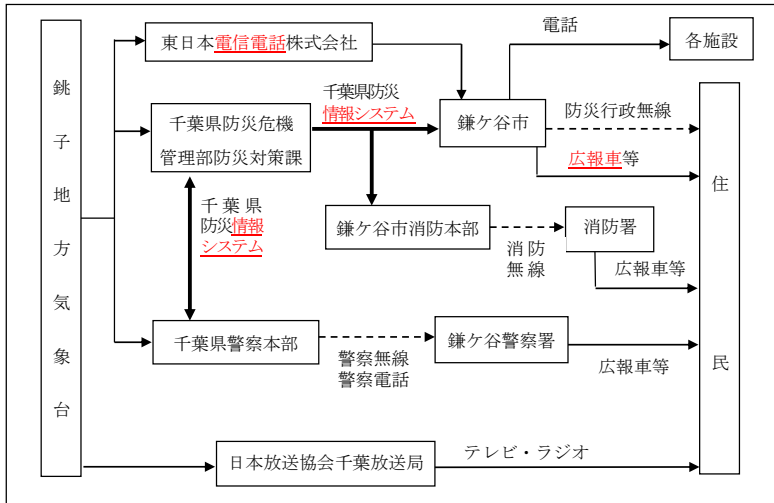
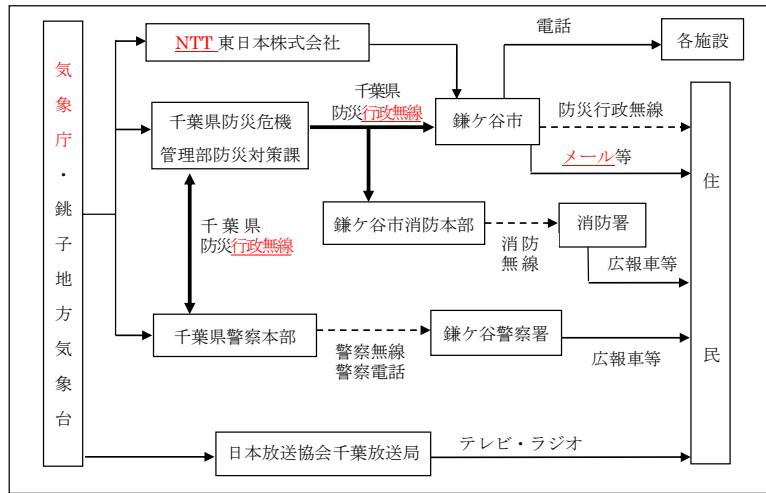
鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁		修正前		頁		修正後																																																																																									
風	3 - 1 8	警報・注意報発表基準一覧表		令和5年6月8日現在 発表官署 銚子地方気象台		風	3-19																																																																																								
		<table><tr><td rowspan="4">鎌ヶ谷市</td><td>府県予報区</td><td colspan="2">千葉県</td></tr><tr><td>一次細分区域</td><td colspan="2">北西部</td></tr><tr><td>市町村等をまとめた地域</td><td colspan="2">東葛飾</td></tr><tr><td colspan="2"></td></tr><tr><td rowspan="10">警報</td><td rowspan="4">大雨 (浸水害) (土砂災害)</td><td>表面雨量指数基準</td><td>18</td></tr><tr><td>土壌雨量指数基準</td><td>131</td></tr><tr><td>流域雨量指数基準</td><td>大柏川流域=8.2、大津川流域=6.3、二和川流域=2.3、中沢川流域=2.9 大柏川流域= (8、5.7)、大津川流域= (8、4.7)、二和川流域= (12、1.7)、中沢川流域= (8、2.6)</td></tr><tr><td>複合基準*1</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">洪水</td><td>指定河川洪水予報による基準</td><td>二</td></tr><tr><td>暴風</td><td>平均風速</td><td>20m/s</td></tr><tr><td>暴風雪</td><td>平均風速</td><td>20m/s 雪を伴う</td></tr><tr><td>大雪</td><td>降雪の深さ</td><td>12 時間降雪の深さ 10cm</td></tr><tr><td>波浪</td><td>有義波高</td><td></td></tr><tr><td>高潮</td><td>潮位</td><td></td></tr><tr><td rowspan="18">注意報</td><td rowspan="4">大雨</td><td>表面雨量指数基準</td><td>10</td></tr><tr><td>土壌雨量指数基準</td><td>106</td></tr><tr><td>流域雨量指数基準</td><td>大柏川流域=6.5、大津川流域=5、二和川流域=1.8、中沢川流域=2.3 大柏川流域= (5、5.1)、大津川流域= (5、4.2)、二和川流域= (8、1.4)、中沢川流域= (5、2.3)</td></tr><tr><td>複合基準*1</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">洪水</td><td>指定河川洪水予報による基準</td><td>二</td></tr><tr><td>強風</td><td>平均風速</td><td>13m/s</td></tr><tr><td>風雪</td><td>平均風速</td><td>13m/s 雪を伴う</td></tr><tr><td>大雪</td><td>降雪の深さ</td><td>12 時間降雪の深さ 5cm</td></tr><tr><td>波浪</td><td>有義波高</td><td></td></tr><tr><td>高潮</td><td>潮位</td><td></td></tr><tr><td>雷</td><td colspan="2">落雷等により被害が予想される場合</td></tr><tr><td>融雪</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>濃霧</td><td>視程</td><td>100m</td></tr><tr><td>乾燥</td><td colspan="2">最小湿度 30%で、実効湿度 60%</td></tr><tr><td>なだれ</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>低温</td><td colspan="2">夏季（最低気温）：銚子地方気象台で16℃以下の日が2日以上継続 冬季（最低気温）：銚子地方気象台で-3℃以下、千葉特別地域気象観測所で-5℃以下</td></tr><tr><td>霜</td><td colspan="2">4月1日～5月31日最低気温 4℃以下</td></tr><tr><td>着氷・着雪</td><td colspan="2">著しい着氷（雪）が予想される場合</td></tr></table>	鎌ヶ谷市	府県予報区	千葉県		一次細分区域	北西部		市町村等をまとめた地域	東葛飾				警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	18	土壌雨量指数基準	131	流域雨量指数基準	大柏川流域=8.2、大津川流域=6.3、二和川流域=2.3、中沢川流域=2.9 大柏川流域= (8、5.7)、大津川流域= (8、4.7)、二和川流域= (12、1.7)、中沢川流域= (8、2.6)	複合基準*1		洪水	指定河川洪水予報による基準	二	暴風	平均風速	20m/s	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm	波浪	有義波高		高潮	潮位		注意報	大雨	表面雨量指数基準	10	土壌雨量指数基準	106	流域雨量指数基準	大柏川流域=6.5、大津川流域=5、二和川流域=1.8、中沢川流域=2.3 大柏川流域= (5、5.1)、大津川流域= (5、4.2)、二和川流域= (8、1.4)、中沢川流域= (5、2.3)	複合基準*1		洪水	指定河川洪水予報による基準	二	強風	平均風速	13m/s	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5cm	波浪	有義波高		高潮	潮位		雷	落雷等により被害が予想される場合		融雪			濃霧	視程	100m	乾燥	最小湿度 30%で、実効湿度 60%		なだれ			低温	夏季（最低気温）：銚子地方気象台で16℃以下の日が2日以上継続 冬季（最低気温）：銚子地方気象台で-3℃以下、千葉特別地域気象観測所で-5℃以下		霜	4月1日～5月31日最低気温 4℃以下		着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合		
鎌ヶ谷市	府県予報区	千葉県																																																																																													
	一次細分区域	北西部																																																																																													
	市町村等をまとめた地域	東葛飾																																																																																													
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	18																																																																																												
		土壌雨量指数基準	131																																																																																												
		流域雨量指数基準	大柏川流域=8.2、大津川流域=6.3、二和川流域=2.3、中沢川流域=2.9 大柏川流域= (8、5.7)、大津川流域= (8、4.7)、二和川流域= (12、1.7)、中沢川流域= (8、2.6)																																																																																												
		複合基準*1																																																																																													
	洪水	指定河川洪水予報による基準	二																																																																																												
		暴風	平均風速	20m/s																																																																																											
		暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う																																																																																											
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm																																																																																												
	波浪	有義波高																																																																																													
	高潮	潮位																																																																																													
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10																																																																																												
		土壌雨量指数基準	106																																																																																												
		流域雨量指数基準	大柏川流域=6.5、大津川流域=5、二和川流域=1.8、中沢川流域=2.3 大柏川流域= (5、5.1)、大津川流域= (5、4.2)、二和川流域= (8、1.4)、中沢川流域= (5、2.3)																																																																																												
		複合基準*1																																																																																													
	洪水	指定河川洪水予報による基準	二																																																																																												
		強風	平均風速	13m/s																																																																																											
		風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う																																																																																											
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5cm																																																																																												
	波浪	有義波高																																																																																													
	高潮	潮位																																																																																													
	雷	落雷等により被害が予想される場合																																																																																													
	融雪																																																																																														
	濃霧	視程	100m																																																																																												
	乾燥	最小湿度 30%で、実効湿度 60%																																																																																													
	なだれ																																																																																														
	低温	夏季（最低気温）：銚子地方気象台で16℃以下の日が2日以上継続 冬季（最低気温）：銚子地方気象台で-3℃以下、千葉特別地域気象観測所で-5℃以下																																																																																													
	霜	4月1日～5月31日最低気温 4℃以下																																																																																													
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合																																																																																													

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

修正前			修正後		
頁			頁		
風	3-20	(3) 火災気象通報 (略) ■火災気象通報の基準 ① 実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき ② 平均風速13m/s以上の風が吹く見込みのとき ただし、降雨（雪）を伴うときは、火災気象通報を行わないことがある。 基準値は気象官署の値（ただし、銚子地方気象台は15メートル以上）	風	3-20	(3) 火災気象通報 (略) ■火災気象通報の基準 <u>「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一である。</u> ただし、降雨（雪）を伴うときは、火災気象通報を行わないことがある。
風	3-20	<u>(4) 土砂災害警戒情報</u> <u>土砂災害警戒情報は、大雨警報が発表され、土砂災害発生の危険性が高まったときに、県と銚子地方気象台が共同で発表する。</u> <u>市は、土砂災害警戒情報が発表されたときは、周辺住民に対し周知徹底するとともに避難指示の発令の判断をする。</u> ■土砂災害警戒情報の発表基準  2時間先までに大雨警報(土砂災害)の基準に到達すると予測 大雨警報(土砂災害)発表 高齢者等は避難開始 2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予測 土砂災害警戒情報 発表 避難開始 すでに土砂災害警戒情報の基準に到達 この段階までに避難完了	風	3-20	<u>(削除)</u>

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁		修正前		頁		修正後													
風	3-21	2 気象情報等の収集・伝達 ■気象情報等の伝達経路		風	3-20	2 気象情報等の収集・伝達 ■気象情報等の伝達経路													
																			
風	3-24	1 災害情報等の収集・整理 (1)～(3) (略) (4) 関係機関への通報 (略) ■災害情報等の通報先・方法		風	3-21	1 災害情報等の収集・整理 (1)～(3) (略) (4) 関係機関への通報 (略) ■災害情報等の通報先・方法													
		<table><tr><td>千葉県</td><td>千葉県防災情報システム、防災電話・FAX、一般加入電話・FAX</td></tr><tr><td>東葛飾地域振興事務所</td><td>千葉県防災情報システム、防災電話・FAX、一般加入電話・FAX</td></tr><tr><td>東葛飾土木事務所</td><td>千葉県防災情報システム、防災電話・FAX、一般加入電話・FAX</td></tr><tr><td>鎌ヶ谷警察署</td><td>市防災行政無線地域系、一般加入電話・FAX、使送</td></tr></table>				千葉県	千葉県防災情報システム、防災電話・FAX、一般加入電話・FAX	東葛飾地域振興事務所	千葉県防災情報システム、防災電話・FAX、一般加入電話・FAX	東葛飾土木事務所	千葉県防災情報システム、防災電話・FAX、一般加入電話・FAX	鎌ヶ谷警察署	市防災行政無線地域系、一般加入電話・FAX、使送	<table><tr><td>千葉県</td><td>千葉県防災情報システム、防災電話・FAX、一般加入電話・FAX</td></tr><tr><td>東葛飾地域振興事務所</td><td>千葉県防災情報システム、防災電話・FAX、一般加入電話・FAX</td></tr><tr><td>東葛飾土木事務所</td><td>千葉県防災情報システム、防災電話・FAX、一般加入電話・FAX</td></tr><tr><td>鎌ヶ谷警察署</td><td>IP無線、一般加入電話・FAX、使送</td></tr></table>		千葉県	千葉県防災情報システム、防災電話・FAX、一般加入電話・FAX	東葛飾地域振興事務所	千葉県防災情報システム、防災電話・FAX、一般加入電話・FAX
千葉県	千葉県防災情報システム、防災電話・FAX、一般加入電話・FAX																		
東葛飾地域振興事務所	千葉県防災情報システム、防災電話・FAX、一般加入電話・FAX																		
東葛飾土木事務所	千葉県防災情報システム、防災電話・FAX、一般加入電話・FAX																		
鎌ヶ谷警察署	市防災行政無線地域系、一般加入電話・FAX、使送																		
千葉県	千葉県防災情報システム、防災電話・FAX、一般加入電話・FAX																		
東葛飾地域振興事務所	千葉県防災情報システム、防災電話・FAX、一般加入電話・FAX																		
東葛飾土木事務所	千葉県防災情報システム、防災電話・FAX、一般加入電話・FAX																		
鎌ヶ谷警察署	IP無線、一般加入電話・FAX、使送																		

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁			修正前	頁			修正後																								
風	3-23		(2) 報告先 事務局は、災害報告を千葉県防災情報システムにより千葉県庁防災危機管理部 危機管理課 に対して行う。なお、人・住家の被害、土木、農地、林野、農作物等の被害状況は、関係する県出先機関全てに報告する。 通信の途絶等により、県へ報告できない場合は、直接消防庁へ報告し、事後速やかに県に報告する。また、同時多発火災等により消防機関へ通報が殺到したときには、その旨を消防庁及び県に報告する。	風	3-23		(2) 報告先 事務局は、災害報告を千葉県防災情報システムにより千葉県庁防災危機管理部 防災対策課 に対して行う。なお、人・住家の被害、土木、農地、林野、農作物等の被害状況は、関係する県出先機関全てに報告する。 通信の途絶等により、県へ報告できない場合は、直接消防庁へ報告し、事後速やかに県に報告する。また、同時多発火災等により消防機関へ通報が殺到したときには、その旨を消防庁及び県に報告する。																								
風	3-25		① 千葉県庁連絡先 <table><tr><td>勤務時間内</td><td>防災危機管理部防災対策課災害対策室 TEL 043-223-2175、043-223-2150 FAX 043-222-1127 防災行政無線 TEL 500-7320（地上系）、012-500-7320（衛星系） 防災行政無線 FAX 500-7298（地上系）、012-500-7298（衛星系）</td></tr><tr><td>勤務時間外</td><td>防災危機管理部防災対策課情報通信管理室宿直担当者 TEL 090-5751-3278 FAX 043-222-5219 防災行政無線 TEL 500-7225（地上系）、012-500-7225（衛星系） 防災行政無線 FAX 500-7110（地上系）、012-500-7110（衛星系）</td></tr></table>	勤務時間内	防災危機管理部防災対策課災害対策室 TEL 043-223-2175、043-223-2150 FAX 043-222-1127 防災行政無線 TEL 500-7320（地上系）、012-500-7320（衛星系） 防災行政無線 FAX 500-7298（地上系）、012-500-7298（衛星系）	勤務時間外	防災危機管理部防災対策課情報通信管理室宿直担当者 TEL 090-5751-3278 FAX 043-222-5219 防災行政無線 TEL 500-7225（地上系）、012-500-7225（衛星系） 防災行政無線 FAX 500-7110（地上系）、012-500-7110（衛星系）	風	3-24		① 千葉県庁連絡先 <table><tr><td>勤務時間内</td><td>防災危機管理部防災対策課災害対策室 TEL 043-223-2175、043-223-2150 FAX 043-222-1127 防災行政無線 TEL 500-7320（地上系）、012-500-7320（衛星系） 防災行政無線 FAX 500-7298（地上系）、012-500-7298（衛星系）</td></tr><tr><td>勤務時間外</td><td>防災危機管理部防災対策課情報通信管理室宿直担当者 TEL 043-223-2178 FAX 043-222-5219 防災行政無線 TEL 500-7225（地上系）、012-500-7225（衛星系） 防災行政無線 FAX 500-7110（地上系）、012-500-7110（衛星系）</td></tr></table>	勤務時間内	防災危機管理部防災対策課災害対策室 TEL 043-223-2175、043-223-2150 FAX 043-222-1127 防災行政無線 TEL 500-7320（地上系）、012-500-7320（衛星系） 防災行政無線 FAX 500-7298（地上系）、012-500-7298（衛星系）	勤務時間外	防災危機管理部防災対策課情報通信管理室宿直担当者 TEL 043-223-2178 FAX 043-222-5219 防災行政無線 TEL 500-7225（地上系）、012-500-7225（衛星系） 防災行政無線 FAX 500-7110（地上系）、012-500-7110（衛星系）																
勤務時間内	防災危機管理部防災対策課災害対策室 TEL 043-223-2175、043-223-2150 FAX 043-222-1127 防災行政無線 TEL 500-7320（地上系）、012-500-7320（衛星系） 防災行政無線 FAX 500-7298（地上系）、012-500-7298（衛星系）																														
勤務時間外	防災危機管理部防災対策課情報通信管理室宿直担当者 TEL 090-5751-3278 FAX 043-222-5219 防災行政無線 TEL 500-7225（地上系）、012-500-7225（衛星系） 防災行政無線 FAX 500-7110（地上系）、012-500-7110（衛星系）																														
勤務時間内	防災危機管理部防災対策課災害対策室 TEL 043-223-2175、043-223-2150 FAX 043-222-1127 防災行政無線 TEL 500-7320（地上系）、012-500-7320（衛星系） 防災行政無線 FAX 500-7298（地上系）、012-500-7298（衛星系）																														
勤務時間外	防災危機管理部防災対策課情報通信管理室宿直担当者 TEL 043-223-2178 FAX 043-222-5219 防災行政無線 TEL 500-7225（地上系）、012-500-7225（衛星系） 防災行政無線 FAX 500-7110（地上系）、012-500-7110（衛星系）																														
風	3-25		② 総務省消防庁連絡先 <table><tr><th colspan="2">消防庁連絡先</th><th>NTT電話</th><th>消防防災無線（県防災行政無線を使用）</th></tr><tr><td>勤務時間内</td><td>震災等応急室</td><td>TEL 03(5253)7527 FAX 03(5253)7537</td><td>TEL 120-90-49013（地上系） 048-500-90-49013（衛星系） FAX 120-90-49033（地上系） 048-500-90-49033（衛星系）</td></tr><tr><td>勤務時間外</td><td>宿直室</td><td>TEL 03(5253)7777 FAX 03(5253)7553</td><td>TEL 120-90-49102（地上系） 048-500-90-49102（衛星系） FAX 120-90-49036（地上系） 048-500-90-49036（衛星系）</td></tr></table>	消防庁連絡先		NTT電話	消防防災無線（県防災行政無線を使用）	勤務時間内	震災等応急室	TEL 03(5253)7527 FAX 03(5253)7537	TEL 120-90-49013（地上系） 048-500-90-49013（衛星系） FAX 120-90-49033（地上系） 048-500-90-49033（衛星系）	勤務時間外	宿直室	TEL 03(5253)7777 FAX 03(5253)7553	TEL 120-90-49102（地上系） 048-500-90-49102（衛星系） FAX 120-90-49036（地上系） 048-500-90-49036（衛星系）	風	3-24		② 総務省消防庁連絡先 <table><tr><th colspan="2">消防庁連絡先</th><th>NTT電話</th><th>消防防災無線（県防災行政無線を使用）</th></tr><tr><td>勤務時間内</td><td>応急対策室</td><td>TEL 03(5253)7527 FAX 03(5253)7537</td><td>TEL 048-500-90-49013（衛星系） FAX 048-500-90-49033（衛星系）</td></tr><tr><td>勤務時間外</td><td>宿直室</td><td>TEL 03(5253)7777 FAX 03(5253)7553</td><td>TEL 048-500-90-49102（衛星系） FAX 048-500-90-49036（衛星系）</td></tr></table>	消防庁連絡先		NTT電話	消防防災無線（県防災行政無線を使用）	勤務時間内	応急対策室	TEL 03(5253)7527 FAX 03(5253)7537	TEL 048-500-90-49013（衛星系） FAX 048-500-90-49033（衛星系）	勤務時間外	宿直室	TEL 03(5253)7777 FAX 03(5253)7553	TEL 048-500-90-49102（衛星系） FAX 048-500-90-49036（衛星系）
消防庁連絡先		NTT電話	消防防災無線（県防災行政無線を使用）																												
勤務時間内	震災等応急室	TEL 03(5253)7527 FAX 03(5253)7537	TEL 120-90-49013（地上系） 048-500-90-49013（衛星系） FAX 120-90-49033（地上系） 048-500-90-49033（衛星系）																												
勤務時間外	宿直室	TEL 03(5253)7777 FAX 03(5253)7553	TEL 120-90-49102（地上系） 048-500-90-49102（衛星系） FAX 120-90-49036（地上系） 048-500-90-49036（衛星系）																												
消防庁連絡先		NTT電話	消防防災無線（県防災行政無線を使用）																												
勤務時間内	応急対策室	TEL 03(5253)7527 FAX 03(5253)7537	TEL 048-500-90-49013（衛星系） FAX 048-500-90-49033（衛星系）																												
勤務時間外	宿直室	TEL 03(5253)7777 FAX 03(5253)7553	TEL 048-500-90-49102（衛星系） FAX 048-500-90-49036（衛星系）																												
風	3-25		<table><tr><td>東葛飾地域振興事務所</td><td>地域防災課 TEL 047(361)2111 FAX 047(367)4348 防災行政無線 TEL 502-721・723 防災行政無線 FAX 502-722</td></tr></table>	東葛飾地域振興事務所	地域防災課 TEL 047(361)2111 FAX 047(367)4348 防災行政無線 TEL 502-721・ 723 防災行政無線 FAX 502-722	風	3-24		<table><tr><td>東葛飾地域振興事務所</td><td>地域防災課 TEL 047(361)2111 FAX 047(367)4348 防災行政無線 TEL 502-721 防災行政無線 FAX 502-722</td></tr></table>	東葛飾地域振興事務所	地域防災課 TEL 047(361)2111 FAX 047(367)4348 防災行政無線 TEL 502-721 防災行政無線 FAX 502-722																				
東葛飾地域振興事務所	地域防災課 TEL 047(361)2111 FAX 047(367)4348 防災行政無線 TEL 502-721・ 723 防災行政無線 FAX 502-722																														
東葛飾地域振興事務所	地域防災課 TEL 047(361)2111 FAX 047(367)4348 防災行政無線 TEL 502-721 防災行政無線 FAX 502-722																														
風	3-26		■関東地方非常通信協議会構成機関（※印は市内機関） ①～④（略） ⑤ 東日本 電信電話 (株)千葉支店通信施設 ⑥～⑧（略）	風	3-25		■関東地方非常通信協議会構成機関（※印は市内機関） ①～④（略） ⑤ NTT 東日本(株)千葉支店通信施設 ⑥～⑧（略）																								

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁			修正前	頁			修正後																																																								
風	3-29	1 記者発表 (略) ■報道機関一覧	<table><tr><th>報道機関名</th><th>担当部署</th><th>電話(NTT) FAX(NTT)</th><th>e-mail</th></tr><tr><td>日本放送協会 千葉放送局</td><td>放送部ニュース</td><td>電話 043-203-0593 FAX 043-203-0396</td><td>m10801-saigai@li.nhk.or.jp</td></tr><tr><td>千葉テレビ放送(株)</td><td>報道局報道部</td><td>電話 043-233-6681 FAX 043-231-4999</td><td>press@chiba-tv.com</td></tr><tr><td colspan="4">(株)ジェイコム千葉 ※協定書に基づく。</td></tr><tr><td>市川記者クラブ**</td><td>市川市役所内</td><td>電話 047-334-0555 FAX 047-336-8032</td><td>-----</td></tr><tr><td>船橋記者クラブ**</td><td>船橋市役所内</td><td>電話 047-436-2017 FAX 047-436-2759</td><td>-----</td></tr><tr><td>松戸記者クラブ*</td><td>松戸市役所内</td><td>電話 047-362-4622 4345 FAX 047-362-6162</td><td>-----</td></tr></table>	報道機関名	担当部署	電話(NTT) FAX(NTT)	e-mail	日本放送協会 千葉放送局	放送部ニュース	電話 043-203-0593 FAX 043-203-0396	m10801-saigai@li.nhk.or.jp	千葉テレビ放送(株)	報道局報道部	電話 043-233-6681 FAX 043-231-4999	press@chiba-tv.com	(株)ジェイコム千葉 ※協定書に基づく。				市川記者クラブ**	市川市役所内	電話 047-334-0555 FAX 047-336-8032	-----	船橋記者クラブ**	船橋市役所内	電話 047-436-2017 FAX 047-436-2759	-----	松戸記者クラブ*	松戸市役所内	電話 047-362-4622 4345 FAX 047-362-6162	-----	風	3-28	1 記者発表 (略) ■報道機関一覧	<table><tr><th>報道機関名</th><th>担当部署</th><th>電話(NTT) FAX(NTT)</th><th>e-mail</th></tr><tr><td>日本放送協会 千葉放送局</td><td>放送部ニュース</td><td>電話 043-203-0593 FAX 043-203-0396</td><td>m10801-saigai@li.nhk.or.jp</td></tr><tr><td>千葉テレビ放送(株)</td><td>報道局報道部</td><td>電話 043-233-6681 FAX 043-231-4999</td><td>press@chiba-tv.com</td></tr><tr><td colspan="4">(株)ジェイコム千葉 ※協定書に基づく。</td></tr><tr><td>市川記者クラブ**</td><td>市川市役所内</td><td>電話 047-336-1000 FAX 047-712-8797</td><td>-----</td></tr><tr><td>船橋記者クラブ**</td><td>船橋市役所内</td><td>電話 047-436-2017 FAX 047-436-2759</td><td>-----</td></tr><tr><td>松戸記者クラブ*</td><td>松戸市役所内</td><td>電話 047-362-4622 4345 FAX 047-362-6162</td><td>-----</td></tr></table>	報道機関名	担当部署	電話(NTT) FAX(NTT)	e-mail	日本放送協会 千葉放送局	放送部ニュース	電話 043-203-0593 FAX 043-203-0396	m10801-saigai@li.nhk.or.jp	千葉テレビ放送(株)	報道局報道部	電話 043-233-6681 FAX 043-231-4999	press@chiba-tv.com	(株)ジェイコム千葉 ※協定書に基づく。				市川記者クラブ**	市川市役所内	電話 047-336-1000 FAX 047-712-8797	-----	船橋記者クラブ**	船橋市役所内	電話 047-436-2017 FAX 047-436-2759	-----	松戸記者クラブ*	松戸市役所内	電話 047-362-4622 4345 FAX 047-362-6162	-----
		報道機関名	担当部署	電話(NTT) FAX(NTT)	e-mail																																																										
日本放送協会 千葉放送局	放送部ニュース	電話 043-203-0593 FAX 043-203-0396	m10801-saigai@li.nhk.or.jp																																																												
千葉テレビ放送(株)	報道局報道部	電話 043-233-6681 FAX 043-231-4999	press@chiba-tv.com																																																												
(株)ジェイコム千葉 ※協定書に基づく。																																																															
市川記者クラブ**	市川市役所内	電話 047-334-0555 FAX 047-336-8032	-----																																																												
船橋記者クラブ**	船橋市役所内	電話 047-436-2017 FAX 047-436-2759	-----																																																												
松戸記者クラブ*	松戸市役所内	電話 047-362-4622 4345 FAX 047-362-6162	-----																																																												
報道機関名	担当部署	電話(NTT) FAX(NTT)	e-mail																																																												
日本放送協会 千葉放送局	放送部ニュース	電話 043-203-0593 FAX 043-203-0396	m10801-saigai@li.nhk.or.jp																																																												
千葉テレビ放送(株)	報道局報道部	電話 043-233-6681 FAX 043-231-4999	press@chiba-tv.com																																																												
(株)ジェイコム千葉 ※協定書に基づく。																																																															
市川記者クラブ**	市川市役所内	電話 047-336-1000 FAX 047-712-8797	-----																																																												
船橋記者クラブ**	船橋市役所内	電話 047-436-2017 FAX 047-436-2759	-----																																																												
松戸記者クラブ*	松戸市役所内	電話 047-362-4622 4345 FAX 047-362-6162	-----																																																												
風	3-30	2 被災者相談・広聴活動 (略) ■相談窓口の内容	<table><tr><th>設置場所</th><th>庁舎1階ロビー</th></tr><tr><td>災害相談窓口 で扱う事項</td><td>① 搜索依頼の受付 ② 食料、飲料水、日用品等の支給に関する情報 ③ 被災証明書の発行 ④ 埋火葬許可書の発行 ⑤ 各種証明書の発行 ⑥ 仮設住宅の申し込み ⑦ 住宅の応急修理の申し込み ⑧ 災害見舞金、義援金の申し込み ⑨ 生活資金等の相談等 ⑩ 健康に関する相談等 ⑪ 中小企業・農業関係相談 ⑫ 要配慮者相談窓口 ⑬ 女性のための相談窓口</td></tr></table>	設置場所	庁舎1階ロビー	災害相談窓口 で扱う事項	① 搜索依頼の受付 ② 食料、飲料水、日用品等の支給に関する情報 ③ 被災証明書の発行 ④ 埋火葬許可書の発行 ⑤ 各種証明書の発行 ⑥ 仮設住宅の申し込み ⑦ 住宅の応急修理の申し込み ⑧ 災害見舞金、義援金の申し込み ⑨ 生活資金等の相談等 ⑩ 健康に関する相談等 ⑪ 中小企業・農業関係相談 ⑫ 要配慮者相談窓口 ⑬ 女性のための相談窓口	風	3-29	2 被災者相談・広聴活動 (略) ■相談窓口の内容	<table><tr><th>設置場所</th><th>庁舎1階ロビー</th></tr><tr><td>災害相談窓口 で扱う事項</td><td>① 搜索依頼の受付 ② 食料、飲料水、日用品等の支給に関する情報 ③ 罹災証明書等の発行 ④ 埋火葬許可書の発行 ⑤ 各種証明書の発行 ⑥ 仮設住宅の申し込み ⑦ 住宅の応急修理の申し込み ⑧ 災害見舞金、義援金の申し込み ⑨ 生活資金等の相談等 ⑩ 健康に関する相談等 ⑪ 中小企業・農業関係相談 ⑫ 要配慮者相談窓口 ⑬ 女性のための相談窓口 ⑭ 各種相談窓口の案内</td></tr></table>	設置場所	庁舎1階ロビー	災害相談窓口 で扱う事項	① 搜索依頼の受付 ② 食料、飲料水、日用品等の支給に関する情報 ③ 罹災証明書等の発行 ④ 埋火葬許可書の発行 ⑤ 各種証明書の発行 ⑥ 仮設住宅の申し込み ⑦ 住宅の応急修理の申し込み ⑧ 災害見舞金、義援金の申し込み ⑨ 生活資金等の相談等 ⑩ 健康に関する相談等 ⑪ 中小企業・農業関係相談 ⑫ 要配慮者相談窓口 ⑬ 女性のための相談窓口 ⑭ 各種相談窓口の案内																																																
		設置場所	庁舎1階ロビー																																																												
災害相談窓口 で扱う事項	① 搜索依頼の受付 ② 食料、飲料水、日用品等の支給に関する情報 ③ 被災証明書の発行 ④ 埋火葬許可書の発行 ⑤ 各種証明書の発行 ⑥ 仮設住宅の申し込み ⑦ 住宅の応急修理の申し込み ⑧ 災害見舞金、義援金の申し込み ⑨ 生活資金等の相談等 ⑩ 健康に関する相談等 ⑪ 中小企業・農業関係相談 ⑫ 要配慮者相談窓口 ⑬ 女性のための相談窓口																																																														
設置場所	庁舎1階ロビー																																																														
災害相談窓口 で扱う事項	① 搜索依頼の受付 ② 食料、飲料水、日用品等の支給に関する情報 ③ 罹災証明書等の発行 ④ 埋火葬許可書の発行 ⑤ 各種証明書の発行 ⑥ 仮設住宅の申し込み ⑦ 住宅の応急修理の申し込み ⑧ 災害見舞金、義援金の申し込み ⑨ 生活資金等の相談等 ⑩ 健康に関する相談等 ⑪ 中小企業・農業関係相談 ⑫ 要配慮者相談窓口 ⑬ 女性のための相談窓口 ⑭ 各種相談窓口の案内																																																														

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁		修正前		頁		修正後																																																																																															
風	3-31	1 災害派遣要請依頼 (1) 派遣要請依頼の手続き 本部長は、自衛隊の災害派遣の必要があると認められるときは、知事に対して次の事項を明らかにした文書をもって依頼する。ただし、緊急を要する場合は、電話、無線で直接依頼し、後日文書を送付する。 災害派遣の要請は、原則として陸上自衛隊は千葉県災害隊区長である第1空挺団長を、海上自衛隊は横須賀地方総監を、航空自衛隊は<u>第1補給処長</u>を、それぞれ窓口として実施する。ただし、緊急避難、人命救助が急迫し、知事に依頼するいとまがないと認められるとき又は通信の途絶等で知事に依頼できないときは、直接最寄りの自衛隊の駐屯地司令等の職にある部隊の長に通報し、事後、所定の手続きを行う。 事務局は、これらの災害派遣要請依頼の手続きを行う。		風	3-30	1 災害派遣要請依頼 (1) 派遣要請依頼の手続き 本部長は、自衛隊の災害派遣の必要があると認められるときは、知事に対して次の事項を明らかにした文書をもって依頼する。ただし、緊急を要する場合は、電話、無線で直接依頼し、後日文書を送付する。 災害派遣の要請は、原則として陸上自衛隊は千葉県災害隊区長である第1空挺団長を、海上自衛隊は横須賀地方総監を、航空自衛隊は<u>中部航空方面隊司令官</u>を、それぞれ窓口として実施する。ただし、緊急避難、人命救助が急迫し、知事に依頼するいとまがないと認められるとき又は通信の途絶等で知事に依頼できないときは、直接最寄りの自衛隊の駐屯地司令等の職にある部隊の長に通報し、事後、所定の手続きを行う。 事務局は、これらの災害派遣要請依頼の手続きを行う。																																																																																															
	3-32	■緊急の場合の自衛隊連絡先 <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2" rowspan="2">部 隊 名 (駐屯地等名)</th><th colspan="2">連絡責任者</th><th rowspan="2">電 話 番 号 () は時間外</th><th rowspan="2">県 防 災 行政無線</th><th rowspan="2">備 考</th></tr><tr><th>時間内 (8:30～ 17:00)</th><th>時間外</th></tr><tr><td rowspan="6">県内</td><td rowspan="2">陸上自衛隊</td><td>第1空挺団 (習志野)</td><td><u>第3科 防衛班長</u></td><td><u>駐屯地 当直司令</u></td><td>習志野 047-466-2141 内 線 218</td><td>632-721</td><td>窓口</td></tr><tr><td>需品学校 (松戸)</td><td><u>企画副室長 (防衛幹部気付)</u></td><td><u>駐屯地 当直司令</u></td><td>松戸 047-387-2171 内 線 202～204, 231</td><td>636-721 636-723当</td><td>最寄</td></tr><tr><td rowspan="2">海上自衛隊</td><td>教育航空集団司令部 (下総)</td><td><u>運用主任幕僚</u></td><td><u>団 当直幕僚</u></td><td>柏 04-7191-2321 内 線 2420(2424)</td><td>635-723</td><td>最寄</td></tr><tr><td>下総教育航空群 (下総)</td><td><u>司令部 運用幕僚</u></td><td><u>群 当直士官</u></td><td>柏 04-7191-2321 内 線 2213(2222)</td><td>635-721</td><td>最寄</td></tr><tr><td rowspan="2">航空自衛隊</td><td><u>第1補給処 (木更津)</u></td><td><u>企画課 運用班長</u></td><td><u>基地 当直幹部</u></td><td>木更津 0438-41-1111 内 線 303</td><td>638-721 638-724当</td><td>窓口 最寄</td></tr><tr><td>海自 衛 上隊</td><td>横 須 賀 地 方 総 監 部 (横 須 賀)</td><td><u>防 衛 部 第3幕僚室 防 災 担 当</u></td><td><u>作戦室 当直幕僚</u></td><td>0468-22-3500 内 線 2543</td><td>637-721 637-723</td><td>窓 口</td></tr><tr><td>県外</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>			区分	部 隊 名 (駐屯地等名)		連絡責任者		電 話 番 号 () は時間外	県 防 災 行政無線	備 考	時間内 (8:30～ 17:00)	時間外	県内	陸上自衛隊	第1空挺団 (習志野)	<u>第3科 防衛班長</u>	<u>駐屯地 当直司令</u>	習志野 047-466-2141 内 線 218	632-721	窓口	需品学校 (松戸)	<u>企画副室長 (防衛幹部気付)</u>	<u>駐屯地 当直司令</u>	松戸 047-387-2171 内 線 202～204, 231	636-721 636-723当	最寄	海上自衛隊	教育航空集団司令部 (下総)	<u>運用主任幕僚</u>	<u>団 当直幕僚</u>	柏 04-7191-2321 内 線 2420(2424)	635-723	最寄	下総教育航空群 (下総)	<u>司令部 運用幕僚</u>	<u>群 当直士官</u>	柏 04-7191-2321 内 線 2213(2222)	635-721	最寄	航空自衛隊	<u>第1補給処 (木更津)</u>	<u>企画課 運用班長</u>	<u>基地 当直幹部</u>	木更津 0438-41-1111 内 線 303	638-721 638-724当	窓口 最寄	海自 衛 上隊	横 須 賀 地 方 総 監 部 (横 須 賀)	<u>防 衛 部 第3幕僚室 防 災 担 当</u>	<u>作戦室 当直幕僚</u>	0468-22-3500 内 線 2543	637-721 637-723	窓 口	県外								風	3-31	■緊急の場合の自衛隊連絡先 <table><tr><th>区分</th><th colspan="2">部 隊 名 (駐屯地等名)</th><th>連絡窓口</th><th>電 話 番 号 () は時間外</th><th>県 防 災 行政無線 (防災電話)</th></tr><tr><td rowspan="4">県内</td><td rowspan="2">陸上自衛隊</td><td><u>後方支援学校需品科部 (松戸)</u></td><td><u>後方支援学校 需品科部長 (企画室)</u></td><td>047-387-2171 内 線 471 (当直302)</td><td>636-721 636-723当</td></tr><tr><td>第1空挺団 (習志野)</td><td><u>第1空挺団長 (第3科) 【千葉県災害隊区長】</u></td><td>047-466-2141 内 線 236 (当直301)</td><td>632-721 632-725当</td></tr><tr><td rowspan="2">海上自衛隊</td><td>教育航空集団司令部 (下総)</td><td><u>教育航空集団司令官 (運用幕僚部)</u></td><td>04-7191-2321 内 線 2424</td><td>635-723</td></tr><tr><td>下総教育航空群 (下総)</td><td><u>下総教育航空群司令 (司令部)</u></td><td>04-7191-2321 内 線 2213(当直2220)</td><td>635-721</td></tr><tr><td rowspan="2">県外</td><td>航空自衛隊</td><td><u>中部航空方面隊 司令部 (入間)</u></td><td><u>中部航空方面隊司令官 (防衛部)</u></td><td>04-2953-6131 内 線 2233 (当直2204)</td><td>638-721 638-723当</td></tr><tr><td>海上自衛隊</td><td>横 須 賀 地 方 総 監 部 (横 須 賀)</td><td><u>横須賀地方総監 (第3幕僚室)</u></td><td>046-822-3500 内 線 2543 (当直 2222)</td><td>637-721 637-723</td></tr></table>		区分	部 隊 名 (駐屯地等名)		連絡窓口	電 話 番 号 () は時間外	県 防 災 行政無線 (防災電話)	県内	陸上自衛隊	<u>後方支援学校需品科部 (松戸)</u>	<u>後方支援学校 需品科部長 (企画室)</u>	047-387-2171 内 線 471 (当直302)	636-721 636-723当	第1空挺団 (習志野)	<u>第1空挺団長 (第3科) 【千葉県災害隊区長】</u>	047-466-2141 内 線 236 (当直301)	632-721 632-725当	海上自衛隊	教育航空集団司令部 (下総)	<u>教育航空集団司令官 (運用幕僚部)</u>	04-7191-2321 内 線 2424	635-723	下総教育航空群 (下総)	<u>下総教育航空群司令 (司令部)</u>	04-7191-2321 内 線 2213(当直2220)	635-721	県外	航空自衛隊	<u>中部航空方面隊 司令部 (入間)</u>	<u>中部航空方面隊司令官 (防衛部)</u>	04-2953-6131 内 線 2233 (当直2204)	638-721 638-723当	海上自衛隊	横 須 賀 地 方 総 監 部 (横 須 賀)	<u>横須賀地方総監 (第3幕僚室)</u>
区分	部 隊 名 (駐屯地等名)		連絡責任者					電 話 番 号 () は時間外	県 防 災 行政無線				備 考																																																																																								
			時間内 (8:30～ 17:00)	時間外																																																																																																	
県内	陸上自衛隊	第1空挺団 (習志野)	<u>第3科 防衛班長</u>	<u>駐屯地 当直司令</u>	習志野 047-466-2141 内 線 218	632-721	窓口																																																																																														
		需品学校 (松戸)	<u>企画副室長 (防衛幹部気付)</u>	<u>駐屯地 当直司令</u>	松戸 047-387-2171 内 線 202～204, 231	636-721 636-723当	最寄																																																																																														
	海上自衛隊	教育航空集団司令部 (下総)	<u>運用主任幕僚</u>	<u>団 当直幕僚</u>	柏 04-7191-2321 内 線 2420(2424)	635-723	最寄																																																																																														
		下総教育航空群 (下総)	<u>司令部 運用幕僚</u>	<u>群 当直士官</u>	柏 04-7191-2321 内 線 2213(2222)	635-721	最寄																																																																																														
	航空自衛隊	<u>第1補給処 (木更津)</u>	<u>企画課 運用班長</u>	<u>基地 当直幹部</u>	木更津 0438-41-1111 内 線 303	638-721 638-724当	窓口 最寄																																																																																														
		海自 衛 上隊	横 須 賀 地 方 総 監 部 (横 須 賀)	<u>防 衛 部 第3幕僚室 防 災 担 当</u>	<u>作戦室 当直幕僚</u>	0468-22-3500 内 線 2543	637-721 637-723	窓 口																																																																																													
県外																																																																																																					
区分	部 隊 名 (駐屯地等名)		連絡窓口	電 話 番 号 () は時間外	県 防 災 行政無線 (防災電話)																																																																																																
県内	陸上自衛隊	<u>後方支援学校需品科部 (松戸)</u>	<u>後方支援学校 需品科部長 (企画室)</u>	047-387-2171 内 線 471 (当直302)	636-721 636-723当																																																																																																
		第1空挺団 (習志野)	<u>第1空挺団長 (第3科) 【千葉県災害隊区長】</u>	047-466-2141 内 線 236 (当直301)	632-721 632-725当																																																																																																
	海上自衛隊	教育航空集団司令部 (下総)	<u>教育航空集団司令官 (運用幕僚部)</u>	04-7191-2321 内 線 2424	635-723																																																																																																
		下総教育航空群 (下総)	<u>下総教育航空群司令 (司令部)</u>	04-7191-2321 内 線 2213(当直2220)	635-721																																																																																																
県外	航空自衛隊	<u>中部航空方面隊 司令部 (入間)</u>	<u>中部航空方面隊司令官 (防衛部)</u>	04-2953-6131 内 線 2233 (当直2204)	638-721 638-723当																																																																																																
	海上自衛隊	横 須 賀 地 方 総 監 部 (横 須 賀)	<u>横須賀地方総監 (第3幕僚室)</u>	046-822-3500 内 線 2543 (当直 2222)	637-721 637-723																																																																																																

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁			修正前	頁			修正後				
風	3-32	■連絡先メールアドレス（通常及び災害時における連絡用）		風	3-31	(削除)					
		区 分	メールアドレス								
		陸上自衛隊 需品学校	plans-qmsh@inet.gsdf.mod.go.jp								
		海上自衛隊	下総教育航空群								
			04-7191-2321内線2213(運用幕僚)又は（群当直士官）								
			に必要な都度メールアドレスを確認								
風	3-35	■ヘリコプター発着場の必要地積		風	3-34	■ヘリコプター発着場の必要地積					
		機 種	搭乗可能 人数			必要地積 (最小)	機 種	搭乗可能 人数	必要地積		
		OH-6D	観測ヘリコプター			3人	約 30m×30m	TH-480	練習ヘリコプター	2人	約 30m×30m
		UH-1J	多用途ヘリコプター			7人	約 36m×36m	OH-1	観測ヘリコプター	0人	約 35m×35m
		UH-60JA	多用途ヘリコプター			11人	約 50m×50m	UH-1J・2	多用途ヘリコプター	11人	約 36m×36m
		CH-47J	輸送ヘリコプター			35人	約100m×100m	AH-1S	戦闘ヘリコプター	0人	約 36m×36m
								UH-60JA	多用途ヘリコプター	11人	約 50m×50m
				AH-64D	戦闘ヘリコプター	0人	約 50m×50m				
				CH-47 (V-22)	輸送ヘリコプター	55人 (24人)	約100m×100m				
				EC-225	要人輸送ヘリコプター	20人	約 48m×48m				

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

修正前			修正後		
頁			頁		
風	3-35	(2) 県に対する要請 (略)	風	3-34	(2) 県に対する要請 (略) <u>(3) 受援体制</u> <u>ア 行政機能チェックリストの報告</u> <u>都道府県または総務省から報告の求めがあった場合、原則として発災後 1 2 時間以内に、千葉県総務部市町村班に対し、千葉県防災情報システムを通じて、トップマネジメントが機能しているかなどについて、市町村行政機能チェックリストにより、報告することとなっている。</u> <u>なお、千葉県防災情報システムが使用できない場合には、防災 F A X、防災電話等により報告する。また、報告した内容に異動が生じた場合には、千葉県総務部市町村班に速やかに報告する。</u> <u>イ 応援要請</u> <u>本部長は、千葉県に応援要請をする際は、受援担当等（総務企画 1 班及び 2 班）を設置し、各対象業務の担当部署から報告される受援ニーズを把握し、取りまとめ、千葉県受援計画様式 7 により応援を要請する。</u> <u>なお、文書にて要請するいとまがない場合は、電話等により要請することができる。</u> <u>県が想定する対象業務は、以下のとおりであり応急対策期（おおむね 3 ケ月）における人的応援とされている。</u> <u>【対象業務】</u> <u>A 市町村災害対策本部運営（担当部署：事務局）</u> <u>B 避難所運営（担当部署：避難所 1 班～ 4 班）</u> <u>C 物資仕分け・荷卸し（担当部署：物資管理班）</u> <u>D 住家被害認定調査・罹災証明書交付（担当部署：調査 1 班及び 2 班）</u>

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁			修正前			頁			修正後																															
	風	3-35	<u>また</u>、県は、市町村が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、市町村からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づき、食料及び燃料等の生活必需物資を確保し、迅速な供給に努めることを原則とするが、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下したと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行うため、市は円滑な受け入れを行う。 ■県への応援要請手続き (表略)		風	3-35	■県への応援要請手続き (表略) <u>ウ 本市の行政機能が低下した場合</u> 県は、市町村が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、市町村からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づき、食料及び燃料等の生活必需物資を確保し、迅速な供給に努めることを原則とするが、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下したと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行うため、市は円滑な受け入れを行う。 <u>また、県では、大規模な災害が発生し、広域防災拠点を開設する必要性が生じた場合には、施設管理者と協議、調整を行い、当該施設を広域防災拠点として利用することとなる。</u> <u>本市の属する東葛・葛南ゾーンの広域防災拠点は次のとおりとなる。なお、県災害対策本部は、広域防災拠点を開設するときは、施設管理者に対して口頭または電話でその旨を伝達の上、メール、FAX、文書等により要請があるため、速やかに「千葉県広域防災拠点開設要請書」を返送する。</u>																																	
			<u>(追加)</u>			3-35	<u>※千葉県受援計画P18 表4 広域防災拠点一覧（救援部隊）</u> <table><tr><th><u>千葉県カルテNo.</u></th><th><u>施設名称</u></th><th><u>所在地</u></th><th><u>施設管理者</u></th><th><u>活動部隊</u></th></tr><tr><td><u>自-1</u></td><td><u>陸上自衛隊松戸駐屯地</u></td><td><u>松戸市五香六実17</u></td><td><u>陸上自衛隊</u></td><td><u>自衛隊</u></td></tr><tr><td><u>自-2</u></td><td><u>海上自衛隊下総航空基地</u></td><td><u>柏市藤ヶ谷1614-1</u></td><td><u>陸上自衛隊</u></td><td><u>自衛隊</u></td></tr><tr><td><u>広-1</u></td><td><u>鎌ヶ谷市営陸上競技場</u></td><td><u>鎌ヶ谷市初富924-283</u></td><td><u>鎌ヶ谷市</u></td><td><u>消防・警察</u></td></tr><tr><td><u>広-2</u></td><td><u>太津川防災レクリエーション公園</u></td><td><u>柏市篠籠田57</u></td><td><u>柏市</u></td><td><u>消防</u></td></tr><tr><td><u>広-3</u></td><td><u>県立柏の葉公園</u></td><td><u>柏市柏の葉4-1</u></td><td><u>千葉県</u></td><td><u>警察</u></td></tr></table>	<u>千葉県カルテNo.</u>	<u>施設名称</u>	<u>所在地</u>	<u>施設管理者</u>	<u>活動部隊</u>	<u>自-1</u>	<u>陸上自衛隊松戸駐屯地</u>	<u>松戸市五香六実17</u>	<u>陸上自衛隊</u>	<u>自衛隊</u>	<u>自-2</u>	<u>海上自衛隊下総航空基地</u>	<u>柏市藤ヶ谷1614-1</u>	<u>陸上自衛隊</u>	<u>自衛隊</u>	<u>広-1</u>	<u>鎌ヶ谷市営陸上競技場</u>	<u>鎌ヶ谷市初富924-283</u>	<u>鎌ヶ谷市</u>	<u>消防・警察</u>	<u>広-2</u>	<u>太津川防災レクリエーション公園</u>	<u>柏市篠籠田57</u>	<u>柏市</u>	<u>消防</u>	<u>広-3</u>	<u>県立柏の葉公園</u>	<u>柏市柏の葉4-1</u>	<u>千葉県</u>	<u>警察</u>			
<u>千葉県カルテNo.</u>	<u>施設名称</u>	<u>所在地</u>	<u>施設管理者</u>	<u>活動部隊</u>																																				
<u>自-1</u>	<u>陸上自衛隊松戸駐屯地</u>	<u>松戸市五香六実17</u>	<u>陸上自衛隊</u>	<u>自衛隊</u>																																				
<u>自-2</u>	<u>海上自衛隊下総航空基地</u>	<u>柏市藤ヶ谷1614-1</u>	<u>陸上自衛隊</u>	<u>自衛隊</u>																																				
<u>広-1</u>	<u>鎌ヶ谷市営陸上競技場</u>	<u>鎌ヶ谷市初富924-283</u>	<u>鎌ヶ谷市</u>	<u>消防・警察</u>																																				
<u>広-2</u>	<u>太津川防災レクリエーション公園</u>	<u>柏市篠籠田57</u>	<u>柏市</u>	<u>消防</u>																																				
<u>広-3</u>	<u>県立柏の葉公園</u>	<u>柏市柏の葉4-1</u>	<u>千葉県</u>	<u>警察</u>																																				

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁		修正前	頁		修正後																					
		(追加)			また、広域防災拠点の利用機関等は次のとおりとなる。 ※千葉県受援計画P6 表 1 広域防災拠点一覧（救援部隊）																					
					表 1 広域防災拠点と利用機関																					
					<table><tr><th colspan="2">広域防災拠点の利用機関</th><th>広域防災拠点の機能</th></tr><tr><td rowspan="4">救 援 部 隊</td><td>自衛隊</td><td rowspan="4">・ 後方支援機能 ・ ベースキャンプ機能</td></tr><tr><td>消 防</td></tr><tr><td>【緊急消防援助隊】</td></tr><tr><td>警 察</td></tr><tr><td></td><td>【警察災害派遣隊】</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">医療救護【DMAT】</td><td>・ 後方支援機能 ・ ドクターヘリ活動支援機能</td></tr><tr><td colspan="2">救援物資</td><td>・ 県物資集積拠点 （一次物資拠点）</td></tr><tr><td colspan="2">ボランティア</td><td>・ 広域災害ボランティアセンター （市町村災害ボランティアセンターの 機能代替及び支援）</td></tr></table>	広域防災拠点の利用機関		広域防災拠点の機能	救 援 部 隊	自衛隊	・ 後方支援機能 ・ ベースキャンプ機能	消 防	【緊急消防援助隊】	警 察		【警察災害派遣隊】		医療救護【DMAT】		・ 後方支援機能 ・ ドクターヘリ活動支援機能	救援物資		・ 県物資集積拠点 （一次物資拠点）	ボランティア		・ 広域災害ボランティアセンター （市町村災害ボランティアセンターの 機能代替及び支援）
広域防災拠点の利用機関		広域防災拠点の機能																								
救 援 部 隊	自衛隊	・ 後方支援機能 ・ ベースキャンプ機能																								
	消 防																									
	【緊急消防援助隊】																									
	警 察																									
	【警察災害派遣隊】																									
医療救護【DMAT】		・ 後方支援機能 ・ ドクターヘリ活動支援機能																								
救援物資		・ 県物資集積拠点 （一次物資拠点）																								
ボランティア		・ 広域災害ボランティアセンター （市町村災害ボランティアセンターの 機能代替及び支援）																								
			風	3-36	※ 救援部隊及びボランティアの広域防災拠点については、同一の施設に開設する場合がある。																					

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁		修正前		頁		修正後																																														
			(追加)				また、県のタイムラインは次のとおりとなるため、受援体制を整備する。 ※千葉県受援計画P5 図2 全体タイムライン																																													
				風	3-37		<table><tr><th></th><th>救援部隊 (自衛隊・消防・警察)</th><th>医療救護</th><th>救援物資</th><th>ボランティア</th></tr><tr><td>1日目</td><td>災害派遣要請 応援要請※ 被害情報の収集 拠点の選定・ルート確認 拠点の開設</td><td>DMAT派遣要請 DMAT受入 航空搬送 拠点の開設</td><td>倉庫被害状況確認 専門家派遣要請 (倉庫協会・トラック協会) 拠点の選定 輸送ネットワーク構築</td><td></td></tr><tr><td>12h</td><td>応援部隊受入 施設利用に係る調整</td><td>施設利用に係る調整</td><td></td><td></td></tr><tr><td>24h</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2日目</td><td></td><td>医療救護班派遣要請 医療救護班受入</td><td>物資供給要請</td><td>県災害VC設置</td></tr><tr><td>3日目</td><td>応援部隊交代再受入 拠点施設再選定 (消防・警察)</td><td></td><td>拠点への入庫指示</td><td>拠点の開設</td></tr><tr><td>6日目</td><td>応援部隊交代再受入 拠点施設再選定 (消防・警察)</td><td></td><td>被災市町村への出庫指示</td><td>県広域災害VC設置</td></tr><tr><td>7日目</td><td>応援部隊交代再受入 (自衛隊)</td><td></td><td>在庫管理</td><td></td></tr><tr><td>30日目</td><td></td><td></td><td></td><td>施設利用に係る調整</td></tr></table> ※警察の災害派遣隊の援助の要求は県公安委員会から実施される。		救援部隊 (自衛隊・消防・警察)	医療救護	救援物資	ボランティア	1日目	災害派遣要請 応援要請※ 被害情報の収集 拠点の選定・ルート確認 拠点の開設	DMAT派遣要請 DMAT受入 航空搬送 拠点の開設	倉庫被害状況確認 専門家派遣要請 (倉庫協会・トラック協会) 拠点の選定 輸送ネットワーク構築		12h	応援部隊受入 施設利用に係る調整	施設利用に係る調整			24h					2日目		医療救護班派遣要請 医療救護班受入	物資供給要請	県災害VC設置	3日目	応援部隊交代再受入 拠点施設再選定 (消防・警察)		拠点への入庫指示	拠点の開設	6日目	応援部隊交代再受入 拠点施設再選定 (消防・警察)		被災市町村への出庫指示	県広域災害VC設置	7日目	応援部隊交代再受入 (自衛隊)		在庫管理		30日目				施設利用に係る調整
	救援部隊 (自衛隊・消防・警察)	医療救護	救援物資	ボランティア																																																
1日目	災害派遣要請 応援要請※ 被害情報の収集 拠点の選定・ルート確認 拠点の開設	DMAT派遣要請 DMAT受入 航空搬送 拠点の開設	倉庫被害状況確認 専門家派遣要請 (倉庫協会・トラック協会) 拠点の選定 輸送ネットワーク構築																																																	
12h	応援部隊受入 施設利用に係る調整	施設利用に係る調整																																																		
24h																																																				
2日目		医療救護班派遣要請 医療救護班受入	物資供給要請	県災害VC設置																																																
3日目	応援部隊交代再受入 拠点施設再選定 (消防・警察)		拠点への入庫指示	拠点の開設																																																
6日目	応援部隊交代再受入 拠点施設再選定 (消防・警察)		被災市町村への出庫指示	県広域災害VC設置																																																
7日目	応援部隊交代再受入 (自衛隊)		在庫管理																																																	
30日目				施設利用に係る調整																																																
第5節 救出・救急・消防				第5節 消防・救助・救急																																																

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁			修正前			頁			修正後																																																																																												
風	3-40	◆項目と活動時期	<table><thead><tr><th colspan="2">項 目</th><th>初動期 (当日まで)</th><th>応急期 (当日～復旧 前まで)</th><th>復旧期 (応急活動が終 息した日以降)</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">第 1 救出・救急活動</td><td>1 救出情報の収集</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2 救出活動</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>3 救急活動</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">第 2 消防活動</td><td>1 情報の収集</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2 消火活動</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">第 3 水防活動</td><td>1 活動体制の確立</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2 危険箇所の巡視</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>3 はん濫警戒情報の伝達</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">第 4 惨事ストレス対策</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)	第 1 救出・救急活動	1 救出情報の収集				2 救出活動				3 救急活動				第 2 消防活動	1 情報の収集				2 消火活動				第 3 水防活動	1 活動体制の確立				2 危険箇所の巡視				3 はん濫警戒情報の伝達				第 4 惨事ストレス対策					風	3-42	◆項目と活動時期	<table><thead><tr><th colspan="2">項 目</th><th>初動期 (当日まで)</th><th>応急期 (当日～復旧 前まで)</th><th>復旧期 (応急活動が終 息した日以降)</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">第 1 消防活動</td><td>1 情報の収集</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2 消火活動</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>3 救急活動</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">第 2 救助・救急活動</td><td>1 救助情報の収集</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2 救助活動</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>3 救急活動</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">第 3 水防活動</td><td>1 活動体制の確立</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2 危険箇所の巡視</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>3 はん濫警戒情報の伝達</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">第 4 惨事ストレス対策</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)	第 1 消防活動	1 情報の収集				2 消火活動				3 救急活動				第 2 救助・救急活動	1 救助情報の収集				2 救助活動				3 救急活動				第 3 水防活動	1 活動体制の確立				2 危険箇所の巡視				3 はん濫警戒情報の伝達				第 4 惨事ストレス対策				
		項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)																																																																																															
第 1 救出・救急活動	1 救出情報の収集																																																																																																				
	2 救出活動																																																																																																				
	3 救急活動																																																																																																				
第 2 消防活動	1 情報の収集																																																																																																				
	2 消火活動																																																																																																				
第 3 水防活動	1 活動体制の確立																																																																																																				
	2 危険箇所の巡視																																																																																																				
	3 はん濫警戒情報の伝達																																																																																																				
第 4 惨事ストレス対策																																																																																																					
項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)																																																																																																	
第 1 消防活動	1 情報の収集																																																																																																				
	2 消火活動																																																																																																				
	3 救急活動																																																																																																				
第 2 救助・救急活動	1 救助情報の収集																																																																																																				
	2 救助活動																																																																																																				
	3 救急活動																																																																																																				
第 3 水防活動	1 活動体制の確立																																																																																																				
	2 危険箇所の巡視																																																																																																				
	3 はん濫警戒情報の伝達																																																																																																				
第 4 惨事ストレス対策																																																																																																					
風	3-40	◆実施担当	<table><tbody><tr><td>第 1 救出・救急活動</td><td>責 任 者：消防長、都市建設部長、市民生活部次長 担 当：消防班、都市建設 1 班～4 班、事務局 関係機関：消防団、住民、自主防災組織、事業所</td></tr><tr><td>第 2 消防活動</td><td>責 任 者：消防長 担 当：消防班 関係機関：消防団、住民、自主防災組織、事業所</td></tr><tr><td>第 3 水防活動</td><td>責 任 者：消防長、都市建設部長 担 当：消防班、都市建設 1 班～4 班 関係機関：消防団</td></tr><tr><td>第 4 惨事ストレス対策</td><td>責 任 者：総務企画部長 担 当：総務企画 1 班 関係機関：消防庁等</td></tr></tbody></table>	第 1 救出・救急活動	責 任 者：消防長、都市建設部長、市民生活部次長 担 当：消防班、都市建設 1 班～4 班、事務局 関係機関：消防団、住民、自主防災組織、事業所	第 2 消防活動	責 任 者：消防長 担 当：消防班 関係機関：消防団、住民、自主防災組織、事業所	第 3 水防活動	責 任 者：消防長、都市建設部長 担 当：消防班、都市建設 1 班～4 班 関係機関：消防団	第 4 惨事ストレス対策	責 任 者：総務企画部長 担 当：総務企画 1 班 関係機関：消防庁等	風	3-42	◆実施担当	<table><tbody><tr><td>第 1 消防活動</td><td>責 任 者：消防長 担 当：消防班 関係機関：消防団、住民、自主防災組織、事業所</td></tr><tr><td>第 2 救助・救急活動</td><td>責 任 者：消防長、都市建設部長、市民生活部次長 担 当：消防班、都市建設 1 班～4 班、事務局 関係機関：消防団、住民、自主防災組織、事業所</td></tr><tr><td>第 3 水防活動</td><td>責 任 者：消防長、都市建設部長 担 当：消防班、都市建設 1 班～4 班 関係機関：消防団</td></tr><tr><td>第 4 惨事ストレス対策</td><td>責 任 者：総務企画部長 担 当：総務企画 1 班 関係機関：消防庁等</td></tr></tbody></table>	第 1 消防活動	責 任 者：消防長 担 当：消防班 関係機関：消防団、住民、自主防災組織、事業所	第 2 救助・救急活動	責 任 者：消防長、都市建設部長、市民生活部次長 担 当：消防班、都市建設 1 班～4 班、事務局 関係機関：消防団、住民、自主防災組織、事業所	第 3 水防活動	責 任 者：消防長、都市建設部長 担 当：消防班、都市建設 1 班～4 班 関係機関：消防団	第 4 惨事ストレス対策	責 任 者：総務企画部長 担 当：総務企画 1 班 関係機関：消防庁等																																																																														
		第 1 救出・救急活動	責 任 者：消防長、都市建設部長、市民生活部次長 担 当：消防班、都市建設 1 班～4 班、事務局 関係機関：消防団、住民、自主防災組織、事業所																																																																																																		
第 2 消防活動	責 任 者：消防長 担 当：消防班 関係機関：消防団、住民、自主防災組織、事業所																																																																																																				
第 3 水防活動	責 任 者：消防長、都市建設部長 担 当：消防班、都市建設 1 班～4 班 関係機関：消防団																																																																																																				
第 4 惨事ストレス対策	責 任 者：総務企画部長 担 当：総務企画 1 班 関係機関：消防庁等																																																																																																				
第 1 消防活動	責 任 者：消防長 担 当：消防班 関係機関：消防団、住民、自主防災組織、事業所																																																																																																				
第 2 救助・救急活動	責 任 者：消防長、都市建設部長、市民生活部次長 担 当：消防班、都市建設 1 班～4 班、事務局 関係機関：消防団、住民、自主防災組織、事業所																																																																																																				
第 3 水防活動	責 任 者：消防長、都市建設部長 担 当：消防班、都市建設 1 班～4 班 関係機関：消防団																																																																																																				
第 4 惨事ストレス対策	責 任 者：総務企画部長 担 当：総務企画 1 班 関係機関：消防庁等																																																																																																				
第 1 救出・救急活動			第 2 救助・救急活動																																																																																																		

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

修正前			修正後		
頁			頁		
風	3-42	1 <u>救出</u>情報の収集 (1) 発見者の通報 要<u>救出</u>者を発見した者は、鎌ヶ谷市災害対策本部、消防本部又は鎌ヶ谷警察署等へ通報する。 (2) 要<u>救出</u>情報の収集 (略) 2 <u>救出</u>活動 (1) <u>救出</u>活動 消防班は、消防班、消防団、都市建設1班～4班から<u>救出</u>チームを編成し、<u>救出</u>情報を基に<u>救出</u>チームの出動等を指揮する。 ■<u>救出</u>活動の原則 ① 延焼火災が多発し、多数の<u>救出</u>・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。 ② 延焼火災は少ないが、多数の<u>救出</u>・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。 ③ 同時に小規模な<u>救出</u>・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。 ④ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。 (2) 応援要請 (略) (3) 住民・自主防災組織・事業所の救<u>助</u>活動 住民・自主防災組織・事業所等は、二次災害の発生に十分注意しながら連携して、地域及び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。また、崩壊土砂や建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救<u>出</u>を行う。	風	3-44	1 救<u>助</u>情報の収集 (1) 発見者の通報 要<u>救助</u>者を発見した者は、鎌ヶ谷市災害対策本部、消防本部又は鎌ヶ谷警察署等へ通報する。 (2) 要<u>救助</u>情報の収集 (略) 2 <u>救助</u>活動 (1) <u>救助</u>活動 消防班は、消防班、消防団、都市建設1班～4班から<u>救助</u>チームを編成し、<u>救助</u>情報を基に<u>救助</u>チームの出動等を指揮する。 ■<u>救助</u>活動の原則 ① 延焼火災が多発し、多数の<u>救助</u>・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。 ② 延焼火災は少ないが、多数の<u>救助</u>・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。 ③ 同時に小規模な<u>救助</u>・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。 ④ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。 (2) 応援要請 (略) (3) 住民・自主防災組織・事業所の救<u>出</u>活動 住民・自主防災組織・事業所等は、二次災害の発生に十分注意しながら連携して、地域及び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。また、崩壊土砂や建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救<u>出</u>を行う。
第2 消防活動			第1 消防活動		

鎌ケ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁			修正前	頁			修正後						
風	3-42	2 消火活動 (1)～(4) (略) (5) 事業所の活動 事業所は、火災が発生した場合、出火防止措置及び初期消火活動を行う。 また、火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、次の措置をとる。 ■事業所の消火活動等 ① 警察、消防署等最寄りの防災機関への通報 ② 自衛消防隊等による初期消火、延焼防止活動 ③ 必要に応じて従業員、顧客等の避難 ④ 周辺地域の住民等に対する必要な情報の伝達 ⑤ 立入り禁止措置等の実施	風	3-43	2 消火活動 (1)～(4) (略) (5) 事業所の活動 事業所は、火災が発生した場合、出火防止措置及び初期消火活動を行う。 また、火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、次の措置をとる。 ■事業所の消火活動等 ① 警察、消防署等最寄りの防災機関への通報 ② 自衛消防隊等による初期消火、延焼防止活動 ③ 従業員、顧客等の避難 ④ 周辺地域の住民等に対する必要な情報の伝達 ⑤ 立入り禁止措置等の実施								
風	3-44	3 はん濫警戒情報の伝達 (略) 【資料編】 ・資料-7-4 鎌ヶ谷市洪水ハザードマップ	風	3-46	3 はん濫警戒情報の伝達 (略)								
風	3-46	◆実施担当 <table><tr><td>第1 応急医療活動</td><td>責 任 者：健康福祉部長 担 当：衛生医療班 関係機関：鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、 千葉県柔道整復師会船橋鎌ヶ谷支部、習志野保健所（習志野健康福祉センター）、<u>鎌ヶ谷総合病院</u></td></tr><tr><td>第2 被災者等への医療</td><td>責 任 者：健康福祉部長 担 当：衛生医療班 関係機関：鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、 千葉県柔道整復師会船橋鎌ヶ谷支部、<u>鎌ヶ谷総合病院</u></td></tr></table>	第1 応急医療活動	責 任 者：健康福祉部長 担 当：衛生医療班 関係機関：鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、 千葉県柔道整復師会船橋鎌ヶ谷支部、習志野保健所（習志野健康福祉センター）、 <u>鎌ヶ谷総合病院</u>	第2 被災者等への医療	責 任 者：健康福祉部長 担 当：衛生医療班 関係機関：鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、 千葉県柔道整復師会船橋鎌ヶ谷支部、 <u>鎌ヶ谷総合病院</u>	風	3-47	◆実施担当 <table><tr><td>第1 応急医療活動</td><td>責 任 者：健康福祉部長 担 当：衛生医療班 関係機関：鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、 千葉県柔道整復師会船橋鎌ヶ谷支部、習志野保健所（習志野健康福祉センター）</td></tr><tr><td>第2 被災者等への医療</td><td>責 任 者：健康福祉部長 担 当：衛生医療班 関係機関：鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、 千葉県柔道整復師会船橋鎌ヶ谷支部</td></tr></table>	第1 応急医療活動	責 任 者：健康福祉部長 担 当：衛生医療班 関係機関：鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、 千葉県柔道整復師会船橋鎌ヶ谷支部、習志野保健所（習志野健康福祉センター）	第2 被災者等への医療	責 任 者：健康福祉部長 担 当：衛生医療班 関係機関：鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、 千葉県柔道整復師会船橋鎌ヶ谷支部
第1 応急医療活動	責 任 者：健康福祉部長 担 当：衛生医療班 関係機関：鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、 千葉県柔道整復師会船橋鎌ヶ谷支部、習志野保健所（習志野健康福祉センター）、 <u>鎌ヶ谷総合病院</u>												
第2 被災者等への医療	責 任 者：健康福祉部長 担 当：衛生医療班 関係機関：鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、 千葉県柔道整復師会船橋鎌ヶ谷支部、 <u>鎌ヶ谷総合病院</u>												
第1 応急医療活動	責 任 者：健康福祉部長 担 当：衛生医療班 関係機関：鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、 千葉県柔道整復師会船橋鎌ヶ谷支部、習志野保健所（習志野健康福祉センター）												
第2 被災者等への医療	責 任 者：健康福祉部長 担 当：衛生医療班 関係機関：鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、 千葉県柔道整復師会船橋鎌ヶ谷支部												
風	3-46	小規模な災害の場合は、原則として救急指定病院等に負傷者を搬送して、応急医療にあたる。同時に多数の被害者が発生した場合は、災害現場近くに救護所を設置して応急医療にあたる。	風	3-47	小規模な災害の場合は、原則として救急指定病院等に負傷者を搬送して、応急医療にあたる。 <u>大規模な災害の場合は、応急救護所を速やかに設置し、千葉県及び関係機関等と連携して救護活動を行う。</u> <u>詳細な活動は、市が策定した「衛生医療班対応マニュアル」等に基づき対応にあたる。</u>								

鎌ケ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁			修正前	頁			修正後										
風	3-46	1 救護所の設置 (1) 救護所の決定 衛生医療班は、被災情報から鎌ヶ谷市医師会と連絡をとり、救護所の設置を候補場所の中から決定する。	風	3-47	1 救護所の設置 (1) 救護所の決定 衛生医療班は、被災情報等に応じ、あらかじめ定めた医師会の推薦を受けた医療機関等の中から、救護所の設置場所を決定する。												
風	3-46	(2) 救護所の設置 衛生医療班は、救護所となる施設に医療用資機材、電源等、応急医療に必要な資機材を搬送し設置する。停電のときは、東京電力パワーグリッド株式会社に早期復旧を要請する。断水しているときは、総務企画1班・2班に給水を要請する。	風	3-47	(2) 救護所の設置 衛生医療班は、救護所となる施設に応急救護に必要な物資を搬送し、救護所を設置する。 停電のときは、災害対策本部を通じ、東京電力パワーグリッド株式会社に早期復旧を要請する。断水しているときは、総務企画1班・2班に給水を要請する。												
風	3-47	■救護所の設置候補場所 <table><tr><td>東 部 地 区</td><td>東部小学校、道野辺小学校、第二中学校</td></tr><tr><td>南 部 地 区</td><td>南部小学校、第四中学校</td></tr><tr><td>西 部 地 区</td><td>西部小学校</td></tr><tr><td>北 部 地 区</td><td>北部小学校、第三中学校</td></tr><tr><td>中央東地区</td><td>初富小学校、五本松小学校、第五中学校</td></tr><tr><td>中 央 地 区</td><td>中部小学校、鎌ヶ谷小学校、鎌ヶ谷中学校</td></tr></table>	東 部 地 区	東部小学校、道野辺小学校、第二中学校	南 部 地 区	南部小学校、第四中学校	西 部 地 区	西部小学校	北 部 地 区	北部小学校、第三中学校	中央東地区	初富小学校、五本松小学校、第五中学校	中 央 地 区	中部小学校、鎌ヶ谷小学校、鎌ヶ谷中学校	風	3-48	(表削除)
東 部 地 区	東部小学校、道野辺小学校、第二中学校																
南 部 地 区	南部小学校、第四中学校																
西 部 地 区	西部小学校																
北 部 地 区	北部小学校、第三中学校																
中央東地区	初富小学校、五本松小学校、第五中学校																
中 央 地 区	中部小学校、鎌ヶ谷小学校、鎌ヶ谷中学校																
風	3-47	4 医薬品・医療資機材等の確保 (1) 医薬品・医療資機材等の確保 衛生医療班は、薬品業者等から医薬品、医療資機材等を確保する。不足する場合は、鎌ヶ谷市医師会、鎌ヶ谷総合病院が保有する医薬品、医療用資機材を使用する。 入手が困難なときは、千葉県災害医療本部、習志野保健所（習志野健康福祉センター）、医薬品業者、他医療機関等に要請する。 (2) 血液製剤等の確保 (略)	風	3-48	4 医薬品・医療資機材等の確保 (1) 医薬品・医療資機材等の確保 衛生医療班は、災害時における備蓄医薬品等に関する協定に基づき、鎌ヶ谷市医師会が選定した医療機関から医薬品を確保する。不足する場合は、鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、鎌ヶ谷総合病院が保有する医薬品・医療資器材を使用する。 入手が困難な場合は、千葉県災害医療本部、習志野保健所（習志野健康福祉センター）、他医療機関等に要請する。 (2) 血液製剤等の確保 (略)												

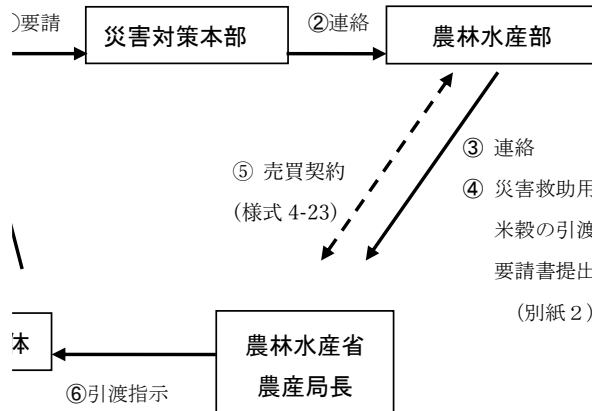
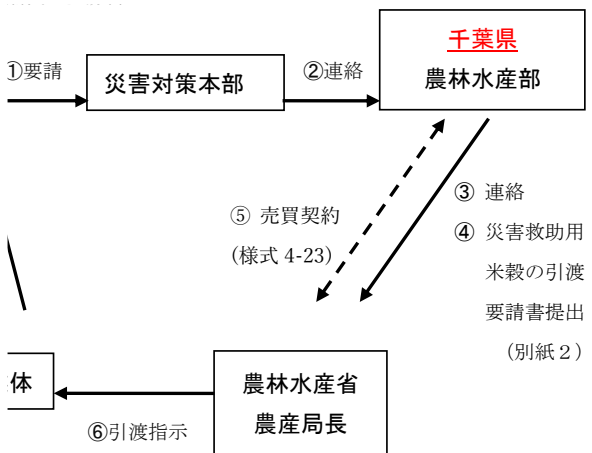
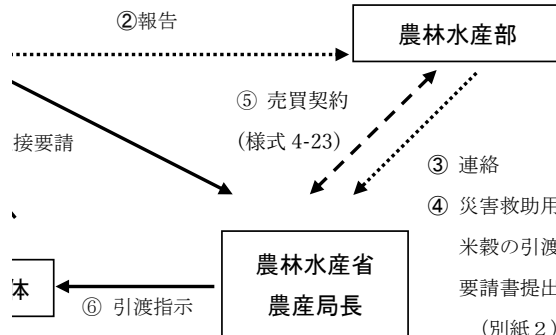
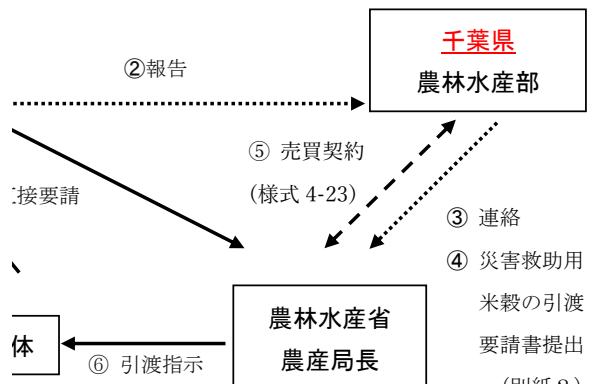
鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

修正前			修正後		
風	3-48	5 後方医療体制の確立 (1) 医療情報の収集 衛生医療班は、鎌ヶ谷市医師会等との連携のもとに、後方医療施設について、次の医療情報を収集する。	風	3-49	5 後方医療体制の確立 (1) 医療情報の収集 衛生医療班は、鎌ヶ谷市医師会等との連携のもとに、後方医療施設について、次の医療情報を収集する。 <u>また、必要に応じて、医療情報の広域災害救急医療情報システム（EMIS）への代行入力を行う。</u>
風	3-49	1 医療救護活動の実施 衛生医療班は、被災者の健康状態や保健医療福祉のニーズを把握し、必要に応じて、鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、千葉県 <u>接骨師</u> 会船橋鎌ヶ谷支部等に活動の要請を行い、応急救護所等において、医療救護活動を行う。	風	3-50	1 医療救護活動の実施 衛生医療班は、被災者の健康状態や保健医療福祉のニーズを把握し、必要に応じて、鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、千葉県 <u>柔道整復師</u> 会船橋鎌ヶ谷支部等に活動の要請を行い、応急救護所等において、医療救護活動を行う。
風	3-54	1 避難所の開設 (1) 避難所の開設 <u>事務局は</u> 、災害の状況に応じて開設する避難所を決定する。 勤務時間内に災害が発生した場合は、施設の管理者が開設する。勤務時間外の場合には、避難所1班～4班が、開設する避難所に職員を派遣し開設する。 なお、災害の状況により、直接、避難所へ職員を派遣することができる。 (2) 避難所開設の広報 (略)	風	3-55	1 避難所の開設 (1) 避難所の開設 <u>原則として本部長が</u> 災害の状況に応じて開設する避難所を決定する。 <u>ただし、本部長が判断できない場合で、住民の安全確保のため、緊急を要する場合は、施設管理者等が開設することができる。</u> 勤務時間内に災害が発生した場合は、施設の管理者が、勤務時間外の場合には、避難所1班～4班が、開設する避難所に職員を派遣し <u>施設の安全性を確認したうえで</u> 開設する。 なお、災害の状況により、直接、避難所へ職員を派遣することができる。 (2) 避難所開設の広報 (略)
風	3-57	■中・長期化への対応 ①～⑤ (略) ⑥ 食の栄養指導による避難者の健康管理及びアレルギーや糖尿病、高血圧等食事制限のある方への指導や支援の実施（栄養士の避難所巡回により実施） ⑦ (略)	風	3-55	■中・長期化への対応 ①～⑤ (略) ⑥ 食の栄養指導による避難者の健康管理及びアレルギーや糖尿病、高血圧等食事制限のある方への指導や支援の実施（ <u>管理栄養士等</u> の避難所巡回により実施） ⑦ (略)
風	3-58	■避難所でのペット対策（要配慮者が必要とする補助犬は除外する。） ①～③ (略) ④ 大型動物や <u>危険動物</u> の避難所への同伴は断る。 ⑤～⑥ (略)	風	3-58	■避難所でのペット対策（要配慮者が必要とする補助犬は除外する。） ①～③ (略) ④ 大型動物や <u>特定動物</u> の避難所への同伴は断る。 ⑤～⑥ (略)

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁		修正前		頁		修正後																																																																																																																			
風	3-58	1 避難所外にいる市内避難者、車中泊避難者への対応 自宅近くに避難でき、プライバシーも保てる等の利点により、指定避難所以外の自動車やビニールハウス、テント等へ避難する避難者の発生が予想される。そのため、自主防災組織等の協力を得て避難所外にいる避難者（安否、場所、人数、支援の要否・内容等）の把握に努め、必要な支援を行う。特に、避難所外避難者のうち、自力で食料等を受け取りに行けない人、専門支援が必要な人などの把握・支援方法について、関係部署、自治会・自主防災組織、福祉事業所、ボランティア団体などと連携し協議して必要な支援を行う。		風	3-59	1 避難所外にいる市内避難者、車中泊避難者への対応 自宅近くに避難でき、プライバシーも保てる等の利点により、指定避難所以外の自動車やビニールハウス、テント等へ避難する避難者の発生が予想される。そのため、自主防災組織等の協力を得て、 <u>自主防災組織が自主運営する避難所外避難者への支援拠点を中心に</u> 避難所外にいる避難者（安否、場所、人数、支援の要否・内容等）の把握に努め、必要な支援を行う。特に、避難所外避難者のうち、自力で食料等を受け取りに行けない人、専門支援が必要な人などの把握・支援方法について、関係部署、自治会・自主防災組織、福祉事業所、ボランティア団体などと連携し協議して必要な支援を行う。																																																																																																																			
風	3-60	<table><thead><tr><th colspan="2">項 目</th><th>初動期 (当日まで)</th><th>応急期 (当日～復旧 前まで)</th><th>復旧期 (応急活動が終 息した日以降)</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">第1 給水活動</td><td>1 優先給水</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2 給水活動</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="5">第2 食料の供給</td><td>1 備蓄食料の供給</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2 食料の確保</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>3 食料の供給</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>4 炊き出し</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>5 <u>栄養・食生活の支援</u></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">第3 物資の供給</td><td>1 備蓄品の供給</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2 物資の確保</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>3 物資の供給</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">第4 救援物資の供給</td><td>1 物資拠点の設置</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2 物資の受け入れ・管理・供給</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>		項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)	第1 給水活動	1 優先給水				2 給水活動				第2 食料の供給	1 備蓄食料の供給				2 食料の確保				3 食料の供給				4 炊き出し				5 <u>栄養・食生活の支援</u>				第3 物資の供給	1 備蓄品の供給				2 物資の確保				3 物資の供給				第4 救援物資の供給	1 物資拠点の設置				2 物資の受け入れ・管理・供給				風	3-61	<table><thead><tr><th colspan="2">項 目</th><th>初動期 (当日まで)</th><th>応急期 (当日～復旧 前まで)</th><th>復旧期 (応急活動が終 息した日以降)</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">第1 給水活動</td><td>1 優先給水</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2 給水活動</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="5">第2 食料の供給</td><td>1 備蓄食料の供給</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2 食料の確保</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>3 食料の供給</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>4 炊き出し</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>5 <u>食の栄養指導</u></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">第3 物資の供給</td><td>1 備蓄品の供給</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2 物資の確保</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>3 物資の供給</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">第4 救援物資の供給</td><td>1 物資拠点の設置</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2 物資の受け入れ・管理・供給</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>		項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)	第1 給水活動	1 優先給水				2 給水活動				第2 食料の供給	1 備蓄食料の供給				2 食料の確保				3 食料の供給				4 炊き出し				5 <u>食の栄養指導</u>				第3 物資の供給	1 備蓄品の供給				2 物資の確保				3 物資の供給				第4 救援物資の供給	1 物資拠点の設置				2 物資の受け入れ・管理・供給			
項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)																																																																																																																					
第1 給水活動	1 優先給水																																																																																																																								
	2 給水活動																																																																																																																								
第2 食料の供給	1 備蓄食料の供給																																																																																																																								
	2 食料の確保																																																																																																																								
	3 食料の供給																																																																																																																								
	4 炊き出し																																																																																																																								
	5 <u>栄養・食生活の支援</u>																																																																																																																								
第3 物資の供給	1 備蓄品の供給																																																																																																																								
	2 物資の確保																																																																																																																								
	3 物資の供給																																																																																																																								
第4 救援物資の供給	1 物資拠点の設置																																																																																																																								
	2 物資の受け入れ・管理・供給																																																																																																																								
項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)																																																																																																																					
第1 給水活動	1 優先給水																																																																																																																								
	2 給水活動																																																																																																																								
第2 食料の供給	1 備蓄食料の供給																																																																																																																								
	2 食料の確保																																																																																																																								
	3 食料の供給																																																																																																																								
	4 炊き出し																																																																																																																								
	5 <u>食の栄養指導</u>																																																																																																																								
第3 物資の供給	1 備蓄品の供給																																																																																																																								
	2 物資の確保																																																																																																																								
	3 物資の供給																																																																																																																								
第4 救援物資の供給	1 物資拠点の設置																																																																																																																								
	2 物資の受け入れ・管理・供給																																																																																																																								
風	3-62	2 食料の確保 (1) 食料供給の対象者 ■食料供給の対象者 ①～⑤（略） ⑥ 災害応急活動従事者※ ※ <u>これらの者は</u> 、災害救助法の実費弁償の対象外である。		風	3-64	2 食料の確保 (1) 食料供給の対象者 ■食料供給の対象者 ①～⑤（略） ⑥ 災害応急活動従事者※ ※ <u>基本的には</u> 災害救助法の実費弁償の対象外である。																																																																																																																			

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁		修正前	頁	修正後	
風	3 - 6 3	(4) 政府所有米穀の調達 (略) 1 市町村からの要請を受け、県が要請する場合  【図一部抜粋】	風	3-64	(4) 政府所有米穀の調達 (略) 1 市町村からの要請を受け、県が要請する場合  【図一部抜粋】
風	3 - 6 3	2 市町村が直接要請する場合 (略)  【図一部抜粋】	風	3-64	2 市町村が直接要請する場合 (略)  【図一部抜粋】
風	3 - 6 4	3 食料の供給 (1) 食料の輸送 総務企画 1 班・2 班は、食料の輸送を、<u>食料調達業者</u>に依頼する。<u>食料調達業者</u>が輸送困難なときは、輸送業者に要請する。	風	3-65	3 食料の供給 (1) 食料の輸送 総務企画 1 班・2 班は、食料の輸送を、<u>食料を発注した業者</u>に依頼する。<u>食料を発注した業者</u>が輸送困難なときは、輸送業者に要請する。

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

修正前			修正後		
頁			頁		
風	3-64	5 <u>食の栄養指導</u> 衛生医療班は、炊き出し現場に栄養士を巡回させ、炊き出し内容等の調整、食事内容及び給食管理上必要な指導を行う。	風	3-65	5 <u>栄養・食生活の支援</u> 衛生医療班は、炊き出し、弁当、支援物資からの適切な栄養量の確保支援、避難者の食の自立に向けた支援（自助による栄養量の確保）、避難所の食事の衛生管理状況の把握と衛生助言を行う。また、必要に応じて、千葉県栄養士会へ「日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）」の派遣を要請し、緊急栄養補給物資の支援など、状況に応じた栄養・食生活支援活動を展開する。
風	3-68	3 緊急通行車両等の確認	風	3-69	3 緊急通行車両等の確認 <u>災害対策基本法第76条の規定により、公安委員会において災害緊急通行を行う車両以外の車両の通行禁止又は規制が行われる場合には、総務企画3班は、災害応急対策を実施するために必要な車両について標章及び確認証明書の交付を受ける。</u>
風	3-68	(1) 緊急通行車両標章及び証明書の交付 ① 車両の使用者は、<u>災害対策基本法施行令第33条に基づき、知事又は公安委員会に対し、当該車両が災害対策基本法施行令第32条の2第2号に該当する緊急通行車両であることの確認を求める。</u> ② <u>前項の確認をしたときは</u>、知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、標章及び確認証明書を交付する。 ③ <u>交付された標章は、運転者席の反対側（助手席）の内側ウインドガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は、当該車両に備えつける。</u> ④ <u>この届け出に関する事務手続きは、知事においては、県防災危機管理部防災対策課長又は東葛飾地域振興事務所地域防災課長に、また、公安委員会においては、交通部交通規制課長、交通部高速道路交通警察隊長又は警察署長に行う。</u>	風	3-69	(1) 緊急通行車両標章及び証明書の交付 ① 車両の使用者は、<u>知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）であることの確認を求めることができる。</u> ② 知事又は公安委員会は、<u>前記①により確認したときは</u>、当該車両の使用者に対し、<u>災害対策基本法施行規則第6条に定める</u>標章及び確認証明書を交付する。 ③ <u>車両の使用者は、前記②により交付を受けた標章は、当該車両内の見やすい箇所に掲出する。また、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。</u>

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁		修正前		頁		修正後																				
風	3-69	(2) 緊急通行車両等の <u>事前届出</u> について ① <u>事前届出の申請者は、緊急通行（輸送）業務の実施について責任を有する者（指定行政機関等の長）とする。申請先は、当該車両の本拠地を管轄する警察署長を経由し、公安委員会に申請する。</u> ② <u>審査の結果、緊急通行車両として認められる車両については、緊急通行車両等事前届出済証が申請者に交付される。</u> ③ <u>災害発生時に、事前届出済証の交付を受けた車両の確認は、県警本部、警察署、高速道路交通警察隊及び交通検問所において行われ、届出済証の交付を受けてない緊急通行車両に優先して確認が行われる。その際、直ちに標章及び確認証明書が交付される。</u> <u>総務企画3班は、届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出し、確認審査を省略して標章及び確認証明書の交付を受ける。</u>	風	3-70	(2) 緊急通行車両等の <u>災害発生前の確認申出</u> について ① <u>公安委員会は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。</u> ② <u>公安委員会は、前記①により 緊急通行車両に該当すると認められるものについては、標章及び確認証明書を交付する。</u> ③ <u>標章の交付を受けた車両については、交通検問所で緊急交通路の通行を求めるときは、標章及び確認証明書を提示し、現に災害応急対策を実施するための運転中の車両であることの確認を受ける。</u> ④ <u>事前届出に関する事務手続きは、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署長又は交通規制課長を経由し、公安委員会に申請する。</u>																					
風	3-69	4 緊急輸送路の確保 (1) 緊急輸送路の確保 （略） (2) 県の緊急輸送に関する交通規制対象道路 県は、災害発生時の被害者の救援、緊急物資の輸送への対処を目的として、県内道路を緊急輸送道路1次路線 <u>と</u> 2次路線とに分類し、交通規制の対象とする緊急輸送ネットワークを構築している。 なお、市内の該当する緊急輸送ネットワークは、次のとおりである。 ■県の緊急輸送ネットワーク	風	3-70	4 緊急輸送路の確保 (1) 緊急輸送路の確保 （略） (2) 県の緊急輸送に関する交通規制対象道路 県は、災害発生時の被害者の救援、緊急物資の輸送への対処を目的として、県内道路を緊急輸送道路1次路線、2次路線、 <u>3次路線</u> に分類し、交通規制の対象とする緊急輸送ネットワークを構築している。 なお、市内の該当する緊急輸送ネットワークは、次のとおりである。 ■県の緊急輸送ネットワーク																					
		<table><tr><th>路線区分</th><th>目 的</th><th>市内の路線</th></tr><tr><td>1次路線</td><td>隣接都県との連携強化、広域的な緊急輸送等に資する高速道路、一般国道、主要県道、空港・港湾等に通じる主要市町村道</td><td>国道464号、主要地方道船橋我孫子線、主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線（初富以北）</td></tr><tr><td>2次路線</td><td>1次路線を補完し、市町村役場等を相互連絡する県道等</td><td>主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線（初富以南）</td></tr></table>	路線区分	目 的	市内の路線	1次路線	隣接都県との連携強化、広域的な緊急輸送等に資する高速道路、一般国道、主要県道、空港・港湾等に通じる主要市町村道	国道464号、主要地方道船橋我孫子線、主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線（初富以北）	2次路線	1次路線を補完し、市町村役場等を相互連絡する県道等	主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線（初富以南）			<table><tr><th>路線区分</th><th>目 的</th><th>市内の路線</th></tr><tr><td>1次路線</td><td>隣接都県との連携強化、広域的な緊急輸送等に資する高速道路、一般国道、主要県道、空港・港湾等に通じる主要市町村道</td><td>国道464号、主要地方道船橋我孫子線、主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線（初富以北）</td></tr><tr><td>2次路線</td><td>1次路線を補完し、市町村役場等を相互連絡する県道等</td><td>主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線（初富以南） <u>ほか2路線</u></td></tr><tr><td><u>3次路線</u></td><td><u>その他の防災や輸送のための拠点との連絡する道路</u></td><td><u>該当なし</u></td></tr></table>	路線区分	目 的	市内の路線	1次路線	隣接都県との連携強化、広域的な緊急輸送等に資する高速道路、一般国道、主要県道、空港・港湾等に通じる主要市町村道	国道464号、主要地方道船橋我孫子線、主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線（初富以北）	2次路線	1次路線を補完し、市町村役場等を相互連絡する県道等	主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線（初富以南） <u>ほか2路線</u>	<u>3次路線</u>	<u>その他の防災や輸送のための拠点との連絡する道路</u>	<u>該当なし</u>
路線区分	目 的	市内の路線																								
1次路線	隣接都県との連携強化、広域的な緊急輸送等に資する高速道路、一般国道、主要県道、空港・港湾等に通じる主要市町村道	国道464号、主要地方道船橋我孫子線、主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線（初富以北）																								
2次路線	1次路線を補完し、市町村役場等を相互連絡する県道等	主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線（初富以南）																								
路線区分	目 的	市内の路線																								
1次路線	隣接都県との連携強化、広域的な緊急輸送等に資する高速道路、一般国道、主要県道、空港・港湾等に通じる主要市町村道	国道464号、主要地方道船橋我孫子線、主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線（初富以北）																								
2次路線	1次路線を補完し、市町村役場等を相互連絡する県道等	主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線（初富以南） <u>ほか2路線</u>																								
<u>3次路線</u>	<u>その他の防災や輸送のための拠点との連絡する道路</u>	<u>該当なし</u>																								

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

修正前			修正後		
風	頁		風	頁	
風	3-70	(2) 陸上輸送の確保 総務企画1班・2班は、トラック、バス等による輸送が必要な場合は、輸送業者に応援を要請する。 総務企画1班・2班は、鉄道輸送が必要な場合は、東武鉄道株式会社、<u>新京成電鉄株式会社</u>及び北総鉄道株式会社各駅長に要請する。	風	3-71	(2) 陸上輸送の確保 総務企画1班・2班は、トラック、バス等による輸送が必要な場合は、輸送業者に応援を要請する。 総務企画1班・2班は、鉄道輸送が必要な場合は、東武鉄道株式会社、<u>京成電鉄株式会社</u>及び北総鉄道株式会社各駅長に要請する。
風	3-72	(2) 警備体制 警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。 ① 鎌ヶ谷警察署災害警備本部 大規模災害が発生した場合、又は<u>発生するおそれがある</u>場合 ② 鎌ヶ谷警察署災害警備対策室 <u>災害発生のおそれがある場合、又は被害程度が小規模の場合</u> ③ 鎌ヶ谷警察署災害警備連絡室 鎌ヶ谷市に大雨・洪水・暴風警報が発表された場合、<u>又は台風が接近・上陸するおそれがある場合</u>	風	3-73	(2) 警備体制 警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。 ① 鎌ヶ谷警察署災害警備本部 大規模災害が発生した場合、又は<u>県警本部が災害警備本部を設置した場合</u> ② 鎌ヶ谷警察署災害警備対策室 <u>各種警報(波浪を除く。)に加えて、土砂災害警戒情報等が発表された場合</u> ③ 鎌ヶ谷警察署災害警備連絡室 鎌ヶ谷市に大雨・洪水・暴風警報が発表された場合
風	3-73	2 災害警備活動要領 ①～⑧ (略) <u>⑨ 報道発表</u> <u>⑩ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護</u> <u>⑪ 死傷者の身元確認、遺体の収容</u> <u>⑫ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）</u> <u>⑬ 地域安全対策（犯罪の予防、取締り、相談活動）</u> <u>⑭ 協定に基づく関係機関への協力要請</u> <u>⑮ その他必要な応急措置</u>	風	3-74	2 災害警備活動要領 ①～⑧ (略) <u>⑨ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護</u> <u>⑩ 死傷者の身元確認、遺体の収容</u> <u>⑪ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）</u> <u>⑫ 地域安全対策（犯罪の予防、取締り、相談活動）</u> <u>⑬ 協定に基づく関係機関への協力要請</u> <u>⑭ その他必要な応急措置</u>

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁			修正前			頁			修正後				
風	3-79	◆項目と活動時期				風	3-80	◆項目と活動時期					
		項 目		初動期 (当日ま で)	応急期 (当日～復旧 前まで)			復旧期 (応急活動が終 息した日以降)	項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
		第 1 防疫活動	1 防疫活動						第 1 防疫活動	1 防疫活動			
			2 検病調査・健康診断							2 避難所における衛生 管理			
			3 避難所における衛生 管理							3 保健活動			
4 保健活動													
5 飲料水の安全確保													
風	3-79	◆実施担当				風	3-80	◆実施担当					
		第 5 動物対策	責 任 者：市民生活部長 担 当：動物保護班、清掃班 関係機関：習志野保健所（習志野健康福祉センター）、動物愛護センター、 （公社）千葉県獣医師会					第 5 動物対策	責 任 者：市民生活部長 担 当：動物保護班、清掃班 関係機関：習志野保健所（習志野健康福祉センター）、動物愛護センター東葛飾 支所、（公社）千葉県獣医師会				
風	3-81	<u>4 飲料水の安全確保</u> 衛生医療班は、地震の影響等により飲料水の汚染等のおそれがある場合、習 志野保健所（習志野健康福祉センター）、県企業局船橋水道事務所等と協力 し、被災者へ供給する飲料水の水質検査を実施し、必要がある場合は消毒を 実施し、安全を確保する。 また、被災者に対して適切な広報及び指導を行う。				風	3-80	<u>（削除）</u>					

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁			修正前	頁			修正後
風	3-8	1	2 し尿の処理 清掃班は、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合と連携して、災害廃棄物処理計画に基づき、廃棄物業者等に協力を要請する。し尿収集・処理が困難な場合は、県循環型社会推進課に連絡し、他市町村あるいは <u>県、民間業者等の応援を要請する。</u>	風	3-82	2 し尿の処理 清掃班は、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合と連携して、災害廃棄物処理計画に基づき、廃棄物業者等に協力を要請する。し尿収集・処理が困難な場合は、県循環型社会推進課に連絡し、他市町村あるいは <u>「災害時における一般廃棄物の収集運搬に関する協定」</u> に基づき、県を通じて民間業者の協力を求める。	
風	3-8	2	2 災害廃棄物の処理 清掃班は、災害により生じたがれき等の災害廃棄物を、一時的に一般廃棄物最終処分場等仮置き場に運搬し、県の処理方針及び災害廃棄物処理計画によって適切な方法で処理する。	風	3-83	2 災害廃棄物の処理 清掃班は、災害により生じたがれき等の災害廃棄物を、一時的に一般廃棄物最終処分場等仮置き場に運搬し、県の処理方針及び災害廃棄物処理計画によって適切な方法で処理する。 <u>また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建築物の解体撤去等に関する協定」に基づき、県を通じて民間事業者の協力を求める。</u> <u>市が甚大な被害を受けた場合で自ら災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合や、県が一括して処理を行ったほうが円滑かつ迅速に災害廃棄物の処理が行えると判断される場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定に基づき、市が県に災害廃棄物の処理に関する事務の全部または一部を委託し、県が被災市町村に代わって災害廃棄物の処理を行う。</u> <u>環境大臣が本市の地域を廃棄物処理特例地域として指定した場合、本部長（市長）は災害廃棄物の処理の代行を国に要請することができる。</u>	
風	3-82		1 死亡獣畜の処理 清掃班は動物保護班と連携し、死亡した家畜、野鳥等を焼却処分する。処理ができない場合は、習志野保健所（習志野健康福祉センター）又は <u>中央</u> 家畜保健衛生所の指導により適切な措置をとる。	風	3-84	1 死亡獣畜の処理 清掃班は動物保護班、 <u>柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合</u> と連携し、死亡した家畜、野鳥等を焼却処分する。処理ができない場合は、習志野保健所（習志野健康福祉センター）又は <u>西部</u> 家畜保健衛生所の指導により適切な措置をとる。	

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁			修正前	頁			修正後								
風	3-83		2 逸走動物への対応 動物保護班は、習志野保健所（習志野健康福祉センター）、動物愛護センター、（公社）千葉県獣医師会等と連携して、飼い主の被災により遺棄又は逃げ出したペット等を保護する。 危険動物 が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等との連携により必要な措置を講ずる。 県では、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、関係団体と協同で千葉県動物本部及び動物救護センターを設置して動物救護活動を実施する。	風	3-84		2 逸走動物への対応 動物保護班は、習志野保健所（習志野健康福祉センター）、動物愛護センター 東葛飾支所 、（公社）千葉県獣医師会等と連携して、飼い主の被災により遺棄又は逃げ出したペット等を保護する。 特定動物 が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等との連携により必要な措置を講ずる。 県では、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、関係団体と協同で千葉県動物本部及び動物救護センターを設置して動物救護活動を実施する。								
風	3-87		◆実施担当 <table><tr><td>第1 ライフライン施設等</td><td>責 任 者：都市建設部長 担 当：下水道班 関係機関：県企業局、東京電力パワーグリッド株式会社、 京葉瓦斯株式会社、東日本電信電話株式会社、鎌ヶ谷郵便局</td></tr><tr><td>第2 交通施設等</td><td>責 任 者：都市建設部長 担 当：都市建設2班～4班、各施設管理者 関係機関：東武鉄道株式会社、新京成電鉄株式会社、北総鉄道株式会社、 東葛飾地域整備センター</td></tr></table>	第1 ライフライン施設等	責 任 者：都市建設部長 担 当：下水道班 関係機関：県企業局、東京電力パワーグリッド株式会社、 京葉瓦斯株式会社、東日本 電信電話 株式会社、 鎌ヶ谷郵便局	第2 交通施設等	責 任 者：都市建設部長 担 当：都市建設2班～4班、各施設管理者 関係機関：東武鉄道株式会社、 新京成電鉄 株式会社、北総鉄道株式会社、 東葛飾地域整備センター	風	3-89		◆実施担当 <table><tr><td>第1 ライフライン施設等</td><td>責 任 者：都市建設部長 担 当：下水道班 関係機関：県企業局、東京電力パワーグリッド株式会社、 京葉瓦斯株式会社、NTT東日本株式会社、日本郵便株式会社</td></tr><tr><td>第2 交通施設等</td><td>責 任 者：都市建設部長 担 当：都市建設2班～4班、各施設管理者 関係機関：東武鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、北総鉄道株式会社、 東葛飾地域整備センター</td></tr></table>	第1 ライフライン施設等	責 任 者：都市建設部長 担 当：下水道班 関係機関：県企業局、東京電力パワーグリッド株式会社、 京葉瓦斯株式会社、 NTT 東日本株式会社、 日本郵便株式会社	第2 交通施設等	責 任 者：都市建設部長 担 当：都市建設2班～4班、各施設管理者 関係機関：東武鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、北総鉄道株式会社、 東葛飾地域整備センター
第1 ライフライン施設等	責 任 者：都市建設部長 担 当：下水道班 関係機関：県企業局、東京電力パワーグリッド株式会社、 京葉瓦斯株式会社、東日本 電信電話 株式会社、 鎌ヶ谷郵便局														
第2 交通施設等	責 任 者：都市建設部長 担 当：都市建設2班～4班、各施設管理者 関係機関：東武鉄道株式会社、 新京成電鉄 株式会社、北総鉄道株式会社、 東葛飾地域整備センター														
第1 ライフライン施設等	責 任 者：都市建設部長 担 当：下水道班 関係機関：県企業局、東京電力パワーグリッド株式会社、 京葉瓦斯株式会社、 NTT 東日本株式会社、 日本郵便株式会社														
第2 交通施設等	責 任 者：都市建設部長 担 当：都市建設2班～4班、各施設管理者 関係機関：東武鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、北総鉄道株式会社、 東葛飾地域整備センター														
風	3-88		3 電力施設 東京電力パワーグリッド(株)は、災害時における電力施設の応急対策が社会一般に及ぼす影響の大なることに鑑み、電力施設災害対策計画を次のとおり定める。 (1) 震災 時の活動体制 地震災害 が発生したとき、東京電力パワーグリッド(株)は、非常災害対策本部を本社に設置、また支部を各支社に設置し、電力設備の応急対策が実施できる体制をとる。	風	3-90		3 電力施設 東京電力パワーグリッド(株)は、災害時における電力施設の応急対策が社会一般に及ぼす影響の大なることに鑑み、電力施設災害対策計画を次のとおり定める。 (1) 災害 時の活動体制 災害 が発生したとき、東京電力パワーグリッド(株)は、非常災害対策本部を本社に設置、また支部を各支社に設置し、電力設備の応急対策が実施できる体制をとる。								

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

修正前			修正後		
風	3-88		風	3-90	
		(2) <u>震災</u>時の応急措置 ① 資機材の調達 <u>第一線機関等においては、予備品、貯蔵品を常に把握し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により速やかな確保に努める。</u> <u>ア 第一線機関等相互の流用</u> <u>イ 現地調達</u> <u>ウ 非常災害対策本部に対する応急資機材の請求</u> ② 人員の動員、連絡の徹底 <u>災害時における動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。</u> ③ <u>震災</u>時における危険予防措置 災害発生時、原則として送電を維持するが、浸水、建物倒壊により送電が危険であり、事故を誘発するおそれがあると判断した場合は、送電を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じる <u>ことがある</u>。			(2) <u>災害</u>時の応急措置 ① 資機材の調達 予備品、貯蔵品を常に把握し、<u>必要な資機材の</u>確保に努める。 ② 人員の動員、連絡の徹底 ③ <u>災害</u>時における危険予防措置 災害発生時、原則として送電を維持するが、浸水、建物倒壊により送電が危険であり、事故を誘発するおそれがあると判断した場合は、送電を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
風	3-90	5 通信施設 (1) 東日本<u>電信電話</u>株式会社 東日本<u>電信電話</u>株式会社は、災害が発生した場合は、その状況により、各支店をはじめ各営業支店に災害対策本部を設置し、通信施設の応急対策が実施できる体制をとる。	風	3-91	5 通信施設 (1) <u>NTT</u>東日本株式会社 <u>NTT</u>東日本株式会社は、災害が発生した場合は、その状況により、各支店をはじめ各営業支店に災害対策本部を設置し、通信施設の応急対策が実施できる体制をとる。
風	3-90	■東日本<u>電信電話</u>株式会社の広報 ①～④ (略)	風	3-92	■<u>NTT</u>東日本株式会社の広報 ①～④ (略)
風	3-90	(2)株式会社<u>エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u> ①～② (略)	風	3-92	(2)株式会社<u>NTT</u>ドコモ ①～② (略)
風	3-91	■株式会社<u>エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u>の応急措置 (略) ③ (略) ■株式会社<u>エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u>の広報 (略)	風	3-92	■株式会社<u>NTT</u>ドコモの応急措置 (略) ③ (略) ■株式会社<u>NTT</u>ドコモの広報 (略)

鎌ケ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

修正前			修正後		
風	頁		風	頁	
風	3-91	6 日本郵便株式会社 郵便局における応急復旧対策及び被災者への援護対策は、「災害時における鎌ケ谷郵便局、特定郵便局鎌ケ谷部会、鎌ケ谷市間の協力に関する覚書」に基づいて行われる。	風	3-93	6 日本郵便株式会社 郵便局における応急復旧対策及び被災者への援護対策は、 <u>「鎌ケ谷市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書」及び「災害発生時における鎌ケ谷市と鎌ケ谷市内郵便局の協力に関する覚書」</u> に基づいて行われる。
風	3-92	【資料編】 ・資料-2-75 鎌ケ谷市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書（日本郵便株式会社）	風	3-94	【資料編】 ・資料-2-75 鎌ケ谷市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書（日本郵便株式会社） <u>・資料-2-77 災害発生時における鎌ケ谷市と鎌ケ谷市内郵便局の協力に関する覚書（日本郵便株式会社）</u>
風	3-93	4 鉄道施設 災害が発生した場合、東武鉄道株式会社、 <u>新京成電鉄株式会社</u> 及び北総鉄道株式会社は、旅客の安全確保と迅速な運行再開を目指して、応急復旧対策を行う。	風	3-95	4 鉄道施設 災害が発生した場合、東武鉄道株式会社、 <u>京成電鉄株式会社</u> 及び北総鉄道株式会社は、旅客の安全確保と迅速な運行再開を目指して、応急復旧対策を行う。
風	3-100	2 避難所等での支援 (1)～(6) 略 (6)要配慮者の特性を踏まえた支援の実施 要配慮者は、年齢、性別、障がいや病気の程度によって配慮すべき点異なる。集団で生活を営むことが困難な要配慮者に対しては空き教室を利用する等の対応をとり、新生児・乳児・妊産婦へは保健師の巡回によるきめ細やかな支援を行う等、それぞれの特徴を踏まえた対応及び支援を行う。 また、 <u>廃用性症候群の予防など、避難所生活における要配慮者の身体機能の低下を防ぐための対応及び支援についても配慮する。</u>	風	3-103	2 避難所等での支援 (1)～(5) 略 (6)要配慮者の特性を踏まえた支援の実施 要配慮者は、年齢、性別、障がいや病気の程度によって配慮すべき点異なる。集団で生活を営むことが困難な要配慮者に対しては空き教室を利用する等の対応をとり、新生児・乳児・妊産婦へは保健師の巡回によるきめ細やかな支援を行う等、それぞれの特徴を踏まえた対応及び支援を行う。 また、 <u>必要に応じて、千葉県災害リハビリテーション支援関連団体協議会へ「日本災害リハビリテーション支援協会（J R A T）」の派遣を要請し、被災者・要配慮者等の生活不活発病や災害関連死を防ぐため避難所や施設でのリハビリテーション支援活動を展開する。</u>
風	3-104	■災害時のボランティア活動の例 （表略） ※専門職・専門技能を持つボランティアとしては、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士、臨床心理士、栄養士、斜面判定士、建築士、土木・建築技術者、大型重機運転資格者、弁護士、司法書士、外国語通訳者、手話通訳者などが挙げられる。	風	3-106	■災害時のボランティア活動の例 （表略） ※専門職・専門技能を持つボランティアとしては、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士、臨床心理士、 <u>管理</u> 栄養士、斜面判定士、建築士、土木・建築技術者、大型重機運転資格者、弁護士、司法書士、外国語通訳者、手話通訳者などが挙げられる。

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁			修正前	頁			修正後																																
3	3-110		1 災害救助法の適用要請 市域の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を県知事（県本部事務局）に報告する。その場合には、次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日文書により <u>あらためて</u> 要請する。 <u>また、中間報告・完了報告は、習志野保健所（習志野健康福祉センター）を経由して報告する。</u>	風	3-111		1 災害救助法の適用要請 市域の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を県知事（県本部事務局）に報告する。その場合には、次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日文書により <u>改めて</u> 要請する。																																
風	4 - 1		◆項目と実施担当 <table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>実施担当</th></tr><tr><td rowspan="7">第1 被災者への支援</td><td>1 災害弔慰金等の支給</td><td rowspan="7">責 任 者：健康福祉部長、消防長、 都市建設部長、総務企画部長、 市民生活部長 担 当：社会福祉課、消防本部、 建築住宅課、課税課、収税課、 農業振興課、商工振興課 関係機関：鎌ヶ谷市社会福祉協議会、 住宅金融支援機構、 千葉公共職業安定所 千葉県共同募金会</td></tr><tr><td>2 災害援護資金等の貸付け</td></tr><tr><td>3 住宅復興資金の融資</td></tr><tr><td>4 被災証明書の発行</td></tr><tr><td>5 災害公営住宅の建設等</td></tr><tr><td>6 租税の減免等</td></tr><tr><td>7 職業の斡旋</td></tr><tr><td rowspan="2">第2 地域経済の復旧 支援</td><td>1 農林業者への支援</td><td rowspan="2">責 任 者：市民生活部長 担 当：農業振興課、商工振興課</td></tr><tr><td>2 中小企業者への融資</td></tr></table>	項 目		実施担当	第1 被災者への支援	1 災害弔慰金等の支給	責 任 者：健康福祉部長、消防長、 都市建設部長、総務企画部長、 市民生活部長 担 当：社会福祉課、消防本部、 建築住宅課、課税課、収税課、 農業振興課、商工振興課 関係機関：鎌ヶ谷市社会福祉協議会、 住宅金融支援機構、 千葉公共職業安定所 千葉県共同募金会	2 災害援護資金等の貸付け	3 住宅復興資金の融資	4 被災証明書の発行	5 災害公営住宅の建設等	6 租税の減免等	7 職業の斡旋	第2 地域経済の復旧 支援	1 農林業者への支援	責 任 者：市民生活部長 担 当：農業振興課、商工振興課	2 中小企業者への融資	風	4-1		◆項目と実施担当 <table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>実施担当</th></tr><tr><td rowspan="7">第1 被災者への支援</td><td>1 災害弔慰金等の支給</td><td rowspan="7">責 任 者：健康福祉部長、消防長、 都市建設部長、総務企画部長、 市民生活部長 担 当：社会福祉課、消防本部 <u>予防課</u>、 建築住宅課、課税課、収税課、 農業振興課、商工 <u>観光課</u> 関係機関：鎌ヶ谷市社会福祉協議会、 住宅金融支援機構、 千葉公共職業安定所 千葉県共同募金会</td></tr><tr><td>2 災害援護資金等の貸付け</td></tr><tr><td>3 住宅復興資金の融資</td></tr><tr><td>4 <u>罹災証明書等</u>の発行</td></tr><tr><td>5 災害公営住宅の建設等</td></tr><tr><td>6 租税の減免等</td></tr><tr><td>7 職業の斡旋</td></tr><tr><td rowspan="2">第2 地域経済の復旧 支援</td><td>1 農林業者への支援</td><td rowspan="2">責 任 者：市民生活部長 担 当：農業振興課、商工 <u>観光課</u></td></tr><tr><td>2 中小企業者への融資</td></tr></table>	項 目		実施担当	第1 被災者への支援	1 災害弔慰金等の支給	責 任 者：健康福祉部長、消防長、 都市建設部長、総務企画部長、 市民生活部長 担 当：社会福祉課、消防本部 <u>予防課</u> 、 建築住宅課、課税課、収税課、 農業振興課、商工 <u>観光課</u> 関係機関：鎌ヶ谷市社会福祉協議会、 住宅金融支援機構、 千葉公共職業安定所 千葉県共同募金会	2 災害援護資金等の貸付け	3 住宅復興資金の融資	4 <u>罹災証明書等</u> の発行	5 災害公営住宅の建設等	6 租税の減免等	7 職業の斡旋	第2 地域経済の復旧 支援	1 農林業者への支援	責 任 者：市民生活部長 担 当：農業振興課、商工 <u>観光課</u>	2 中小企業者への融資
項 目		実施担当																																					
第1 被災者への支援	1 災害弔慰金等の支給	責 任 者：健康福祉部長、消防長、 都市建設部長、総務企画部長、 市民生活部長 担 当：社会福祉課、消防本部、 建築住宅課、課税課、収税課、 農業振興課、商工振興課 関係機関：鎌ヶ谷市社会福祉協議会、 住宅金融支援機構、 千葉公共職業安定所 千葉県共同募金会																																					
	2 災害援護資金等の貸付け																																						
	3 住宅復興資金の融資																																						
	4 被災証明書の発行																																						
	5 災害公営住宅の建設等																																						
	6 租税の減免等																																						
	7 職業の斡旋																																						
第2 地域経済の復旧 支援	1 農林業者への支援	責 任 者：市民生活部長 担 当：農業振興課、商工振興課																																					
	2 中小企業者への融資																																						
項 目		実施担当																																					
第1 被災者への支援	1 災害弔慰金等の支給	責 任 者：健康福祉部長、消防長、 都市建設部長、総務企画部長、 市民生活部長 担 当：社会福祉課、消防本部 <u>予防課</u> 、 建築住宅課、課税課、収税課、 農業振興課、商工 <u>観光課</u> 関係機関：鎌ヶ谷市社会福祉協議会、 住宅金融支援機構、 千葉公共職業安定所 千葉県共同募金会																																					
	2 災害援護資金等の貸付け																																						
	3 住宅復興資金の融資																																						
	4 <u>罹災証明書等</u> の発行																																						
	5 災害公営住宅の建設等																																						
	6 租税の減免等																																						
	7 職業の斡旋																																						
第2 地域経済の復旧 支援	1 農林業者への支援	責 任 者：市民生活部長 担 当：農業振興課、商工 <u>観光課</u>																																					
	2 中小企業者への融資																																						
風	4 - 2		(5)千葉県被災者生活再建支援金 社会福祉課は、同一の災害による住宅の全壊被害が10世帯に満たないなど、国の被災者生活再建支援制度の対象とならない場合で、<u>原則として、連たんした市町村の区域内の被害が合計10世帯において、</u>被災した市民に対し支給する支援金の申請受付を行い、県に報告する。 支援金の内容は、（4）被災者生活再建支援金に準ずる。	風	4-2		(5)千葉県被災者生活再建支援金 社会福祉課は、同一の災害による住宅の全壊被害が10世帯に満たないなど、国の被災者生活再建支援制度の対象とならない場合で、<u>一定の要件に該当する被害が発生した際は、</u>被災した市民に対し支給する支援金の申請受付を行い、県に報告する。 支援金の内容は、（4）被災者生活再建支援金に準ずる。																																

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁			修正前			頁			修正後								
風	4-5	4 <u>被災</u> 証明書の発行 課税課、収税課、商工 <u>振興</u> 課、消防本部は、家屋の被害調査の結果から「被災台帳」を作成し、被災者の「 <u>被災証明書</u> 」発行申請に対し、被災台帳で確認のうえ、発行する。 なお、被災台帳で確認できないときでも、申請者の立証資料をもとに客観的に判断できるときは「 <u>被災証明書</u> 」を発行する。 証明する範囲は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。 ■ <u>被災</u> 証明の担当及び証明の範囲	風	4-5	4 <u>罹災</u> 証明書等の発行 課税課、収税課、商工 <u>観光</u> 課、消防本部は、家屋の被害調査の結果から「被災台帳」を作成し、被災者の <u>罹災証明書等</u> の発行申請に対し、被災台帳で確認のうえ、発行する。 なお、被災台帳で確認できないときでも、申請者の立証資料をもとに客観的に判断できるときは <u>罹災証明書等</u> を発行する。 証明する範囲は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。 ■ <u>罹災</u> 証明等の担当及び証明の範囲												
		<table><tr><th>担 当</th><th>証 明 の 範 囲</th></tr><tr><td>課税課、収税課</td><td>家屋の全壊、<u>流失</u>、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、床上浸水、床下浸水、<u>一部損壊</u></td></tr><tr><td>商工<u>振興</u>課</td><td>事業書の全壊、流失、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、床上浸水、床下浸水、一部損壊</td></tr><tr><td>消 防 本 部</td><td>火災による焼損等</td></tr></table>			担 当	証 明 の 範 囲	課税課、収税課	家屋の全壊、 <u>流失</u> 、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、床上浸水、床下浸水、 <u>一部損壊</u>	商工 <u>振興</u> 課	事業書の全壊、流失、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、床上浸水、床下浸水、一部損壊	消 防 本 部	火災による焼損等	<table><tr><th>担 当</th><th>証明の範囲</th></tr><tr><td>課税課、収税課</td><td>家屋の全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、<u>準半壊に至らない（一部損壊）</u>、床上浸水、床浸水、<u>浸水</u></td></tr><tr><td>商工<u>観光</u>課</td><td>家屋の全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、<u>準半壊に至らない（一部損壊）</u>、床上浸水、床浸水、<u>浸水</u></td></tr><tr><td>消防本部<u>予防課</u></td><td>火災による焼損等</td></tr></table>	担 当	証明の範囲	課税課、収税課	家屋の全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、 <u>準半壊に至らない（一部損壊）</u> 、床上浸水、床浸水、 <u>浸水</u>
担 当	証 明 の 範 囲																
課税課、収税課	家屋の全壊、 <u>流失</u> 、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、床上浸水、床下浸水、 <u>一部損壊</u>																
商工 <u>振興</u> 課	事業書の全壊、流失、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、床上浸水、床下浸水、一部損壊																
消 防 本 部	火災による焼損等																
担 当	証明の範囲																
課税課、収税課	家屋の全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、 <u>準半壊に至らない（一部損壊）</u> 、床上浸水、床浸水、 <u>浸水</u>																
商工 <u>観光</u> 課	家屋の全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、 <u>準半壊に至らない（一部損壊）</u> 、床上浸水、床浸水、 <u>浸水</u>																
消防本部 <u>予防課</u>	火災による焼損等																
風	4 - 6	7 職業の斡旋 千葉公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職の斡旋を行う。 商工 <u>振興</u> 課は、市民にこれらの情報を提供する。	風	4-6	7 職業の斡旋 千葉公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職の <u>あっせん</u> を行う。 商工 <u>観光</u> 課は、市民にこれらの情報を提供する。												
風	4 - 7	・資料-10-8 <u>被災</u> 証明書・ <u>事実証明書</u> 関係様式	風	4-7	・資料-10-8 <u>鎌ヶ谷市罹災</u> 証明書等 <u>交付要綱</u> ・関係様式												
風	4-7	2 中小企業者への融資 商工 <u>振興</u> 課は、災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定を図るため、市制度融資の活用を促進するとともに、復旧に必要な資金及び事業用融資の周知・啓発を図る。	風	4-7	2 中小企業者への融資 商工 <u>観光</u> 課は、災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定を図るため、市制度融資の活用を促進するとともに、復旧に必要な資金及び事業用融資の周知・啓発を図る。												

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁			修正前	頁			修正後
大	2-2		2 消火・救助・救急活動 消防班は、速やかに火災及び死傷者等の状況を把握するとともに、迅速に消防活動を行う。また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消防活動の応援要請を行う。 消防班は、救助活動及び負傷者等を救急指定病院に搬送する。事務局は、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、市町村に応援を要請する。民間からは、救助用資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。 なお、詳細は、地震編 第3章応急対策計画第5節「<u>救出・救急・消防</u>」参照。	風	4-9		2 消火・救助・救急活動 消防班は、速やかに火災及び死傷者等の状況を把握するとともに、迅速に消防活動を行う。また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消防活動の応援要請を行う。 消防班は、救助活動及び負傷者等を救急指定病院に搬送する。事務局は、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、市町村に応援を要請する。民間からは、救助用資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。 なお、詳細は、地震編 第3章応急対策計画第5節「<u>消防・救助・救急</u>」参照。
大	2-5		2 消火・救助・救急活動 消防班、消防団は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。 また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。 消防班は、救助活動を行い負傷者等を医療機関に搬送する。 事務局は、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、市町村に応援を要請する。民間からは救助用資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。 なお、詳細は、地震編 第3章応急対策計画第5節「<u>救出・救急・消防</u>」参照。	大	3-2		2 消火・救助・救急活動 消防班、消防団は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。 また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。 消防班は、救助活動を行い負傷者等を医療機関に搬送する。 事務局は、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、市町村に応援を要請する。民間からは救助用資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。 なお、詳細は、地震編 第3章応急対策計画第5節「<u>消防・救助・救急</u>」参照。

鎌ケ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

修正前			修正後		
大	中	小	大	中	小
大	3-1	2 消火・救助・救急活動 消防班は、化学消火薬剤等による消火活動を行う。 また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。 消防班は、乗客、地域住民救出のため、救出班を編成し、担架等必要な資機材を投入して救出にあたる。 衛生医療班は、災害現場に救護所を設置する。 負傷者の救護は、県医師会、県歯科医師会、日赤千葉県支部、県薬剤師会、災害拠点病院等の協力機関が編成する医療チームが実施するが、緊急を要する場合又は不足する場合は、鎌ケ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、千葉県柔道整復師会船橋鎌ケ谷支部、鎌ケ谷総合病院に応援を要請する。 消防班は、応急措置を施した負傷者を救急指定病院等に搬送する。 なお、詳細は、地震編 第3章応急対策計画第5節「<u>救出・救急・消防</u>」、第6節「応急医療救護」参照。	大	4-2	2 消火・救助・救急活動 消防班は、化学消火薬剤等による消火活動を行う。 また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。 消防班は、乗客、地域住民救出のため、救出班を編成し、担架等必要な資機材を投入して救出にあたる。 衛生医療班は、災害現場に救護所を設置する。 負傷者の救護は、県医師会、県歯科医師会、日赤千葉県支部、県薬剤師会、災害拠点病院等の協力機関が編成する医療チームが実施するが、緊急を要する場合又は不足する場合は、鎌ケ谷市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会、千葉県柔道整復師会船橋鎌ケ谷支部、鎌ケ谷総合病院に応援を要請する。 消防班は、応急措置を施した負傷者を救急指定病院等に搬送する。 なお、詳細は、地震編 第3章応急対策計画第5節「<u>消防・救助・救急</u>」、第6節「応急医療救護」参照。
大	3-4	1 連絡体制の整備 東武鉄道株式会社、<u>新京成電鉄株式会社</u>及び北総鉄道株式会社と連携を取り、鉄道災害について情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。	大	4-4	1 連絡体制の整備 東武鉄道株式会社、<u>京成電鉄株式会社</u>及び北総鉄道株式会社と連携を取り、鉄道災害について情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。
大	3-5	2 消火・救助・救急活動 消防班は、速やかに火災の状況を把握するとともに消火活動を行う。 また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。 消防班は、救助活動を行い、負傷者等を救急指定病院に搬送する。事務局は、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、市町村に応援を要請する。民間からは救助用資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。 なお、詳細は、地震編 第3章応急対策計画第5節「<u>救出・救急・消防</u>」参照。	大	4-5	2 消火・救助・救急活動 消防班は、速やかに火災の状況を把握するとともに消火活動を行う。 また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。 消防班は、救助活動を行い、負傷者等を救急指定病院に搬送する。事務局は、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、市町村に応援を要請する。民間からは救助用資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。 なお、詳細は、地震編 第3章応急対策計画第5節「<u>消防・救助・救急</u>」参照。

鎌ヶ谷市地域防災計画【改訂案】新旧対照表

頁			修正前	頁			修正後
	大	3-7	1 情報収集・伝達体制 消防班、都市建設2班・3班は、道路災害によって多数の死傷者が発生したときは、<u>県</u>警察、東葛飾土木事務所へ通報する。 事務局は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。		大	4-7	1 情報収集・伝達体制 消防班、都市建設2班・3班は、道路災害によって多数の死傷者が発生したときは、警察、東葛飾土木事務所へ通報する。 事務局は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。
	大	3-7	2 救助・救急 消防班は、救助活動を行い負傷者等を救急指定病院に搬送する。 また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、市町村に応援を要請する。民間からは救助用資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。 なお、詳細は、地震編 第3章応急対策計画第5節「<u>救出・救急・消防</u>」参照。		大	4-7	2 救助・救急 消防班は、救助活動を行い負傷者等を救急指定病院に搬送する。 また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、市町村に応援を要請する。民間からは救助用資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。 なお、詳細は、地震編 第3章応急対策計画第5節「<u>消防・救助・救急</u>」参照。